

塩谷町地域防災計画

第1部 共通編

令和元年度修正

(修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第1章	総則.....	共-1
第1節	計画の目的等	共-1
第1	計画の目的	共-1
第2	計画の性格	共-1
第3	計画の構成	共-1
第4	計画の修正	共-1
第5	原子力災害対策編修正に際し尊重すべき指針.....	共-2
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱.....	共-3
第1	防災関係機関等の責務.....	共-3
第2	防災関係機関等の業務の大綱	共-4
第3節	塩谷町の防災環境	共-11
第1	自然的条件	共-11
第2	社会的条件	共-13
第3	社会構造の変化に対する防災面の対応	共-16
第4節	災害履歴	共-17
第1	風水害.....	共-17
第2	地震	共-21
第3	火山災害.....	共-24
第4	火災	共-26
第5節	被害想定	共-28
第1	地震被害想定	共-28
第2	浸水被害想定	共-32
第6節	本計画の見直しの理念と視点	共-33
第1	目指すべき防災対策の方向性	共-33
第2	計画見直しの視点	共-33

第1章 総則

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第1 計画の目的

塩谷町地域防災計画（以下「計画」という。）は、塩谷町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

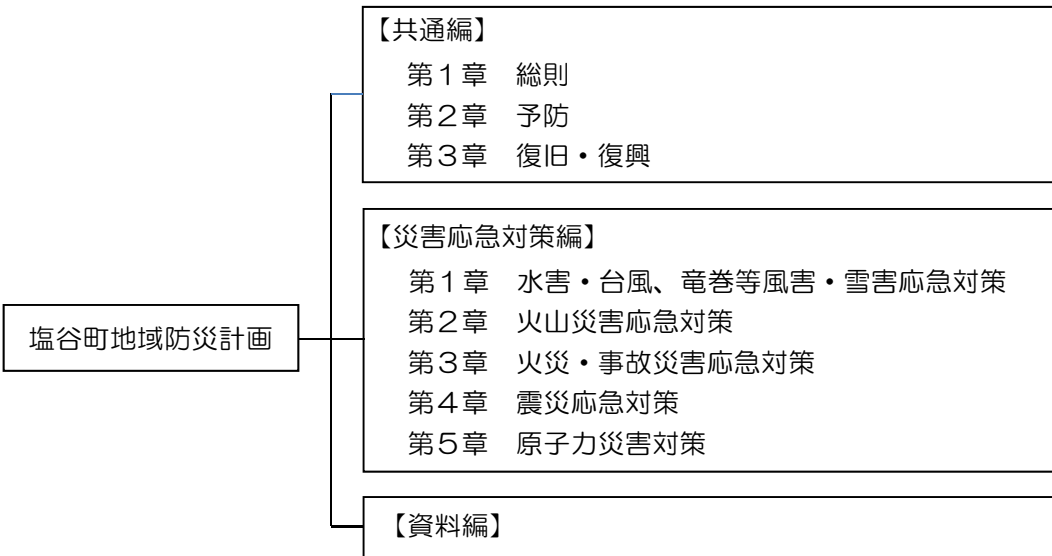
第2 計画の性格

この計画は、防災基本計画（中央防災会議）に基づくとともに、栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び塩谷町防災会議条例（昭和39年塩谷町条例第3号）第2条の規定に基づき、塩谷町防災会議が策定するものであり、町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

なお、この計画は、防災に係る基本事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 計画の構成

この計画は、総則、予防及び復旧・復興をまとめた「共通編」、水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策、火山災害応急対策、火災・事故災害応急対策、震災応急対策、原子力災害対策をまとめた「災害応急対策編」、関連する参考資料をまとめた「資料編」の3編で構成する。



第4 計画の修正

町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第5 原子力災害対策編修正に際し尊重すべき指針

原子力災害対策編の修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成24年10月策定、平成30年7月改正。以下「防災指針」という。）及び「原子力災害対策の手引き」（平成27年3月策定）を十分に尊重するものとする。

総則	
予防	共通編
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧復興対策が的確、円滑に実施されるよう、町、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町や県等による「公助」はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等組織力による支援である「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 県

県は、町や他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

2 町・消防機関

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、町の責務が十分に果たされるよう協力を行う。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 町民

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

〈資料編1 防災関係機関一覧〉

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

資料編

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 塩谷町

共通編		処理すべき業務等の大綱
総則	予防	1 災害予防対策 ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 エ 災害危険箇所の災害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 ク 自主防災組織等の育成支援 ケ ボランティア活動の環境整備 コ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 サ その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害予防の実施
	復旧・復興	
災害 応急 対策 編	水害等	2 災害応急対策 ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立 ウ 災害救助法の適用運用 エ 消火・水防等の応急措置活動 オ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 カ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 キ 緊急輸送体制の確保 ク 緊急物資の調達・供給 ケ 災害を受けた児童、生徒の応急教育 コ 施設、設備の応急復旧 サ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 シ 住民への広報活動 ス ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 セ 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限 ソ その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
	火山	
	火災・事故	
	震災	
	原子力	
資料 編		3 災害復旧・復興対策 ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 民生の安定化対策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 県

処理すべき業務等の大綱	
1 災害予防対策	
ア 防災に関する組織の整備・改善	
イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施	
ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進	
エ 災害危険箇所の災害防止対策	
オ 防災に関する施設・設備の整備、点検	
カ 災害応急対策又は復旧に必要な物質・資材の備蓄、整備、点検	
キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検	
ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検	
ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備	
コ 自主防災組織等の育成支援	
サ ボランティア活動の環境整備	
シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	
ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善	
セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施	
2 災害応急対策	
ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保	
イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立	
ウ 専門家等の派遣要請	
エ 災害救助法の運用	
オ 消火・水防等の応急措置活動	
カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施	
キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置	
ク 緊急輸送体制の確保	
ケ 緊急物資の調達・供給	
コ 災害を受けた児童、生徒の応急教育	
サ 施設、設備の応急復旧	
シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持	
ス 県民への広報活動	
セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入	
ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整	
タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限	
チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示	
ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	
3 災害復旧・復興対策	
ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	
イ 民生の安定化対策の実施	
ウ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理	
エ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施	
オ 損害賠償の請求等に係る支援	
カ 風評被害による影響等の軽減	
キ 各種制限の解除	
ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施	

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

3 警察

機関名	業務の大綱
矢板警察署 玉生駐在所 船生第1駐在所 船生第2駐在所 大宮駐在所	災害時における治安、交通、通信等の対策に関すること

4 消防機関

機関名	業務の大綱
塩谷広域行政組合消防本部 塩谷消防署	災害時における消防、救急、救助その他防災に関すること

5 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
関東農政局 (大田原地域センター)	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等の把握と緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること 3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること (3) 風評被害対策に関すること
関東森林管理局 (塩那森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉦業の従事者の義務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉦山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

県計画に基づき修正

機関名	業務の大綱
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
栃木労働局 (今市労働基準監督署)	1 産業安全（鉱山関係を除く）に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
関東地方整備局	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

6 自衛隊

機関名	処理すべき業務の大綱等
陸上自衛隊 第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

7 指定公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
日本郵便(株) (玉生集配センター・大宮支局・船生支局)	- 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 - 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 - 災害特別事務取扱い - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	- 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事 - 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事 - 義援金品の募集、配分に関する事 - 日赤医療施設等の保全に関する事 - 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事
日本放送協会 (宇都宮放送局)	- 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 - 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 - 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 - 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本電信電話(株) (栃木支店)	- 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 - 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事 - 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事 - 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 - 災害復旧及び被災地における情報流通について町民、国、県、町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事
KDD I (株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	- 通信施設の運用と保全に関する事 - 災害時における通信のそ通の確保に関する事
(株)NTTドコモ (栃木支店)	- 移動通信施設の運用と保全に関する事 - 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事
東京電力パワーグリッド(株) (栃木総支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。

機関名	処理すべき業務の大綱等
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 県、町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
塩谷地区広域行政組合環境 クリーンセンター	廃棄物等の処理に関すること し尿等の処理に関すること
(一社) 栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
塩谷環境衛生事務組合	廃棄物等の処理に関すること
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報 事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
(一社) 栃木県トラック協会 (一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること
しおや土地改良区 船生土地改良区 風見上平土地改良区	水門、水路の操作に関すること

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
塩野谷農業協同組合塩谷地区営農生活センター 塩谷地方農業共済組合 たかはら森林組合	1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
塩谷町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
塩谷郡市医師会	災害時における医療救護活動に関すること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること 4 被ばく医療への協力に関すること 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること

<資料編〇 防災関係機関連絡先一覧>

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	資料編

第3節 塩谷町の防災環境

第1 自然的条件

1 位置

本町は、栃木県の中央よりやや北部に位置し、東京から約120km、宇都宮市から約28kmの距離にある。東は矢板市、西は日光市、南はさくら市と宇都宮市、北は那須塩原市にそれぞれ接している。

本町の位置

区 分	方位	地 名	経 緯 度	
本町の位置	極東	肘内地区	東経139度56分34秒	北緯36度43分14秒
	極西	道谷原地区	東経139度43分47秒	北緯36度48分06秒
	極南	肘内地区	東経139度55分21秒	北緯36度42分55秒
	極北	高原地区	東経139度47分15秒	北緯36度54分16秒
役場の位置	住所	大字玉生741番地	東経139度51分02秒	
	標高	海拔255m	北緯36度46分05秒	

2 地勢

(1) 面積・地形

本町は、東西18km、南北21kmの広がりを持つ三角形に近い形をなし、面積は170.06km²で、町域面積の約6割を山林原野が占める。

町の北部は、日光国立公園の一部である高原山を頂点とした山林地帯で、林産資源に富み、一級河川の荒川（東側）と鬼怒川（西側）が町の両側を囲みながら南流し、中央部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

また、玉生付近を境として、東側は地滑りや断層の存在しない平坦地と丘陵地からなり、西側は急峻な地形が多く、がけ崩れ地や断層も存在する。町の標高が最も高いところは、高原地区の釈迦ヶ岳の海拔1,794.9mで、最も低いところは肘内地区の海拔181mである。

(2) 地質

本町の平坦地や丘陵地の地層は、砂礫層やローム層等からなり、地盤は比較的強い。東日本大震災では、本町は震度5弱の揺れに見舞われたが、建物及び人的被害やライフラインの停止等、大きな被害は発生しなかった。

(3) 活断層

本町北東部には、国が定める主要114活断層帯の1つとして位置付けられている「関谷断層」がある。

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島一栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、本町北東部に至る長さ約40kmの活断層である。国の調査・分析によると、関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。

また、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

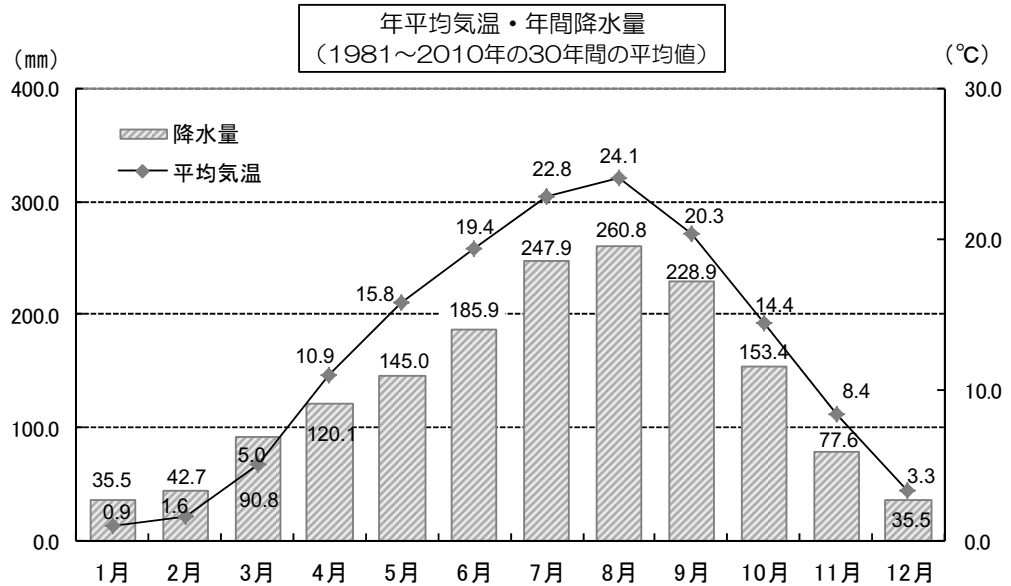
資料編

3 気候

本町の気候は、夏季に降雨が集中し、冬季と夏季の温度差が大きい内陸性気候の特徴がみられる。過去30年間（1981年～2010年まで）の年平均気温は12.3℃、月別の最低平均気温は1月の0.9℃、最高平均気温は8月の24.1℃となっている。

また、年間平均降水量は約1,624mmで、7月～9月にかけて多く、冬に少ない傾向にある。

風向の特徴としては、冬季に「那須おろし」と呼ばれる北寄りの季節風が強く吹く。



資料：宇都宮地方気象台（塩谷観測所の値）

第2 社会的条件

1 人口

平成27年10月1日現在の国勢調査における本町の人口は11,495人で、漸減傾向にある。また、世帯数は平成22年までは増加傾向にあったが、平成27年に減少に転じている。1世帯あたりの人数も年々減少しており、少子化・核家族化が進行している。

年齢別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、ともに減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、平成27年の高齢化率は33.0%と、県平均の25.9%を大きく上回っている。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、災害時における安否確認や避難誘導支援等の対策の強化が求められる。

人口・総世帯数等の推移

年	人口 (人)	増減		総世帯数 (世帯)	1世帯 当たり人数 (人/世帯)	高齢者	
		人数(人)	率(%)			人口(人)	割合(%)
平成2年	14,898	△250	△1.65	3,594	4.15	2,491	16.72
〃 7年	14,729	△169	△1.13	3,724	4.00	2,946	20.00
〃 12年	14,171	△558	△3.79	3,817	3.69	3,211	22.66
〃 17年	13,462	△709	△5.00	3,841	3.50	3,415	25.37
〃 22年	12,560	△902	△6.70	3,828	3.30	3,489	27.78
〃 27年	11,495	△1,065	△8.48	3,696	3.11	3,791	32.98

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移

(人、()内は構成比)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	2,974 (20.0)	2,569 (17.4)	2,127 (15.0)	1,689 (12.5)	1,437 (11.4)	1,177 (10.2)
15～64歳	9,433 (63.3)	9,214 (62.6)	8,832 (62.3)	8,358 (62.1)	7,634 (60.8)	6,522 (56.8)
65歳以上	2,491 (16.7)	2,946 (20.0)	3,212 (22.7)	3,415 (25.4)	3,489 (27.8)	3,791 (33.0)
計	14,898 (100.0)	14,729 (100.0)	14,171 (100.0)	13,462 (100.0)	12,560 (100.0)	11,495 (100.0)

資料：国勢調査

2 土地利用の状況

本町の土地利用は、町の総面積176.06km²のうち山林が6割弱を占めている。

また、高原山麓の平地部には、農用地を主体に玉生・船生・大宮の市街地や集落が形成されている。

(単位：km²)

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成29年 (構成比)	176.06 (100)	23.90 (13.6)	3.02 (1.7)	4.69 (2.7)	0.25 (0.1)	98.27 (55.8)	1.47 (0.8)	4.61 (2.6)	39.85 (22.6)

資料：栃木県市町村課

3 産業構造

本町の産業別就業人口の割合をみると、第一次産業及び第二次産業就業人口割合が年々減少する一方で、第三次産業人口割合が増加傾向にあり、過半数が第三次産業に就業している。

産業別就業人口の推移

(単位：人、()内は構成比)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	1,579 (20.1)	1,335 (17.2)	1,104 (14.9)	1,070 (15.1)	915 (14.2)	824 (13.6)
第二次産業	3,032 (38.6)	3,003 (38.7)	2,775 (37.6)	2,486 (35.0)	2,186 (33.9)	1,919 (31.8)
第三次産業	3,244 (41.3)	3,414 (44.0)	3,494 (47.3)	3,518 (49.5)	3,288 (51.0)	3,191 (52.8)
合計	7,856 (100.0)	7,757 (100.0)	7,386 (100.0)	7,102 (100.0)	6,499 (100.0)	6,041 (100.0)

注) 合計欄には、区分不能者を含む。

資料：国勢調査

4 交通

(1) 道路交通

本町の道路は、東西軸を国道461号、主要地方道今市氏家線が、南北軸を主要地方道藤原宇都宮線等が形成し、近隣市町を結ぶ重要な幹線道路の役割を果たしている。

また、これらの路線の一部についてはバイパス化され、安全で安心な道路整備が図られている。

令和3年度には、県道今市氏家線風見工区(2車線、2.3km)の開通が予定されており、観光周遊ネットワークの強化等が期待されている。

町道については、住民生活に直結するものであり、自宅から国道等の主要道まで安心して移動できるよう計画的な整備が求められる。このため、幅員狭小や屈曲部及び歩道等の整備を図る必要がある。

道路現況

(平成29年4月1日現在)

	実延長 (m)		改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
一般国道・県道等	一般国道	11,980	50,146	76.1	57,159	86.7
	主要地方道	44,185				
	一般県道	9,760				
	計	65,925				
町道	1級	41,828	192,454	75.0	205,851	80.3
	2級	30,846				
	その他	183,828				
	計	256,502				

資料：栃木県道路保全課

(2) 公共交通

本町には鉄道がなく、バス路線網が整備されており、本町と宇都宮市を結ぶ「民間路線バス」2系統と日光市と矢板市を結ぶ「生活路線バス」4系統のほかに、65歳以上の高齢者を対象とし、町内各施設や町外の5病院へ無料で利用が可能な福祉ワゴン（ユリピーワゴン）と小中学生の通学手段であるスクールバスがそれぞれ運航されている。

このうち、「民間路線バス」の利用者が少ない現状であり、「生活路線バス」についても、4～6月の利用は多い一方で、夏休み期間の8月や冬期の2～3月の利用が少なくなっている。

今後も安心して日常生活を送ることができる持続可能な公共交通網の確保を目指して、利用の利便性向上や利用しやすいバスの環境整備、住民の利用促進に向けた取り組み等を推進していく必要がある。

町内の公共交通概要

公共交通		事業者	備考
路線バス	生活路線バス （東西方向）	しおや交通(株) （日光市、塩谷町、矢板市が委託）	
	バス事業者路線 （南北方向）	関東自動車(株)	
福祉ワゴン（ユリピーワゴン）		大新東株式会社（塩谷町が委託）	令和2年3月運行終了
スクールバス		大新東株式会社 有限会社ティ・オー・ピー・エス （TOPS） （塩谷町が委託）	
デマンド交通		大新東株式会社（塩谷町が委託）	令和2年4月運行開始予定

資料：塩谷町地域公共交通網形成計画（平成29年3月）他

第3 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 人口減少・高齢化に伴う防災対策

人口減少・高齢化に伴う地域社会の災害に対する脆弱化に対応するため、河川改修や治山・治水対策、道路網や情報通信網等災害に強い防災基盤の整備を推進するとともに、地域での助け合いによる地域防災力の強化を図る。

2 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉対策と連携して行うとともに、要配慮者関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

核家族化や少子化、共働き世帯の増加等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4節 災害履歴

これまでに本町に被害や影響を及ぼした主な気象災害や火災、地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 風水害

1 風水害の種類と特性等

風、雨等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を上げると、概ね次表のとおりである。

風水害の種類等

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中して降る降雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	・台風に伴う強風 ・竜巻

2 風水害の発生状況

昭和以降に本町で発生した風水害の発生状況を見ると、7月～9月頃にかけて台風や大雨等による被害が発生している。

主な風水害一覧（昭和以降）

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
1947	昭和22年9月15日	カスリーン台風	荒川圏内では、全壊家屋8戸、半壊家屋13戸、流出家屋6戸、床上浸水360戸、床下浸水182戸、田畑冠水545.9haの被害が発生
1948	昭和23年9月15日	台風21号	荒川圏内では、床上浸水49戸、床下浸水80戸、田畑冠水164.1haの被害が発生
1949	昭和24年6月	ステラ台風	荒川圏内では、半壊家屋8戸、床上浸水47戸、床下浸水69戸、田畑冠水512.3haの被害が発生
	昭和24年9月1日	キティ台風	
	昭和24年9月21日	前線	

総則	共通編
予防	災害
復旧・復興	応急対策編
水害等	資料編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
1950	昭和25年8月	台風21号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田畑冠水209.3haの被害が発生
1957	昭和32年7月22日	梅雨前線	荒川圏内では、床上浸水1戸、床下浸水43戸、田畑冠水191.8haの被害が発生
1958	昭和33年7月22日	台風11号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田畑冠水120haの被害が発生
1959	昭和34年8月8日	台風6号	荒川圏内では、床上浸水1戸、床下浸水3戸、田畑冠水60haの被害が発生
	昭和34年8月14日	台風7号	
1961	昭和36年6月27日	梅雨前線豪雨	荒川圏内では、床上浸水4戸、床下浸水3戸、田畑冠水40haの被害が発生
1966	昭和41年6月28日	台風4号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水5戸、田畑冠水102haの被害が発生
	昭和41年8月14日	台風26号	
1975	昭和50年5月6日 ～7月17日	降ひょう	発生日：5月6、20、27、29日、6月3、9、27日、 7月17日 発生場所：芳賀、河内、塩谷、下都賀、上都賀、那須（南） の各都市 農作物被害：1,278,047千円
1982	昭和57年4月16日 ～6月20日	降ひょう	発生日：4月16日、5月18日、25日、6月8日、9日、 20日 発生場所：那須、塩谷、河内、芳賀、上都賀、下都賀、安 蘇の各都市 農作物被害：1,314,970千円
1986	昭和61年8月4日 ～8月5日	台風10号	荒川圏内では、全壊家屋1戸、半壊6戸、床上浸水14戸、 床下浸水101戸、農地浸水88haの被害が発生 塩谷町の降水量（4、5日の合計）：222mm
1986	昭和61年9月2日 ～9月3日	台風15号	県全体では、床下浸水27戸、被害総額：1,777,624千円 塩谷町の降水量（2、3日の合計）：146mm
1989	平成元年7月25日 ～7月27日	大雨	県全体では、床下浸水41、道路13、河川91、砂防1、 電話784回線、被害総額：1,100,147千円 塩谷町の降水量（25、26日の合計）：152mm
1990	平成2年8月9日 ～8月11日	台風11号	県全体では、軽傷1、一部破損1、床上浸水10、床下浸 水109、非住家22、り災者10世帯35人、道路263、橋 梁7、河川705、砂防29、崖くずれ23、電話197回線、 被害総額：13,896,865千円 塩谷町の降水量（9、10日の合計）：207mm
1990	平成2年9月19日 ～9月20日	竜巻及び台風 19号	台風第19号の影響下の19日22時20分頃、壬生町から 宇都宮市にかけて竜巻が発生し、軽傷者及び住家の被害等 がでた。 県全体では、軽傷25、全壊30、半壊37、一部破損343、 床下浸水16、非住家335、り災者67 世帯227人、文教 施設1、道路37、橋梁1、河川41、水道2戸、電話510回 線、電気170戸、被害総額：1,741,275千円 塩谷町の降水量（19、20日の合計）：65mm
1991	平成3年8月20日 ～8月21日	台風12号	県全体では、全壊2、半壊3、一部損壊1、床上浸水73、 床下浸水795、非住家141、り災者82世帯 258人、田の 流出・埋没12.00ha、畑の流出・埋没0.04ha、文教施設 5、道路265、橋梁28、河川670、砂防31、崖崩れ54、 水道5戸、電話583回線、被害総額：18,299,830千円 塩谷町の雨量（20、21日の合計）：228mm
1998	平成10年8月26日 ～8月31日	8月末豪雨	荒川圏内では、宅地等浸水6ha、農地浸水20haの被害 が発生 塩谷町の降水量（期間合計）：567mm

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
2001	平成13年8月21日 ～8月23日	台風11号	県全体では、床下浸水15、道路29、橋梁9、河川280、砂防17、崖崩れ21、水道370戸、電話250回線、電気1,039戸、被害総額：7,026,099千円 塩谷町の降水量（21、22日の合計）：168mm
2002	平成14年7月9日 ～7月11日	梅雨前線豪雨 及び台風6号	荒川圏内では、農地が浸水被害や国道294号も通行止めになる被害が発生
2004	平成16年10月9日 ～10月10日	台風22号	県全体では、床下浸水1、道路11、河川103、砂防3、崖崩れ4、電話8回線、被害総額：1,336,492千円 塩谷町の降水量（9日）：118mm
2004	平成16年10月20日	台風23号	県全体では、軽傷1、床下浸水9、道路8、河川33、崖崩れ12、電話20回線、被害総額：656,536千円 塩谷町の降水量：130mm
2006	平成18年6月16日	豪雨	県全体では、軽傷2、一部損壊1、床下浸水11、道路9、橋梁1、河川40、崖崩れ18、電話1回線 被害総額：488,836千円 塩谷町の降水量：91mm
2007	平成19年9月5日 ～9月7日	台風9号	県全体では、軽傷9、一部損壊11棟 9世帯13人、床上浸水2棟、床下浸水4棟、非住家1棟、田（冠水）1ha、畑（冠水）11ha、文教施設4、道路35、橋梁1、河川84、砂防1、清掃施設1、崖くずれ25、鉄道不通1箇所、水道（断水）125戸、電話（不通）191回線、電気（停電）3,829戸、被害総額：1,918,454千円 塩谷町の降水量（5～7日の合計）：123mm
2008	平成20年5月20日	大雨	県全体では、軽傷2、床下浸水1棟 1世帯1人、道路21、河川1、崖崩れ3、電話（不通）10回線 被害総額：23,485千円 塩谷町の降水量：102mm
2012	平成24年6月19日	台風4号	台風第4号が栃木県付近を通過した影響で、県内は19日から20日にかけて雨・風ともに強まった。 県全体では、負傷者1名、一部損壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水8棟、公共建物1棟、その他9棟、文教施設1箇所、病院1箇所、道路20箇所、橋梁1箇所、河川58箇所、砂防1箇所、がけ崩れ12箇所、電話57回線 被害総額：1,264,021千円 塩谷町の降水量：87.5mm
2013	平成25年9月4日	竜巻	9月4日12時20分頃、鹿沼市茂呂から宇都宮市飯田町をとり、鹿沼市栃窪にかけて突風が発生。また、同日12時50分頃、塩谷町太久保から矢板市荒井にかけても突風が発生し、倒木や住家の屋根瓦の飛散等の被害をもたらした。 塩谷町の被害状況 ・住家被害：一部損壊6棟 ・非住家被害：全壊2棟、一部損壊6棟
2013	平成25年10月15日	台風26号	台風26号が16日未明から朝にかけて関東の東海上を通過した。また、本州の南岸には前線が停滞していた。このため、栃木県では暴風を伴った大雨となった。 県全体では、負傷者20名（うち重傷1名）、住家の半壊2棟、一部損壊205棟、公共建物53棟、その他181棟、文教施設13箇所、病院17箇所、道路132箇所、河川2箇所、清掃施設1箇所、崖崩れ3箇所、鉄道不通1箇所、電話954回線、電気5,514戸、ブロック塀71箇所、り災世帯数1世帯、り災者数2人、被害総額：1,086,762千円 塩谷町の被害：一部損壊25棟 塩谷町の降水量（15、16日の合計）：99mm
2015	平成27年9月9日 ～9月10日	台風18号	台風第18号が9日9時半に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。9日から11日にかけて、台風18号から変わった温帯低気圧

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

災害
応急
対策
編

火山

火災・事故

震災

原子力

資料
編

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急対策編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
			に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方で記録的な大雨となった。 栃木県では、9日から10日にかけて、総降水量600mmを超えた地域があるなど、記録的な豪雨に見舞われた。また、10日0時20分に県全域に特別警報（大雨）が発表され、土砂災害、浸水、河川の氾濫等が発生し、住民や住家、ライフライン等に甚大な被害が発生した。 塩谷町でも、床上浸水1棟、床下浸水3棟等の被害が発生した。 県全体では、死者3名、負傷者6名（うち重傷2名）、全壊22棟、半壊967棟、一部損壊29棟、床上浸水1,100棟、床下浸水3,938棟、非住家292棟、公共建物2棟、その他290棟、文教施設20箇所、病院10箇所、道路1,129箇所、橋梁79箇所、河川770箇所、砂防55箇所、清掃施設4箇所、崖崩れ828箇所、水道39,953箇所、電話291回線、電気17,403戸、ガス28戸、り災世帯数2,243世帯、り災者数4,127人 被害総額：32,006,347千円 塩谷町の降水量：（9日、10日の合計）：280.5mm
2019	令和元年10月12日～10月13日	台風19号	台風第19号の接近に伴い、栃木県では10月12日から13日にかけて、強い風が吹き猛烈な雨が降った。 10月11日00時から13日09時までの総降水量は、塩谷観測所で423.0mmとなり、10.5mの最大風速を観測した。また、12日18時45分に、土砂災害警戒情報が、19時50分に、特別警報（大雨）が発表された。この台風により、町内で床上浸水2棟、床下浸水25棟の住家被害のほか、2か所で土砂崩れ等が発生した。 台風19号における町の災害対応と教訓は、次のとおりである。 ・ 教育部は、町役場と離れているが、町役場と連携し、避難所運営に対応した。 ・ 避難所運営を輪番で対応していたため、新たな避難所の開設が困難だった。 ・ 認定こども園職員等の本庁職員以外への災害対応の意識付けが必要だった。 ・ 避難所の開設を判断する総務課と、避難所を運営する部署とのより一層の連携が必要だった。

※荒川圏の市町：矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、市貝町

資料：一級河川 那珂川水系荒川圏域河川整備計画、栃木県地域防災計画資料編、宇都宮地方気象台

第2 地震

1 本町を取り巻く地震の環境

(1) 足尾付近での地震活動

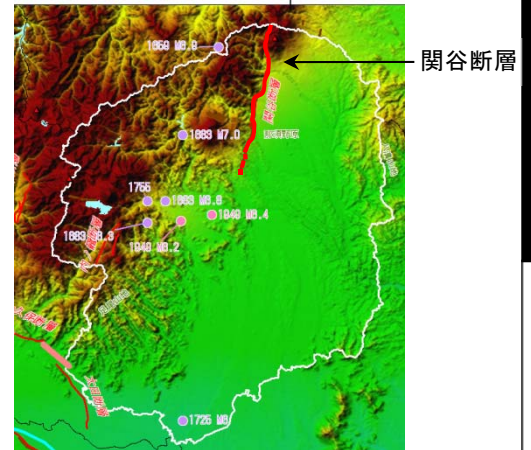
日光・足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、地震活動との関係についてははっきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード6クラスの地震も稀に発生する。

(2) 関谷断層

福島一栃木県境から本町北東部に至る関谷断層は、国が定める主要114活断層帯の1つとして位置づけられている。

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

将来の活動としては、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されているが、国の調査・分析によれば、今後300年以内に大規模な地震を引き起こす可能性はほぼないと結論づけられている。



関谷断層位置図

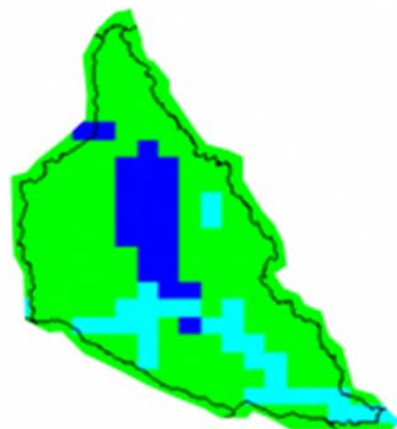
資料：地震調査研究推進本部

2 表層地盤のゆれやすさ

内閣府作成の「表層地盤のゆれやすさマップ」は、地形や地質調査等のデータを基に、地震が起きたときのゆれやすさを7色に分類して地図に示したものである。

地震による地表のゆれの強さは地震の規模（マグニチュード）、震源からの距離、地表地盤の3つによって決まり、マグニチュードが大きいほど、震源からの距離が近いほど地震によるゆれは大きくなる。

本町のゆれやすさマップをみると、町の中央部はゆれにくいことが示されている。



表層地盤のゆれやすさマップ（塩谷町）

計測震度増分	色	
1.0 ～ 1.65	赤	ゆれやすい ↑ ↓ ゆれにくい
0.8 ～ 1.0	オレンジ	
0.6 ～ 0.8	黄	
0.4 ～ 0.6	緑	
0.2 ～ 0.4	青	
0.0 ～ 0.2	水色	
-0.95 ～ 0.0	青	ゆれにくい

内閣府作成

3 本県に被害をもたらした主な地震

本県における過去の主な地震活動の状況は、次表に示すとおりである。

栃木県の地震活動状況

地震名	発生日年月日	地震の規模・被害の概要
岩代・下野地震	1659（万治2）年 4月21日	マグニチュード6 $\frac{3}{4}$ ～7.0。福島県との県境付近で発生したと考えられるこの地震により、県北部を中心に被害が生じ、塩原温泉一村（約80戸）がほとんど土砂に埋まり、死者が多数発生した。 那須でも100余棟が倒壊し、死者数10人、負傷者数名が発生した。
日光地震	1683（天和3）年 ①6月17日 ②6月18日 ③10月20日	① マグニチュード6.0～6.5。1683年4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また、卯の刻から子の刻まで地震89回発生。東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。 ② マグニチュード6.5～7.0。卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震196回発生。 ③ マグニチュード7.0。下野三依川五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。1～2日で地震760回余、また1日から晦日までで地震1,400回余発生
関東大震災	1923（大正12）年 9月1日	マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。 全国での最大震度6（当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定）。県内では震度5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生
今市地震	1949（昭和24）年 12月26日 ①8時17分 ②8時24分	ほぼ同程度の規模（①マグニチュード6.2②マグニチュード6.4）の地震が8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟の住家被害が発生。 地震の数日あるいは数か月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて有感79回、無感1,534回観測
東北地方太平洋沖地震	2011（平成23）年 3月11日 14時46分	マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及び観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。 最大震度7（宮城県栗原市）を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者15,866名、行方不明者2,946名、負傷者6,108名の人的被害、全壊130,436戸、半壊262,975戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生。（平成24年6月26日現在） 県内では最大震度6強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者4名、負傷者134名の人的被害、全壊265棟、半壊2,079棟の住家被害が発生。（平成24年7月10日現在）
-	2014（平成26）年 9月3日	マグニチュード5.1。震央地は栃木県北部（北緯36.9°、東経139.5°） 深さ7km

地震名	発生年月日	地震の規模・被害の概要
	16時24分	○県内 ・最大震度 5弱（日光） ・人的被害 — なし ・住家被害 — なし ・非住家被害 2棟（日光）
-	2014（平成26）年 9月16日 12時28分	マグニチュード5.6。震央地は茨城県南部（北緯36.1° ,東経139.9° ） 深さ47km ○県内 ・最大震度 5弱（佐野市・下野市） ・人的被害 — なし ・住家被害 — 一部破損2棟（足利・小山）
-	2016（平成28）年 11月22日 5時59分	マグニチュード7.4。震央地は福島県沖（北緯37.2° ,東経141.3° ） 深さ25km ○県内 ・最大震度 5弱（大田原市） ・被害無

資料：栃木県地域防災計画資料編等

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 火山災害

1 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。

このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。主な現象及びその特徴は、次のとおりである。

火山災害の種類と特徴

主な現象	特 徴
降下火砕物 （降灰等）	火山から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで、埋没等の被害が生じる場合があるほか、噴火の規模によっては風に乘って遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことは稀であるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火山から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1km程度以下と遅いため、徒歩による避難が可能である。稀に、溶岩の質や流下する地形によっては、時速十数km程度になる場合もある。
噴石 （火山弾等）	噴火に伴い、吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してから避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は100kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に、火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火山口湖の決壊や急激な融雪等により、発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30km～60kmになる。破壊力が大きく、通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生の引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い、火山口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

2 県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

県内では、「那須岳」、「日光白根山」、「男体山」、「高原山」の4火山が活火山に選定されている。

また、火山噴火予知連絡会は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として50火山を選定しており、県内からは「那須岳」と「日光白根山」が選定されている。

これらの火山については、気象庁が常時24時間体制で、火山活動を常時観測・監視している。

3 高原山の概要

概要	高原山は、栃木県北部に位置する火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西―東南東の割目群に伴う単成火山群がある。 活動は約50万年前には開始しており、約10万年前頃にはおもな活動を終止させた。 平成15（2003）年の活火山見直しで新たに活火山として選定された。
過去1万年間の噴火活動	約6500年前に北麓での水蒸気爆発と降灰の活動があり、溶岩ドーム（富士山）の形成があったと推定されている。
有史以降の火山活動	歴史時代の噴火記録は残されていないが、富士山近くの新湯では噴気活動がある。また、富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月及び1981～1982年に発生している。
周辺自治体	矢板市、那須塩原市、日光市、塩谷町

共通編	総則	
	予防	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等	火山
	火災・事故	震災
	原子力	
	資料編	

第4 火災

1 火災発生状況

町内において平成以降に発生した火災で、損害見積額1,000万円以上、建物焼失面積1,000㎡以上、死傷者3名以上に該当する火災は、次表のとおりである。

塩谷町の1990年～2017年における主な火災

年	出火日時	出火場所	出火原因	焼損面積 (㎡)	損害見積額 (千円)	負傷者	死者
1990	平成2年3月31日 午後10時00分	住宅	電気コタツ	119	11,749		
1991	平成3年4月8日 午後6時30分	住宅	煙突	119	10,021		
1992	平成4年11月21日 午前9時00分	住宅	不明	154	12,501		
1993	平成5年5月16日 午前5時00分	会社	不明	644	45,515		
1994	平成6年4月14日 午前5時20分	住宅	不明	166	14,406		
1994	平成6年12月30日 午後9時00分	住宅	電気配線の過熱	52	12,031		
1995	平成7年5月31日 午前10時05分	住宅	石油ストーブ	154	16,975	1	
1997	平成9年11月22日 午前1時20分	クラブハウス	不明	1,091	227,257		
1997	平成9年3月20日 午後6時50分	住宅	たき火	265	20,476		
1998	平成10年4月6日 午前8時20分	住宅	石油ストーブ	239	18,654		
2002	平成14年1月14日 午後0時40分	飲食店	たき火	387	83,591	1	
2002	平成14年2月21日 午前2時10分	事務所	不明	504	66,028		
2002	平成14年3月14日 午後3時00分	住宅	たき火	162	15,463		
2005	平成17年2月7日 午前1時00分	住宅	不明	336	14,403		
2005	平成17年3月2日 午前10時00分	住宅	放火	123	12,647		
2008	平成20年6月22日 午後7時40分	A施設	電気器具の絶縁劣化	30	15,429		
2009	平成21年1月8日 午後1時40分	N施設	不明	124	16,229		
2009	平成21年4月16日 午後7時30分	W宅	落雷	82	46,403		
2010	平成22年2月20日 午前12時20分	I宅	たき火	254	34,013		
2010	平成22年9月20日 午前11時00分	T宅	ガスコンロ	273	22,299	1	

2 最近の火災発生状況

過去10年間の火災の発生状況をみると、平成25年と平成28年を除くと、毎年10件前後発生している。

原因別では、「その他火災」と「建物火災」の発生件数が多い。

過去10年の原因別火災発生状況

	建物	林野	車両	野火延焼	その他	不明	計
平成21年	4	1		2	4		11
平成22年	3	1			6		10
平成23年	2	1			7		10
平成24年	3				4		7
平成25年	4	2		10	6	1	23
平成26年	1	2	1	3	6		13
平成27年	6			1	3		10
平成28年	1			1	2		4
平成29年	1	1	1		4		7
平成30年	3				3		6

資料：塩谷町

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

災害
応急
対策
編

資料
編

第5節 被害想定

第1 地震被害想定

栃木県では、県の地域防災計画や防災行政に反映させるとともに、市町の防災力・県民の自助力の向上等の一助とすることを目的として、本県及びその周辺で地震が発生した場合の被害を想定した。

平成25年度に学識経験者から構成される検証委員会の検討を受け、自然現象の予測、被害想定等の調査を実施した内容を公表している。

1 想定地震動

県の防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として、次の32パターンの地震動について被害想定を行っている。

想定地震動

種 類	設定基準	想定地震
活断層等の地震 (4パターン)	活断層等が確認されており、地震が発生した場合に本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震	関谷断層【M7.5】 関東平野北西縁断層帯【M8.0】 東京湾北部【M7.3】 茨城県南西部【M7.3】
活断層が確認されていない地域で起こりうる直下の地震(28パターン)	上記の地震の影響が小さい地域における防災行政等の参考とするどこでも起こりうる直下の地震	栃木県庁直下【M7.3、M8.0】 各市町直下の地震【M6.9】

想定震源モデルの緒元

想定地震名	地震タイプ	規模(M)	走向(°)	傾斜(°)	長さ(km)	幅(km)	地震発生確率(30年以内)
関谷断層を震源とする地震	地殻内	7.5	191.3	30	40	18	ほぼ0% ※1
関東平野北西縁断層帯を震源とする地震	地殻内	8.0	121.0	60	82	20	ほぼ0~0.008% ※2
東京湾北部を震源とする地震	プレート境界	7.3	296.0	23	64	32	70%程度 ※3
茨城県南西部を震源とする地震	プレート境界	7.3	296.0	23	64	32	70%程度 ※3
県庁直下に震源を仮定した地震	地殻内	7.3	191.3	30	30	18	
市役所、町役場直下に震源を仮定した地震	地殻内	6.9	191.3	90	18	16	

※1 関谷断層の長期評価について：地震調査研究推進本部，2004年5月

資料：栃木県地震被害想定調査

※2 関東平野北西縁断層帯の長期評価について：地震調査研究推進本部，2005年3月

※3 相模トラフ沿いの地震活動の長期評価について：地震調査研究推進本部，2004年8月

上記のうち、本町に影響を与える地震とされる「関谷断層を震源とする地震(M5)」、並びに町及び県の防災行政の参考として設定している「栃木県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)」、「塩谷町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)」におけるそれぞれの被害想定量を次に示す。

2 被害想定結果

(1) 関谷断層を震源とする地震（M7.5）

地震調査研究推進本部の長期評価では、今後30年以内の当該地震の発生確率は、ほぼ0%であるが、仮に地震が発生した場合は、本町を含め県内に大きな被害が発生するおそれがある。

関谷断層を震源とする地震による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	8	冬 深夜 最大風速+2σ の場合
		地震動	127	
		土砂災害	3	
		合計	138	
	半壊（棟）	液状化	15	
		地震動	771	
		土砂災害	7	
		合計	793	
	火災による 建物被害	出火件数（件）	0	
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者（建物倒壊による）		8	
	負傷者（建物倒壊による）		197	
	要救助者		18	
ライフライン 被害（直後）	上水道	断水人口（人）	2,193	冬18時 最大風速+2σ の場合
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	369	
	通信	不通回線（回線）	205	
	L Pガス	供給停止戸数（戸）	391	
交通施設 被害	道路被害 （箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	28	
避難者数 （当日・1日後） （人）	避難所		281	
	避難行動要支援者		49	
	避難所外		187	
帰宅困難者 （人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）		1,011	
	飲料水（リットル）		6,578	
	毛布（枚）		561	
	トイレ（基）		28	
災害廃棄物 発生量	可燃物（万t）		0.3	
	不燃物（万t）		1.0	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害		0	
	孤立集落	農業集落（集落）	2	

(2) 栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）

最大級の被害を想定した県庁直下を震源とする地震による本町の被害については、建物の全壊77棟、半壊783棟、死者4人、負傷者179人等と想定されている。

栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	8	冬 深夜 最大風速+2σ の場合
		地震動	65	
		土砂災害	3	
		合計	77	
	半壊（棟）	液状化	16	
		地震動	759	
		土砂災害	8	
		合計	783	
	火災による 建物被害	出火件数（件）	0	冬18時 最大風速+2σ の場合
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者（建物倒壊による）		4	
	負傷者（建物倒壊による）		179	
	要救助者		9	
ライフライン 被害（直後）	上水道	断水人口（人）	2,586	
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	171	
	通信	不通回線（回線）	92	
	L Pガス	供給停止戸数（戸）	467	
交通施設 被害	道路被害 （箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	27	
避難者数 （当日・1日後） （人）	避難所		202	
	避難行動要支援者		35	
	避難所外		135	
帰宅困難者 （人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）		727	
	飲料水（リットル）		7,759	
	毛布（枚）		404	
	トイレ（基）		20	
災害廃棄物 発生量	可燃物（万 t）		0.2	
	不燃物（万 t）		0.6	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害	破損等	1	
	孤立集落	農業集落（集落）	0	

(3) 塩谷町役場直下に震源を仮定した地震（M6.9）

塩谷町役場直下を震源とする地震による本町の被害については、建物の全壊426棟、半壊1,563棟、死者26人、負傷者424人等と想定されており、本町に影響を及ぼす可能性のある3つの地震の中で、被害が最も大きくなることが想定されている。

塩谷町役場直下に震源を仮定した地震（M6.9）による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	9	冬 深夜 最大風速+2σ の場合
		地震動	412	
		土砂災害	5	
		合計	426	
	半壊（棟）	液状化	18	
		地震動	1,535	
		土砂災害	11	
		合計	1,563	
	火災による 建物被害	出火件数（件）	1	
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者		26	冬18時 最大風速+2σ の場合
	負傷者		424	
	重傷者		51	
	要救助者（自力脱出困難者）		58	
ライフライン 被害（直後）	上水道	断水人口（人）	7,131	
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	798	
	通信	不通回線（回線）	442	
	L P ガス	供給停止戸数（戸）	572	
交通施設 被害	道路被害 （箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	29	
避難者数 （当日・1日後） （人）	避難所		736	
	避難行動要支援者		128	
	避難所外		491	
帰宅困難者 （人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）		2,651	
	飲料水（リットル）		21,394	
	毛布（枚）		1,473	
	トイレ（基）		74	
災害廃棄物 発生量	可燃物（万 t）		1.0	
	不燃物（万 t）		3.1	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害	破損等（件）	1	
	孤立集落	農業集落（集落）	0	

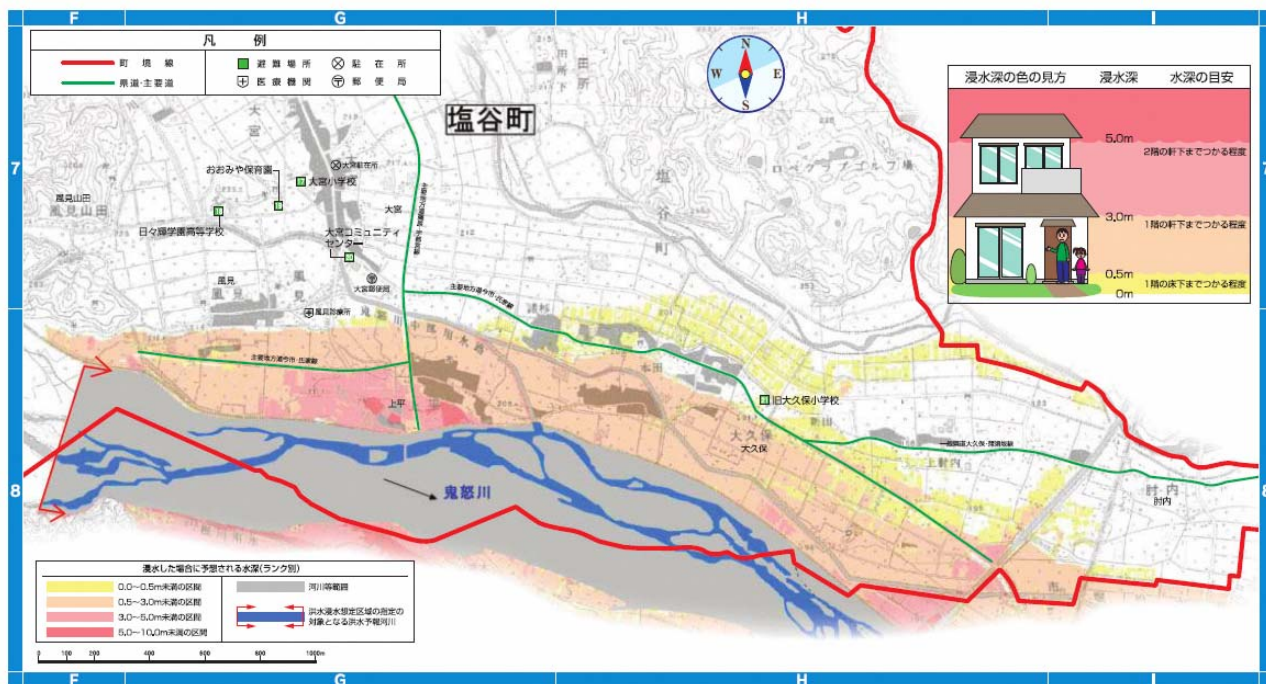
第2 浸水被害想定

本町内には、鬼怒川、荒川の2つの一級河川が流れており、このうち町は、鬼怒川について、「鬼怒川洪水ハザードマップ」を作成している。

本マップでは、概ね100年に1回程度の起こる大雨により、鬼怒川が氾濫した場合に想定される浸水区域及び浸水深を色分けし記載しており、表示をみると、鬼怒川沿い一帯が広範囲に浸水し、一部区域は浸水深が5m以上になることが想定されている。

なお、浸水想定区域に指定されていない区域や荒川をはじめその他河川、用水路についても、浸水が発生することも想定されるため、注意が必要である。

鬼怒川が氾濫した場合に予想される浸水深



資料：塩谷町鬼怒川洪水ハザードマップ

第6節 本計画の見直しの理念と視点

第1 目指すべき防災対策の方向性

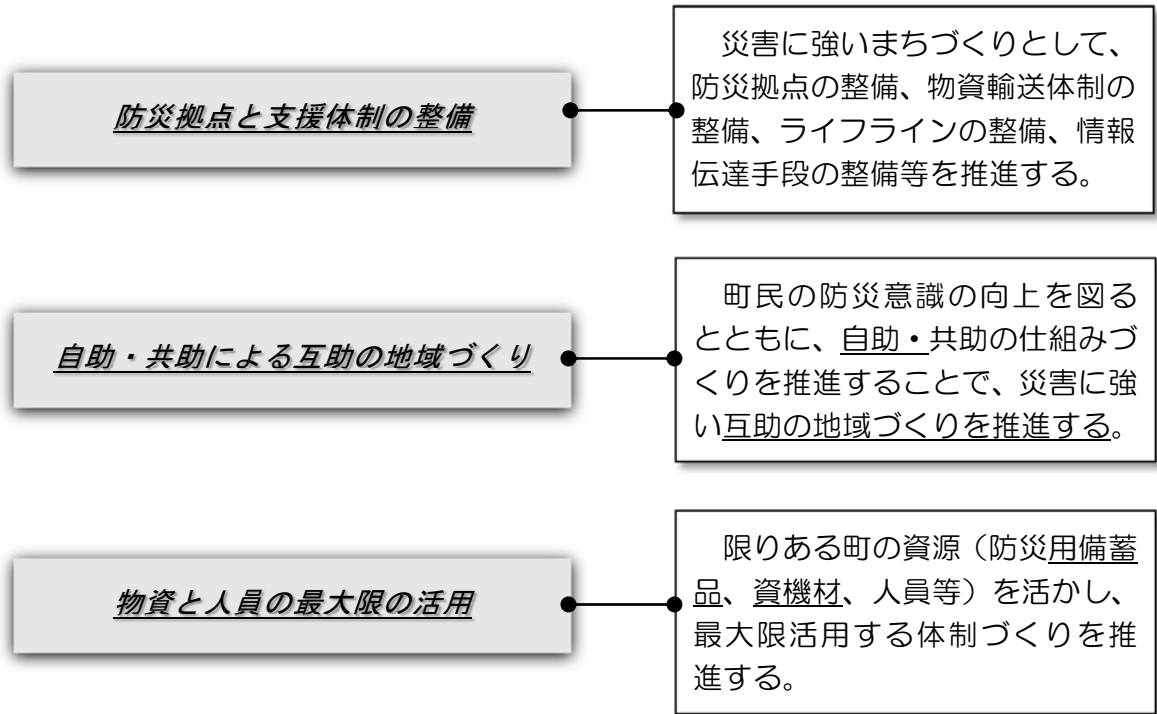
高原山から迫り出した強固な地盤の上に立地する本町は、これまでに大規模な自然災害に遭うこともなく、永く町民生活の安全・安心が守られてきた。

しかし、災害はいつでも、どこでも起こりうるものであり、日頃から十分な防災対策を講じておくことが重要である。

このため、本町の地域特性や災害教訓等を踏まえ、防災・減災に向けた取組みをより一層推進するとともに、地域における共助・互助による支えあいや協力しあう体制を強化することにより、災害に強い安全・安心なまちの実現を目指す。

こうした考えに基づき、目指すべき防災対策の方向性は、次のとおりである。

目指すべき防災対策の方向性



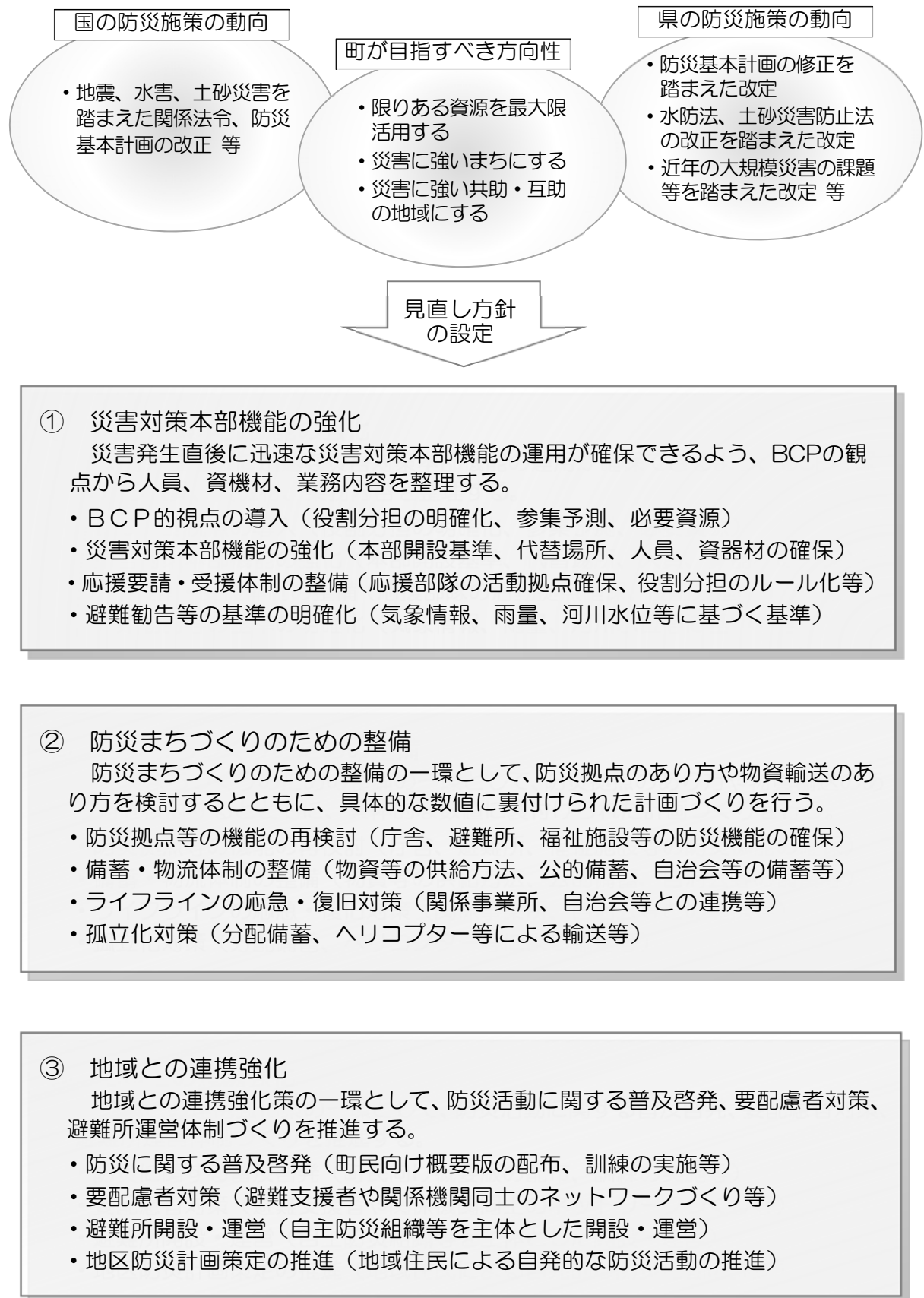
第2 計画見直しの視点

塩谷町地域防災計画の見直しにあたっては、国の防災関係法令や計画及び栃木県地域防災計画等との整合を図るとともに、庁内各課、防災関係機関、防災会議委員等の意見等の反映に努める必要がある。

そこで、国、県の動向、町の防災上の課題の整理より、次のような見直し方針を設定し、取り組むこととする。

総則	予防		復旧・復興		水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
共通編					災害 応急 対策 編					

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	



塩谷町地域防災計画

第1部 共通編

【第2章・第3章】 (修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第2章 予 防	共-35
第1節 防災意識の高揚	共-35
第1 住民に対する防災意識の高揚	共-35
第2 防災上重要な施設の管理者等の教育	共-37
第3 職員に対する防災教育	共-37
第4 児童生徒及び教職員に対する防災教育	共-37
第5 防災に関する調査研究	共-37
第6 言い伝えや教訓の継承	共-38
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化	共-39
第1 現状と課題	共-39
第2 個人・企業等における対策	共-40
第3 自主防災体制の整備	共-41
第4 災害関係ボランティアの環境整備	共-44
第5 人的ネットワークづくりの推進	共-45
第3節 防災訓練の実施	共-46
第1 現状と課題	共-46
第2 各種防災訓練の実施	共-46
第3 実践的な訓練の実施と事後評価	共-48
第4節 避難行動要支援者対策	共-49
第1 現状と課題	共-49
第2 地域における安全性の確保	共-50
第3 在宅の避難行動要支援者に対する対応	共-50
第4 社会福祉施設等における安全性の確保	共-52
第5 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策	共-54
第6 町内在住外国人に対する対策	共-54
第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	共-55
第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備	共-55
第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備	共-56
第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備	共-56
第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保	共-56
第5 物資の供給体制及び受入体制の整備	共-56
第6 輸送手段の確保体制の整備	共-56
第6節 水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり	共-57
第1 災害に強いまちづくり	共-57

第2	効果的な治水・治山対策の実施	共-58
第7節	火災に強いまちづくり	共-61
第1	火災予防対策の推進	共-61
第2	火災に強い都市構造の形成	共-63
第3	火災に対する建築物等の安全化	共-63
第4	野外堆積物対策	共-64
第5	林野等の整備	共-64
第8節	火山災害に強いまちづくり	共-65
第1	砂防・治山事業推進	共-65
第2	火山観測の活用	共-65
第3	噴火警報等伝達体制の整備	共-66
第4	交通・通信機能の強化	共-67
第5	施設の整備	共-68
第9節	震災に強いまちづくり	共-70
第1	震災に強いまちづくり	共-70
第2	効果的な治水・砂防・治山対策の実施	共-71
第3	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	共-71
第10節	土砂災害・山地・地盤災害予防対策	共-72
第1	土砂災害防止法に基づく被害防止対策	共-72
第2	土砂災害関連情報	共-74
第3	宅地造成地災害防止対策	共-74
第4	被災宅地危険度判定制度の登録の推進	共-75
第5	山地災害防止対策	共-75
第6	斜面崩壊防止対策等の推進	共-76
第7	急傾斜地崩壊対策	共-76
第8	土石流防止対策	共-77
第11節	水防体制の整備	共-80
第1	水防管理団体の義務	共-80
第2	水防活動体制の整備	共-81
第3	浸水想定区域における対策	共-81
第4	洪水予報時の情報伝達	共-82
第5	水防警報時の体制整備	共-83
第6	洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策	共-85
第7	河川管理施設等の水害予防対策	共-85
第12節	農林業関係災害予防対策	共-86
第1	農地・農業用施設及び林業用施設対策	共-86
第2	農林水産業共同利用施設対策	共-87
第13節	情報通信・放送網の整備	共-88

第1	通信施設の現況	共-88
第2	町防災行政無線の運用	共-88
第3	国、県、防災関係機関等との通信施設の整備	共-89
第4	災害用伝言ダイヤル	共-90
第5	町ホームページの整備	共-90
第6	多様な住民伝達手段の確保	共-90
第7	停電等に備えた通信機器の運用	共-90
第14節	避難体制の整備	共-91
第1	避難場所の指定及び整備	共-91
第2	避難に関する知識の周知徹底	共-94
第3	避難実施・誘導體制の整備	共-94
第4	指定避難所の管理・運営体制の整備	共-97
第5	応急仮設住宅等の確保	共-97
第6	登山者・観光客・別荘所有者保護対策	共-97
第7	県外避難者受入対策	共-98
第15節	消防・救急・救助体制の整備	共-99
第1	消防力の強化	共-99
第2	地域防災力の向上	共-100
第3	医療機関との連携強化	共-100
第4	広域消防応援受入体制の整備	共-100
第16節	保健医療体制の整備	共-101
第1	保健医療体制の整備	共-101
第2	後方医療体制等の整備	共-102
第3	応援要請	共-102
第4	医療体制の確保	共-102
第5	医療機関のライフラインの確保	共-103
第17節	緊急輸送体制の整備	共-104
第1	緊急輸送道路	共-104
第2	輸送体制の整備	共-105
第3	空中輸送体制の整備	共-106
第4	救援物資集積配送拠点の確保	共-106
第5	関係機関との連携による輸送体制の強化	共-106
第18節	防災拠点の整備	共-107
第1	災害対策活動拠点の指定	共-107
第2	災害対策活動拠点の整備	共-107
第19節	建築物災害予防対策	共-109
第1	一般建築物の安全対策	共-109
第2	防災上重要な公共建築物の災害予防対策	共-109

第3	旅館等特殊建築物等の防火対策	共-110
第4	建築物の耐震性の強化促進	共-110
第5	ブロック塀等の倒壊防止、家具等転倒防止	共-111
第20節	公共施設等災害予防対策	共-112
第1	輸送関係機関の対策	共-112
第2	ライフライン関係機関の対策	共-112
第21節	危険物施設等災害予防対策	共-116
第1	消防法上の危険物	共-116
第2	火薬類	共-117
第3	LPガス	共-117
第4	高圧ガス	共-118
第5	毒物・劇物	共-118
第6	放射性物質	共-119
第22節	鉱山、岩石採取場等災害予防対策	共-121
第1	鉱山災害予防対策	共-121
第2	岩石採取場災害予防対策	共-121
第3	町の災害予防対策	共-122
第23節	文教施設等災害予防対策	共-123
第1	公立学校の対策	共-123
第2	社会教育施設の対策	共-125
第3	文化財災害予防対策	共-126
第24節	大規模災害時における応援・受援	共-128
第1	被災市区町村応援職員確保システム	共-128
第2	市町相互応援体制の整備	共-129
第3	他都道府県の被災に対する応援	共-129
第4	大規模災害に備えた受援計画	共-129
第5	緊急消防救助隊受援体制	共-130
第25節	孤立集落災害予防対策	共-131
第1	孤立可能性地区の実態把握	共-131
第2	未然防止対策の実施	共-131
第3	発生時に備えた取り組みの実施	共-131
第4	住民の対策	共-132
第26節	災害廃棄物等の処理体制の整備	共-133
第1	災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備	共-133
第2	し尿処理体制の整備	共-133
第3章	復旧・復興	共-134
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	共-134

第1	基本方向の決定	共-134
第2	迅速な原状復旧	共-134
第3	計画的復興の推進	共-135
第2節	民生の安定化対策	共-137
第1	被災者のための相談、支援	共-137
第2	罹災証明書の発行	共-137
第3	住宅対策	共-138
第4	租税の減免等の措置	共-138
第5	農作物等災害助成	共-138
第6	被災者生活再建支援制度	共-139
第7	栃木県被災者生活再建支援制度	共-140
第8	融資・貸付・その他資金等の支援	共-141
第9	住民への制度の周知	共-142
第3節	公共施設等災害復旧対策	共-143
第1	災害復旧事業の種別	共-143
第2	災害復旧事業実施方針	共-144
第3	災害復旧事業事務手続	共-144
第4	激甚災害の指定に関する計画	共-145

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

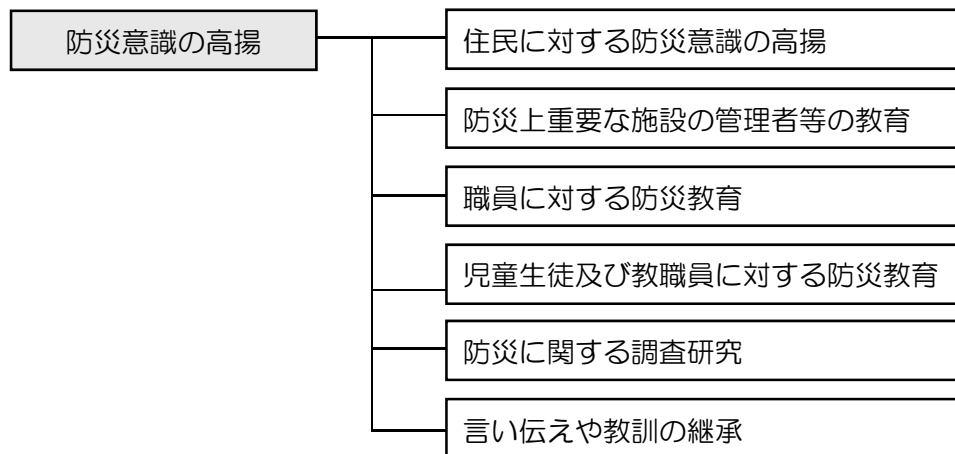
【実施機関】

町	総務課、学校教育課、生涯学習課、消防団
関係機関	塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

町は、災害発生時に、町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

【施策の体系】



第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、指定緊急避難場所及び指定避難所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、総務課は、消防等防災関係機関と連携協力して、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制

が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

総務課、塩谷消防署は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- イ ハザードマップ等の作成・配布
- ウ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- エ 広報紙等による広報活動の実施
- オ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- カ 防災訓練の実施の促進
- キ 防災器具、災害写真等の展示
- ク 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

塩谷消防署は、住民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市にある「県消防防災総合センター（栃木県防災館）」を利用し、大雨、暴風をはじめ、震度毎の地震等の擬似体験や初期消火・応急措置・避難等の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

総務課は、住民に対し、広報紙等を通じて当該施設の周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。

また、学校教育課は、学校における防災教育の一環として、当該施設を見学すること等により、児童生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による指導

塩谷消防署は、消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害・地震等発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、総務課は、インターネット等ＩＴ技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

(5) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
- イ 春季全国火災予防運動実施週間（３月１日～３月７日）
- ウ 山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
- エ がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- オ 土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- カ 防災週間（８月30日～９月５日）
- キ 秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- ク 雪崩防災週間（12月1日～12月7日）
- ケ とちぎ防災の日（3月11日）

第2 防災上重要な施設の管理者等の教育

塩谷広域行政組合消防本部と塩谷消防署は連携・協力して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- 1 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- 2 病院、社会福祉施設
- 3 旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第3 職員に対する防災教育

総務課は、職員に対して災害時の適正な判断力の養成と的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- 1 気象警報、土砂災害の種類、地震災害、災害危険箇所等災害に関する知識
- 2 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等通信施設、防災資機材等の利用方法
- 5 その他災害対策上必要な事項

第4 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第23節「文教施設等災害予防対策」の定めるところによる。

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、総務課は、県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、次の事項等に関して、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

- 1 風水害、竜巻等に関する調査研究
- 2 地震に関する調査研究
- 3 火災、林野火災に関する調査研究
- 4 地すべり、崖崩れ等土砂災害に関する調査研究
- 5 火山全般に関する研究
- 6 危険物等災害に関する調査研究
- 7 災害時の避難の安全確保に関する調査研究

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急対 策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

8 防災カルテ、各種ハザードマップの作成

第6 言い伝えや教訓の継承

総務課は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域について、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたりする等、地域住民と協力して、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

共通編	災害 応急対策編				資料編
	水害等	火山	火災・事故	震災	
予防	復旧・復興	原子力			
総則					

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

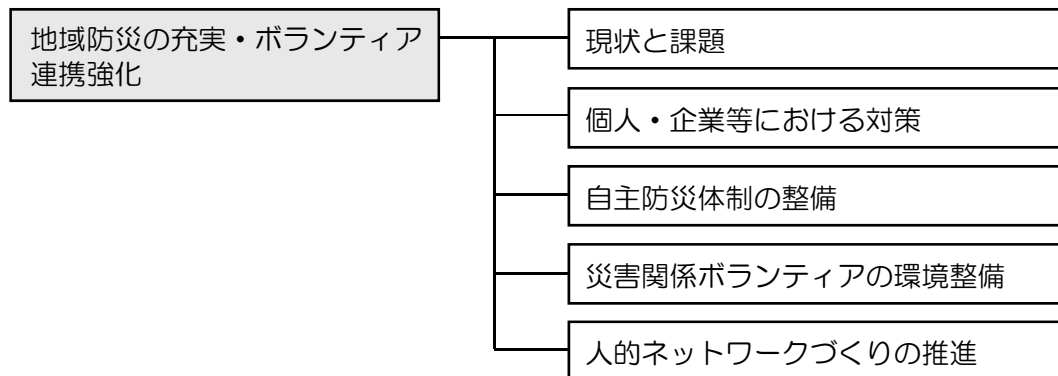
【実施機関】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、産業振興課、消防団
関係機関	塩谷消防署、自主防災組織、栃木県社会福祉協議会、塩谷町社会福祉協議会、企業

【基本方針】

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

【施策の体系】



第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき、自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

本町では、行政区を単位として自主防災組織が結成されている。今後も自主防災組織の100%組織化を目指し既存の組織を積極的に活用し、結成推進を図っていくものとする。一方、活動の形式化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生している。

このため、総務課は、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員の中に

は、町域外に働きに出ている人も多く、近年は団員数の減少と高齢化が進んでいる。

このため、機能別団員制度等の導入促進を図るとともに、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

消防団員数と平均年齢の推移

	平成22年	平成23年	平成24年
消 防 団 員 数	346人	347人	348人
平 均 年 齢	31.8歳	32.1歳	32.6歳

(注) 消防団の条例上定数：350人

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

総務課、塩谷消防署は連携し、本章第1節「防災意識の高揚」第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

なお、住民個人が実施する主な災害対策としては、次のとおりである。

(1) 防災に関する知識の取得

ア 風水害等に関する基礎知識

ア) 天気予報や気象情報

イ) 気象警報・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報

ウ) 過去に発生した風水害被害状況

エ) ハザードマップ等による近隣の土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の把握

オ) 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等

イ 地震災害に関する基礎知識

ア) 震度、マグニチュード等の知識

イ) 過去に発生した地震被害状況

ウ) 近隣の災害危険箇所の把握

エ) 地震時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、指定避難場所での行動等）

オ) 緊急時地震速報及びその利用の心得に関する知識

ウ 火山災害に関する基礎知識

ア) 高原山の状況

イ) 火山災害発生時の心得

ウ) 避難経路、避難場所

- 工) 火山活動による直接的災害・二次的災害
- オ) 噴火等発生の前兆現象
- (2) 家族防災会議の開催
 - ア 避難場所・経路の確認
 - イ 非常持出品、備蓄品の選定
 - ウ 家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言ダイヤルの活用等）
 - エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等） 等
- (3) 非常用品等の準備、点検
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄
 - イ 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品の備蓄
 - ウ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備・点検
 - エ 土のう、消火器、スコップ、大工道具、発電機（蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備
- (4) 医療機関から対処された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
- (5) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施
- (6) 応急救護方法の習得
- (7) 町又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (8) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

総務課は、産業振興課と連携し、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により、企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害・震災等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めるこ

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

とが被害の軽減に大きな役割を果たす。

各地域は、「自分たちの地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を作り、平常時から地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、崖崩れ等危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や指定緊急避難場所及び指定避難所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の要配慮者の把握

高齢者支援課、保健福祉課、消防機関、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

(6) 避難対策の活動内容の周知及び習熟

避難対策に関わる訓練や会合等を通して、避難誘導、避難所運営等の避難対策の活動内容の周知及び習熟に努める。

3 町による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

総務課は、自主防災組織の100%組織化を目指し、自主防災組織の結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の情性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境づくり、消防団等の協力による技術習得など工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

総務課が自主防災組織の育成・強化のために行う主な対策は、次のとおりである。

- ア 自主防災組織への資機材の整備支援
- イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

- エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
オ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等
(2) 防災士資格習得による地域防災力の向上

総務課は、防災に関する知識や技術を身に付け、災害時に効果的な応急対策活動を担う人材を育成するため、町民への防災士資格習得の促進等に努める。

総務課は、自主防災組織、消防団、ボランティア、防災士等が連携して活動できる環境づくりを支援する。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時には消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、総務課、塩谷消防署は、次の事業を実施し、又は県が実施する次の事業を活用し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通じて自主防災組織ボランティア団体等との連携を図る。

町の実施する事業	県の実施する事業
・団活性化総合計画の策定 ・団活動に必要な各種資材の整備・充実 ・団員に対する各種教育訓練の実施 ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報等	・町が行う団活性化事業に対する助成 ・女性団員の加入促進事業に対する助成、女性の加入促進、機能団員・機能別分団制度の導入 ・団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈 ・団活性化の広報事業 等

5 女性防火クラブの育成・強化

地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。町では、家庭からの火災発生を予防するため、1家庭の女性1名を対象として女性防火クラブが組織され、各地区の代表者によって炊き出し訓練、塩谷消防署の指導のもとでの消火訓練、救急救命訓練（心肺蘇生法・止血法）、また、他県及他の女性防火クラブへの視察等を実施している。

今後も、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、引き続き塩谷消防署と連携して女性防火クラブの育成・強化を推進する。

6 地区防災計画

地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

総務課は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

〈資料編〇 芦場新田地区地区防災計画〉

第4 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

総務課は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、県と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティアの環境整備

総務課及び県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の整備に努める。

実施主体別の活動内容

	活 動 内 容	実 施 主 体
①	ボランティアに係る広報の実施	県（県民生活部、保健福祉部）、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
②	災害ボランティア、災害コーディネーターの養成・研修事業の実施	県（県民生活部、保健福祉部）、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、栃木ボランティアNPOセンター
③	ボランティア団体の育成支援	県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
④	災害救援活動に係るマニュアルの策定	県社会福祉協議会

(2) 行政とボランティア団体との連携

総務課及び町社会福祉協議会は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

(3) ボランティア同士の連携強化支援

総務課及び町社会福祉協議会は、災害時の混乱した中でもボランティア同士が協力して円滑な活動が行われるよう、平常時のボランティア同士の顔の見える関係作りとネットワーク化を図る。

ア 災害ボランティア登録

町社会福祉協議会は、平成19年から開始された災害ボランティア（個人・団体）の登録を推進する。

2 専門ボランティア

(1) 宅地危険度判定士

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、総務課は、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、建設水道課等の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地危険度判定士として登録し、宅地危険度

判定士及び判定調整員の確保に努めるとともに、危険度判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、被災宅地危険度判定実施体制の整備を図る。

(2) 応急危険度判定士

大規模地震により、多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、総務課は、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成し、判定士の確保に努めるとともに、判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

〈資料編〇塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱〉

〈資料編〇塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱〉

(3) 山地防災ヘルパー、山地防災推進員及び砂防ボランティア

「山地防災ヘルパー」は、県知事が認定した林業関係団体職員及び治山事業経験者等山地防災に関する専門的な知識を有する者で、山地災害関連の情報収集活動を行うボランティアをいう。

また、「山地防災推進員」は、同じく県が認定しているもので、地域における山地防災意識の啓蒙や地元に着した山地災害関連の情報収集を行う。

一方、砂防ボランティアは、砂防技術者としての専門知識や勤務経験を活かして、土砂災害防止のために、必要な活動を行う。

総務課は、山地災害対策の一環として、これらの専門ボランティアの育成・活用を推進し、山地防災体制の強化を図る。

第5 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、総務課は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害応急対策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3節 防災訓練の実施

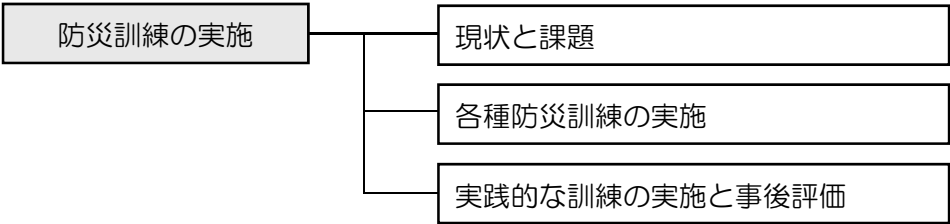
【実施機関】

町	各課、消防団
関係機関	県、塩谷消防署

【基本方針】

町は、平常時から実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

【施策の体系】



第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

総務課は、主体となってこれら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要があり、これらも踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第2 各種防災訓練の実施

1 総合防災訓練

災害発生時における迅速、的確な初動体制の確立や防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、総務課、防災関係機関の連携のもと、住民の参加や学校、事業所等との積極的な連携を得て、総合防災訓練を実施する。

実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、総務課は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求めるとともに、住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年

度実施するように努める。

総合防災訓練の主な訓練内容

- ① 職員の動員、災害対策本部・現地对策本部の設置訓練、応援支部設置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 水防訓練
- ⑤ 土砂災害に係る避難訓練
- ⑥ 救出・救助訓練
- ⑦ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ⑧ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
- ⑨ ライフライン応急復旧訓練
- ⑩ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑪ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑫ 広域応援訓練
- ⑬ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）

2 防災図上訓練

総務課、防災関係機関は連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、町と県等が相互に協力し大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、町と県とでの情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、更に実践的な訓練の実施に努める

なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

3 非常招集訓練

災害時における職員の迅速な動員を図るため、総務課、塩谷消防署は連携して、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

4 通信訓練・情報伝達訓練

災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう、総務課、塩谷消防署は連携して、定期的に通信訓練を実施する。

5 水防訓練

総務課、塩谷消防署は連携して、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団（水防団）を中心とした水防訓練を毎年度実施する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対 策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

6 土砂災害・全国防災訓練

各課及び塩谷消防署は連携して、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

7 火山防災訓練

総務課、塩谷消防署、県、県警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の連携・協力のもと、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報等が発表された場合、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施する。

さらに、他自治体とも密接に連携を取りながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

8 消防訓練

塩谷消防署、消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

また、本町は、町の約60%を山林原野が占めるという地勢にあるため、毎年林野火災訓練を実施する。

9 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た、訓練を実施することなど通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練等
- (5) 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

各課、塩谷消防署等は、訓練を行うにあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制等の改善を行うよう努める。

共通編		災害応急対策編				資料編
予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	
総則						

第4節 避難行動要支援者対策

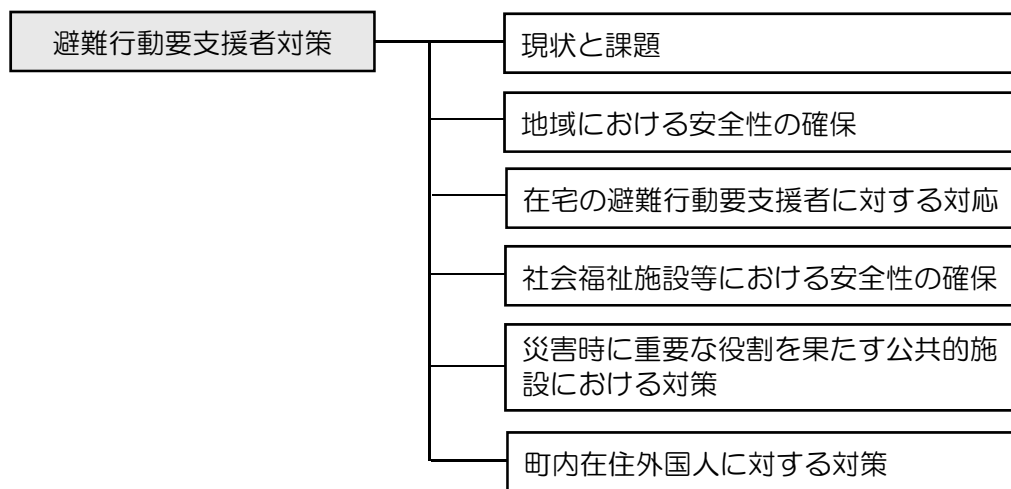
【実施機関】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、住民課
関係機関	社会福祉施設

【基本方針】

町は、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

【施策の体系】



第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において支援を必要とする一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

特に本町においては、3人に1人が高齢者となっており（平成27年国勢調査）、一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が増加傾向にある。

平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟中越地震及び平成28年台風10号等では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者は死亡するケースが多く見られた。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では約90%が65歳以上の高齢者が占める状況（復興庁調べ）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

1 関係機関の連携による見守り体制の整備

保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、「塩谷町避難行動要支援者対応マニュアル」を作成し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

2 地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、保健福祉課、高齢者支援課は、自主防災組織、自治会、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

第3 在宅の避難行動要支援者に対する対応

1 避難行動要支援者の把握

保健福祉課、高齢者支援課は、保健師、介護支援専門員等の訪問活動、民生委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行う。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿等の作成

保健福祉課、高齢者支援課は、把握した避難行動要支援者情報をもとに、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者マップを作成する。

なお、情報の収集及び名簿等への登録あつては、あらかじめ避難行動要支援者からの希望を募る（手上げ方式）、同意を得る（同意方式）、個人情報保護審査会への諮問・了承を得る（共有方式）など、個人情報の取扱いに十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、次のいずれかに該当する方とする。

避難行動要支援者名簿への記載対象者

- ア 75歳以上の高齢者のみ世帯の方で、要支援1～要介護2のいずれかである方
- イ 介護保険の要介護認定3～5のいずれかである方
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- オ 療育手帳Aの交付を受けている方
- カ その他災害時において支援の必要と町長が認定した方（認定要支援者）

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

避難行動要支援者名簿への記載事項

ア	氏名
イ	生年月日
ウ	性別
エ	住所又は居所
オ	電話番号その他の連絡先
カ	避難支援等を必要とする事由
キ	前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 名簿情報の提供及び共有

ア 名簿情報の提供

保健福祉課、高齢者支援課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

イ 関係機関による情報の共有

保健福祉課、高齢者支援課は、避難支援等関係者（矢板警察署、塩谷消防署、塩谷町消防団、町社会福祉協議会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生・児童委員、障害者相談員、県健康福祉センター等）と連携し、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を共有する。

なお、関係者間における情報の共有にあつては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

(5) 名簿情報の定期的な更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は常に避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(6) 名簿情報の適切な管理

保健福祉課、高齢者支援課は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、町職員をはじめ、避難支援等関係者に対し、守秘義務を厳守させる。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 避難のための情報伝達

ア 町長は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

イ 保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者への情報伝達を行う場合は、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

ウ 保健福祉課、高齢者支援課は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線、消防団無線、緊急速報メール、広報車等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害応急対策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(8) 避難支援等関係者の安全確保

保健福祉課、高齢者支援課は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(9) 個別計画の策定

保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得たうえで避難支援者を定めるなど、個別計画等により支援の方法等を具体的に定める。

3 その他の対応

(1) 福祉避難所の確保等

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。

また、避難行動要支援者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

(2) 幼児対策

総務課は、保育園、認定しおやこども園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(3) 緊急通報システム

町では現在、一人暮らし高齢者や重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行っている。高齢者支援課は、今後も災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保を図るため、利用促進を図る。

(4) 防災知識の普及・啓発

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第4 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

保健福祉課、高齢者支援課は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

保健福祉課、高齢者支援課は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、保健福祉課、高齢者支援課は、自力避難が困難な者が多数入居する社会福祉施設（乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設（通所施設を除

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

く)等)のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

2 非常災害に関する計画の作成

保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施する。

3 緊急連絡体制の確保

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設に町防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

保健福祉課、高齢者支援課は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 夜間体制の充実

保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームは、障害者支援施設（通所施設を除く）については、管理宿直員を配置するよう指導する。

6 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、洪水浸水想定区域や土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

7 防災教育・訓練の充実

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的の実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど、災害時の避難対策を確立するとともに防災意識の高揚を図るよう協力を求めている。

第5 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

保健福祉課、高齢者支援課は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、点字案内板、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

第6 町内在住外国人に対する対策

1 多言語化による外国人への防災知識の普及

総務課は、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語の防災啓発パンフレットの作成・配布など、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、総務課は、外国人に配慮し、指定緊急避難場所標識や指定避難所案内板等の多言語化やマーク（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」でを使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

外国人においては、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、住民課は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

県は、災害時に外国人に対し、適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）の事前登録について必要な支援を行う。

また、（公社）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員できる体制づくりに努める。

総務課は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

総則	共通編	災害 応急 対策 編	資料 編	
				予防
				復旧・復興
	水害等			
	火山			
	火災・事故			
	震災			
	原子力			

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

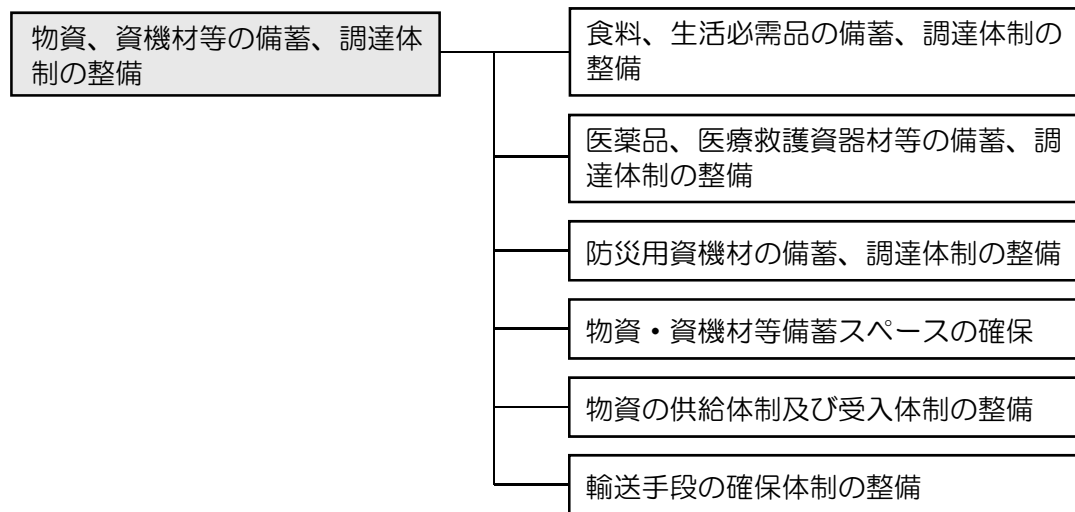
【実施機関】

町	総務課
関係機関	(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

【施策の体系】



第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、総務課は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して、住民に対し、家庭内備蓄に関する次の事項について普及啓発を行う。

～ 自助による家庭内備蓄の推進 ～

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄
- 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の備蓄
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

2 町の備蓄推進

現在、町では2か所の備蓄倉庫に、パンの缶詰やアルファ米、飲料水、毛布等を備蓄している。今後とも計画的に食料や必要な生活必需品の備蓄を行っていくものとするが、備蓄にあたっては地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

備蓄目標数量については、県が実施した地震被害想定調査結果等を参考に設定し、計

画的に備蓄を行うよう努める。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等のニーズの違いに対応した食料、生活必需品等の備蓄に努める。

また、関係機関と物資の供給に関する協定締結などによる流通備蓄及び調達体制を整備する。

〈資料編〇 防災倉庫備蓄状況〉

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

総務課は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品販売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備する。

〈資料編〇 町内医療機関一覧〉

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

総務課は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 町における対策

総務課は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ近隣市町との協同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

総務課は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等指定避難所となるべく施設の空きスペース等を積極的に活用し、必要な物資・資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

総務課は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立など、指定避難所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

第6節 水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり

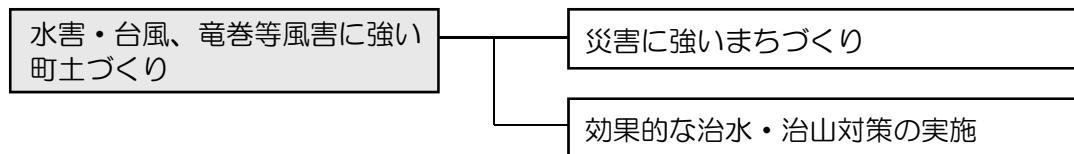
【実施機関】

町	総務課、建設水道課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

風水害に強いまちづくりを行うため、町は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進や防災上危険な箇所の解消、整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

【施策の体系】



第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

建設水道課は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

このため、建設水道課は、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これからの町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な住宅密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業市街地再開発事業等の面的整備事業の推進が必要である。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

(2) 防災機能を有する施設の整備

建設水道課は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

建設水道課は、本章第4節「避難行動要支援者対策」第5 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策のとおり整備を推進する。

また、必要な物質や資機材等の備蓄を行うにあたり、保育園や学校、コミュニティセンター等指定避難所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園等の整備

建設水道課は、指定緊急避難場所に指定している塩谷町総合公園等については、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策設備を備え、指定緊急避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 火災延焼防止のための緑地整備

建設水道課は、指定緊急避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

また、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至まで、災害に強い緑づくりを推進する。

5 分散型エネルギーの導入拡大

建設水道課は県と連携し、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第2 効果的な治水・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の整備

源流である西荒川と東荒川の上流部にそれぞれダムが整備され、流域の不安解消が図られてきているが、平成10年8月末の集中豪雨時には本町においても小河川、更には荒川の一部で被害を受け、かつてない損害を被った。

建設水道課は、町が管理する河川について、河川の特性等を勘案し、路床の整備など計画的に河川整備を実施するとともに、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除

去を推進する。

また、国や県が管理する河川については、水害危険箇所を中心に必要な整備促進を要請していくが、特に荒川・泉川等の重要水防箇所については、早急な改修を要請する。

(2) 水害危険箇所の周知

総務課では、水害のおそれがある場合に、住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、水害危険箇所の位置・範囲、水害時の留意点・避難先等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に配布しており、様々な機会を捉えて活用を推進し、水害危険箇所等の周知徹底を図る。

〈資料編〇 重要水防箇所一覧〉

2 砂防対策

(1) 現況と対策

本町は、北部高原山に源を発する数多くの溪流を有している。流域の地質はぜい弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風、地震等に見舞われると山腹、溪岸は崩壊を起こし多量の土砂を下流に流送することとなる。生産された土砂は、溪口部を脱すると扇状地を形成し、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因となり、扇状地上に生活を営む住民を脅かしている。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域も多く存在する。最近では、平坦地や丘陵地でも都市化や各種開発に伴い土砂災害の危険性が高くなっている。県事業として、荒廃している溪流に対して積極的に第一次土砂生産防止の山腹工事と土砂かん止調節、溪岸の浸食防止、溪流の縦浸食防止のため、砂防施設の整備が図られている。

また、治水上有害となる土砂を防止し、下流河道に対し無害な流送土砂を軽減することを目的として、県事業により砂防事業の実施が図られている。

(2) 危険箇所の周知等

建設水道課は、住民の生命、財産を保護するため、土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土石流対策を推進し、災害の防止、被害の軽減に努める。

〈資料編〇 砂防指定地〉

〈資料編〇 急傾斜地崩壊危険箇所一覧〉

〈資料編〇 急傾斜地崩壊危険区域一覧〉

〈資料編〇 土石流危険溪流一覧〉

〈資料編〇 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧〉

3 治山対策

(1) 現況と対策

本町は、総面積の約60%を山林等が占めるという地勢にあることもあり、山腹崩壊や崩壊土砂流出に係る山地災害危険地区があり、災害の発生しやすい危険箇所を数多く

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

有している。

令和元年10月の集中豪雨の際にも、豪雨により地盤が緩み、急傾斜地の崩壊、山腹崩壊等の災害が至るところで発生した。

このため、産業振興課は、人家への危険の影響がある危険箇所を優先して、崩落防止策（擁壁工、土留工等）を早急に設置するよう県に要請するとともに、県と連携して山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区の合同調査を実施し、必要な整備を推進していく。

(2) 危険箇所の周知

総務課では、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合に、住民が円滑に避難できるよう、土砂災害に関する情報の伝達責任者・伝達方法、避難先等が記載された土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配布しており、様々な機会を捉えて活用を推進し、山地災害危険箇所等の周知徹底を図る。

〈資料編〇 山地災害危険地区一覧〉

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	資料編

第7節 火災に強いまちづくり

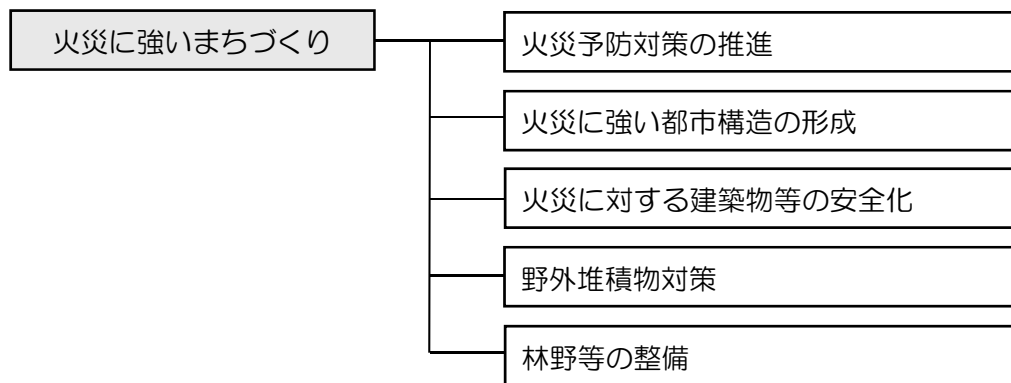
【実施機関】

町	総務課、産業振興課、建設水道課、学校教育課、生涯学習課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

火災に強いまちづくりを進めるため、住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済み自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

【施策の体系】



第1 火災予防対策の推進

1 防火管理者等の育成・指導

塩谷広域行政組合消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

また、県と連携し、防火管理者、消防用設備士、消防設備点検資格者を養成し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 塩谷広域行政組合消防本部による指導

塩谷広域行政組合消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、避難設置等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(2) 県による指導

県は、建築物の新築・増改築の際に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に

基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

3 予防査察の強化

塩谷広域行政組合消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

また、消防法の規定に基づいて、防火対象の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

4 地域住民に対する指導

(1) 指導の強化

塩谷消防署及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

また、塩谷広域行政組合消防本部及び塩谷消防署は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブの指導を強化する。

(2) 震災による出火防止

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、塩谷消防署及び消防団は、地域ぐるみの消防訓練の実施等により、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

また、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることから、地域住民等への指導に努める。

(3) 住宅防火対策の推進

地域住民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、警察、女性防火クラブ等関係機関は相互に連携し、住宅防火対策の一層の推進を図る。

(4) 防火知識の普及啓発

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火チラシの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

5 入山者等への防火意識の啓発

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、林野火災の出火原因の大半がたき火等の人為的な要因であることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

識の啓発を実施する。

6 森林保全巡視活動

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、林業関係者と連携し、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

第2 火災に強い都市構造の形成

建設水道課は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成を図る。

なお、町内における防火地域及び準防火地域の指定状況は、次のとおりである。

防火地域及び準防火地域の指定状況

平成30年4月1日現在

都市計画区域名	市町村名	決定面積		決定年月日 (最 終)
		防火地域	準防火地域	
塩 谷	塩谷町	—	約6.1ha	H9.4.15

第3 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより、火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、塩谷広域行政組合消防本部は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

4 文化財等の安全対策の促進

生涯学習課は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いで

いくため、県、消防と連携し、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第4 野外堆積物対策

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県の廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第5 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

塩谷広域行政組合消防本部は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定するとともに、林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

建設水道課は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。

また、産業振興課は、森林所有者及び地域の林業関係団体等に対して、自主的な森林保全管理活動を推進するよう啓発に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

第8節 火山災害に強いまちづくり

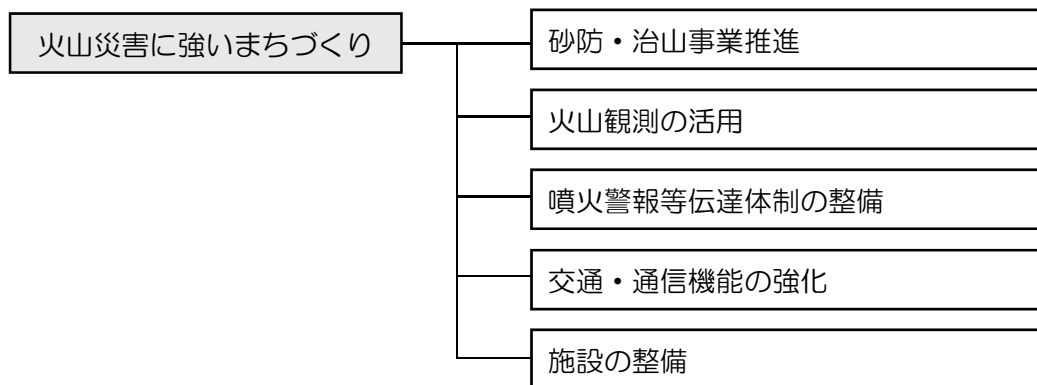
【実施機関】

町	総務課、企画調整課、建設水道課、産業振興課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

高原山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、住民の生命・身体・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

【施策の体系】



第1 砂防・治山事業推進

県は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進している。

建設水道課及び産業振興課は、県が実施する事業について、土石流等危険箇所など危険度の高い箇所から順次実施するよう要請する。

第2 火山観測の活用

気象庁は、関係研究機関による協力の下、那須岳、日光白根山、高原山、男体山について火山観測を行い、その成果を住民、関係機関等に周知している。

総務課は、気象庁や県が行う火山観測等の成果を活用し、火山災害の予防に資する。

火山観測の種類

観測の種類		那 須 岳	日光白根山	高原山・男体山
常時観測	火山性震動観測	・地震計による観測	同 左	常時観測は行っていない
	表面現象の観測	・監視カメラによる観測 ・空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測		
	地殻変動観測	・GNSSにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・傾斜計により傾斜変化形等の地殻変動を観測	同 左	
機動観測	調査観測	・山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測など観測体制を強化して行う観測 ・現地において実施する火山の熱の観測、地磁気観測、ガス放出量の観測及び火山体の変形の観測など	同 左	火山の状態を把握するために行う観測
	緊急観測	火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測	同 左	同 左

第3 噴火警報等伝達体制の整備

1 気象庁の発表する噴火警報等

気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報・予報の内容は、次のとおりである。

気象庁の発表する噴火警報・予報

名 称		対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は ＜噴火警報＞	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒（居住地域嚴重警戒）	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は ＜火口周辺警報＞	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険）	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等

名 称		対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
予報	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

2 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

火山情報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、総務課、県、及び防災関係機関は、相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、総務課は、関係機関と連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

3 住民への伝達体制

総務課は、地域住民に対し、気象庁の発表する噴火警報等や避難の勧告・指示等を速やかに伝達するため、防災行政無線や職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 地域住民等からの通報体制の確立

総務課、企画調整課は、地域住民等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく町又は警察署に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

第4 交通・通信機能の強化

1 交通機能の強化

(1) 緊急輸送道路の整備

総務課、建設水道課は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、既に指定している緊急輸送道路について、計画的な道路整備及び維持管理に努める。

また、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送道路の指定替え若しくは代替路線等について検討を行う。

(2) その他の交通対策

建設水道課、県及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

2 通信機能の強化

(1) 県防災行政ネットワークの整備

総則
共通編
予防
復旧・復興
水害等
火山
火災・事故
震災
原子力
資料編

県は、既に設置されている、移動系・衛星系の2ルートからなる県防災行政ネットワークの適切な維持管理を行い、火山災害によって生じる通信回路の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

総務課は、災害発生時に県及び県関係出先機関等との情報収集、被害状況の報告等が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて県防災行政ネットワークの運用の習熟に努める。

また、町内の県防災行政ネットワーク等を設置している県関係出先機関との無線の利用協力等について平常時から協議を行う。

(2) 町の防災行政無線の運用

火山災害は、泥流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となる。町では、平成26年4月1日より防災行政無線の運用を開始し、また、小学校や保育園、介護施設など31か所に防災行政無線の戸別受信機を設置している。総務課は、噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達する。

(3) その他各種通信対策

ア 総務課、県、指定公共機関・指定地方公共機関は相互に連携し、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策を図り、火山災害時の通信手段の強化に努める。

イ 総務課は、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第5 施設の整備

1 重要な施設の安全化

(1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、建設水道課、県、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、設備等の適切な整備を推進する。

ア 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第18節「防災拠点の整備」参照）

イ 医療救護活動の施設（病院等）

ウ 消防活動拠点（塩谷消防署、消防団車庫等）

エ 避難所、物資集積所等になる建物（学校、公民館等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

キ 砂防施設

(2) ライフライン施設等の安全化

建設水道課、県及び公共事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

2 退避壕、その他の退避施設の整備

総務課、県及び関係施設管理者等は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石

総則	共通編					災害 応急 対策 編	資料 編
予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災		
					原子力		

等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

共通編	総則	
	予防	
	復旧・復興	
災害 応急 対策 編	水害等	
	火山	
	火災・事故	
	震災	
	原子力	
資料編		

第9節 震災に強いまちづくり

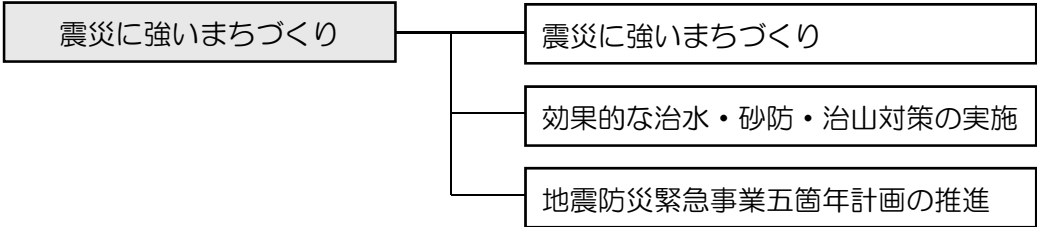
【実施機関】

町	総務課、建設水道課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

震災に強いまちづくりを行うため、町は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

【施策の体系】



第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

震災に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

建設水道課は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 都市計画マスタープラン等に基づく震災に強いまちづくり

建設水道課は、都市計画マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、住民の協力を得て、震災に強い安全性の高いまちづくりを推進する。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

建設水道課は、震災に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業の推進を図る。

(2) 防災機能を有する施設の整備

建設水道課は、県等の関係機関と相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、震災時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。特に、震災時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

なお、施設については、本章第19節「建築物災害予防対策」のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

建設水道課は、本章第4節「避難行動要支援者対策」第5のとおり、避難行動要支援者に配慮した施設の整備を推進する。

3 震災時の緊急活動を支える公共施設等の整備

総務課、建設水道課は、緊急時指定避難場所に指定している塩谷町総合公園等において、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、防災行政無線等の災害応急対策施設の整備を推進する。

また、道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、震災の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

建設水道課は、地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、本章第6節「水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり」第2に準じて対策を実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

総務課、建設水道課、県、警察、消防本部は相互に連携し、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

【対象地区】

- ・塩谷町全域

【第四次五箇年計画における対象事業】

- ・防災行政無線設備
- ・消防車両購入
- ・消防用施設拠点

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対 策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第10節 土砂災害・山地・地盤災害予防対策

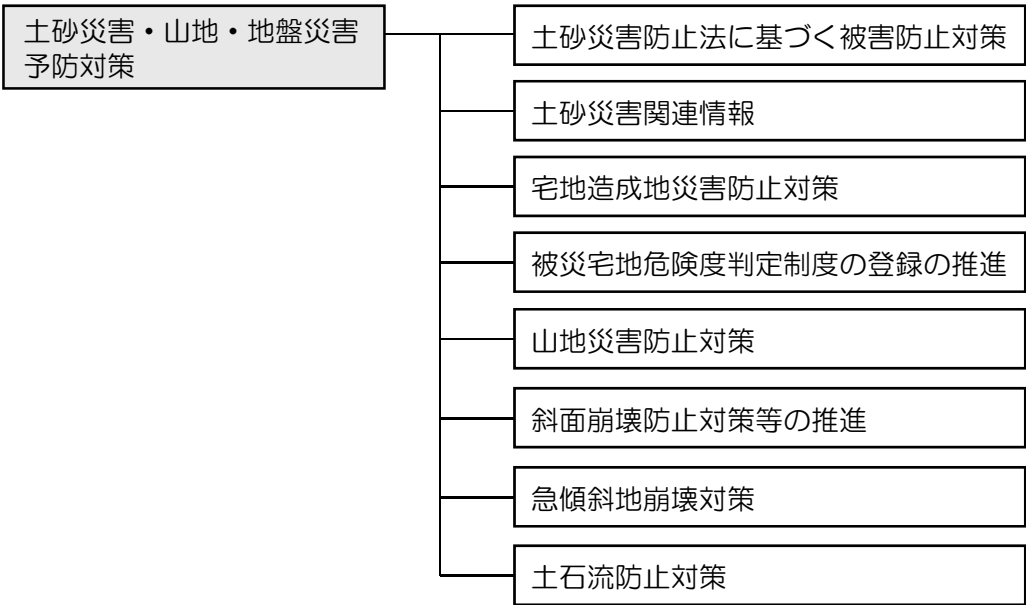
【実施機関】

町	総務課、産業振興課、建設水道課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署

【基本方針】

豪雨・長雨等発生時や大規模な地震に起因する山崩れ・崖等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【施策の体系】



第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、町は県と連携して次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域の指定等

(1) 県（県土整備部）は、町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定しており、町は、町地域防災計画において、警戒区域毎に次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な

避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

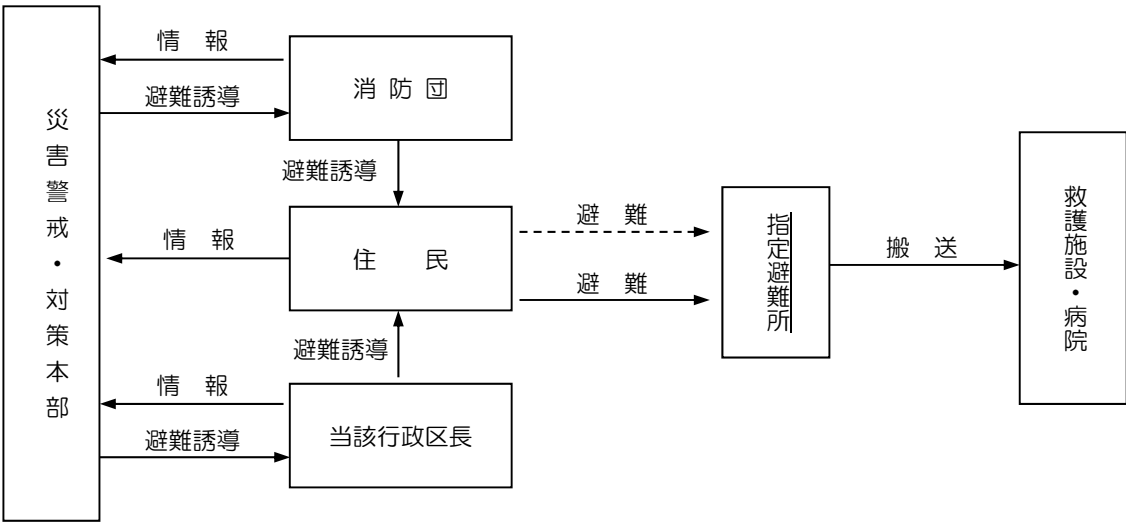
- (2) 総務課は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。
- (3) 総務課は、町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

土砂災害防止法第6条の規定に基づき、県から指定された土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項について、土砂災害ハザードマップの配布や町ホームページ等を通じて地域住民に周知を行う。

情報収集及び伝達・避難体制のフロー図



3 土砂災害特別警戒区域の指定促進

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、県から指定された土砂災害特別警戒区域については、次の措置を行うこととなっている。

このため、総務課は県と連携して、土砂災害特別警戒区域の住民に対して、当該措置内容の周知を図り、土砂災害から住民の生命及び身体の保護を図るものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
 - (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - (3) 土砂災害発生のおそれが切迫し、に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - (4) 勧告等による移転者への融資、資金の確保 等
- 〈資料編〇 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧〉

第2 土砂災害関連情報

多数の人的被害を伴う土砂災害に対し、町の防災活動や住民の警戒避難行動等が迅速かつ円滑に行われるよう、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台は連携し、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表することとなっている。

総務課は、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努める。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

表示	警戒 レベル	状 況
濃い紫色 （極めて危険）	警戒レベル 4相当	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合。
うす紫色 （非常に危険）		2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合。
赤色 （警戒）	警戒レベル 3相当	2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合。
黄色 （注意）	警戒レベル 2相当	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合。
無色 （今後の情報等に留意）	-	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満の場合。

資料：気象庁

第3 宅地造成地災害防止対策

豪雨、長雨等や地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、建設水道課及び県は、次の対策を実施する。

1 宅地造成等規制法に基づく対策

県及び権限を有する町は、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流失による災害が生じるおそれの大きい市街地等の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定している。

本町は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

第4 被災宅地危険度判定制度の登録の推進

建設水道課は、豪雨や大規模な地震等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の登録の推進

建設水道課は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、宅地危険度判定士としての登録を推進する。

2 判定資機材の確保

建設水道課は、被災宅地の危険度判定活動に必要な資機材をあらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

3 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

建設水道課は、被災宅地の危険度判定が円滑に行われるよう、平常時から被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

4 被災宅地危険度判定実施体制の整備

建設水道課は、平常時から近隣市町と被災宅地危険度判定実施の相互応援体制について整備する。

〈資料編〇 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱〉

第5 山地災害防止対策

1 現況

本町北部の山林には、山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区43か所、崩壊土砂流出危険地区60か所）が指定されている。

〈資料編〇 山地災害危険地区一覧〉

2 対策工事の実施促進

県は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施している。

産業振興課は、未着工箇所について、人家への影響がある危険地区を優先して対策工事を実施するよう県に要請する。

3 森林の整備

産業振興課は、森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生を防止するため、関係機関及び林業関係団体と連携して荒廃している森林の整備を図る。

4 住民等への周知

建設水道課は、県から提供される危険箇所に関する資料を縦覧に供するとともに、県に協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

なお、住民に対する周知に当たっては、県が認定した山地防災ヘルパー及び山地防災推進員との連携を図るものとする。

塩谷町における山地防災ヘルパー及び山地防災推進員の人数

(H31.4.1時点)

・山地防災ヘルパー	：3人
・山地防災推進員	：12人

第6 斜面崩壊防止対策等の推進

豪雨、長雨等や地震に起因する土砂災害から、町民の生命・財産を保護するため、本章第6節「水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり」第2のとおり、建設水道課及び産業振興課は、国の各所管省庁及び県の協力を得て、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。

第7 急傾斜地崩壊対策

1 現況

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が52か所あり、このうち1か所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

＜資料編○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧＞

＜資料編○ 急傾斜地崩壊危険区域一覧＞

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進

急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、土地所有者等は土地の保全に努めなければならないほか、県によって次のような措置が行われることとなっている。

このため、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為など水の浸透を助長する行為、のり切、掘削、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為の制限
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域であることを表示する標識の設置
- (3) 急傾斜地崩壊防止の工事など防災措置の勧告
- (4) 土地所有者等への改善措置の命令
- (5) 立入検査の実施
- (6) 土地所有者等が施行することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

ア 建設水道課は、県が実施した危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	資料編

管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

イ 建設水道課は、急傾斜地崩壊危険箇所において、県と協力して、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

建設水道課は、県と連携して急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、広報紙等により周知を行う。

ア かけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

イ 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

4 住民への周知

建設水道課は、県から提供される危険区域に関する資料を縦覧に供するとともに、県と協力して、関係住民等を中心に、広く危険区域の周知を行う。

また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

危険状況判断のための着眼点

- 降雨量、積算雨量等の増加
- 崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- 斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- 小石が斜面からばらばらと落ち出す

第8 土石流防止対策

1 現況

町内には、土石流危険渓流が57渓流ある。

〈資料編〇 土石流危険渓流一覧〉

2 砂防工事の促進

建設水道課は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を促進するよう、県に働きかけていく。

3 警戒避難体制の確立

総務課、建設水道課は、警戒避難体制の確立を図るため、県の指導を得ながら土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備を推進する。

4 住民への周知

建設水道課は、県から提供される危険区域に関する資料を縦覧に供するとともに、県と協力して、関係住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

通報を行うよう周知を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

危険状況判断のための着眼点

○ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

○ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木が混ざり始めた場合

○ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）

○ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

○ 溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害応急対策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第11節 水防体制の整備

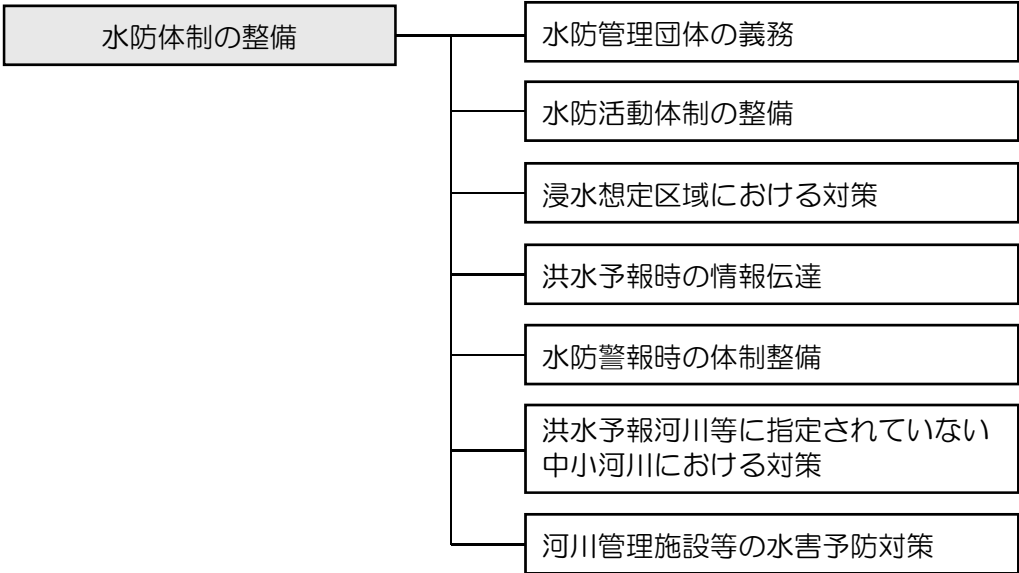
【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、(一社)栃木県建設業協会

【 基本方針 】

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設等を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

【 施策の体系 】



第1 水防管理団体の義務

1 水防管理団体の責務

(1) 水防管理団体の責務

町は、「水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定されており、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

町長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

- 2 水防計画の策定
- 町長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

総務課は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、県の水防計画に定める基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

〈資料編〇 水防倉庫資材器具一覧〉

2 水位等の情報収集体制の整備

県は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、町・消防本部等へ平常時から広く情報を提供する。

総務課は、住民に対して町防災行政無線、町ホームページ、電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行うほか、県の提供するインターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）の周知徹底に努める。

〈資料編〇 雨量・水位観測所一覧〉

3 訓練、研修等による水防団の育成・強化

- (1) 総務課は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 水防団（消防団）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 総務課、建設水道課は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 浸水想定区域における対策

1 浸水想定区域における考え方

国、県による浸水想定区域の指定があった場合、総務課は、当該浸水区域ごとに次の事項を定めるとともに、町民に周知を図る。また、町民は危険を察知した場合、町や防災機関へ連絡をするとともに、自主避難を行う。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置
- (3) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地
- (4) 総務課は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (5) 総務課は、効果的な避難等緊急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

上で、その有効利用を進める。

- (6) 総務課は、町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 洪水ハザードマップの周知

町は、国や県の協力のもと、情報の伝達経路・方法、避難場所、避難時の心得等を記載した「鬼怒川洪水ハザードマップ」を策定しており、総務課は、町民や関係機関等に周知し、その活用を推進する。

3 浸水想定区域における避難の方針

- (1) 浸水想定区域内の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の居住者は、自らの居住する建物の2階以上に避難する。
- (2) 浸水想定区域内の平屋建て・木造建物の居住者は、浸水想定区域外収容避難所、浸水想定区域内収容避難所の非浸水階層に避難する。
- (3) 収容避難所に避難できない者は、付近の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の2階以上に避難する。

〈資料編〇 塩谷町想定氾濫区域図〉

第4 洪水予報時の情報伝達

1 洪水予報河川について

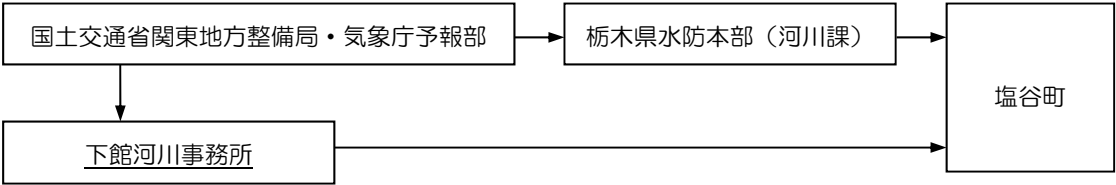
本町における洪水予報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

河川名	区 域	基準水位観測所			担当官署
		氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先 から高根沢町大字宝積寺まで	佐貫（下）			下館河川事務所 宇都宮地方気象台
	右岸：宇都宮市宮山田町字カハタ二 1302番地先から宇都宮市下岡本 町まで	2.30m	2.60m	3.30m	
荒川	左岸：●●●●●	落合橋			矢板土木事務所 宇都宮地方気象台
	右岸：●●●●●	2.30m	2.60m	3.00m	

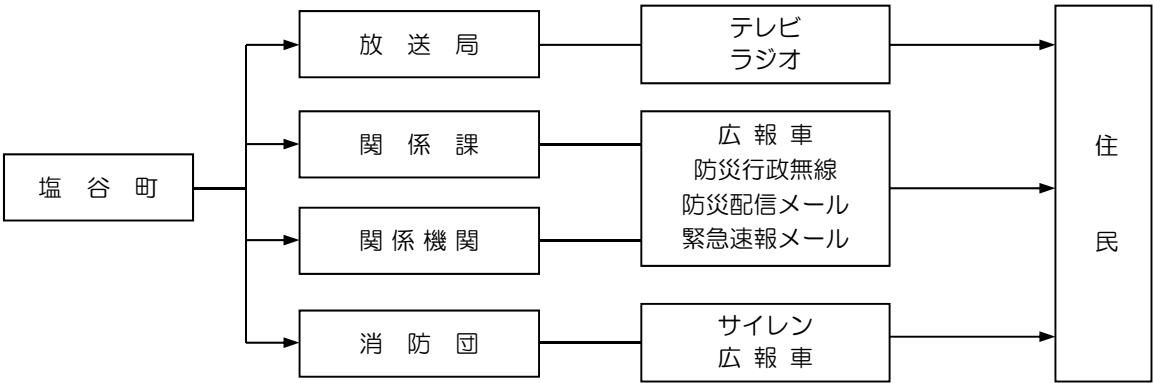
2 洪水予報、水位情報等の伝達系統

国からの洪水予報、水位情報の伝達系統及び住民等へ避難勧告等の伝達系統は、次のとおりである。

(1) 国からの伝達系統



(2) 住民への伝達方法



3 洪水予報と警戒レベル

指定河川洪水予報について、それぞれの情報を用いてとるべき行動は次のとおりである。

河川洪水予報と警戒レベルとの関係

情 報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫発生情報	災害がすでに発生している状況となっており、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5相当
氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても自ら避難の判断を行う。	警戒レベル4相当
氾濫警戒情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、高齢者等は自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3相当
氾濫注意情報	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2相当

資料：国土交通省

第5 水防警報時の体制整備

国及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の体制を整備できるよう、水防警報を発することとなっている。

総務課は、平常時から水防警報の種類ごとの体制を整備しておく。

1 水防警報河川について

本町における水防警報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

河川名	区 域	基準水位観測所				発表者
		水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先 から高根沢町大字宝積寺まで	佐貫（下）				下館河川事務所長
	右岸：宇都宮市宮山田町字カハタニ 1302番地先から宇都宮市下岡本 町まで	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m	
荒川	左岸：●●●●● 右岸：●●●●●	2.00m	2.30m	2.60m	3.00m	矢板土木事務所長

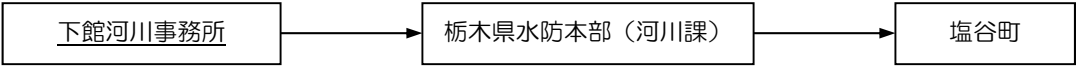
2 水防警報の内容並びに発表基準

水防法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

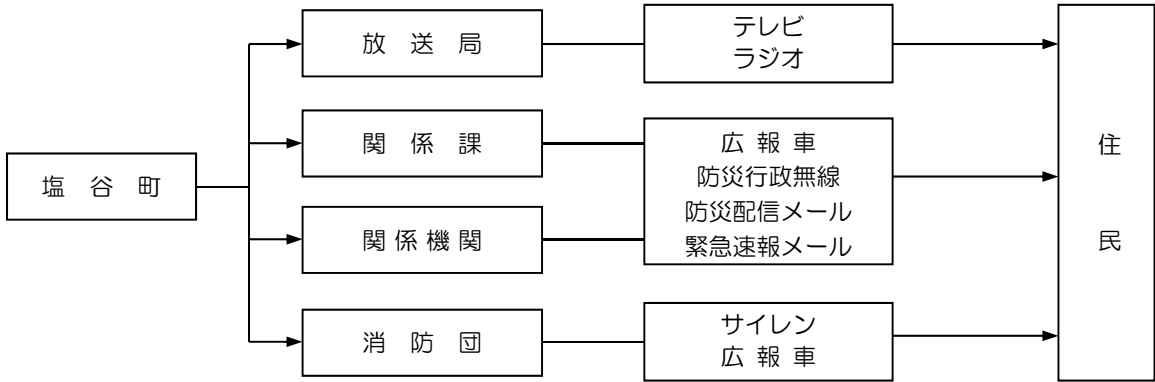
水防警報の内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または水位、流量等その他の河川状況により必要と認めるとき
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

3 水防警報の伝達系統
(1) 国からの伝達系統



(2) 住民への伝達方法



第6 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

- 1 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績の把握、河川管理者から必要な情報提供、助言等による支援、気象庁の「洪水警報の危険度分布」の活用、消防団への現地調査の依頼等を実施することにより、河川ごとに危険度を判断し、住民、滞在者その他の者へ周知等を実施する。

第7 河川管理施設等の水害予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害応急対策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第12節 農林業関係災害予防対策

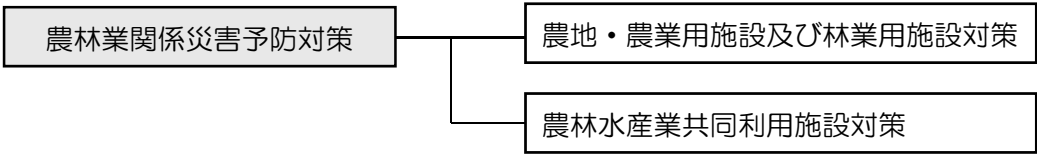
【実施機関】

町	産業振興課、農業委員会
関係機関	土地改良区、農業用施設管理者、農林水産業共同利用施設等管理者

【基本方針】

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、町、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【施策の体系】



第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区等の農地・農業施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。産業振興課、農業委員会及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、取水堰、大規模排水機場等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

各施設の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

頭首工、取水堰施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

3 ため池

産業振興課、農業委員会は、土地改良区等において、ため池の適正な管理点検を実施するよう指導する。

また、老朽化等によりため池の改良が必要なものは、防災事業等国及び県の補助事業等により改善するよう指導する。

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産産物倉庫、農林水産産物処理加工施設、農林水産産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第13節 情報通信・放送網の整備

【実施機関】

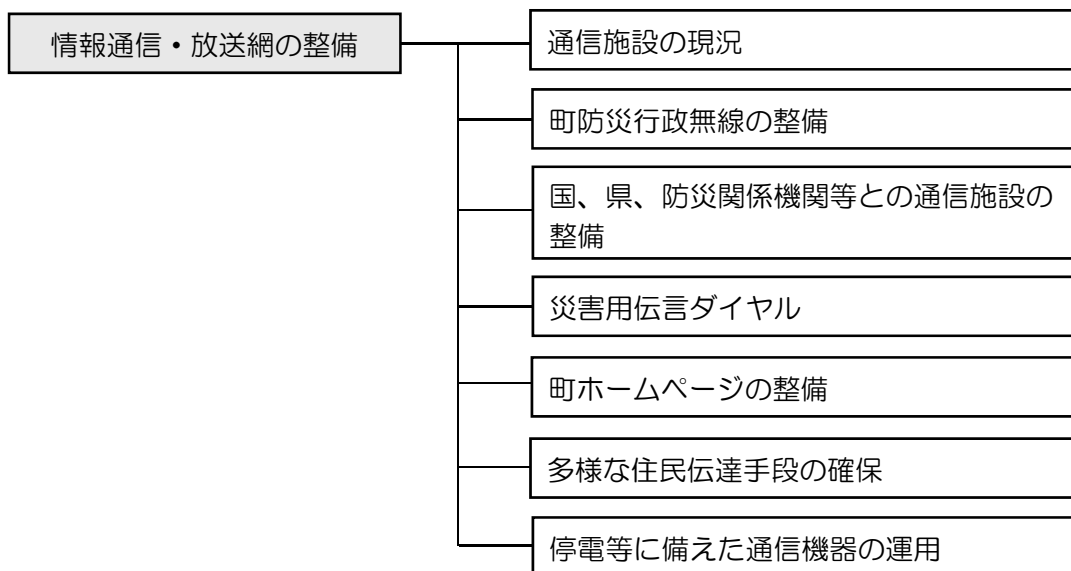
町	総務課、企画調整課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)

【基本方針】

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時から通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

【施策の体系】



第1 通信施設の現況

現在、町が運用している通信施設は、次のとおりである。

- 1 町防災行政無線（同報系デジタル方式）
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 消防団無線
- 4 一般加入電話
- 5 携帯電話
- 6 インターネット
- 7 携帯電話等による緊急速報メール

第2 町防災行政無線の運用

町では、大規模災害時に住民等に対して適切に情報の提供及び避難勧告等の伝達を行うため、平成25年度から平成26年度にかけて防災行政無線を88局整備し、同時にそれ

を確認するための防災配信メールも平成27年4月1日より本格運用している。

また、小学校や保育園、介護施設など31か所に防災行政無線の戸別受信機を設置している。

今後は、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進し、発電機用燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信設備操作の研修や端末操作を含む通信訓練を実施し、習熟に努める。

第3 国、県、防災関係機関等との通信施設の整備

1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

総務課は、国からの緊急情報を瞬時に受信できるJ-ALERTを活用し、防災行政無線（同報系）を自動起動して住民へ迅速に情報を伝達する。

2 県防災行政ネットワーク等の的確な運用

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備され、平成12年度から本格的な運用が開始されている。

総務課は、災害時に、町に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

また、町内には次の機関に県関係の無線が設置されている。災害により町役場に設置されている県防災行政ネットワークが使用不能の場合等には、当該機関の無線を使用し、県への連絡ができるよう、平常時から当該関係機関と利用協力等について協議を行っておく。

町内における県関係無線設置状況

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線の種類
矢板土木事務所ダム管理所	矢板市鹿島町20-11	44-2185	県防災行政ネットワーク
佐貫ダム管理所	佐貫798	47-0816	県企業局無線

3 一般加入電話（災害時優先電話）及び衛星回線電話

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。

このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるため、総務課は、災害発生時に重要となる電話を災害時優先電話として、N T Tに平常時から登録するよう努める。

また、総務課は、災害時に有効に活用できるよう、平常時から次の措置を行い、職員に周知を図るほか、町役場や他の公共施設への登録の推進に努める。

総則

共通編
予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

資料編

— 周 知 事 項 —

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

※ 大規模災害が発生した場合に、孤立集落が発生することが予想されることから町は、平成21年度に衛星回線電話を3台購入し備えている。なお、平成25年度県より1台備え付けになっている。

第4 災害用伝言ダイヤル

総務課は、大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や被災者等の不安感の軽減を図るため、安否情報の登録、または家族や友人の安否情報を確認することができる“171”災害用伝言ダイヤル及びweb171”災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第5 町ホームページの整備

企画調整課は、開設しているホームページを活用して、災害時に町内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平常時から整備を図っていく。

第6 多様な住民伝達手段の確保

総務課は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等による町防災配信メール、緊急速報メール、町ホームページ、要配慮者に有効な戸別通報システムの整備等、住民伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

第7 停電等に備えた通信機器の運用

企画調整課は、被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

第14節 避難体制の整備

【 実施機関 】

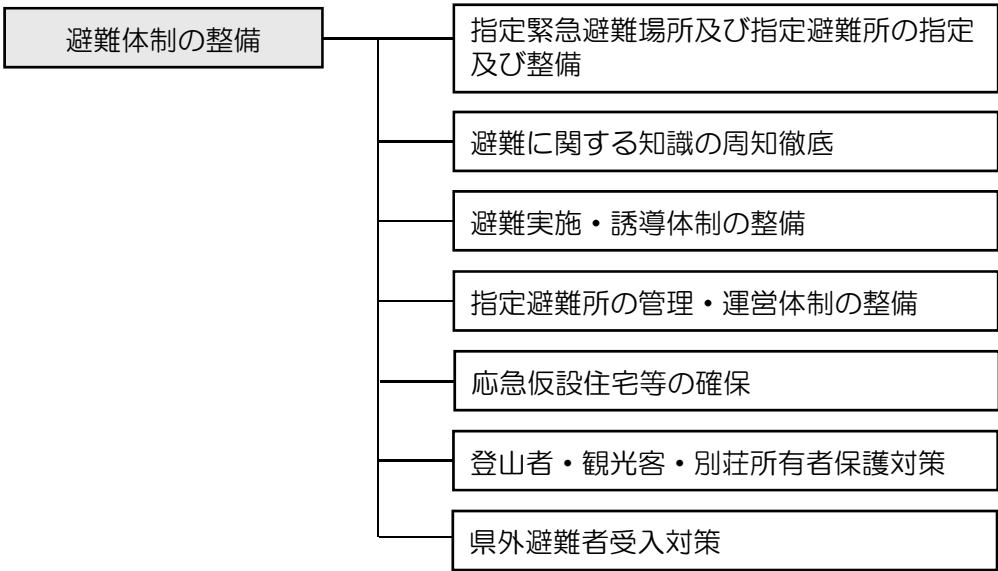
町	各課（建設水道課は除く）
関係機関	登山施設

【 基本方針 】

災害発生時に危険区域にいる住民、帰宅困難者、登山者・観光客などを混乱少なく避難させるため、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所の選定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくするため、避難に関する知識を住民に対し周知徹底する。

【 施策の体系 】



第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

1 指定緊急避難場所の指定

総務課は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、コミュニティセンター、学校、体育館等公共的施設を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定める。

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している避難所が、住民等を受け入れる場所として適切であるか随時確認を行い、指定又は解除を行っていく。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県（県民生活部）に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

- イ 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
- エ 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

〈資料編〇 指定緊急避難場所一覧〉

- (2) 総務課は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 総務課は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。
- (2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
 - ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
 - イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- (3) 避難所の指定については、上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。
 - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
 - エ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
 - オ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

〈資料編〇 指定避難所一覧〉

- (4) 総務課は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 福祉避難所の指定

- (1) 総務課は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- (2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
 - ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフ

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

リー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設の活用を図る。

(4) 総務課は、福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルの作成に努める。

(5) 総務課は、必要に応じて、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

〈資料編〇 福祉避難所一覧〉

4 避難所の整備

総務課は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

整備にあたっての留意事項

- 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用する事等を指示された平成28年3月22日付でJISにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調等の施設・設備の整備に努める。
- 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調整方法を整理しておくこと。
- 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- 通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
- 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

資料編

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

総務課は、災害時の避難の万全を期するため、様々な手段や媒体を用いて、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持ち出し品、避難勧告・避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努める。。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、総務課は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 主な周知方法

- (1) 自主防災組織等を通じた周知
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- (3) マップの配布による周知
- (4) 広報紙、インターネット等による周知
- (5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知
- (6) 避難訓練の実施
- (7) 平常時の警察活動での周知

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難勧告等の類型

町長は、避難勧告等の発令に際し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味合いや住民等がとるべき行動について、警戒レベルを用いて伝達する。

5段階の警戒レベル

警戒レベル	避難行動等	行動を住民等に促す情報
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※2 (市町村が発令)
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な場所に緊急避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急） ※3 (市町村が発令)
警戒レベル3	・避難に時間を要する高齢者等とその支援者は、立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をする。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)

警戒レベル	避難行動等	行動を住民等に促す情報
警戒レベル2	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報 等 (気象庁が発表)
警戒レベル1 (気象庁が発表)	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。状況が急変することもある。

※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令

資料：内閣府

2 避難基準の設定

- (1) 総務課は、土砂災害警戒区域や指定河川（洪水予報河川）、さらには、指定河川以外の河川（町が、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を設定するものとする。
- (2) その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難勧告等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。
- (3) 総務課は、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

2 避難勧告等の伝達手段の整備

総務課は、土砂災害警戒区域や地震に起因する崖崩れ、浸水が予想される地域の住民、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第13節「情報通信・放送網の整備」第2、第6のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備等を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、テレビ・ラジオ放送、町ホームページ、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達する。

特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

総務課は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生し得る災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

ア 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。

イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。

ウ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

オ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

総則

共通編

予防
復旧・復興

水害等

災害

火山

火災・事故

震災

原子力

策編

資料編

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

保健福祉課、高齢者支援課は、県と連携して、避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ 帰宅困難者対策

ア) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災等の発生による鉄道等の交通機関の運行禁止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

イ) 避難場所の確保

鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を講じておくよう努める。

- ・バス等による代替輸送等の計画の策定
- ・帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備
- ・飲料水及び非常食の備蓄
- ・町、県、県警察と連携した避難誘導體制の整備

総務課は、町外の鉄道等の利用者が帰宅困難者となり、徒歩等で町内を移動することが想定されることから、帰宅困難者を収容できる避難場所の確保、飲料水、食料及び毛布等の物質の備蓄に努める。

企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物質を一定量備蓄するよう努める。

ウ) 町民への事前周知

総務課は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知する。

鉄道事業者は、利用者に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図る。

企業や事業所等又学校は、従業員又は児童生徒に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則、並びに災害用伝言ダイヤル1717や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知に努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

総務課、消防本部、警察は連携し、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

第4 指定避難所の管理・運営体制の整備

1 指定避難所の管理・運営体制の確認

保健福祉課、高齢者支援課は、各指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、指定避難所をスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

また、「塩谷町避難所運営マニュアル」について状況に応じた見直しを行い、施設管理者等の関係者へ周知を図る。

2 職員派遣体制の整備

建設水道課を除く全部署は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

保健福祉課、高齢者支援課は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

総務課は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

建設水道課を除く全部署及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 応急仮設住宅等の確保

建設水道課は、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備しておく。

また、災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。

さらに、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第6 登山者・観光客・別荘所有者保護対策

1 登山規制・立入規制事前対策

総務課は県と連携し、観光客・登山客の立入りが多い場合においては、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかに行うことができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編				災害 応急 対策 編	資料 編
予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故		
			震災	原子力		

2 観光客・登山者・別荘所有者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘所有者の安全確保を図るため、総務課は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、ハザードマップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。また、総務課は、風水害や地震、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

3 施設管理者に対する対策の指導

総務課及び塩谷広域行政組合消防本部は、観光客や登山客が旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

4 別荘地区における対策

総務課は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、ハザードマップや避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、防災情報の発表や避難勧告等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の把握に努める。

第7 県外避難者受入対策

1 避難所受入れ場所の確保

総務課は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難場所の開設及び運営は、原則として本節第4に準じて行う。

3 避難場所の整備

第1の4に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第15節 消防・救急・救助体制の整備

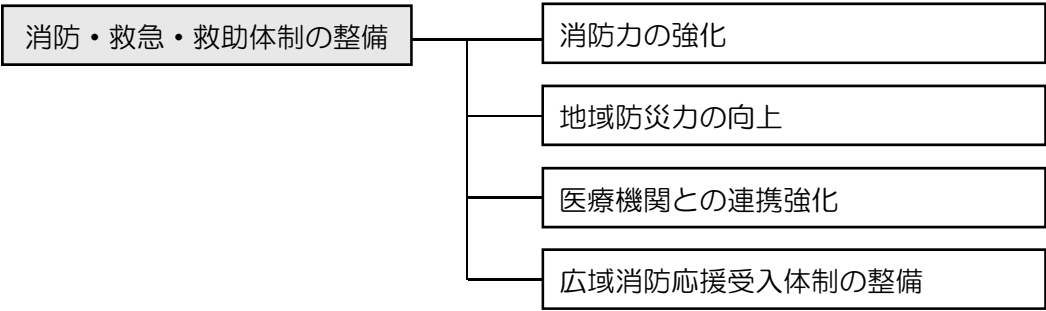
【 実施機関 】

町	総務課
関係機関	塩谷広域行政組合消防本部、自主防災組織

【 基本方針 】

町は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、県及び消防機関の協力を得て、災害に備えた体制の整備充実を図る。

【 施策の体系 】



第1 消防力の強化

1 組織の充実強化

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設・設備等の整備充実

(1) 救急・救助用車両・資機材等の整備

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる隊員の養成を図るとともに、「消防力の整備指針」等により、県の支援を受けて救助工作車、高規格救急車等の救急・救助資機材の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

(2) 消防水利の確保・整備

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

ア 消防水利施設の整備

塩谷広域行政組合消防本部は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

イ 河川水の緊急利用

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、市街地を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

ウ 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

第2 地域防災力の向上

1 自主防災組織等の育成・強化

総務課は、自治会、消防団OB等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、消防本部、消防団との防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

2 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、塩谷広域行政組合消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

塩谷広域行政組合消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

第3 医療機関との連携強化

塩谷広域行政組合消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第4 広域消防応援受入体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておくものとする。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援について具体的に定めた「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

第16節 保健医療体制の整備

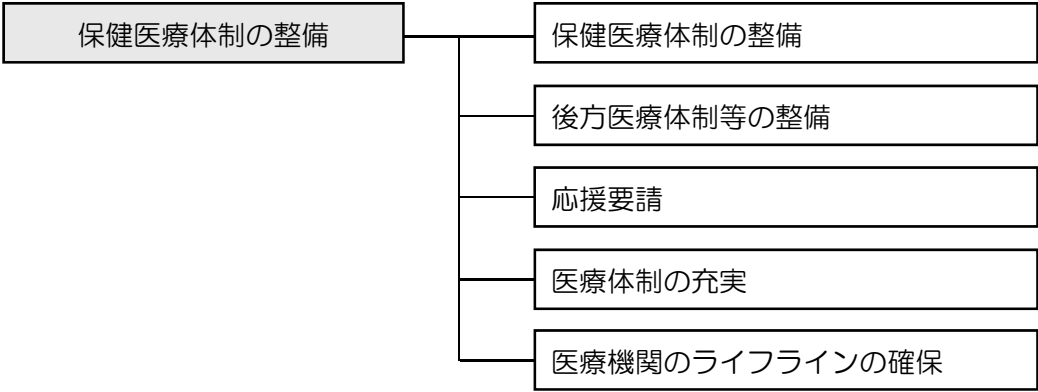
【 実施機関 】

町	保健福祉課、高齢者支援課
関係機関	(一社)塩谷郡市医師会、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会、日本赤十字社

【 基本方針 】

大規模な風水害や地震発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町は、医療機関等と災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

【 施策の体系 】



第1 保健医療体制の整備

保健福祉課は、医療機関等と連携し、保健医療体制の整備を図る。

1 町の対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成、出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

〈資料編〇 町内医療機関一覧〉

2 住民、自主防災組織等による自主救護体制の整備

保健福祉課は、災害時の医療救護活動をより円滑に行うために、地域の住民、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援できるよう、塩谷広域行政組合消防本部が定期的に関催する「救命応急手当講習」等への受講を奨励する。

3 要配慮者への対応

人工呼吸器使用者は、大規模災害が発生した場合にも、バッテリーや酸素供給体制のバックアップが必要であり、また人工透析者も継続して医療の提供が受けられる必要があるため、保健福祉課、高齢者支援課は、平常時から関係機関と協議して、当該要配慮者に対する医療支援体制の整備を図るものとする。

第2 後方医療体制等の整備

- 1 保健福祉課は、救護所における救護班では対応できない重症者等を收容するため、塩谷郡市医師会等と連携を密にし、重症患者の受け入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

県計画に基づき修正

- 2 県は、多発性外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からとりあえずの重症傷病者の受入れ機能、DMAT（災害派遣医療チーム）等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する11の拠点病院を指定しており、これより災害時における医療の確保を図ることとしている。保健福祉課は、県及び関係機関との連携体制の確立に努める。

3 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第3 応援要請

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療機材の不足等により円滑に実施できない場合には、県に応援要請して対処する必要がある。

このため、保健福祉課は、県への応援要請方法や「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておくものとする。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平常時から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、ナースステーションに隣接した場所など避難誘導、搬送の容易な場所に收容するなど特別の配慮をする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第5 医療機関のライフラインの確保

保健福祉課は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、患者搬送用燃料等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

県指定災害拠点病院一覧

病 院 名	所 在 地	電話番号
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241
独立行政法人 地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	028-653-1001
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	0289-64-2161
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282-86-1111
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111
日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	0284-21-0121
日本赤十字社 那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4	0287-23-1122
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285-82-2195
獨協医科大学 日光医療センター	日光市高德632	0288-76-1515
国際医療福祉大学 塩谷病院	矢板市富田77	0287-44-1155

第17節 緊急輸送体制の整備

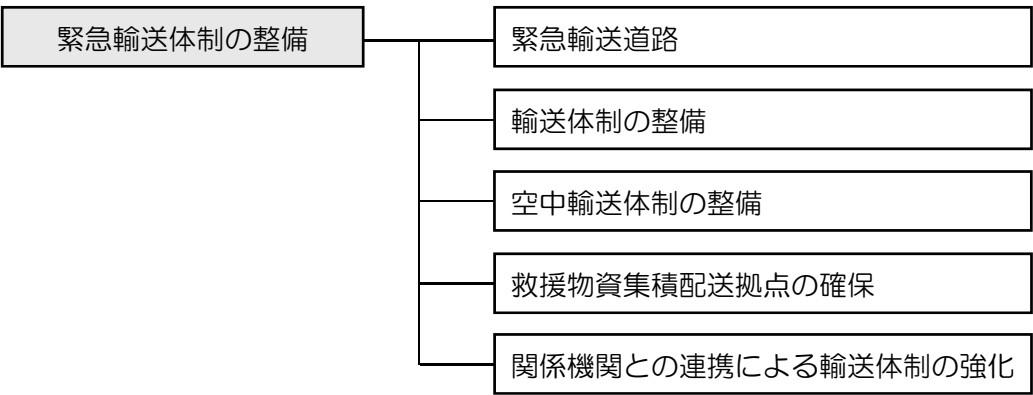
【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

大規模災害発生時に、緊急輸送、消火活動、救援物資輸送等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

【 施策の体系 】



第1 緊急輸送道路

1 本県の緊急輸送道路の状況

本県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章第18節「防災拠点の整備」で定める防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し、隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

2 町内における県指定緊急輸送道路

町内における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

町内における県指定緊急輸送道路

区 分	道路種別	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	国道 (県管理)	国道461号	一部(日光市大谷向町〔国道121号交点〕 ～ 大田原市城山〔国道400号交点〕)
第2次緊急輸送道路	主要地方道	藤原宇都宮線	一部(塩谷町玉生〔塩谷町役場前〕 ～ 宇都宮市塙田4〔宇都宮向田線交点〕)
	//	宇都宮船生高德線	一部(塩谷町船生〔国道461号交点〕 ～ 日光市高德〔国道121号交点〕)
第3次緊急輸送道路	//	藤原宇都宮線	一部(日光市藤原〔国道121号分岐〕 ～ 塩谷町玉生〔塩谷町役場前〕)
	//	塩谷喜連川線	一部(塩谷町大宮〔国道461号分岐〕 ～ さくら市喜連川〔喜連川庁舎前〕)

3 町による緊急輸送道路の指定検討

総務課、建設水道課は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町の災害対策活動拠点(町役場、指定避難場所、飛行場外・緊急離着陸場など。第18節「防災拠点の整備」第2参照)を結ぶ町道、又は町の災害対策活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討するとともに、拡幅等の必要な整備を推進する。

第2 輸送体制の整備

1 輸送手段の確保

総務課、建設水道課は、保有する車輛等だけでなく、防災関係機関等にも応援・協力を求めて輸送手段を確保する。

2 県への斡旋要請

総務課、建設水道課は、必要に応じ、県に対して輸送手段の斡旋を依頼する。

3 燃料の確保

総務課は、災害時における緊急輸送活動に必要な燃料については、石油業協同組合等に協力を求めて確保する。

4 警察等関係機関との連携強化

- (1) 総務課、建設水道課は、警察、消防機関、道路管理者及び運送業者等関係機関と連携・協議し、主要な防災拠点、輸送拠点及び緊急医療機関等を結ぶ緊急輸送道路の選定に努める。
- (2) 建設水道課は、緊急輸送道路の通行が円滑に行われるよう、交通規制用のカラーコーンや標識等の備品の確保に努める。
- (3) 総務課、建設水道課は、警察と連携し、避難住民の車両が緊急輸送の妨げとならないよう、車両を利用した避難自粛の周知を図る。

第3 空中輸送体制の整備

総務課、建設水道課は、災害時に、道路が土砂崩れ、橋りょうの破損等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、町地域防災計画に定めておく。

〈資料編〇 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 救援物資集積配送拠点の確保

建設水道課は、災害発生時の救援物資や復旧資材等の積み替え、又は一時保管のための輸送拠点の確保に努めるものとする。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 民間協力団体との連携強化

総務課は、災害時において、迅速かつ円滑に緊急輸送や道路障害物除去作業を実施できるよう、あらかじめ、民間協力団体（運送業者、建設業協会等）との協定の締結に努めるものとする。

2 建設関係機関との連携体制

総務課、建設水道課は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路上の障害物除去作業、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第18節 防災拠点の整備

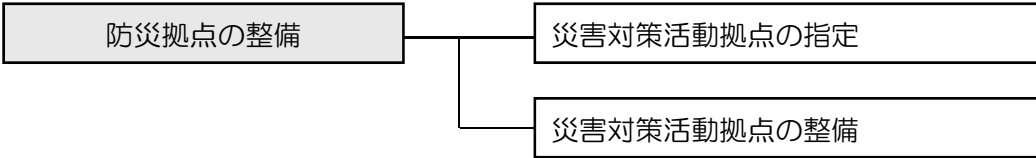
【実施機関】

町	総務課
関係機関	塩谷消防署、塩谷町社会福祉協議会、社会福祉施設

【基本方針】

町は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく。

【施策の体系】



第1 災害対策活動拠点の指定

総務課は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を町の災害対策活動拠点として位置づけ、必要な整備する。

町の災害対策活動拠点	
① 応急対策活動拠点：塩谷町役場、日々輝学園高等学校 開桜館（3階）	
② 避難対策活動拠点： <u>指定避難所</u>	
③ 物資備蓄拠点：防災備蓄倉庫、塩谷中学校アリーナ	
④ 物資輸送拠点：飛行場外・緊急離着陸場（総合公園・自然休養村センターグランドなど）	
⑤ 消防活動拠点：消防団詰所	
⑥ 災害ボランティア活動拠点：塩谷町老人福祉センター	

〈資料編〇 指定避難所一覧〉

〈資料編〇 防災倉庫備蓄状況〉

〈資料編〇 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、東日本大震災における経験を踏まえて、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 町災害対策本部

総務課は、災害対策活動の第一線の拠点となる町役場（代替施設）について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置

場所の代替施設を選定しておく。

災害対策本部設置場所の代替施設

施設名	所在地	電話番号
日々輝学園高等学校 (開桜館 3階防災無線室)	塩谷町大宮2579—1	0287—45—1101

(2) 業務継続性の確保

総務課は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、「塩谷町業務継続計画」に基づき、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(3) 各地区応急活動拠点

総務課は、各地区の応急活動の拠点として、指定避難所に指定されている公立学校等の施設を中心に、必要な整備を図る。

(4) 地域物資拠点（二次集積拠点）

総務課は、町施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う災害対策本部の設置場所となる町役場（代替施設、日々輝学園高等学校 開桜館・3階、防災行政無線室）については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

また、広域災害対策活動拠点及び地域災害対策活動拠点についても、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 防災行政無線・衛星電話等の整備
- (4) 耐震性貯水槽（飲料水兼）、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

3 施設の配置

総務課は、町内全域における災害対策活動を行うにあたって、必要な体制を確保できるような配置に努める。

第19節 建築物災害予防対策

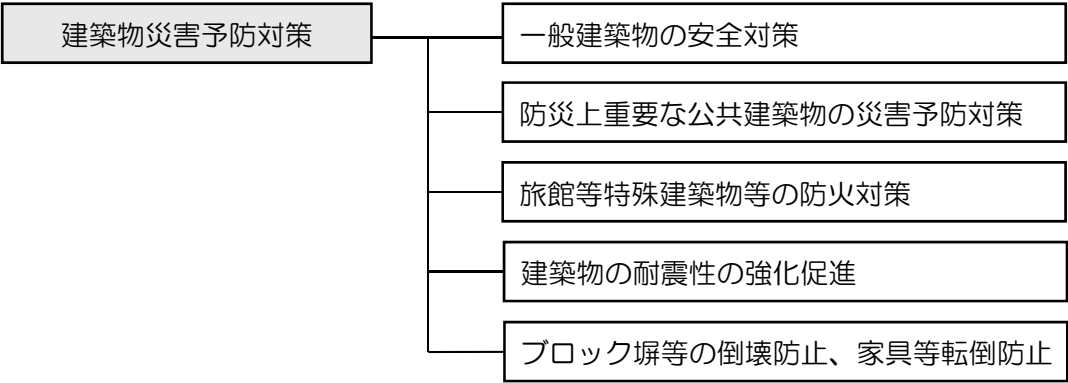
【実施機関】

町	総務課、建設水道課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課
関係機関	県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署

【基本方針】

水害・台風、竜巻等風害、地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、建築物の耐震・耐火性の強化等必要な防災対策を講じる。

【施策の体系】



第1 一般建築物の安全対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うものとし、町は県に協力する。

2 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導し、町は県に協力する。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は指定避難所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）（本章第18節「防災拠点の整備」第2参照）

- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（学校、塩谷消防署、消防団車庫等）
- (4) 避難収容施設（学校、コミュニティセンター、体育館等）
- (5) 社会福祉施設等

2 防災対策の実施

- (1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、建築基準法、消防法の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

- (2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備類の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

- (3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第3 旅館等特殊建築物等の防火対策

旅館等の火災に際し、設備及び防火管理体制の不備のため多数の尊い人命が失われる場合が非常に多い。

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署は、不特定多数の人々が宿泊する旅館等における火災、その他の事故を防止するための総合的な安全対策を樹立するとともに、防火体制の万全を期し、防火対策を推進する。

第4 建築物の耐震性の強化促進

- 1 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、建設水道課は、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

- (1) 町庁舎等の整備

建設水道課は、本章第18節「防災拠点の整備」のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

- (2) 学校校舎

学校教育課は、震災時における児童生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

保の観点に立った整備を図る。

また、設備・備品等の安全管理として、コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造または鉄骨構造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(5) 建物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 耐震診断、耐震改修の促進指導

建設水道課は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、町耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。

また、天井の脱落防止対策についても、県と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

3 耐震性に関する知識の普及

建設水道課は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県等と連携し、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修等の実施には相当の費用を要することから、建設水道課は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第5 ブロック塀等の倒壊防止、家具等転倒防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努める。

2 家具等転倒防止

総務課、建設水道課は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第20節 公共施設等災害予防対策

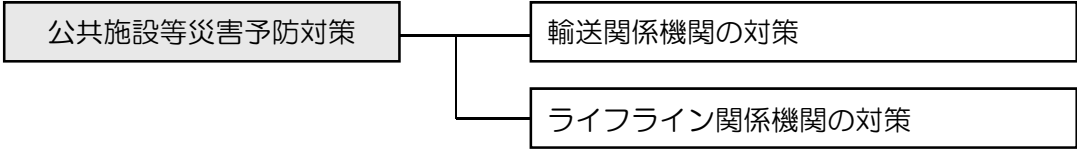
【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課
関係機関	関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【 基本方針 】

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

【 施策の体系 】



第1 輸送関係機関の対策

1 道路施設

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路機能を確保するため、次に示す施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

(1) 施設等の整備

災害時における道路機能を確保するため、道路の維持管理の万全を期すとともに、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備に努める。

(2) 補強等の対策工事の実施

落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

(3) 災害情報の収集・連絡体制の整備

災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、防災関係機関との災害情報の収集・連絡体制の整備を図る。

2 ヘリポート（防災ヘリ・ドクターヘリ・自衛隊等）施設

総務課は、災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

また、玉生・船生・大宮地区ごとにヘリポートを配置できるように計画するとともに、必要な施設整備と維持管理に努める。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

建設水道課は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設の

より一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨、地震等の発生に伴う漏えい、その他の2次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)
事業名 (事業主体)	種別				
塩谷町	上水道事業	玉生水源	浅井戸・深井戸	消 毒	4,690
		船生水源	〃	〃	3,290
		熊ノ木水源	深井戸	〃	112
		鳥羽新田浄水場	表流水	膜処理・消毒	432
		山口水源	浅井戸	消 毒	159
		西古屋水源	〃	〃	167
		大久保水源	深井戸	〃	725

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な

構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)大田原営業センターは、次の予防措置を講じる。

(1) 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯など漏電等次による火災防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

ア 一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は4年に1回、電路の絶縁抵抗測定を実施する。

イ 配電線路（引込線を含む）

ア) 5年に1回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、2、5年に1回のパトロールを実施する。

イ) 柱上変圧器の第2種接地抵抗箇所は5年に1回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

(2) 施設対策

ア 水害対策

ア) 送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート回避、擁壁、石積み強化を実施する。

イ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ 雷害対策

ア) 送電施設

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保

総則	共通編
予防	共通編
復旧・復興	共通編
水害等	災害
火山	災害
火災・事故	緊急対策編
震災	緊急対策編
原子力	緊急対策編
資料編	資料編

護継電装置を強化する。

ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

(3) 要員の確保

ア 要員の確保

ア) 非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄り事業所を定めておく。

イ) 復旧作業等において応援を必要とする請負会社等の連絡体制を確立しておく。

イ 資機材等の確保対策

ア) 復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

イ) 非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげ実施する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第21節 危険物施設等災害予防対策

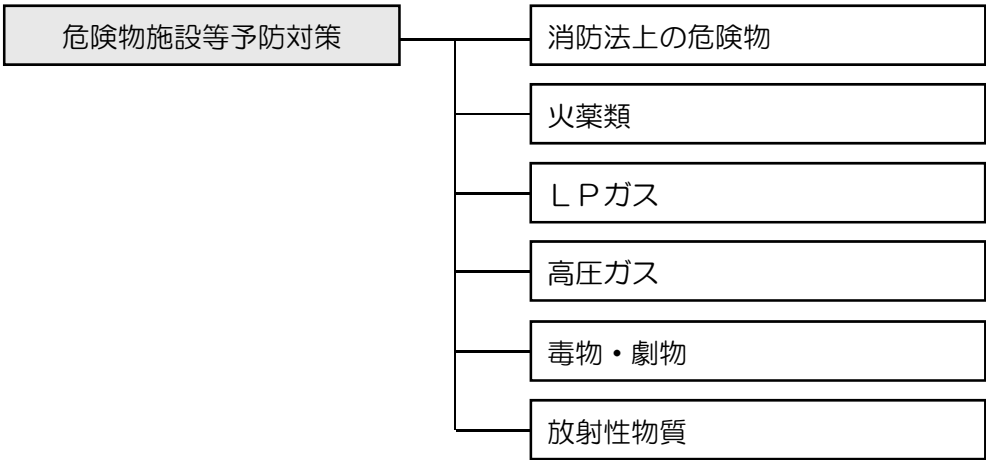
【実施機関】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課
関係機関	危険物施設の所有者等、塩谷消防署、県

【基本方針】

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町は、県、事業者等関係機関と連携して、各種予防対策を実施する。

【施策の体系】



第1 消防法上の危険物

本町における危険物施設（許可施設）は、74施設あり（平成24年12月1日現在）、適時、塩谷広域行政組合消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

塩谷広域行政組合消防本部及び「消防法」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害や地震発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性・耐震性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 塩谷広域行政組合消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
 - (2) 既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
 - (3) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
 - (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
 - (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
 - (6) 化学消防自動車等の整備に努める。
- 〈資料編〇 危険物施設一覧〉

第2 火薬類

1 事業の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

2 県等の対策

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売者事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

3 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための保安講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

4 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

第3 LPガス

塩谷消防署及びLPガスの販売事業者、保安機関（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑制に努める。

1 販売事業者等が実施する対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器の整備を促進する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

イ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 販売事業者等の災害予防体制の強化

ア 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、防災訓練等に積極的に参加させる。

イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

第4 高圧ガス

塩谷消防署及び高圧ガス施設の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

(1) 災害予防措置の実施

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

イ 防消火設備、除害装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確保する。

ウ 多数の容器を取り扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

エ 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

オ 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

2 災害予防体制の強化

(1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し、自主保安体制の充実強化に努める。

(2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第5 毒物・劇物

毒物又は、劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これらを飛散、漏えい等させないように措置を講じなければならないとされている。塩谷消防署は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

総務課、県、塩谷広域行政組合消防本部、医療機関等は相互に連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。
〈資料編〇 毒物劇物製造（販売）業等登録状況〉

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱い施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱い施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏えい等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 町・消防機関等の対策

- (1) 総務課及び塩谷広域行政組合消防本部は、県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 総務課、消防機関は、放射性物質取扱い施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 総務課は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 保健福祉課は、あらかじめ町内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対 策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県と連携して県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

- (5) 保健福祉課、県警察及び塩谷広域行政組合消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

〈資料編○ 放射性同位元素等使用事業所数〉

〈資料編○ 環境放射能に係る情報連絡体制〉

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第22節 鉱山、岩石採取場等災害予防対策

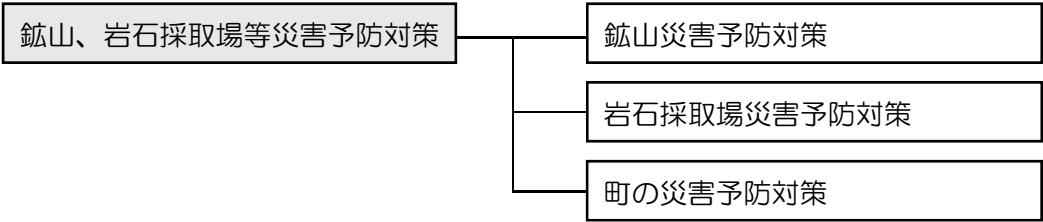
【実施機関】

町	産業振興課
関係機関	関東東北産業保安監督部、県、採石業者

【基本方針】

大規模な地震発生時に鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

【施策の体系】



第1 鉱山災害予防対策

本県における「鉱業法（昭和25年法律第289号）」に基づく稼働鉱山は、平成28年12月末現在、県内に30箇所あり、石灰石の採掘が主となっている。

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法（昭和24年法律第70号）」に基づき、次の事項について指導、監督する。

なお、町内には、採石場跡地が3か所、休廃止鉱山が1か所ある。

第2 岩石採取場災害予防対策

本県における「採石法」（昭和25年法律第291号）に基づく岩石採取場は、平成29年3月末現在47箇所（内大谷石採取8、芦野石採取7）ある。

県（産業労働観光部）、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

1 採石業者等が実施する対策

(1) 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努める。

(2) 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等により、自主災害防止体制を確保する。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

(1) 災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生防止に関する意識の高揚を図る。

(2) 指導・監督

ア 緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ 災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

〈資料編〇 町別鉱山・採石場・砂利採取場数一覧〉

第3 町の災害予防対策

1 陸砂利採石監視員の設置

産業振興課は、町内の岩石採取場及び陸砂利採取場における違法採取を監視し、公共施設の破損、不法浸掘、流水の汚濁、危険発生等を防止するため、「塩谷町陸砂利採石監視員設置要綱」（平成5年要綱第9号）に基づき、陸砂利採石監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2 監視員の職務

監視員の職務の内容は、次のとおりである。

- (1) 陸砂利、採石の採取状況の把握
- (2) 砂利採取法、採石法に対する違反行為の監視
- (3) 無許可採取等の情報の収集

3 監視の報告

監視員は、監視業務の内容をその都度町長に報告するほか、監視において災害が発生したとき、若しくは災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は違反行為等を発見したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	資料編

第23節 文教施設等災害予防対策

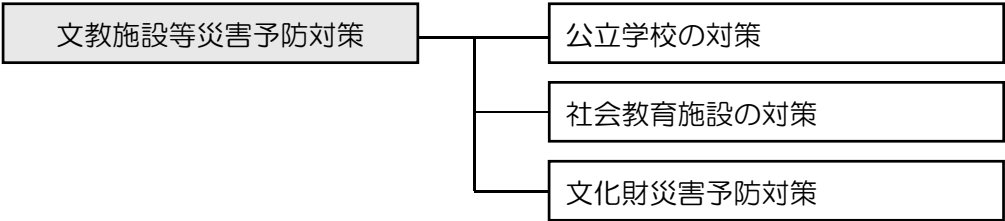
【実施機関】

町	学校教育課、生涯学習課
関係機関	公立学校、社会教育施設

【基本方針】

水害・台風、竜巻等風害、地震発生時の幼児・児童生徒及び教職員の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

【施策の体系】



第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法」（平成21年4月1日施行第27条）に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保及び安否確認を行い、学校、教育委員会及び総務課の間の情報連絡手段・体制の整備や教職員、保護者及び地域の関係機関・団体との情報連絡（安否確認を含む）体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

「学校安全計画」作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 (1) 災害教育に関する事項 ア 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 イ 特別活動、部活動等における指導事項 (2) 災害管理に関する事項 ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (3) 災害に関する組織活動 ア 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 イ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実状等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策
- ・時間外における教職員の参集体制
- ・保護者への引き渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、地震発生時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルを作成し、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておくことが必要である。

(2) 応急対策への備え

ア 校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に応急対策に関わる教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

イ 学校教育課は、学校等が保護者との間で災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

学校教育課は、学校教育を通じて教職員及び児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難の方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、栃木県防災館等の施設の活用などに配慮する。

～ 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成 ～

想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

～ 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実 ～

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけでなく、地域において現在も生き続けている、過去の災害教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有効である。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。教職員は、事前に学校等防災マニュアルに基づいた実践的な訓練を実施し、適切に対処できるようしておく。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

学校教育課は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

コミュニティセンターや生涯学習センター等の社会教育施設の長(以下「施設長」という。)は、利用者の安全確保のため、施設整備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

(1) 施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

ア 災害管理に関する事項

- ・防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

イ 災害に関する組織活動

- ・地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

- ・職員を対象とした防災に関する研修
- ・利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続中止について、事業運営担当との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の避難・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習危機の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

生涯学習課は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることができるよう、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

生涯学習課は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策

学校教育課、生涯学習課は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、塩谷広域行政組合消防本部と連携して、次の安全対策の促進を図る。

1 文化財所有者等への防災指導

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策
震災	編
原子力	
資料編	

文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

2 防火施設・設備の整備充実等

文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて、収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

3 防火訓練の実施等

「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

〈資料編〇 指定文化財一覧〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第24節 大規模災害時における応援・受援

【 実施機関 】

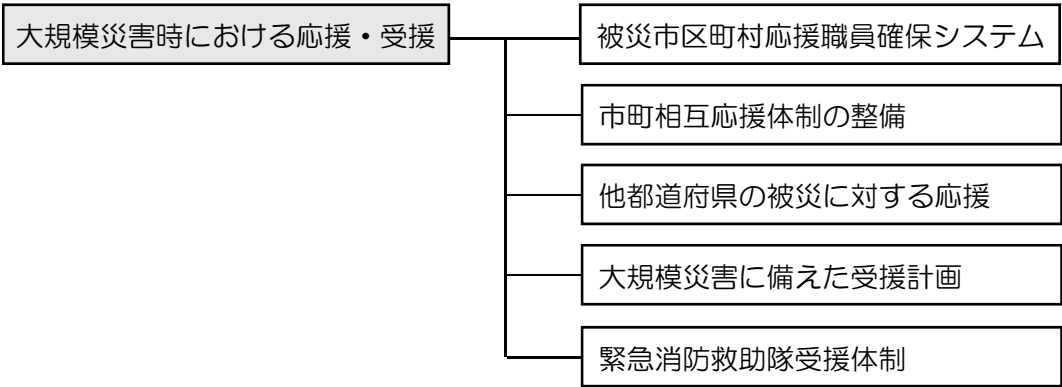
町	総務課
関係機関	協定締結団体

【 基本方針 】

町は、被災市区町村応援職員確保システムや災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。

また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

【 施策の体系 】



第1 被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、平成30年4月より全国一元的な応援職員の派遣の仕組みを構築し、運用している。

本システムは、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組み及び被災市区町村長への助言など災害マネジメントを支援する総括支援員の派遣を行う仕組みの二本立てとなっている。

被災都道府県内の自治体（都道府県・市区町村）で災害対応業務が完結しない規模の災害が発生し、被災都道府県の要請があった場合、総務省・全国知事会等で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部」は被災市区町村毎に対口支援団体を決定し、対口支援団体は、管内市区町村をとりまとめて、避難所運営・罹災証明書の交付事務等に当たる職員を派遣する。

また、被災市区町村からの要請があった場合又は総務省が必要と判断した場合には、被災市区町村の長への助言、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する職員を派遣する。

なお、本システムで県が対口支援団体に選定されない状態で被災市区町村に対し支援を行う場合、県は全国知事会、市町は全国市長会又は全国町村会に申し出ることとなっている。

第2 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

総務課は、一市町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

2 県との連携強化

総務課は、県により行われる町防災担当職員に対する説明会、各種防災訓練の合同実施、塩谷町地域防災計画の修正における助言・支援等により、町における防災力の向上を図るとともに、県と連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、総務課は、できるだけ多くの県内外市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

(1) 県内市町との協定

総務課は、1に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

(2) 県外市町との協定

総務課は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

第3 他都道府県の被災に対する応援

「被災市区町村応援職員確保システム」により、本県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うこととなっており、総務課は、県の要請に応じて、必要な人員・資機材を確保し、県とともに活動する。

第4 大規模災害に備えた受援計画

1 受援計画及び体制の整備

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

総務課は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

また、総務課は、関係課と協力し、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対 策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第5 緊急消防救助隊受援体制

緊急消防隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するために創設されたものである。大規模災害の発生により、知事が消防庁長官に対し応援等の要請を行った場合、緊急消防援助隊の出動が行われるため、総務課は、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を確立しておく。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第25節 孤立集落災害予防対策

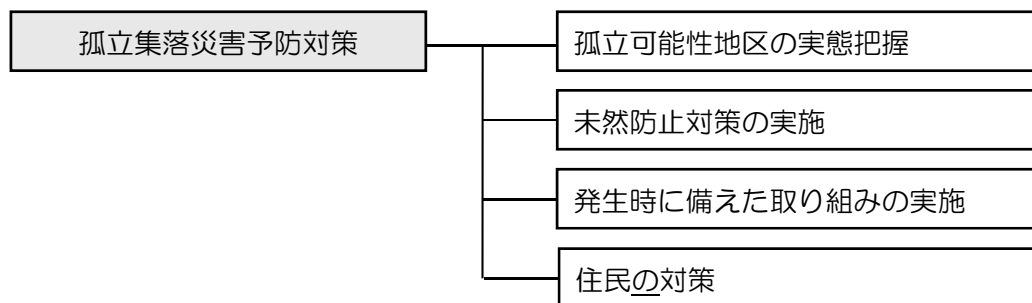
【実施機関】

町	総務課、建設水道課、消防団
関係機関	県、

【基本方針】

水害・台風、竜巻等風害、震災発生時に土砂崩れによる道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、町は県と連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

【施策の体系】



第1 孤立可能性地区の実態把握

総務課は、県と連携し、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状把握に努める。

第2 未然防止対策の実施

1 道路の整備

建設水道課及び県、その他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で、耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

2 通信手段

総務課は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

また、孤立可能性地区に対して衛星携帯電話の配備に必要な財源の一部補助について、県に要請する。

第3 発生時に備えた取り組みの実施

1 連絡体制の整備

総務課は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

2 避難場所等の確保

総務課は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物質、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

3 緊急ヘリポート用地の確保

総務課は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

4 孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

総務課は県と連携し、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

5 住民への普及啓発

総務課、消防団は県と連携し、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

第4 住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」第1に記載したとおり、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水を備蓄しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第26節 災害廃棄物等の処理体制の整備

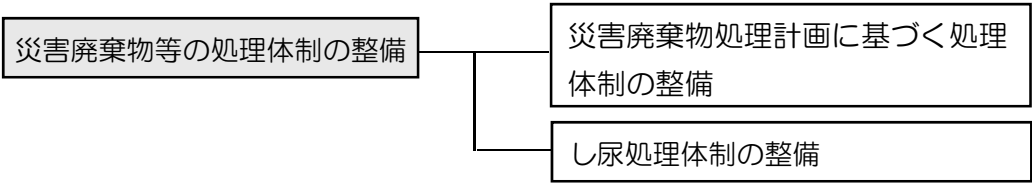
【 実施機関 】

町	総務課、住民課
関係機関	県、エコパークしおや、処理業者

【 基本方針 】

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、町は、処理業者等と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する体制の整備を図る。

【 施策の体系 】



第1 災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備

住民課は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理業者等との協力体制の整備、一般廃棄物処理施設の整備、仮置場候補地の検討等を行う。

1 処理業者、県等との協力体制の整備

住民課は、災害時に、応援要請が迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ相互に連絡調整窓口等を取り決めておく。

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

総務課、住民課は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 廃棄物処理施設の整備

住民課は、廃棄物処理施設の耐震性能、浸水対策、資機材等の整備状況を把握し、必要に応じ耐震性の確保、水害対策、必要な資機材の確保に努める。

3 仮置き場の選定

住民課は、仮置き場を選定するとともに、選定した仮置き場における労働災害の防止、周辺等の住民等の生活環境への影響を把握し、環境モニタリングを実施する。

第2 し尿処理体制の整備

住民課、建設水道課及び総務課は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

総則
共通編
予防
復旧・復興
水害等
火山
火災・事故
震災
原子力
資料編

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

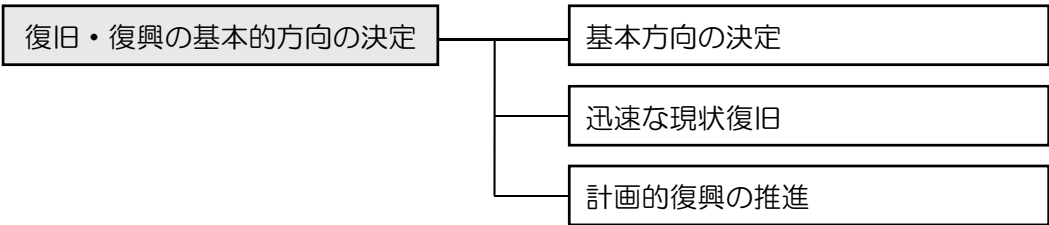
【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課
関係機関	県

【 基本方針 】

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

【 施策の体系 】



第1 基本方向の決定

1 実施体制

総務課、建設水道課及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

3 県、国等職員の派遣要請

総務課及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

総務課、建設水道課及び県その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

- 3 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- 4 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- 5 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、町は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

なお、町の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 町の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) (2)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

建設水道課は、必要に応じ、災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、建設水道課は、県と連携し、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

建設水道課は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対 策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア) 河川の治水安全度の向上

イ) 土砂災害に対する安全性の確保

ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

エ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側の種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第2節 民生の安定化対策

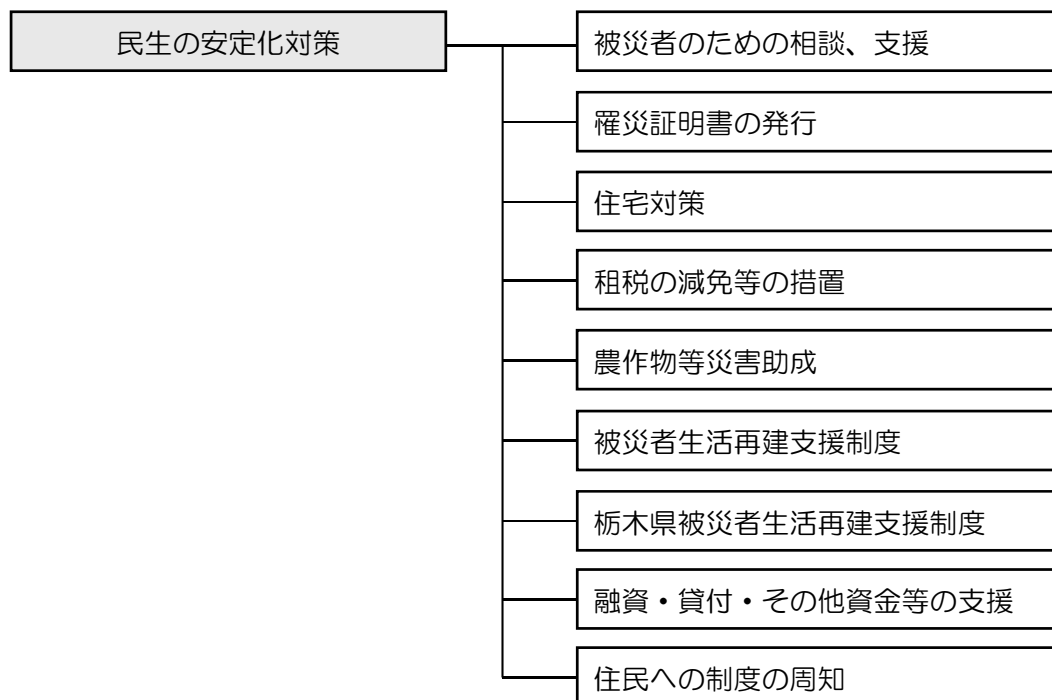
【実施機関】

町	総務課、企画調整課、税務課、建設水道課
関係機関	県

【基本方針】

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

【施策の体系】



第1 被災者のための相談、支援

総務課、企画調整課は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

第2 罹災証明書の発行

総務課は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、総務課は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第3 住宅対策

建設水道課は、被災者の住宅復旧を促進するため、状況によっては県に対して必要とする住宅復旧用木材の調達について、あっせんを求めるものとする。

第4 租税の減免等の措置

税務課は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、塩谷町税条例等の規定に基づき、町税等に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長（町税条例第100号）

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、町が画一的に期限を延長する。

(2) 個別申請

（1）の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により町・県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減 免	町民税（町税条例第51条） 固定資産税（町税条例第71条） 国民健康保険税（国民健康保険税条例第24条）

第5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、

県が町に対し基準の範囲で次の助成を行うこととされているため、税務課は必要に応じて当該助成措置を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	
代替作付け用種苗購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果 実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類 に係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

第6 被災者生活再建支援制度

本制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度である。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するものである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する都道府県で（3）又は（4）に規定する被害が発生している場合で、（1）から（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万未満のものに限る。）
- (6) （3）又は（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位：万円)

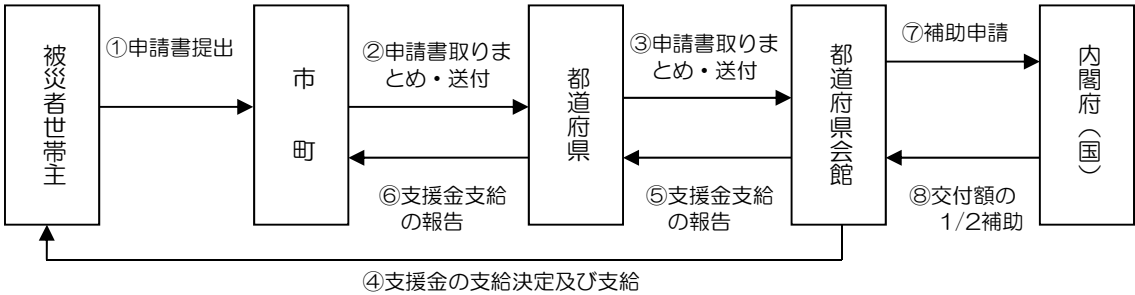
	世帯 人員	合計支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難 世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50

- ※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
- ※ 基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。
- ※ 加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部に提出する。

支援金支給事務手続



第7 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを

行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

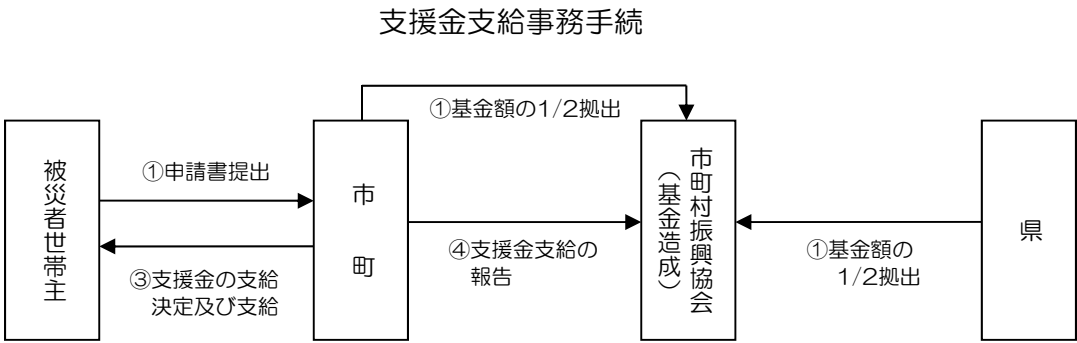
本節第6の2と同じ

3 支援金額

本節第6の3と同じ

4 支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた市町は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。なお、支援金支給に要した市町の費用については、栃木県市町村振興協会から市町に交付される。



第8 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付け等の金融支援を行う。総務課、税務課は、被災した住民に対しこれらの制度の周知に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

融資・貸付・その他資金等の概要

	資 金 名 等	対 象 者	窓 口
支 給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町保健福祉課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町保健福祉課
貸 付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限あり)	町保健福祉課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	町社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
貸 付	中小企業融資 (県制度融資)	災害により被害を受けた中小企業者	町産業振興課 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 国民生活金融公庫 金融機関 県信用保証協会
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金)	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合 等
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金(災害復旧施設)」、「農林漁業セーフティネット資金(災害)」	町長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫

第9 住民への制度の周知

総務課、企画調整課及び県、関係機関等は、災害復旧について執られる特例措置等について、防災行政無線、広報車、広報紙、チラシその他の手段により被災者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、被災者への周知に努める。

第3節 公共施設等災害復旧対策

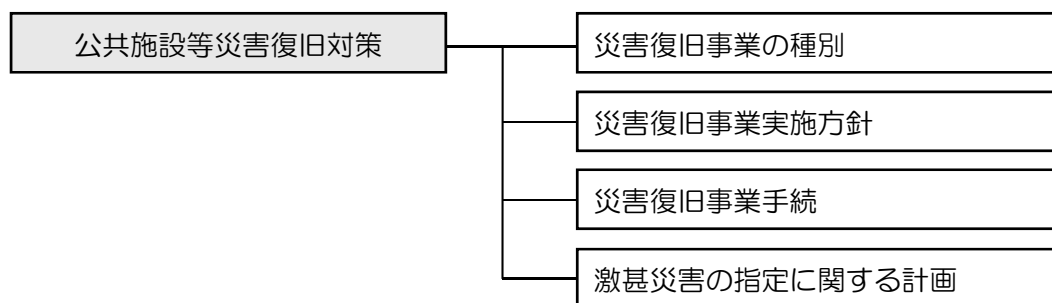
【実施機関】

町	各課
関係機関	関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

公共施設の早期復旧を図るため、町は県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

【施策の体系】



第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。なお、「激甚災害法」とは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」をいう。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河 川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道 路 (7) 下水道 (8) 公 園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省

共通編		災害 応急 対策 編	資料 編
総則	予防		
復旧・復興			
水害等	火山		
	火災・事故		
	震災		
	原子力		

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁
4 保健衛生施設災害復旧事業	厚生労働省
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街 路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧作業	国土交通省 国土交通省 （関係省庁）

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

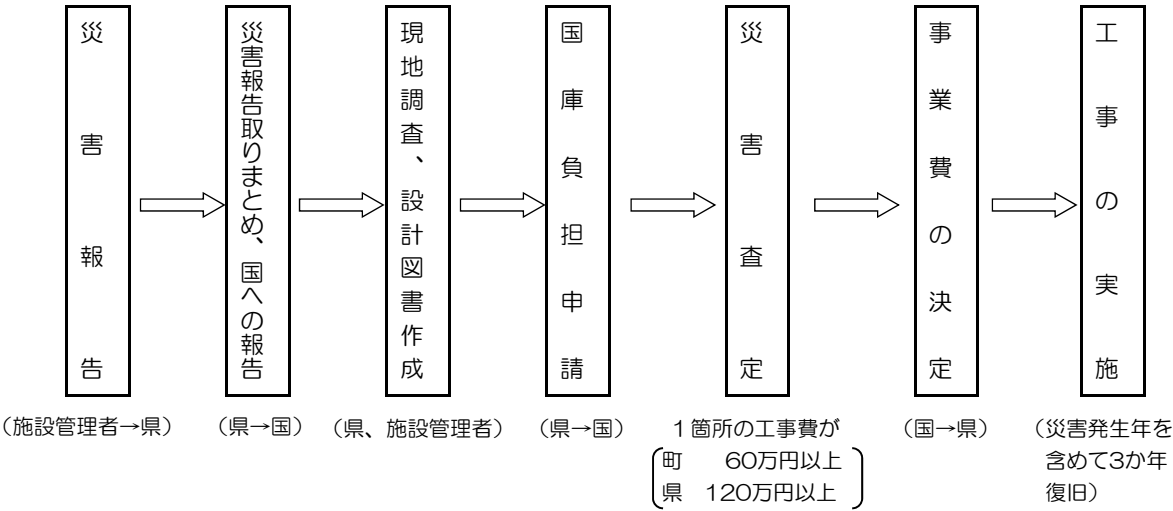
2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は、次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

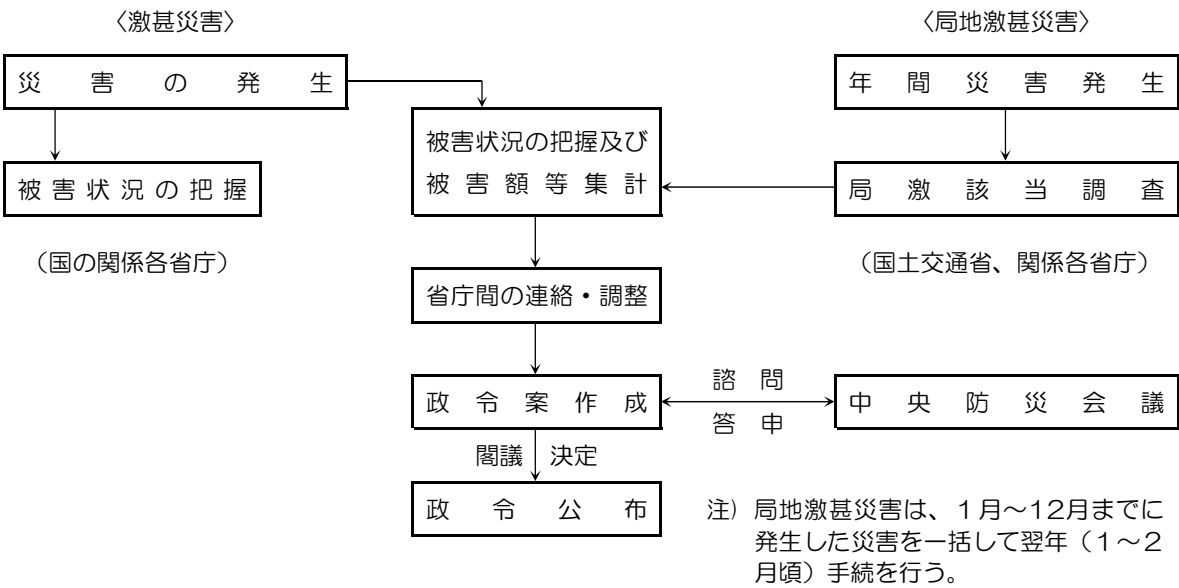
- (1) 県は、激甚災害（本激）及び局地激甚災害（局激）の指定を受けるべき被害が発生した場合、町の被害状況等を検討のうえ、関係各部で必要な調査を実施する。
- (2) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害応急対策編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準
ア 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額＞県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2 都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で法第8条の措置が適用される激甚災害

適 用 措 置	指 定 基 準
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔A基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5% 〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ）×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 一つの都道府県の中小企業関係被害＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉	激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

共通編	総則	予防	復旧・復興				
		水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	災害 応急 対策編						

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

適用措置	指定基準
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 1 被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈激甚法第24条〉	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ 局地激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税込×50% ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。 ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×おおむね25%の場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。) ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

塩谷町地域防災計画

第2部 応急対策編

【第1章】 (修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第1章	水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策	風-1
第1節	活動体制の確立	風-1
第1	町の活動体制	風-1
第2	注意体制	風-2
第3	災害警戒本部の設置	風-3
第4	災害対策本部の設置	風-4
第5	町及び防災関係機関の活動体制	風-6
第6	現地災害対策本部	風-7
第7	業務継続性の確保	風-7
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	風-8
第1	情報収集伝達体制	風-8
第2	警戒情報等の伝達	風-9
第3	被害状況等の情報収集	風-14
第4	被害状況の報告	風-16
第5	通信手段の種類	風-16
第6	通信施設の利用方法	風-17
第7	通信施設の応急復旧	風-20
第8	放送要請	風-21
第3節	災害拡大防止活動	風-22
第1	監視、警戒	風-22
第2	浸水被害の拡大防止	風-23
第3	土砂災害の拡大防止	風-24
第4	風倒木等対策	風-25
第4節	相互応援協力・応援・派遣要請	風-26
第1	相互応援協力	風-26
第2	ライフライン関係機関との連携	風-27
第3	自衛隊派遣要請	風-28
第5節	災害救助法の適用	風-31
第1	災害救助法の適用基準	風-31
第2	災害救助法の適用手続	風-32
第3	災害救助法に基づく救助の種類	風-33
第4	災害救助法に基づく救助の実施	風-33
第6節	避難対策	風-35
第1	実施体制	風-35

第2	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令	風-36
第3	警戒区域の設定	風-41
第4	避難勧告等の周知・誘導	風-42
第5	指定避難所の開設、運営	風-43
第6	要配慮者等への生活支援	風-46
第7	こころのケア対策	風-48
第8	避難所外避難者への支援	風-48
第9	帰宅困難者対策	風-48
第10	広域避難	風-49
第11	避難計画の作成	風-50
第12	被災者台帳の作成	風-50
第13	災害救助法による実施基準	風-51
第6の2節	広域一時滞在対策	風-52
第1	制度概要	風-52
第2	県内市町における一時滞在	風-52
第3	県外における一時滞在	風-53
第4	他都道府県からの協議	風-54
第5	費用負担	風-54
第7節	救急・救助活動	風-55
第1	住民及び自主防災組織の活動	風-55
第2	町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動	風-56
第3	県消防防災ヘリコプターの活用	風-56
第4	消防相互応援等	風-57
第5	消防、警察、自衛隊との連携	風-59
第6	災害救助法による実施基準	風-59
第8節	医療・救護活動	風-60
第1	実施体制	風-60
第2	医療・救護活動	風-60
第3	救護所の設置	風-61
第4	医薬品等の確保	風-61
第5	医療施設の応急復旧	風-61
第6	災害救助法による実施基準	風-61
第9節	緊急輸送活動	風-63
第1	実施体制	風-63
第2	緊急輸送	風-63
第3	緊急輸送体制の確立	風-65
第4	交通対策	風-66
第5	災害救助法による輸送基準	風-69
第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	風-70

第1	基本方針	風-70
第2	給食	風-70
第3	給水	風-73
第4	生活必需品等の供給	風-74
第11節	農地・農林業用施設等対策	風-76
第1	実施体制	風-76
第2	家畜伝染性疾病予防体制	風-76
第3	農地・農林業用施設等の応急対策	風-77
第12節	保健衛生活動	風-78
第1	感染症対策	風-78
第2	食品衛生の監視	風-79
第3	保健対策	風-80
第4	資器材の備蓄、調達	風-81
第5	動物取扱対策	風-81
第13節	遺体の捜索・処置・埋葬	風-83
第1	遺体の捜索	風-83
第2	遺体の処置、収容及び検案（検視）	風-84
第3	遺体の埋葬等	風-85
第14節	障害物等除去活動	風-87
第1	住居内障害物の除去	風-87
第2	河川の障害物の除去	風-88
第3	道路の障害物の除去	風-88
第4	障害物集積所の確保	風-88
第5	除雪活動	風-88
第15節	廃棄物処理活動	風-90
第1	ごみやがれきの処理	風-90
第2	し尿処理	風-93
第3	廃棄物処理の特例	風-94
第16節	文教施設等応急対策	風-95
第1	応急教育の実施体制	風-95
第2	応急時の教育の実施	風-95
第3	防災拠点としての役割	風-96
第4	学用品の調達・給与	風-96
第5	文化財の保護	風-97
第6	社会教育施設における応急対策	風-98
第17節	住宅応急対策	風-99
第1	実施体制	風-99
第2	公営住宅等の一時供給	風-99

第3	応急仮設住宅の供給	風-100
第4	被災住宅の応急修理	風-101
第5	民間賃貸住宅に関する情報の提供	風-101
第18節	労務供給対策	風-102
第1	労務供給計画	風-102
第2	災害救助法を適用した場合の要員の確保	風-103
第19節	公共施設等応急対策	風-104
第1	輸送関係施設の対策	風-104
第2	ライフライン関係施設の対策	風-105
第3	河川管理施設等の対策	風-108
第20節	危険物施設等応急対策	風-110
第1	活動体制の確立	風-110
第2	情報の収集・伝達	風-110
第3	石油類等危険物事故応急対策	風-111
第4	ガス事故応急対策	風-112
第5	火薬類事故応急対策	風-114
第6	毒物・劇物事故応急対策	風-114
第21節	広 報 活 動	風-116
第1	広報活動内容	風-116
第2	町の広報活動	風-117
第3	町から地域住民に対する広報活動	風-119
第4	その他の機関の広報活動	風-119
第22節	自発的支援の受入	風-120
第1	ボランティアの受入・活動支援	風-120
第2	義援物資・義援金の受入・配分	風-121
第23節	孤立集落支援対策	風-123
第1	孤立実態の把握	風-123
第2	救出・救助活動の実施	風-123
第3	通信体制の確保	風-123
第4	食料等生活必需物資の輸送	風-123
第5	道路の応急復旧	風-124

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策

第1節 活動体制の確立

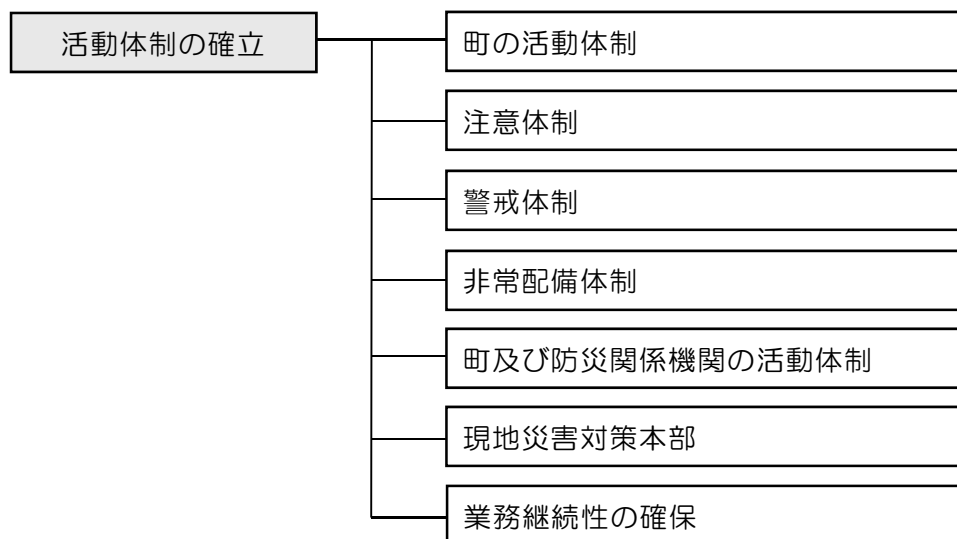
【実施機関】

町	各班
関係機関	関係機関

【基本方針】

町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期するものとする。

【施策の体系】



第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	警戒レベル	体制の概要	動員対象職員	任 務
注意体制	① 塩谷町に警報、注意報及び気象情報が発表され、あるいは河川の水位が水防団待機水位を超えるなど、災害の危険性がある場合 ② 小規模な災害が発生した場合	レベル1 レベル2	小規模災害対策の実施	・総務課職員（担当者のみ） ・各課の配備計画による職員	・情報収集、伝達 ・小規模災害の応急対策
警戒体制	① 塩谷町に警報、気象情報（土砂災害警戒情報等）が発表され、あるいは河川の水位が氾濫注意水位を超えるなど、災害の危険性が増大した場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）	レベル3	災害警戒本部を設置し、警戒配備に該当する職員が直ちに登庁し、災害応急対策を行う体制	・総務課職員 ・各課の配備計画による職員	・情報収集、伝達 ・警戒活動 ・応急対策の実施 ・災害対策本部設置準備
第1非常配備	① 塩谷町に大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき ② 大規模な災害が発生するおそれがある場合	※ 本部の判断による	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	・第1非常配備に該当する職員（各課の配備計画による職員）	・災害対策本部設置 ・災害情報の収集、伝達 ・関係各班要員を配備 ・応急対策の実施
第2非常配備	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	レベル4 レベル5	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	・第2非常配備に該当する職員（本部の応急業務を担当する各課、全組織における所要の人員又は全員）	・災害対策本部設置 ・災害情報収集・伝達 ・全職員配置 ・応急対策の実施

注1）各班長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 注意体制

町は、町内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとる。総務班職員及び関係班職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(1) 災害に関する情報の収集

(2) 被害情報の把握

ア 被害が発生した日時、場所

イ 被害の程度

ウ 被害に対してとられた措置

エ その他必要な事項

- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係班等への通報
- (5) 必要に応じて町長、総務班長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、総務班長が必要と認めるとき

- ア 塩谷町に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられるなど、大規模な災害発生のおそれがあるとき
- イ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる大規模な災害が発生した場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置する。町役場内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。（当面の間、日々輝学園高等学校（開桜館）とする。）

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、塩谷町災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

4 代決者

災害警戒本部長（副町長）不在時等の意思決定は、総務課長が行うが、更に総務課長不在時等の場合、建設水道課長が意思決定を行う。

第4 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

ア 町内に特別警報が発表された場合（自動的に設置する）

イ 塩谷町に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合

ウ 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

エ 町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合。

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。激甚な災害のため、町役場内に災害対策本部を設置することができない場合には、町長が指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組むこととする。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに次のうち必要と認める機関に通知する。

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

通知・公表する防災関係機関と通知・公表手段

通知・公表先	通知・公表の手段	担 当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総務班
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
矢板警察署	電話、連絡員	//
報道機関	文書、電話	広報班
一般住民	防災行政無線、広報車、ホームページ、電話、口頭	//

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営、各班が行う事務は、＜資料編〇 災害対策本部の組織・事務分掌＞に定めるところによる。

4 非常配備時

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、全職員は直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

5 災害対策本部の運営

(1) 本部室の設置

ア 災害対策本部を設置した場合は、直ちに本部室を総務班又は本部長の指定する場所に置くものとする。

イ 本部室には、「塩谷町災害対策本部」の標示をするものとする。

(2) 本部連絡員

ア 本部室に、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項、本部員会議での決定事項等を各部の職員に伝達する。

(3) 本部員会議の開催

災害対策本部は、必要に応じて本部員会議を開催し、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。

ア 構成

本部員会議は、本部長、副本部長（副町長及び教育長）及び本部員（各班の班長）をもって構成する。

イ 処理事項

本部員会議は、町の被害状況及び各班からの設置事項等の報告に基づき、町の災害応急対策の基本方針をその立場で即決し、その決定事項に基づく防災活動の実施に際して、関係部間の調整を十分に図るものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

本部員会議で処理すべき事項は、次のとおりである。

本部員会議で処理する事項

報告事項 (情報交換)	① 災害情報（本部に集中する情報） ② 各班の対策の措置事項
協議事項	① 災害応急対策の基本方針に関すること。 ② 動員・配備体制に関すること。 ③ 各班間の調整事項の指示に関すること。 ④ 自衛隊災害派遣要請に関すること。 ⑤ 現地災害対策本部に関すること。 ⑥ 国、県及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 ⑦ 災害救助法適用申請に関すること。 ⑧ 他市町村への応援要請に関すること。 ⑨ その他

6 本部長の代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は、副町長、教育長、総務班長又は建設班長が行う。

7 災害対策本部職員の標識

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編〇 本部職員の標識〉

8 関係機関等からの協力の求め

本部長（町長）は、町内域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- (1) 関係行政機関の長
- (2) 関係地方行政機関の長
- (3) 地方公共団体の長及びその他の執行機関
- (4) 指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) ボランティア団体又は各種団体の代表者等その他の関係者

第5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第6 現地災害対策本部

本部長は、町に局地的に相当規模の被害が発生した場合等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 組織

現地本部に現地本部長、副本部長及び現地本部員を置く。

(1) 現地本部長及び副本部長は、本部員会議の構成員の内から本部長が指名する。

(2) 現地本部員は、各班長が所属班員の内から指名する者をもって充てる。

2 分担任務

(1) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

(2) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

3 活動内容

現地本部が行う主要な活動内容は、次のとおりである。

(1) 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関との連絡調整

(2) 災害対策関係機関団体等に対する緊急指示

(3) 現地視察等による被災状況の把握

(4) その他災害対策に関する事務

第7 業務継続性の確保

総務班は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、総務班は、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

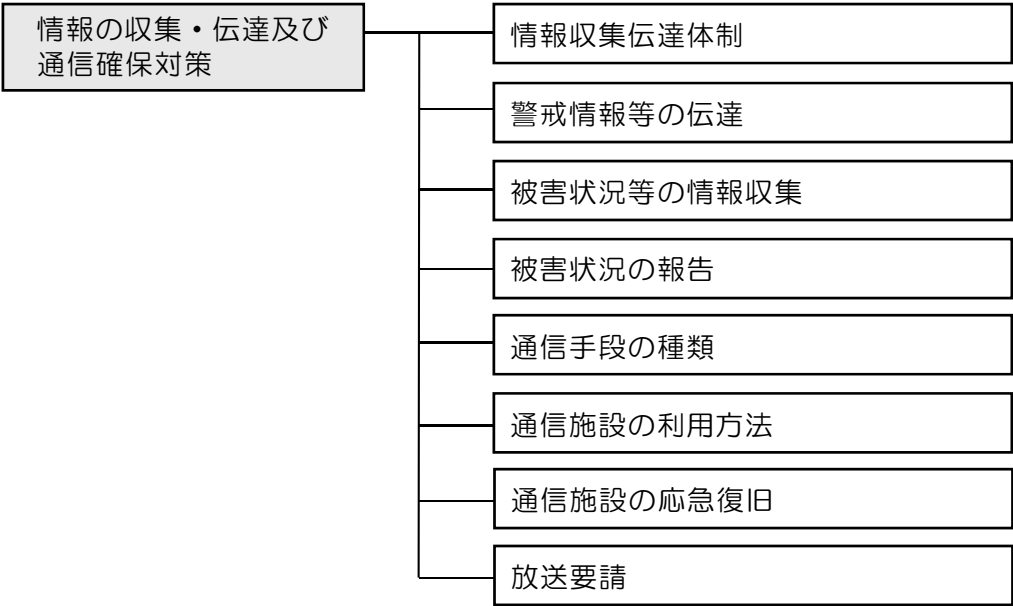
【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、気象予警報、水防警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

【施策の体系】



第1 情報収集伝達体制

総務班は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（町長、副町長、教育長、総務班長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務班職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

ア 総務班は、県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報と気象予警報等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

イ 総務班及び消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより、速やかに災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

ウ なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

(3) 携帯電話等の配備

総務班は、災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、防災メール災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討していく。

第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

宇都宮地方気象台が発表する主な防災気象情報は、次のとおりである。

主な防災気象情報

防災気象情報	概 要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 （府県情報） 〈大雨に関する情報／台風に関する情報等〉	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表	台風など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。 このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間（注意が必要な期間）は、発表してから1時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様には注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。

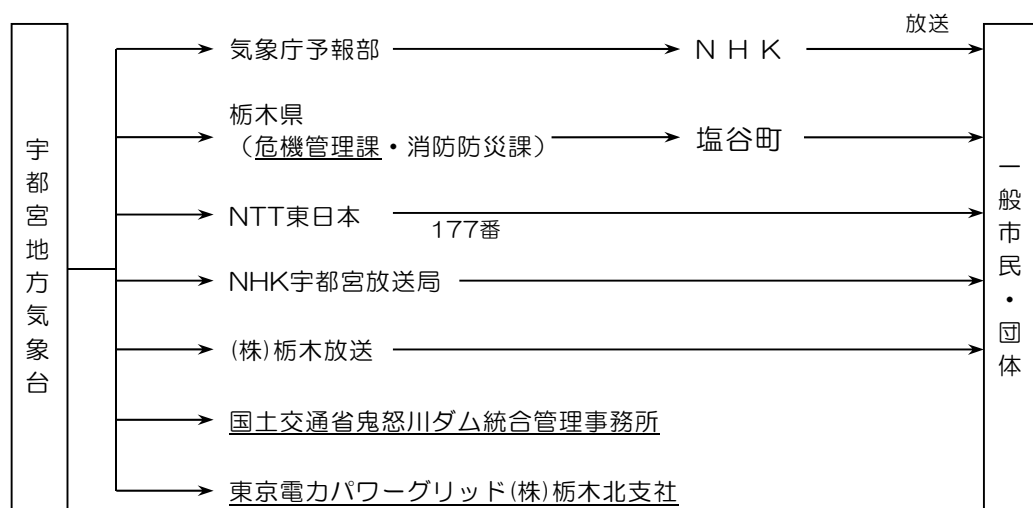
防災気象情報	概 要	発表時刻、利用上の効果等
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	避難準備情報や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。
特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧等により大雨、暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表 ※大津波3m、噴火警報レベル4以上は特別警報相当とする。	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市町長はただちに避難勧告や避難指示などを行う。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生 of 危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県（県土整備部）と宇都宮地方気象台が共同で発表。	市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに、住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しないような短時間の大雨（1時間雨量110mm以上）を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。

〈資料編〇 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

2 氣象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、次により速やかに通知する。

気象注意報・警報の伝達系統



ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象等の特別警報・警報・注意報及び気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

イ 県

県は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

ウ 県警察

県警察は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

エ 町

県又は東日本電信電話株式会社からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象等の特別警報・警報・注意報の発表について知ったときは、総務班は、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

オ 放送関係機関

放送関係機関は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

県（県土整備部）と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

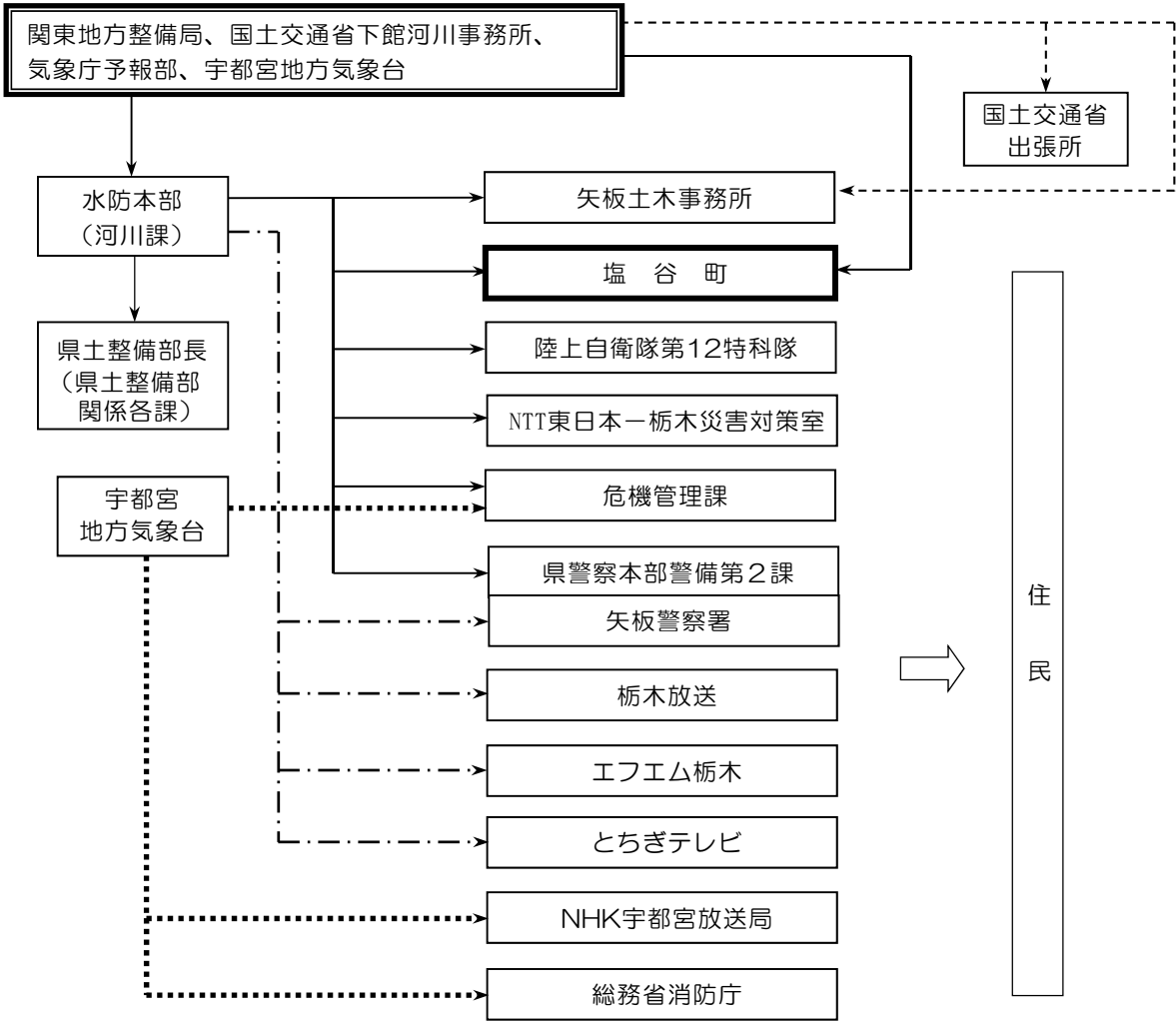
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

4 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表することとなっている。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

指定河川の洪水予報等の伝達系統図（鬼怒川洪水予警報）



5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川（鬼怒川）において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が、水防の必要がある状況を発表することとなっている。

```
graph TD; A[国土交通省下館河川事務所] -.-> B[水防本部<br/>(河川課)]; A -.-> C[国土交通省出張所]; B -.-> D[国土整備部長<br/>(国土整備部関係各課)]; B -.-> E[矢板土木事務所]; B -.-> F[塩谷町]; B -.-> G[陸上自衛隊第12特科隊]; B -.-> H[NTT東日本一栃木災害対策室]; B -.-> I[危機管理課]; B -.-> J[県警察本部警備第2課]; B -.-> K[宇都宮地方気象台]; D -.-> L[栃木放送]; D -.-> M[エフエム栃木]; D -.-> N[とちぎテレビ]; D -.-> O[NHK宇都宮放送局]; C -.-> E; C -.-> F;
```

国土交通省下館河川事務所

水防本部
(河川課)

国土整備部長
(国土整備部
関係各課)

矢板土木事務所

塩谷町

陸上自衛隊第12特科隊

NTT東日本一栃木災害対策室

危機管理課

県警察本部警備第2課

宇都宮地方気象台

栃木放送

エフエム栃木

とちぎテレビ

NHK宇都宮放送局

国土交通省出張所

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

(1) 発見者（一般住民）の通報責務

(2) 町、警察の処置

イ 調査班は、異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（県民生活部）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

総務班は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

- 児童福祉施設、老人福祉関係施設、地域活動支援センター、医療提供施設、その他
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
 - (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
 - (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の状況
 - (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
 - (11) その他法令に定めがある事項

2 町の情報収集

各班は、次により被害状況等の早期把握に努める。

(1) 関係機関からの情報収集

総務班は、県、塩谷広域行政組合消防本部、県警察、ライフライン関係機関等に被害状況等を照会し、情報を収集する。

なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運営を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

(2) 各班による情報収集

災害対策本部が設置された場合、各班は、それぞれが所管施設等及び所掌業務に関する被害情報の収集に努め、必要に応じその内容を災害対策本部事務局に報告するとともに、把握した情報を相互に提供し、情報の共有化を図る。

なお、人的被害、住家被害は、災害救助法の適用申請、見舞金・義援金の配分等に際しての基礎資料となるため、他班等の応援を求めて、早期に被害状況を把握するよう努める。

調査項目ごとの調査担当課は、次のとおりである。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

調査項目ごとの調査担当課

調査項目	主な担当班	協力関係機関・団体
人的被害	住民班	塩谷消防署
住家被害	税務班	
公共土木施設被害	建設班	土木事務所・建設業協会
水道施設被害	建設班	
農林業関係被害	産業班	農協・森林組合、土地改良、共済組合
社会福祉施設被害	福祉班	施設管理者
教育施設被害	教育班	学校長等の施設管理者
商工関係被害	産業班	商工会

(3) 消防班による情報収集

消防班は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(4) 福祉班による情報収集

福祉班は、避難所において、住民の避難状況、避難所参集途上の被災状況等の情報を収集する。

(5) アマチュア無線による情報収集

総務班は、必要に応じて、アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

〈資料編〇 アマチュア無線団体名簿〉

3 塩谷広域行政組合消防本部の情報収集

塩谷広域行政組合消防本部は、住民からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

4 県警察による情報収集

県警察は、住民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝達等により被災地域の情報収集を行う。

5 郵便局等に対する協力要請

町は、玉生郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、町内の被災状況等を把握する。

また、新聞等の報道機関に、必要に応じ、被災状況等の収集の協力を要請する。

第4 被害状況の報告

1 町、消防本部の報告

(1) 総務班、塩谷広域行政組合消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

ア 県の連絡先

栃木県危機管理課	防災行政ネットワーク	500-2136 500-2146（FAX）
	NTT回線	028-623-2695 028-623-2146（FAX）

イ 消防庁の連絡先

区分		平日（9：30～18：15） ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 総務班、塩谷広域行政組合消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

<資料編〇 栃木県火災・災害等即報要領報告様式>

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、町等が災害時に利用する通信手段が不足する場合、県（県民生活部）は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

通信手段の種類

区分	通信手段	説 明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
町防災行政無線		町域内において、災害現場等の情報収集、本部からの指示、地域住民への伝達等を行う無線設備
N T T	災 害 時 優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非常・緊急 通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
N T T ドコモ	災 害 時 優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
K D D I ソフト バンク	災 害 時 優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信 用無線機	国、県、町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県は、県出先機関、市町、消防本部（局）等へ災害に関する情報等を伝達するとき、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図ることとなっている。

なお、町内における県関係無線の設置状況は、次のとおりである。

町内における県関係無線設置状況

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線の種類
矢板土木事務所ダム管理所	鹿島町20-11	44-2185	県防災行政ネットワーク
佐貫ダム管理所	佐貫798	47-0816	〃

2 公衆電気通信設備の利用

総務班は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時に電話がかかりにくい場合は、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関係機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ申し込む。

(3) 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）は、災害時において通信の途絶を防止するため、県内の地域孤立が予想される公的施設に設置している設備であり、一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

4 警察通信設備の利用

総務班は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備の利用を依頼する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

総則	共通編	災害 応急 対策 編	資料 編
予防			
復旧・復興			
水害等			
火山			
火災・事故			
震災			
原子力			

町内の栃木県非常通信用無線局

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん624	24k3G1D 24k3G1E	5	塩谷町玉生741 塩谷町役場 (0287-45-1111)
塩谷組	基	しょうぼうしおや	F3E	5	塩谷町道下1015-1 塩谷広域行政組合塩谷消防署 (0287-45-0090)
塩谷組	移	しおや1 しおやきゅうきゅう1 しおやこうほう1	F3E	10	//
栃木県	固	けんでんかざみ	F3E	1	塩谷町風見山田614 風見発電所 (0287-46-0342)
栃木県	固	けんでんさぬき	F3E	1	塩谷町佐貫802 佐貫ダム管理所 (0287-47-0816)

(3) 依頼の方法

- ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名（職名）、を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、町は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

(5) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
矢板警察署	県警察本部	西荒川ダム管理事務所 佐貫ダム管理所 風見発電所
塩谷広域行政組合消防本部	県消防防災課	
矢板土木事務所	県消防防災課	

6 防災相互通信用無線局の利用

被災地において防災関係機関等が災害応急対策のため、相互に連絡を行う場合は防災相互通信用無線を利用する。

第7 通信施設の応急復旧

1 県防災行政ネットワーク

(1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

(2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
- ウ 機器動作状態の監視強化
- エ 衛星可搬局の配置

(3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 衛星可搬局による通信回線の確保
- イ 職員等による仮復旧の実施

2 公衆通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

3 移動通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

4 警察通信

警察通信は災害応援対策に必要な情報の収集、伝達等の手段を確保する重要役割を担っており、応急時には次に示すような対策を講じる。

- (1) 要員の確保

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(2) 応急用資機材の確保

第8 放送要請

〈資料編〇 関係報道機関各社一覧表〉

〈資料編〇 災害時における放送要請に関する協定〉

総則

共通編

復舊・復興

水害等

災

火災・事故

震災

原子力

資料編

第3節 災害拡大防止活動

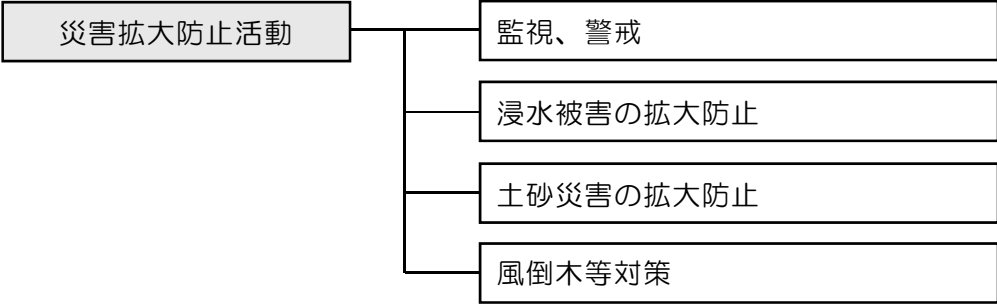
【 実施機関 】

町	総務班、建設班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【 基本方針 】

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂崩れ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、町は関係機関と連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。。

【 施策の体系 】



第1 監視、警戒

1 総務班、塩谷広域行政事務組合消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県（県民生活部）に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他災害の抑止に必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ 崖崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況

- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締め具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、水防団（消防団）の長、塩谷広域行政事務組合消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者（町長）が管下の水防団（消防団）に非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ア) 水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合
- イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者（町長）はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

されたときに発令する。

イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- a 水防団（消防団）の団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、ただちに水防団（消防団）をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。

ただし、いずれの段階で出動を行うかは、水防管理者（町長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に低下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長、水防団員（消防団員）、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

水防管理者（町長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

建設班は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、町の管理施設や土砂災害危険箇所等の点検を実施し、安全の確保に努める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

建設班は、県と連携し、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、建設班は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

総務班、消防機関は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ、本章第6節 避難対策 第3 警戒区域の設定の要領により警戒区域の設定、若しくは避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

第4 風倒木等対策

建設班は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、町道の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4節 相互応援協力・応援、派遣要請

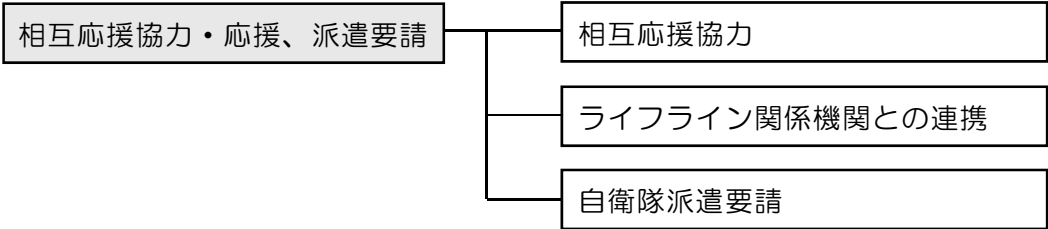
【 実施機関 】

町	各班
関係機関	相互応援協力先、ライフライン関係機関、自衛隊等

【 基本方針 】

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

【 施策の体系 】



第1 相互応援協力

本町が被災した場合で、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や県等に応援を求め、災害応急対策の万全を期するものとする。

1 町が行う応援の要請

(1) 市町村間の相互応援協力

総務班は、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、あらかじめ定められたブロック内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請をする。

また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

(2) 協定等に基づく相互応援

総務班は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

(3) 県に対する応援の要請

町長は、応急対策を実施するために、必要と認めるときは知事に対して応援を求める。

(4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

県内だけでは十分な応急対策が実施できない場合は、町又は県は「被災市区町村応援職員確保調整本部」に応援を要請することができる。

また、町からの要請があった場合又は総務省が必要と判断した場合は、町長への助言、町が行う災害マネジメントを総括的に支援する職員が「被災市区町村応援職

員確保調整本部」から町に派遣される。

総務班は、支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請及びあっせん

(1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。

(2) 町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
- イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ アからエに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 受援体制の確立

総務班は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援に関する計画等を定めるよう努めるものとし、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

4 広域的な応援体制

- (1) 総務班は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ自治体間で締結している広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 総務班は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。
- (3) 総務班は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定を行う。

第2 ライフライン関係機関との連携

総務班は県と連携し、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 町の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合又は、自衛隊の派遣が必要と認めた場合、県を通じ自衛隊に対して災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

町長

(2) 事務手続

総務班において、次により行う。

ア 災害派遣要請の依頼方法

町長は、県に対して派遣に必要な事項を次の様式に準じた文書をもって依頼す

る。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知する。

ア) 県

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2136	NW-500-2136

イ) 陸上自衛隊第12特科隊第3科（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
第3科	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 (内線535~538)	NW-702-02又は05

様式 栃木県知事 様 塩谷町長名 陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考事項	塩谷総第 号 年 月 日
---	----------------------------------

(3) 情報の交換

総務班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県を通じて陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

総務班は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

総務班は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舍のあっせん

総務班は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救助活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊長に対して、撤収要請をする。この場合、町は、陸上自衛隊第12特科隊と協議する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第5節 災害救助法の適用

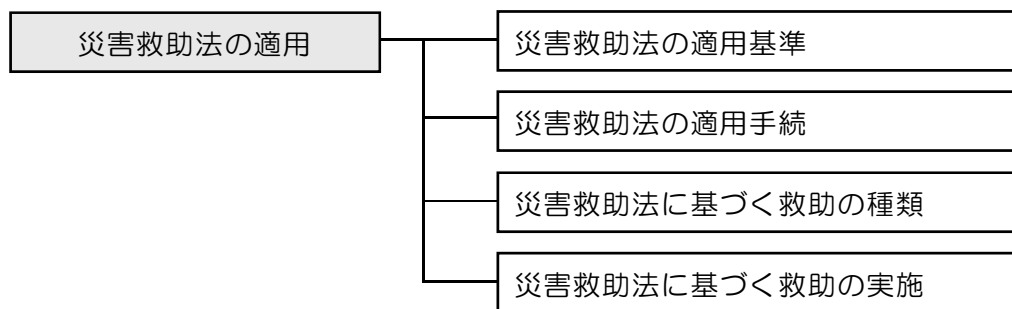
【実施機関】

町	各班
関係機関	県

【基本方針】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は必要な場合に災害救助法を適用し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

【施策の体系】



第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定することとしている。

このため、福祉班は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、

- かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
- ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）		減失世帯数
5,000 人未満		30 世帯以上
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上		150 世帯以上

注）1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1／2世帯、床上浸水にあつては1／3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

本町の災害救助法適用基準

塩谷町の人口（平成27年国勢調査）	減失世帯数
5,000人以上15,000人未満（11,495人）	40世帯以上

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求めることとされている。福祉班は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。
- ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 福祉班は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

- (3) 町の災害救助法所管である福祉班は、総務班、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 福祉班、総務班は、被害状況の調査にあたって、必要により調査の応援、協力、立ち会い等のため、県に対して職員の派遣を依頼する。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 福祉班は、被害状況を県に報告して、災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、福祉班は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、県及び各班は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

1 救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び各班は、下記により救助を実施する。

- 1 県は、上記第3の救助の種類のうち、下記のものに係る事務については、原則として、その事務の全部又は一部を町長に行わせる（委託する）こととする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

共通編			災害応急対策編		
総則	予防	復旧・復興	火山	火災・事故	震災
水害等			原子力		
			資料編		

(1) 町に委託する救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 炊き出しその他による食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療
- カ 助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 死体の搜索
- シ 死体の処理
- ス 障害物の除去
- セ 応救救助のための輸送

- 2 1により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 町長は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。
- ＜資料編○ 災害救助法施行細則＞
- ＜資料編○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

第6節 避難対策

【実施機関】

町	総務班、避難所担当班、広報班、住民班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

災害時における人的被害を軽減するため、町は、県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における生活等について、特に配慮する。

【施策の体系】



第1 実施体制

- 1 町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行う。

町長は、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示（緊急）を行うことができないときは、知事等が避難指示（緊急）を行うことができる。この場合、指示（緊急）を行った者は、速やかにその旨を町長に通知する。

2 町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

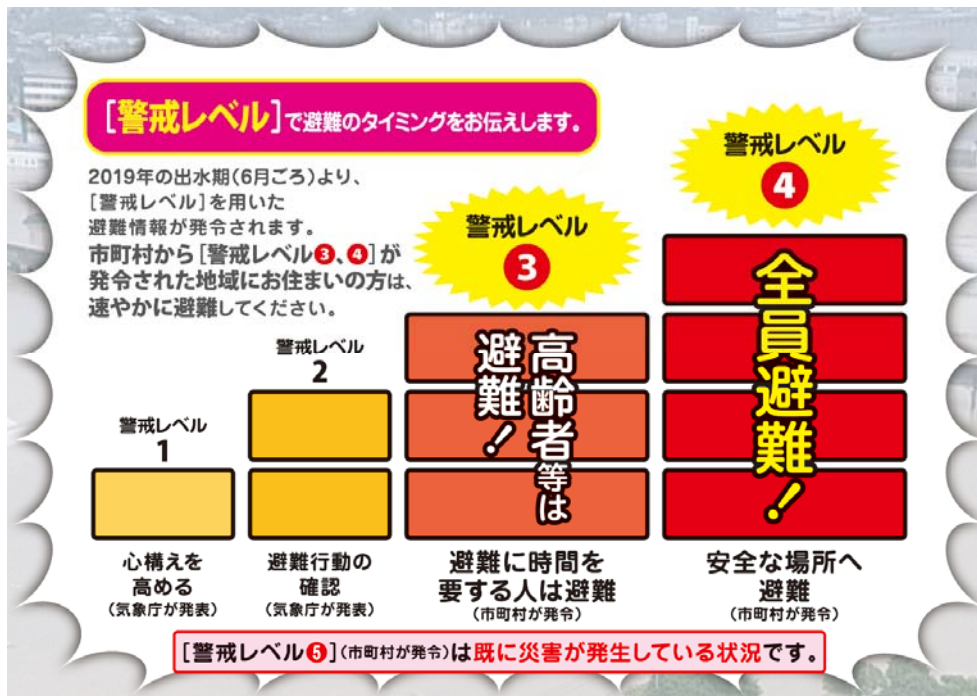
第2 警戒レベルを用いた避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令し、危険区域住民に伝達する。

警戒レベルを用いた避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報）の伝達及び発令の目安は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）」（平成29年4月）、「避難勧告等に関するガイドライン①（発令基準・防災体制編）、同②（避難行動・情報伝達編）」（平成31年3月、内閣府）等を参考に、次のとおりとする。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	○災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	○避難勧告 ○避難指示（緊急）※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	○避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	○避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	○ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	○注意報
警戒レベル1	○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	○警報級の可能性

警戒レベルと避難行動（内閣府資料）



水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとみましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを 把握した場合には、可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内 より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は 重なる避難を促す場合に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害 のある方、乳幼児等)とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備 を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これは、住民が自主的 に避難行動をとるために 参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準

(1) 水害

ア 対象とする河川

避難勧告等の対象となる河川は下表のとおりである。

避難勧告等の対象河川

河川名	基準観測所	備考
鬼怒川	佐貫(下)	国管理

イ 水害に関する避難勧告等の判断基準

水害に関する避難勧告等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難勧告等の判断基準【鬼怒川】

対象地区	避難すべき区域の全部
避難準備・高齢者等避難開始情報	- 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 - 氾濫注意情報が発表されたとき
避難勧告	- 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.3m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.6m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 - はん濫警戒情報が発表されたとき
避難指示（緊急）	- 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.3m）に達した場合 - はん濫危険情報が発表されたとき

避難勧告等の判断基準【荒川】

対象地区	避難すべき区域の全部
避難準備・高齢者等避難開始情報	- 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 - 氾濫注意情報が発表されたとき
避難勧告	- 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.0m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.6m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 - はん濫警戒情報が発表されたとき
避難指示（緊急）	- 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.0m）に達した場合 - はん濫危険情報が発表されたとき

なお、避難勧告等の発令の判断においては、次の事項に留意する。

ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災

害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

ウ) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(2) 土砂災害

ア 対象とする区域

避難勧告等の対象となる区域は、土砂災害警戒区域等である。

イ 土砂災害に関する避難勧告等の判断基準

土砂災害に関する避難勧告等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難勧告等の判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備・高齢者等避難開始情報	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
避難指示（緊急）	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

なお、避難勧告等の発令の判断においては、次の事項に留意する。

ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。

イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

ウ) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(3) 避難勧告等の発令に際しての留意事項

ア 町長は危険の切迫する前に十分な余裕をもって、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）を行う。

イ 町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

オ 避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、町長は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

町長、その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を行う。

- ① 避難の理由
- ② 避難対象地域
- ③ 避難先
- ④ 避難時の注意事項
- ⑤ 危険箇所
- ⑥ その他の必要事項

3 避難勧告等の発令の実施責任者等

避難勧告等の発令の実施者、実施の基準等は、次表のとおりである。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

避難勧告等の発令の実施責任者

区分	実施者	根拠法	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	町長	災害対策基本法第56条第1項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難勧告	町長	災害対策基本法第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事	災害対策基本法第60条第6項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難指示（緊急）等	町長	災害対策基本法第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知事	災害対策基本法第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官	災害対策基本法第61条第1項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官	警察官職務執行法第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官	自衛隊法第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難勧告、避難指示（緊急）の違い

避難勧告、避難指示（緊急）は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示（緊急）にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避する

ため特に必要と認められる場合に行う。

2 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は、次表のとおりである。

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

警戒区域の実施責任者

	実施者	根拠法	措置	実施の基準
①	町長	災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
②	水防団長、水防団員、 消防職員	水防法 第21条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
③	消防吏員、消防団員	消防法 第28条第1項、 第36条	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
④	警察官	災害対策基本法 第63条第2項他	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	①、②、③の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
⑤	自衛隊法第83条第2 項の規定により災害派 遣を命じられた部隊等 の自衛官	災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	①、④の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第4 避難勧告等の周知・誘導

1 避難準備・高齢者等避難開始

福祉班は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

町長が避難勧告、避難指示（緊急）を発令したときは、総務班、消防班は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達
- (6) 緊急速報メール等による伝達
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達

3 県への報告

町長は、避難勧告、避難指示（緊急）を実施したとき又は避難指示（緊急）をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町長、その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、避難指示（緊急）をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

総務班、福祉班、消防班は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に、要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

スーパーマーケット、旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

総務班は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

6 案内標識の設置

建設班、消防班は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう措置する。

第5 指定避難所の開設、運営

1 指定避難所の開設

- (1) 避難所担当班は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、指定避難所を設置する。

- (2) 避難所担当班は、指定避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。
- (3) 総務班は、学校施設を指定避難所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨通知を行い、必要がある場合には、指定避難所の開設、運営について協力を求める。
- (4) 避難所担当班は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (5) 避難所担当班は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (6) 避難所担当班は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (7) 避難所担当班は、開設している指定避難所については、リスト化に努める。
- (8) 避難所担当班は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (9) 避難所担当班は、指定避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

県への報告事項

① 指定避難所開設の日時、場所

② 受入人員

③ 開設期間の見込み

④ その他必要事項

＜資料編〇 指定避難所一覧＞

2 指定避難所の運営

(1) 運営・管理

- ア 避難所担当班は、自主防災組織、行政区、塩谷町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を運営する。
- イ 避難所担当班は、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- ウ 避難所担当班は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が

主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 情報・通信

ア 広報班は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、極力壁新聞等の紙媒体でも情報提供を行うよう努める。

イ 避難所担当班は、要配慮者を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者等への情報伝達手段に配慮する。

ウ 総務班は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

エ 総務班は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町庁舎と指定避難所との連携体制を確立する。

(3) 男女双方の視点の取り入れ

避難所担当班は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(5) 衛生管理

避難所担当班は、指定避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(6) 治安対策

避難所担当班は、矢板警察署と十分連携を図りながら指定避難所の巡回を行う。

(7) ペット動物の適正な飼育

避難所担当班は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

(8) 避難の長期化が見込まれる場合

ア 避難所担当班は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 避難所担当班は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分配慮し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(9) 個人情報の管理

総務班は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第6 要配慮者等への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

福祉班は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など円滑な生活支援を行う。また、指定避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。実施にあたっては、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

2 被災児童等への対策

福祉班は、被災により生じた要保護児童や要配慮高齢者等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在町外国人への対策

総務班は、被災した在町外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する指導、助言を行うための相談窓口を整備する。

4 介護施設等における利用者の安全確保

(1) 利用者の安全を確保するための避難施設等の確保

東日本大震災のような大規模災害で施設や設備が大きく被災し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設での生活が継続できないような場合には、学校の体育館等への緊急避難では、介護に必要な設備等もないため、生活を継続することが困難な状況も見られた。

こうしたことから、介護施設等は、施設が被災した場合、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるよう努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

(2) 避難施設確保の準備

ア 他施設との協定締結

介護施設等は、避難の必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者の避難が行えるよう、あらかじめ県内や近隣の県の同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する災害協定を結ぶものとする。

イ 県への登録

介護施設等は、災害協定を締結した場合には、その内容を県に登録する。

(3) 災害発生時の対応

被災施設は、災害協定に従い、受入施設に受入れの要請を行う。受入れが行われた場合には、県に報告する。

(4) 避難に当たっての留意点

ア 受入先の施設の種別は、被災施設と同一の施設種別であることが望ましいが、地理的な事情（避難に時間がかかるため利用者に多大な負担がかかる等）がある場合には、種別が異なっても隣接の施設への避難も検討する。

イ 利用者を避難させる際には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保等を行う。

(5) 被災施設の利用者を受け入れる際の留意点

利用者を受け入れる施設については、既存スペースの活用を図るとともに、災害時には定員を超過しても差し支えないものとする。

5 介護職員等の応援派遣

災害が大規模であり、復旧まで長期化が予測される状況では、定員を超えて被災施設の利用者を受入れている状態や職員の多くが被災又は疲労している状態が続き、必要な職員数が確保できない事態となることが予想される。

こうした状況に備え、介護施設等や介護サービス事業所等は、介護職員等の応援派遣の体制について整備する。

(1) 支援職員の派遣・受入体制の事前準備

ア 災害時の派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ派遣可能な要員の職種別の人員数を連絡調整担当者とともに、県に登録する。

イ 派遣要請から出動準備が整うまでを想定した訓練を実施する。

6 在宅要介護者等の安全確保

(1) 事前準備

福祉班は、大規模災害を想定して、あらかじめ在宅の要介護高齢者等への対応の体制整備に努める。

ア 福祉避難所の指定

福祉班は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる者については、福祉避難所の対象者として支援することとし、町内の介護施設や通所介護事業所等にあらかじめ福祉避難所として

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

の役割を担うよう、協力要請を行う。

(2) 避難所における要介護高齢者の状況把握

福祉班は、避難所の要介護高齢者の状況を把握する際、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の介護専門職に加え、医療、保健分野等の専門職種と連携して行うこととする。

第7 こころのケア対策

福祉班は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応できるよう、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第8 避難所外避難者対策

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想されるため、対策を講じる必要がある。

1 避難所外避難者の把握

総務班は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

2 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、福祉班は、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、福祉班は、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第9 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務班及び県は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、県民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

2 一時滞在施設の開設

総務班は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

(1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。誘導に際しては、警察等と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、町が警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

(2) 一時避難施設での対応

総務班は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物質等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

また、県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を町に提供する。

鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を町に提供する。

3 外国人への支援

総務班は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターと連携し適切な支援を行う。

第10 広域避難

1 住民の広域避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

2 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

総務班は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

ア 受入方針の決定

総務班は県と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

イ 避難所の設置

総務班は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ウ 避難所の運営

総務班、福祉班は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

エ 避難環境の整備

総務班は、災害等の状況に応じて、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備に関する調整を行う。

ア) 町営住宅

イ) 宿泊施設、旅館等

ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

(2) 避難者の支援

ア 県外避難者への総合的な支援

総務班は、県、自主防災組織、行政区、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

イ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

総務班は、県、塩谷町社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第11 避難計画の作成

総務班は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、行政区、自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図る。

避難計画における記載事項

- ① 避難予定場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- ② 避難のための準備、伝達の方法
- ③ 避難勧告、指示（緊急）の伝達方法
- ④ 避難経路、誘導方法
- ⑤ 避難所の開設、運営方法
- ⑥ 避難に必要な準備、携帯品
- ⑦ 要配慮者の避難支援の方法
- ⑧ その他必要事項

第12 被災者台帳の作成

総務班は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

被災者台帳に記載する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

1 避難所開設の方法

- (1) 学校、公民館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。
- (2) 災害状況により、町で受入れが困難な場合は、隣接市町へ受入れを委託するものとする。
- (3) 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。

2 避難所に収容する被災者

- (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受けるおそれがある者

3 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない場合に限り内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

4 避難所開設のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、栃木県災害救助法施行細則（別表第1・第2）によるものとする。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第6の2節 広域一時滞在対策

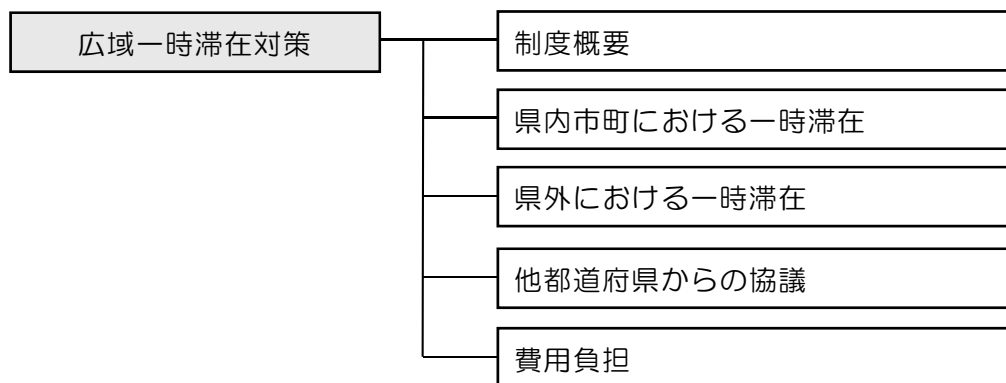
【 実施機関 】

町	総務班
関係機関	県

【基本方針】

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を町域外に確保する必要があるときは、町は、県や防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

【 施策の体系 】



第1 制度概要

町は、町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。

第2 県内市町における一時滞在

1 被災した場合の町の実施事項

- (1) 総務班は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 総務班は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ア 協議先市町からの通知の内容の公示
- イ 内閣府令で定める者への通知
- ウ 県への報告

(3) 総務班は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- ア 協議先市町への通知
- イ 内閣府令で定める者への通知
- ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- エ 県への報告

2 受け入れる場合の町の実施事項

(1) 町は、県から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供することができる。

- ア 自らも被災していること
- イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
- ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- エ その他個別災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 総務班は、(1)の正当な理由がある場合を除き、町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(3) 総務班は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

(4) 総務班は、被災市町から1 (3) アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災した場合の町の事項

(1) 総務班は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数、その他必要な事項を示すものとする。

(2) 総務班は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

イ 内閣府令で定める者への通知

(3) 総務班は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 県への報告

イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

ウ 内閣府令で定める者への通知

第4 他都道府県からの協議

1 受け入れる場合の町の実施事項

(1) 町は、県から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れるものとし、他都道府県被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設（以下「公共施設その他の施設という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること

イ 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと

ウ 地域の実情により要配慮書等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 総務班は、（1）の正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災者を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(3) 総務班は、（2）の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

(4) 総務班は、県から本県内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府政令で定める者に通知しなければならない。

第5 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 広域一時滞在実施時

県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

<資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定>

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第7節 救急・救助活動

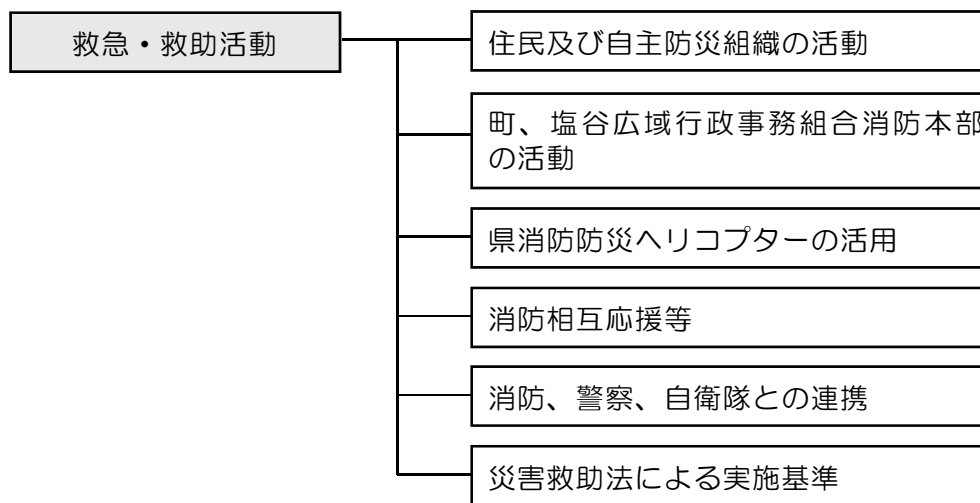
【実施機関】

町	総務班、福祉班、消防班
関係機関	県、塩谷広域行政事務組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、自衛隊

【基本方針】

被災した者に対し、町は県、警察、地域住民、自主防災組織、消防機関、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

【施策の体系】



第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時の交通路の遮断や同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに塩谷広域行政組合消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動

消防班、塩谷広域行政事務組合消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

- (1) 災害発生時に消防職員、水防団員（消防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

- (2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、市町村相互応援協定に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

2 救急活動の実施

- (1) 福祉班は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

- (2) 医師、救急隊員等は、多数の傷病者が発生した場合はトリアージを行い、重症者から搬送する。

- (3) 福祉班、消防班は、重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車等による搬送が困難と判断される場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 県消防防災ヘリコプターの活用

1 緊急運航の内容

県消防防災ヘリコプターの緊急運航の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 救急活動

ア 被災地等からの救急患者の搬送

イ 被災地等への医師、医療器材等の搬送

(2) 救助活動

被災者の捜索、救助

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査、情報収集活動

イ 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の支援物資、人員の輸送

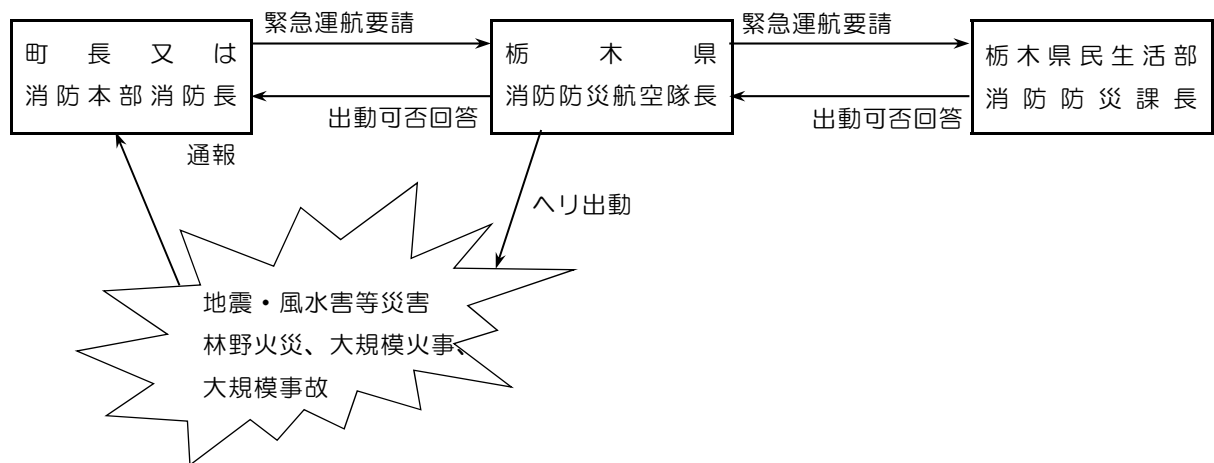
総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- ウ 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動
- (4) 火災防御活動
 - ア 林野火災等における空中消火活動
 - イ 被害状況調査、情報収集活動
 - ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (5) その他
 - 災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 町長等からの緊急運航の要請

町長又は塩谷広域行政事務組合消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



〈資料編〇 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

3 ヘリコプター活動体制

県、総務班は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

総務班は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場所等を確保し、安全対策を図る。また、福祉班は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

(2) その他の協定

その他の協定については、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊

町の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、総務班は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県を通じて国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 町が被災し、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

ア) 災害発生日時

イ) 災害発生場所

ウ) 災害の種別・状況

エ) 人的、物的被害の状況

オ) 応援要請日時

カ) 必要応援部隊数

キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート

ケ) 指揮体制及び無線運用体制

コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

※ク～コについては決定次第報告を行う

イ 総務班は、県に連絡が取れない場合、直接、総務省消防庁に応援要請を行うものとする。

ウ 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第5 消防、警察、自衛隊との連携

総務班、消防班は、災害応急対策活動にあたって、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、自衛隊等と相互に連絡を取り合い、また災害対策に必要な情報を交換するなど適切な連携のもとに、救出・救助活動を実施する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は、生きていることが明瞭であるようなとき。

(3) 災害の発生が継続しているとき。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第8節 医療・救護活動

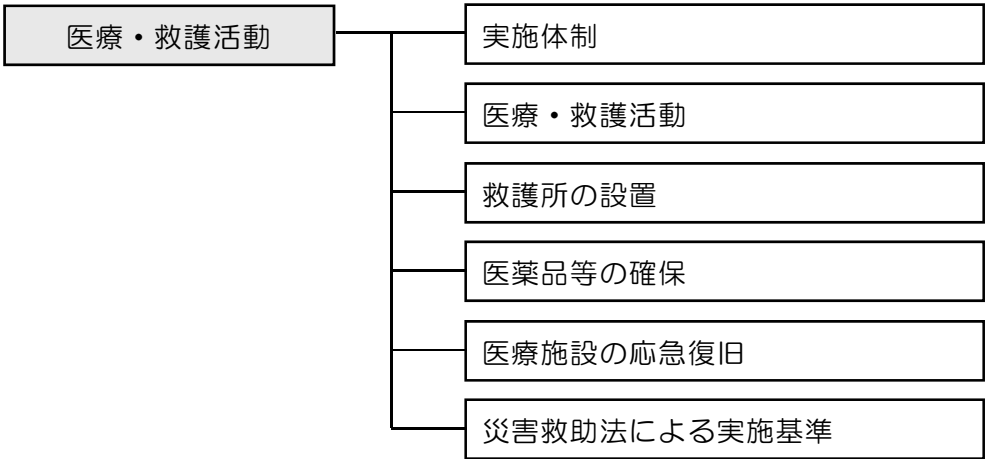
【 実施機関 】

町	福祉班
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

【 基本方針 】

災害発生時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

【 施策の体系 】



第1 実施体制

福祉班は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

第2 医療・救護活動

福祉班は、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により塩谷郡市医師会に出動を要請する。

多数の傷病者の発生が見込まれる場合等、町のみでは対応が十分できない場合、県に協力を要請する。県は、災害状況を判断し、DMAT・LDMAT指定病院に対して、DMAT・LDMATの派遣を要請する。

また、福祉班は、県、日本赤十字社栃木県支部、塩谷郡市医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体と相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

第3 救護所の設置

福祉班は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

1 救護所の設置者

救護所の設置は、原則として町（福祉班）が行うものとする。

2 設置場所

(1) 救護所の設置場所は、医療機関、指定避難所（小・中学校、公民館等）とするが、状況によっては、災害現場にテント等をもって設置する。

(2) 妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関及び助産所を充てる。

第4 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として町に備蓄されているもの若しくは医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。

ただし、調達が不可能な場合は、福祉班は、応援協定に基づき県内他市町から調達し、あるいは県に要請して確保し、円滑な供給を図る。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

第5 医療施設の応急復旧

福祉班は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うこととし、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的な処置をするもの。

(2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

(3) 費用の限度

- ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。
- イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。
- ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 内容

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。
助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

(4) 期間

分娩した日から7日以内

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第9節 緊急輸送活動

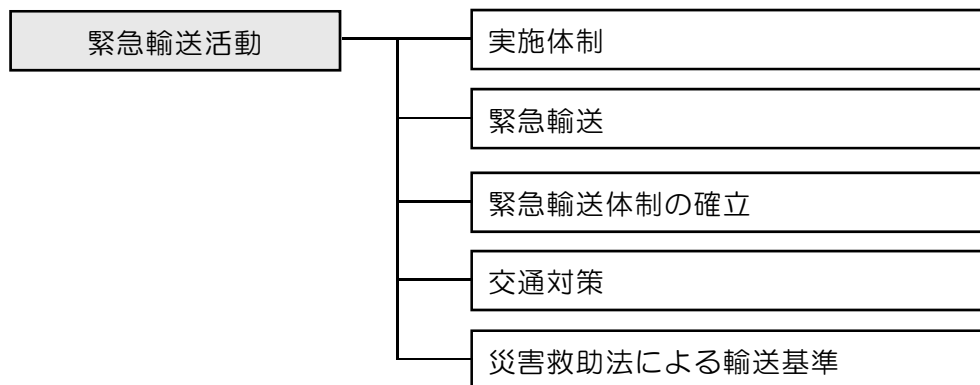
【実施機関】

町	総務班、建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に輸送するため、町は、県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

【施策の体系】



第1 実施体制

被災者の輸送は、町が行う。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合は、総務班は、県に必要な支援を要請する。

応急対策に必要な人員及び緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第2 緊急輸送

1 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階 救出救命期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階 避難救援期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

(3) 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。
- (3) ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力による輸送

3 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

- ア 町有のもの
 - ア) 総務班が稼働可能台数の掌握、配車を行う。
 - イ) 配車については、各班が自動車を必要とするときに総務班に要請を行う。
- イ その他のもの

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

ウ 県への要請

総務班は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達・あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物質の品名、数量(重量)
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時

- 才) その他必要事項
- (2) ヘリコプター等による輸送
 地上交通が途絶した場合又は急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合、総務班は、県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
 また、状況により、県に自衛隊派遣の要請を依頼する。
- (3) 人力による輸送
 災害により車両等の利用が困難な場合は、人力による輸送を行うものとし、輸送要員の確保は、本章第18節「労務供給対策」による。

4 緊急通行車両の確認

災害時には、応急対策を的確かつ円滑に実施するため、県公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより、県災害対策本部から緊急車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

緊急車両の使用者は、交付を受ける場合は、緊急通行車両等確認申出書を提出するものとする。

(2) 指示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を携帯するものとする。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

第3 緊急輸送体制の確立

総務班は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送道路の確保

建設班及び県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。

緊急輸送道路が使用不可能となった場合は、指定道路に代わるべき町道、林道、農道等を確保する。

災害が発生した場合には、建設班は効率的な緊急輸送が行えるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町役場、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所など町の防災拠点とを結ぶ町道を優先して啓開する。

2 物資拠点の確保

総務班は、支援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、物資拠点を確保する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

物資拠点一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
塩谷中学校アリーナ	塩谷町大字飯岡1248	0287-45-8008
船生コミュニティセンター	塩谷町大字船生3733-1	0287-41-6101
大宮コミュニティセンター	塩谷町大字大宮1028-2	0287-46-0116

3 臨時ヘリポートの確保

総務班は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

〈資料編〇 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 交通対策

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したときは若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うことができる。

交通規制の実施にあたっては、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者

実施責任者		範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 栃木県知事 塩谷町長	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 イ 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。	道路法 第46条第1項
	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われようとするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
警察	警察署長	災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合。	道路交通法 第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合。	道路交通法 第6条第4項

2 緊急交通路の確保

総務班は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

警察署（県警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、県及び町に連絡する。

(1) 道路管理者

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い町及び警察署に連絡する。

イ 交通規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 道路啓開

緊急措置として、交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。

優先順位は、以下のとおりとする。

ア) 緊急輸送道路に指定している路線

イ) 病院、総合支所、警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線

ウ) 主要な防災拠点に接続する路線

(2) 警察署（県警察）

ア 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

イ 区域規制

被災地の状況等に応じて、県、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ 交通規制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

警察（県警察）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、機関等を表示した標識等を設置する。

(5) 緊急交通路の周知

警察機関は、交通規制を実施したときは、直ちに町、県及びその他の関係機関に

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。

(6) 道路の交通機能の確保

ア 路上の障害物の撤去

ア) 実施責任者

道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

イ) 障害物の除去を優先に行う路線等

- a 緊急輸送を行ううえで重要な施設（緊急交通路等）
- b 住民生命の安全を確保するための重要施設（避難路）
- c 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- d その他災害応急対策活動上重要な施設

ウ) 資機材の確保

建設班は、町の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、速やかに調達する他、他の市町や県に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

エ) 障害物の集積場所

建設班は、災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

イ 放置車両や立ち往生車両等の撤去

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 道路の応急復旧

ア) 町の管理する道路

- a 建設班は、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

- b 建設班は、被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

- c 建設班は、通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ) その他の交通施設

国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被害状況によって、連絡応援を行う。

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の整理配分のための輸送

当該地域における通常の実費とする。

前項の各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

總則	予防	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	復旧・復興						
共通編	災害応急対策編						

第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

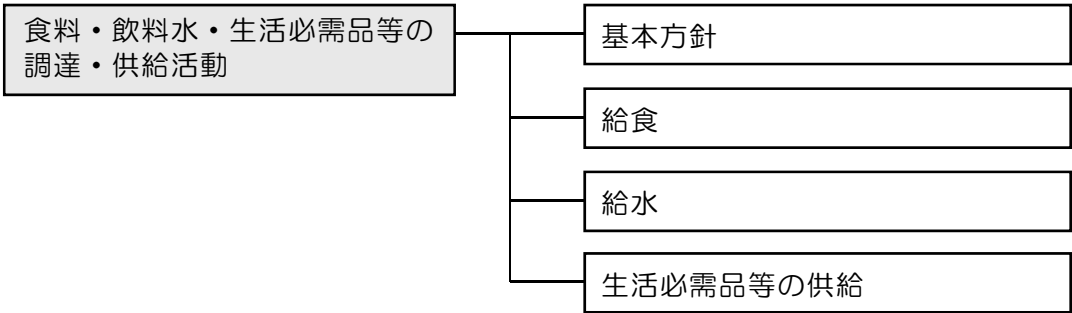
【実施機関】

町	産業班、住民班、建設班
関係機関	(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、町は、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【施策の体系】



第1 基本方針

1 実施体制

産業班は、災害時における食料の調達、供給体制を確立し、被災者等に対して円滑な食料の供給を図る。

食料供給の実施は、基本的に町長（本部長）が行う。ただし、町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

産業班は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意する。

3 要配慮者への配慮

産業班は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第2 給食

1 供給の対象

産業班は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により米穀の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 主要食料の調達

産業班は、備蓄計画に基づき、防災倉庫に備蓄している食料を次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

(1) 主食の調達

- ア 町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。
- イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。
- ウ 前記ア、イによって不足する場合、応急食料の配給を知事に申請する。
- エ 災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、関係団体、製造・販売業者等に玄米のとう精及び救助用握り飯の供給を依頼し、被災者、災害応急活動従事者等に対して速やかに供給する措置を講じる。

(2) 副食の調達

災害状況により必要と判断した場合は、町内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、応援協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(3) 調達時の留意事項

- ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。
- イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。
- ウ 要配慮者への配慮

要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(4) 米飯の炊き出しのための施設は、学校給食センター等、給食調理場の施設を必要により利用するものとする。

3 食料の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料については、第9節「緊急輸送活動」第3 2「物資拠点の確保」で定めた集積拠点に保管するものとし、その所在地等を関係機関に周知する。

当該拠点に搬送された救援食料等は、住民班が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。なお、当該拠点に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記2に定めるところによる。ただし、市町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第3 給水

1 供給の対象

建設班は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、共有が可能な水道施設から、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

- (1) 建設班は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、自ら、尚仁沢湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (2) 建設班は、応援給水の指示、連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。
- (3) プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。
- (4) 建設班は、県と連携し、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

- (1) 建設班は、水道施設の点検により供給可能な施設を確認後、給水班を組織して給水活動を行う。また、給水活動が広範囲にわたる等、人員を必要とする場合、災害対策本部に応援を要請して対応する。
- (2) 建設班は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り応急給水活動を行う。
- (3) 県は、県や町の給水活動が十分に行えない状況になったときは、必要に応じて国、又は（公社）日本水道協会と協力して、他都県の水道事業管理者に対して応援給水要請を行う。

4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

建設班は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4 生活必需品等の供給

1 実施体制

被災者に対する生活必需品等供給の計画の策定、実施は、基本的に町長（本部長）が行う。

2 生活必需品の確保

(1) 供給方針

産業班は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

(2) 物資の確保

産業班は、備蓄計画により塩谷中アリーナに備蓄している生活必需品（毛布）を放出し、被災者に配分する。町の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 町内販売業者等からの調達

産業班は、塩谷町商工会等に協力依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町から必要な物資の供給を要請する。

ウ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

(3) 調達時の留意事項

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

イ 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

3 生活必需品の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される生活必需品については、第9節「緊急輸送活動」第5 2「物資拠点の確保」で定めた集積拠点に保管するものとし、その所在地等を関係機関に周知する。

当該拠点に搬送された生活必需品は、住民班が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。なお、当該拠点に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ) 被服（洋服、作業衣、子ども服、肌着等）
- ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ク) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。また、県が確保した物資について、本町までの輸送については、原則として県が行うが、被災者への支給は、主として、町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第11節 農地・農林業用施設等対策

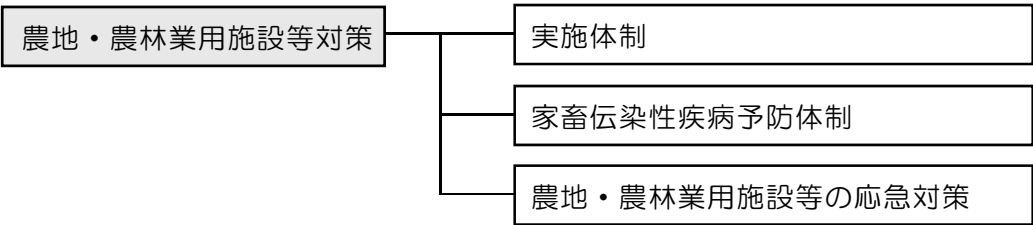
【 実施機関 】

町	産業班
関係機関	県、農地・農林業用施設管理者、土地改良区、農業協同組合、共済組合、森林組合

【 基本方針 】

災害により被害を受けた農畜産物等の応急対策を円滑に実施するため、町は、県及び農地・農林業関係団体等と連携して災害応急対策を実施する。

【 施策の体系 】



第1 実施体制

農産物、農業施設等に対する凍霜害等の農業災害対策については、町長（本部長）の指示により、産業班が行う。

第2 家畜伝染性疾病予防体制

産業班は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制

産業班は、被災地における予防対策を実施する。

2 応急対策の実施

産業班は、次の応急対策を実施する。

- (1) 家畜所有者等からの通報を受けた場合における被害状況の把握、県への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- (3) その他必要な指示の実施

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第12節「保健衛生活動」に準じて行う。

第3 農地・農林業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検、監視

各施設管理者は、風水害、竜巻の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検・監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町（消防機関を含む）、矢板警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 被害状況の把握

産業班は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農林業用施設等の被害状況を把握し、農業振興事務所及び矢板森林管理事務所に報告する。

3 応急対策の実施

(1) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護棚の設置等の応急工事を実施する。

ウ 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(2) 産業班及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第12節 保健衛生活動

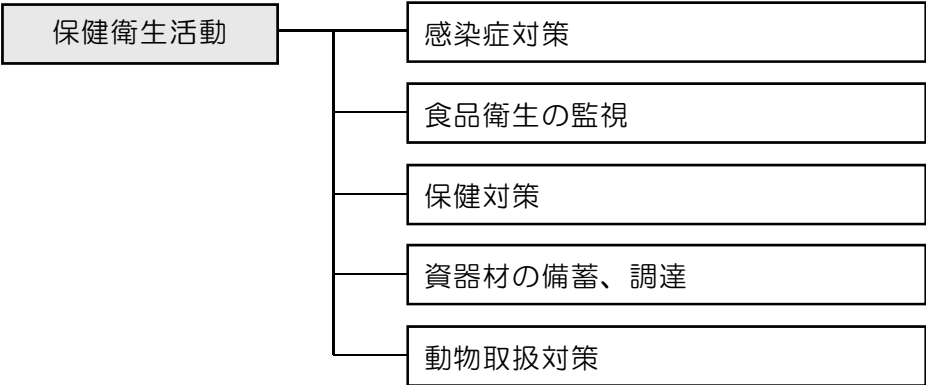
【実施機関】

町	広報班、調査班、住民班、福祉班、産業班、建設班
関係機関	塩谷郡市医師会、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会、日本赤十字会

【基本方針】

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身保護のため、町は関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

【施策の体系】



第1 感染症対策

1 実施体制

福祉班は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

2 町が実施する対策

(1) 体制の確立

福祉班は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

ただし、町のみで対処が困難な場合は、県、近隣市町、県北健康福祉センター等の関係機関に応援を要請するとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

(2) 物資の確保

福祉班は、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行

う。

(3) 健康調査、健康診断の実施

福祉班は、緊急度に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

(4) 消毒の実施

福祉班は、井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

(5) 飲用井戸汚染対策

福祉班は、水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

(6) 予防対策の周知・指導

福祉班は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

(7) 感染症発生時の対応

福祉班は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を実施する。

(8) 指定避難所等の生活環境の確保等

住民班、建設班は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

(9) 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

第2 食品衛生の監視

災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって、安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。災害時の食品衛生監視は県が行い、町はこれに協力する。

1 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

町長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な措置を講じることによって被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

2 実施方法

(1) 避難所、被災住民に対する衛生指導

福祉班は、県及び関係機関と密接な連携をとりながら、避難所等の食品管理等の

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(2) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

福祉班は、県による営業許可施設の監視と不良食品の供給排除を受け、次のような対策を実施する。

ア 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

エ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

オ 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

カ 使用水の現場検査

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

福祉班は、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健師等による保健指導及び健康相談を実施する。

なお、健康状態の調査、把握にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

2 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得る。

このため、福祉班は、メンタルヘルスケアの対応を実施するため、必要に応じて県に専門職員の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

3 栄養指導対策

(1) 福祉班は食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事についてメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県（県北健康福祉センター等）、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

- (2) 福祉班は、県（県北健康福祉センター等）、関係団体と連携して、避難所等での巡回栄養指導・相談、支援などを行う。

第4 資器材の備蓄、調達

1 保健衛生用資器材の備蓄対策

- (1) 福祉班は、感染症対策活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。
- (2) 福祉班は、大規模な災害発生時等における感染症対策活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

2 調達計画

(1) 町内業者から調達

福祉班は、災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、福祉班は、応援協定に基づき、協定を締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第5 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

広報班、調査班、福祉班及び住民班は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

ア 町が実施する対策

- ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

イ 飼い主が実施する対策

ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ) 飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜等の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜等の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県に協力を求めて適切な措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 町が実施する対策

住民班、福祉班は、必要により県の指導・助言を得て、又は協力を求めて、次の対策を実施する。

ア) 死亡獣畜等の回収等適切な措置の実施

イ) 死亡獣畜等の処理にあたっては、死亡獣畜等取扱場で死亡獣畜等の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

ア) 死亡獣畜等の処理について指導、助言

イ) 必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第13節 遺体の搜索・処置・埋葬

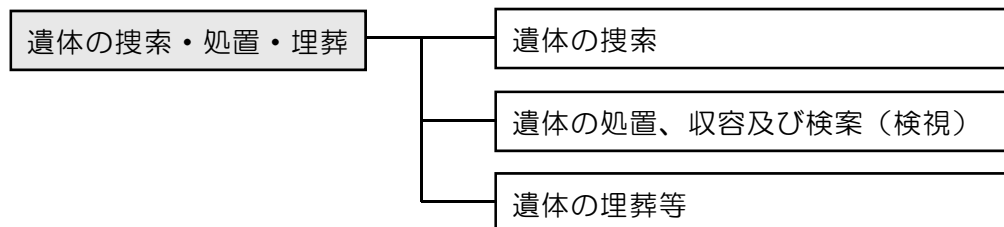
【実施機関】

町	総務班、住民班、福祉班、消防班
関係機関	県、矢板警察署、塩谷消防署、塩谷郡市医師会、日本赤十字社栃木県支部、自主防災組織等

【基本方針】

災害時において、死者、行方不明者が発生した場合、町は防災関係機関と相互に連携し、死者、行方不明者の搜索、処置、埋葬を速やかに行う。

【施策の体系】



第1 遺体の搜索

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として町長が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(1) 町が実施する対策

消防班は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

なお、町だけでは対応が困難である場合は、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

ア 行方不明者の届出の受理は、総務班において取り扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、電話等をもって連絡する。

イ 搜索は消防班が警察と協力し、搜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し、地域住民の応援を得て実施する。

ウ 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中遺体を発見したときは、総務班及び矢板警察署に連絡するとともに身元確認を行う。

(2) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

1 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として福祉班が、県、矢板警察署、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

2 遺体の処置、検案（検視）

- (1) 遺体の処置及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。
- (2) 塩谷郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

3 遺体の収容、安置

(1) 身元確認

総務班は、矢板警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(2) 遺体収容（安置）所の開設

ア 消防班は、捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

イ 福祉班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。

また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のための適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

- ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ) 遺体の一時保存
- ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
- イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
 - a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額
 - b 遺体の一時保存のため既存建築物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
 - c 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第3 遺体の埋葬等

1 実施体制

災害の際に死亡した者に対して、その遺族等が混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

住民班は、次の方法により遺体の埋葬を行う。

- (1) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- (2) 災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県と協力して応急仮設火葬場を設置する。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(4) 遺体を土中に葬る場合は、所要の地積を確保する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

(1) 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

(2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(4) 遺体が法適用外その他市町に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が、混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、前記アに準じて実施する。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第14節 障害物等除去活動

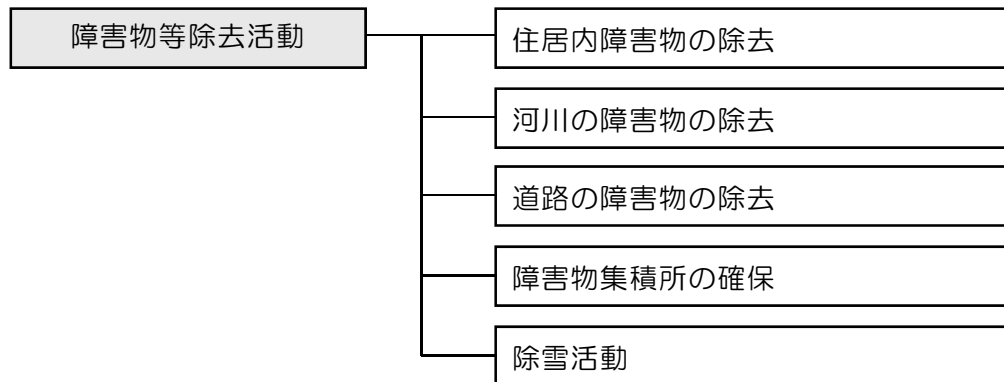
【 実施機関 】

町	建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

【 施策の体系 】



第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

建設班は、住民に対し、家屋等に流れこんだ土石、竹木等の障害物の除去に関する広報、情報提供を行うものとする。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、建設班は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

＜資料編○ 災害救助法施行細則＞

＜資料編○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準＞

第2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者（町長）が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者（町長）は、適切な判断を行い、速やかに障害物の除去を実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は町内建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

建設班は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、建設班は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織対

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ、地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼び掛ける。

共通編

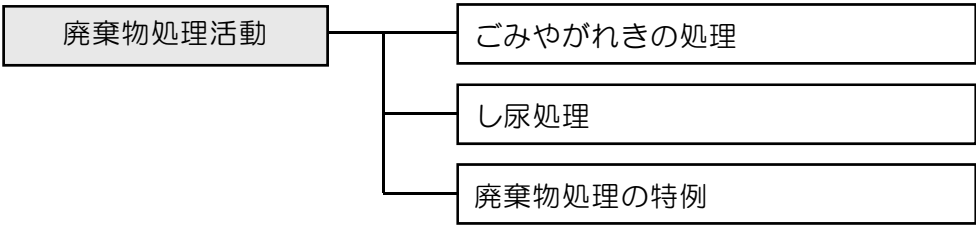
【 実施機関 】

町	総務班、住民班、福祉班
関係機関	エコパークしおや

【 基本方針 】

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は、関係機関と協力して、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物を適正に処理する。

【 施策の体系 】



第1 ごみやがれきの処理

1 実施体制

(1) ごみの処理体制

- ア 住民班は、災害により発生した一般ごみ、粗大ごみ等の処理を実施する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとする。
- イ 特に甚大な被害を受けた場合においては、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下、「相互応援協定等」という。）に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) がれきの処理体制

- ア 住民班は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確認するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- イ 住民班は、廃棄物の処理に必要な人員及び収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、県に応援を要請するものとする。

2 排出量の推計

住民班は、災害により発生する廃棄物等について、平常時における処理計画を勘案して災害廃棄物等の排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 住民班は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、器材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
 - (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるため、住民班は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
 - (3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。
 - (4) 住民班は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。
- 4 ごみ処理の留意事項
- 住民班は、ごみ処理にあたっては、ごみの種類ごとに次の対応方針に基づき、適正に処理する。
- (1) 可燃物
 - ア 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
 - イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
 - ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。
 - (2) 不燃物
 - ア 金属等の資源物は、分別して再生利用する。
 - イ その他の不燃物は、最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。
 - (3) がれき
 - ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
 - イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
 なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。
 - ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。
- 5 避難所の廃棄物対策
- 住民班、福祉班は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。
- 6 近隣市町、関係団体等との協力体制の整備
- (1) 住民班は、相互応援協定等に基づき、近隣市町、関係団体と協力して災害廃棄物の処理を行う。
 - (2) 住民班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

町への協力要請を行う。

7 国庫補助制度の積極的活用

被災状況が深刻で、本町単独の財政支出のみでは処理が困難な場合等は、国の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金等を活用し、適切な処理を図る。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

項 目	内 容
対象事業	市町村（一部事務組合を含む）が災害、その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難施設等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（1947年法律第118号）に基づく避難施設の開設期間内のもの
補助率	1／2
その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割強程度となる。

ごみ収集運搬車両所有状況

（令和2年3月31日現在）

直 営				委託業者				許可業者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
3	9	1	2	-	-	-	-	12	32	4	16

エネルギー回収型廃棄物処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	エコパークしおや エネルギー回収型廃棄物処理施設
所在地	栃木県矢板市安沢3640
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	36,117.35㎡（マテリアルリサイクル推進施設含む）
処理能力	114 t / 日（57 t / 24 h × 2 炉）
処理対象	ストーカ式燃焼炉（可燃ごみ・可燃性粗大ごみ）
稼働年月	令和元年10月

マテリアルリサイクル推進施設の概要

項 目	内 容
施設名称	エコパークしおや マテリアルリサイクル推進施設
所在地	栃木県矢板市安沢3640
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	合棟のためエネルギー回収型廃棄物処理施設に含む
処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ（12 t / 5 h） 資源びん（6 t / 5 h） ペットボトル（2 t / 5 h）
処理対象	破碎処理：鉄、アルミ、不燃物、可燃物 手選別処理：資源びん 圧縮処理：ペットボトル
稼働年月	令和元年10月

第2 し尿処理

1 実施体制

住民班は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

処理にあたっては、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合等においては、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

住民班は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 住民班は、必要により相互応援協定等に基づき、県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。
- (2) 住民班は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 し尿処理の留意事項

住民班は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

し尿収集運搬車両所有状況

(令和2年3月31日現在)

直 営				委 託 業 者				許 可 業 者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
-	-	-	-	-	-	-	-	11	39	-	-

し尿処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	しおやクリーンセンター
所在地	栃木県矢板市安沢3622番地1
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	12,121㎡
処理能力	110 kl/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（流動床システム）＋高度処理
竣工	平成10年11月

第3 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

総務班、住民班は、環境大臣が特例地域として町域を指定した場合には、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

2 留意事項

総務班、住民班は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第16節 文教施設等応急対策

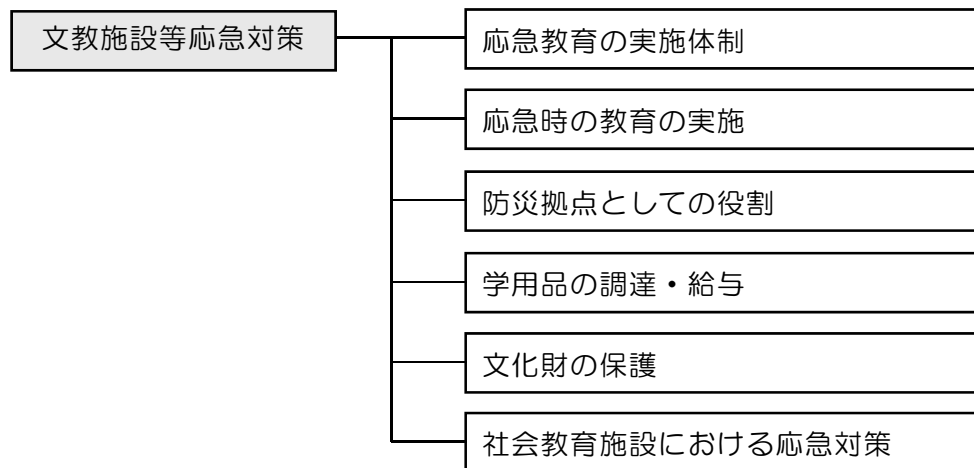
【実施機関】

町	教育班
関係機関	公立学校、社会教育施設

【基本方針】

災害時の児童生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

【施策の体系】



第1 応急教育の実施体制

1 実施体制

町立の学校における災害応急教育、避難、学用品の調達等に関する対策は、基本的に町長（本部長）が実施するものとする。

2 校長の応急措置

校長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- (1) 児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- (2) 災害の規模や児童生徒、教職員、施設整備の被害状況を速やかに把握し、教育班又は県教育委員会に報告する。
- (3) 災害時の状況により、教育班と連携のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 教育班は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内大部分についての災害を受けた場合	隣接市町の学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は仮教室が住民の避難所として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

2 教職員の確保

教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は学校内で操作する。
- (2) 災害を免れた学校の教職員等を適宜被害の受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。
- (3) 被災の状況がひどく、(1)、(2)によることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

第3 防災拠点としての役割

避難所等という防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学

校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

2 災害状況の調査、復旧対策

教育班は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。

また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

〈資料編〇 指定文化財一覧〉

第6 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し教育班に報告する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第17節 住宅応急対策

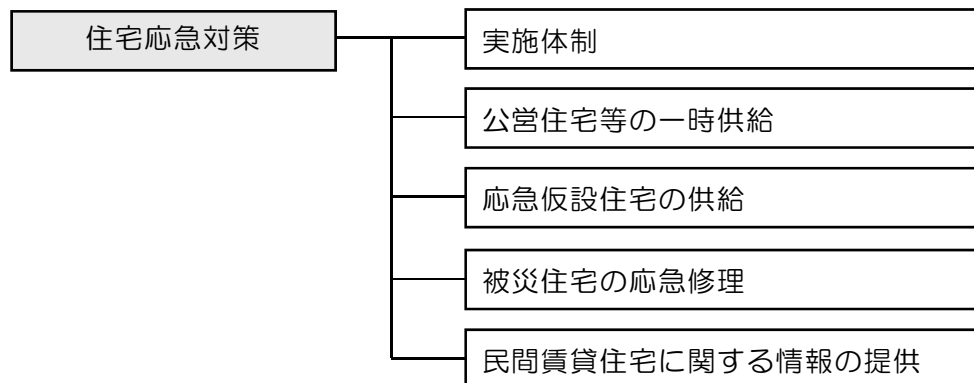
【実施機関】

町	建設班
関係機関	県、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急処理を実施し、被災者の一時的な居住の安定を図る。

【施策の体系】



第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の修理は、基本的に町長（本部長）が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に、実施に必要な要員や建築資機材の供給等応援を要請する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。

(2) 居住する住家がないこと。

(3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 建設班は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、県は町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び県内他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

第3 応急仮設住宅の供給

1 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。
なお、供給にあっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 対象

本節第2「公営住宅等の一時供給」の1に掲げる対象者に同じ。

(2) 内容

- ア 設置予定場所
町において決定するものとする。
なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告する。
- イ 住宅の規模及び構造
1戸あたり29.7平方メートルを基準とする。
- ウ 実施方法
県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 期間

- ア 建設期間
応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。
ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

共通編		災害応急対策編						
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編

建設班は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請する。

3 応急仮設住宅の運営管理

建設班は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内容

町は、業者活用等により周知を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、町と連携し被災者に提供する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第18節 労務供給対策

【実施機関】

町	総務班
関係機関	県、矢板公共職業安定所等

【基本方針】

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

【施策の体系】



第1 労務供給計画

1 要員の確保

総務班は、災害時における必要な要員の確保について、配分及び矢板公共職業安定所等との連絡を行う。

各班は、労働者を必要とする場合、次の事項を明示し総務班・庶務班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労働者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 総務班は、町内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

ア 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請

イ 県への要員確保依頼

ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

- (2) 総務班は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

総務班は、町、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により、矢板公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

労働者の雇用による要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、知事又は町長が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、県又は町が雇用する者。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その他救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処置（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊き出しその他による食品の給与

2 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし（1）については1日程度）。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

第19節 公共施設等応急対策

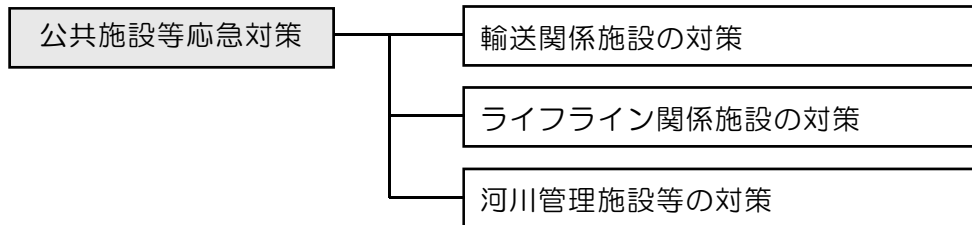
【 実施機関 】

町	総務班、広報班、建設班
関係機関	輸送関係施設、ライフライン関係施設、河川管理施設等

【基本方針】

災害による道路、上・下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

【 施策の体系 】



第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設

(1) 災害情報の収集

総務班、建設班は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 道路パトローラー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。

イ 矢板土木事務所、矢板警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

エ 必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の運航を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。

(2) 被害情報の伝達

ア 総務班、建設班は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 総務班、建設班は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 应急处置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、矢板警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

建設班は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

建設班は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

建設班は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

ア) 水道施設の復旧

応急復旧作業は、取水施設から浄水施設、配水池の順に復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、塩谷広域行政組合消防本部塩谷消防署に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

建設班、広報班は、あらかじめ広報紙等で給水場所を住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

建設班は、水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

イ) 復旧資材、作業員の確保

ウ) 技術者の確保

エ) 復旧財源の措置

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害情報、停

共通編			災害応急対策編					
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編

電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

県、県警察、町及び消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 河川管理施設等の対策

総務班、建設班は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

建設班は、豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（町長）は、直ちに矢板土木事務所長に報告し、矢板土木事務所長は、県水防本部長に報告するものとする。

ア 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

イ 水防団（消防団）が出動したとき。

ウ 水防作業を開始したとき。

エ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者（町長）が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者（町長）は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

ア) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

ウ) 水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準すべき事態が発生した場合は、総務班は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

共通編	総則	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	予防						
	復旧・復興						
災害応急対策編							

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到したことを承知した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

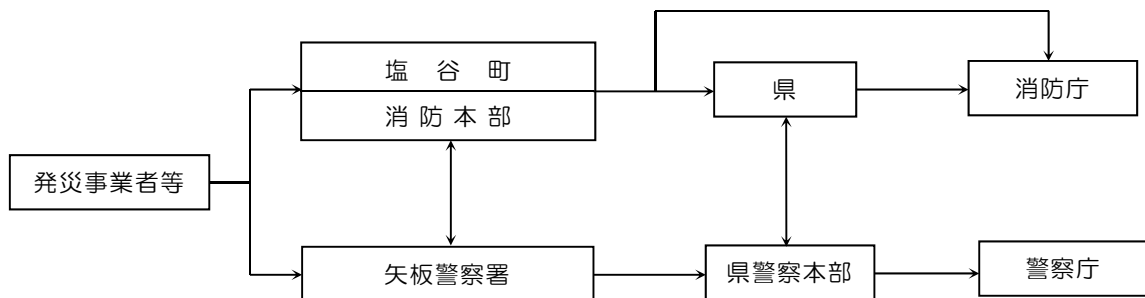
〈資料編〇 栃木県火災・災害等即報要領報告様式〉

第3 石油类等危険物事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、石油类等危険物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 危険物取扱事業所等の火災・爆発応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

3 町の火災・爆発応急対策

総務班、広報班は、被害の状況により、矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	資料編

共通編			災害 応急対策編					
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編

4 危険物取扱事業所等の漏洩応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

5 河川管理者等の漏洩応急対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに、必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

6 町、消防機関の漏洩応急対策

- (1) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 総務班、広報班は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

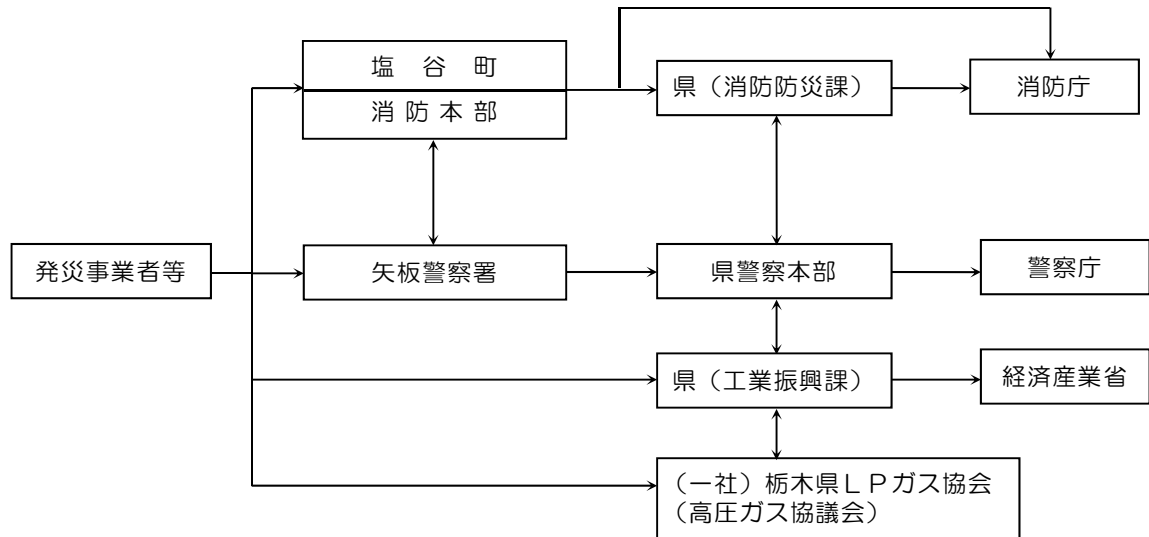
〈資料編〇 危険物施設一覧〉

第4 ガス事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、ガス事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防班、塩谷広域行政組合消防本部、警察と連携のもと適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、塩谷広域行政組合消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ (一社)栃木県LPGガス協会各支部内での対応が困難な場合は、同協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、塩谷広域行政組合消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

3 町、消防機関の対策

(1) 総務班、広報班は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

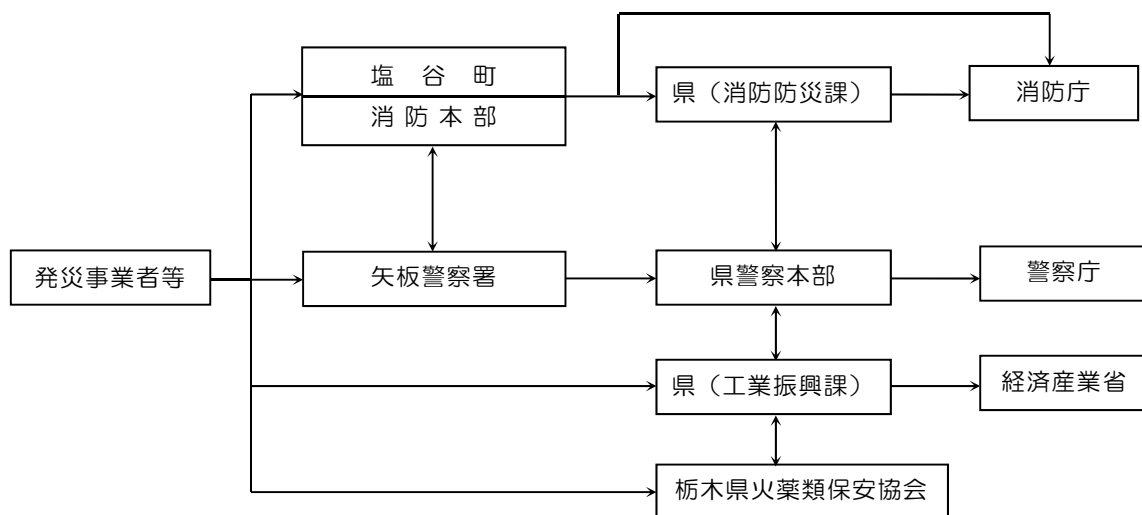
(3) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第5 火薬類事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、火薬類事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 火薬類事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は、廃棄する。

3 町の対策

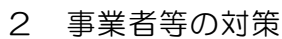
総務班は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 毒物・劇物事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、毒物・劇物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



- ### 3 町の対策

＜資料編〇 毒物劇物製造（販売）業等登録状況＞

第21節 広報活動

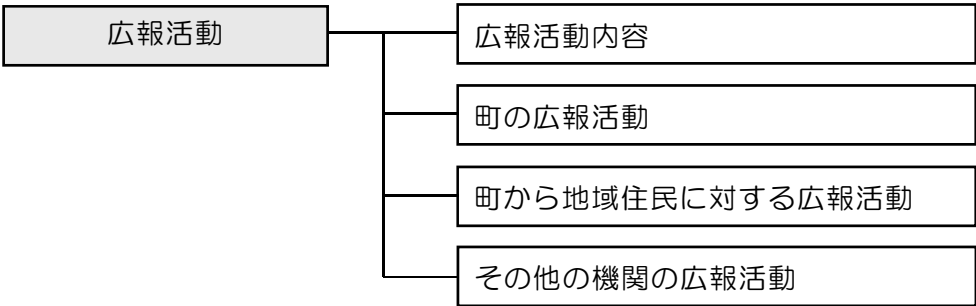
【 実施機関 】

町	広報班、福祉班
関係機関	県、防災関係機関

【 基本方針 】

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、町は、県や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

【 施策の体系 】



第1 広報活動内容

1 広報の内容

広報班、県及び防災関係機関は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他町及び関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

広報班は、町が所有する防災行政無線等の広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

また、状況によっては報道機関に協力を要請し、情報提供を行う。

第2 町の広報活動

1 災害時の広報体制

(1) 災害情報等の提供の一元化

広報班は、住民に提供する災害情報等の正確を期するとともに、その錯綜等为了避免するために確実な情報の収集と情報提供の一元化を図る。

(2) 広報部の措置

広報班は、次の3つの担当を編成し、それぞれ次のような業務を行う。

ア 報道担当

報道機関への災害情報等の提供と災害対策本部との報道に関する連絡調整

イ 住民担当

住民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等に対する対応

ウ 広報担当

各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

(3) 相互連絡体制の確立

広報班は、適時適切な広聴広報活動を期するため、本部各班、県、その他関係機関との緊密な連携と相互連絡を図る。

2 住民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関に対する災害情報の提供

ア 広報班は、収集した災害情報や町の応急対策等について、その都度速やかに報道機関に提供する。

特に、多くの住民に視聴が期待される県内の放送事業者（日本放送協会宇都宮放送局、(株)とちぎテレビ、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木）との連携に努める。

なお、必要な場合、栃木県政記者クラブ非加盟の報道機関（県内ケーブルテレビ放送事業者、他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

イ 一元的な情報の提供

報道機関への災害情報の発表は災害対策本部が行うものとするが、情報等の混乱を避けるため、広報班が一元的な窓口となり、適切な対応に努める。

(2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 広報班は、必要に応じて、庁舎内又は現地に「ワンストップ相談窓口」を設置し、各種情報に基づき、住民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて住民からの要望・苦情等を各班・防災関係機関等に伝達し、適切な対応に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

共通編			災害 応急 対策 編				資料 編
総則	予防	復旧・復興					
水害等							
火山	火災・事故	震災					
原子力							

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

(3) 要配慮者等への配慮

ア 広報班は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 広報班、福祉班は、聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援に当たっては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

ウ 広報班は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(4) 各種広報手段の活用

広報班は、住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに周知するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難所等へ町有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握、要望・苦情の収集を実施

イ 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施

ウ 避難所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ テレビ、ラジオを通しての情報提供

キ 電光掲示板等による情報提供

ク ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供

ケ アマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、情報の収集や提供を実施

コ ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

3 災害時における報道要請

町は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行う。また、町は、県を通じて、県の協定締結報道機関に対して報道要請を行う。

(1) 警報の発令・伝達、避難勧告、避難指示（緊急）

(2) 消防、その他の応急措置

(3) 被災者の救難、救助その他の応急措置

(4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育

(5) 施設、設備の応急の復旧

第22節 自発的支援の受入

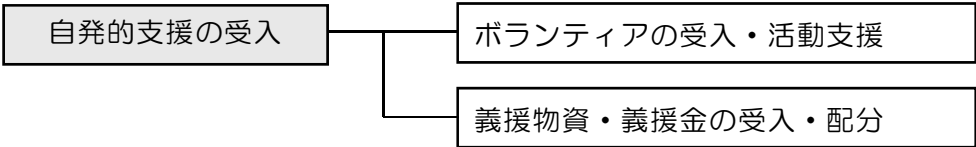
【 実施機関 】

町	調査班、福祉班、出納班
関係機関	県、塩谷町社会福祉協議会

【 基本方針 】

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、町は社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

【 施策の体系 】



第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

福祉班は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班、塩谷町社会福祉協議会は、塩谷町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動希望者等に対して広く情報発信を行う。

また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応する。

(2) 災害ボランティアセンター活動の支援

福祉班は、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報等や活動に必要な拠点、資機材を提供するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

(3) ボランティアとの協働による県外からの避難者の支援体制の整備

福祉班は、他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会、企業等の支援者によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物質の調達・供給、各地域での情報ステーションや交流サロンの設置、見守り、避難者の自治組織の構築などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

ア 調査班は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

イ 調査班は、義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

ウ 義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

調査班は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、出納班、県、日本赤十字社栃木県支部、町社会福祉協議会、各報道機関、義援金受付機関等による義援金配分委員会を構成し、実施する。

(2) 義援金の受入

義援金は、出納班で受け入れ、一時管理を行う。配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として出納班が配分する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに、報道

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第23節 孤立集落支援対策

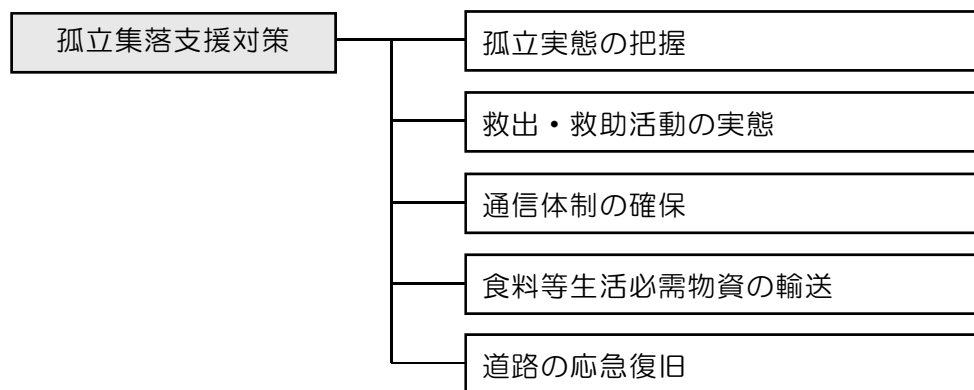
【実施機関】

町	総務班、建設班
関係機関	県、関係機関

【基本方針】

町は、災害に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

【施策の体系】



第1 孤立実態の把握

総務班は県と連携し、平常時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき、各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の自治会長、自治防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 救出・救助活動の実施

総務班は県と連携し、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第3 通信体制の確保

総務班は県と連携し、通信途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第4 食料等生活必需物資の輸送

総務班は県と連携し、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第5 道路の応急復旧

総務班、建設班は、県と連携し優先して道路復旧を実施し、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

塩谷町地域防災計画

第2部 応急対策編

【第2章・第3章】 (修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第2章	火山災害応急対策.....	山-1
第1節	活動体制の確立.....	山-1
第1	町の活動体制.....	山-1
第2	火山災害発生時の措置.....	山-2
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	山-3
第1	火山災害に関する情報の収集・伝達.....	山-3
第2	火山災害に関する通信確保対策.....	山-5
第3節	二次災害防止活動.....	山-6
第1	土砂災害等の防止.....	山-6
第2	建築物・構造物の二次災害防止.....	山-7
第3	火山災害時の社会秩序の維持.....	山-7
第4節	災害救助法の適用.....	山-8
第5節	避難対策.....	山-9
第1	避難の勧告、指示及び警戒区域の設定.....	山-9
第2	避難誘導.....	山-10
第3	避難施設.....	山-11
第4	応急仮設住宅等.....	山-12
第5	避難行動要支援者への生活支援.....	山-12
第6節	救急・救助、医療及び消火活動.....	山-13
第1	救急・救助活動.....	山-13
第2	医療活動.....	山-13
第3	消火活動.....	山-13
第4	要救助者及び被災者情報の収集.....	山-13
第5	町域を超えた救急・救助活動.....	山-14
第7節	緊急輸送活動.....	山-15
第1	実施体制.....	山-15
第2	交通路の確保.....	山-15
第3	町の対応.....	山-16
第8節	降灰等対策.....	山-17
第1	農林水産業対策.....	山-17
第2	宅地等の降灰対策.....	山-17
第9節	施設・設備の応急対策.....	山-19
第1	公共施設.....	山-19

第2 ライフライン施設.....	山-19
第10節 広報活動.....	山-20
第1 被災者への広報.....	山-20
第2 町民への広報.....	山-21
第3章 火災・事故災害応急対策.....	火-1
I 火災対策.....	火-1
第1節 活動体制の確立.....	火-1
第1 初動体制の整備.....	火-1
第2 大規模な火災発生時の措置.....	火-2
第3 町及び防災関係機関の活動体制.....	火-2
第4 町への支援.....	火-2
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	火-3
第1 大規模火災.....	火-3
第2 林野火災.....	火-4
第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策.....	火-5
第3節 災害救助法の適用.....	火-6
第4節 消火活動及び救助・救急活動.....	火-7
第1 消防関係機関の活動.....	火-7
第2 町・県の活動.....	火-8
第3 大規模火災対策.....	火-9
第4 林野火災対策.....	火-10
第5節 災害拡大防止対策.....	火-11
第6節 施設、設備の応急対策.....	火-12
第7節 広報対策.....	火-13
第1 情報発信.....	火-13
第2 関係者からの問い合わせに対する対応.....	火-13
II 交通関係事故災害対策.....	火-14
第1節 活動体制の確立.....	火-14
第1 初動体制の整備.....	火-14
第2 大規模な交通事故災害発生時の措置.....	火-14
第3 町及び防災関係機関の活動体制.....	火-15
第4 町への支援.....	火-15
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	火-16
第1 被害状況等の情報収集・伝達.....	火-16
第2 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策.....	火-17

第3節	災害救助法の適用.....	火-18
第4節	災害拡大防止対策.....	火-19
第1	危険物流出対策.....	火-19
第2	避難対策.....	火-19
第5節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動.....	火-20
第1	捜索活動.....	火-20
第2	救助・救急活動.....	火-20
第3	医療活動.....	火-20
第4	消火活動.....	火-21
第6節	緊急輸送活動.....	火-22
第1	緊急輸送活動.....	火-22
第7節	施設、設備の応急対策.....	火-23
第8節	広報対策.....	火-24
第1	情報発信.....	火-24
第2	関係者からの問い合わせに対する対応.....	火-24

第2章 火山災害応急対策

第1節 活動体制の確立

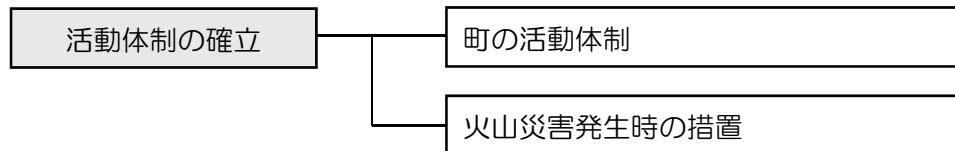
【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

【施策の体系】



第1 町の活動体制

火山災害に応じた町の職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備等)
注意体制	高原山の噴火予報等により、噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	参集者に指定されている総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	1 高原山が噴火した場合（微噴火に限る。） 2 高原山に火口周辺警報が発表された場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員で参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	1 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。） 2 高原山に噴火警報が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員（本部の応急業務を担当する各課における所要の人員）は直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施
第2非常配備	高原山が噴火し災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員（本部の応急業務を担当する各課における所要の人員）は直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施

（注）各班等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 火山災害発生時の措置

1 注意体制

町は、高原山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。総務班職員及び関係班職員は、直ちに登庁し、情報収集、警戒活動、県への報告等の措置を講じる。

2 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において総務班長が必要と認めるとき。

- ア 高原山が噴火した場合（塩谷町災害対策本部が設置されていない場合に限る。）
- イ 高原山に火口周辺警報が発表された場合
- ウ 高原山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれが認められる場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害
応急対策 第1節 活動体制の確立に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 火山災害の発生するおそれがなくなると災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

3 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において町長が必要と認めるとき。

- ア 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。）
- イ 高原山に噴火警報が発表された場合
- ウ 町内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害
応急対策 第1節 活動体制の確立に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき解散する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

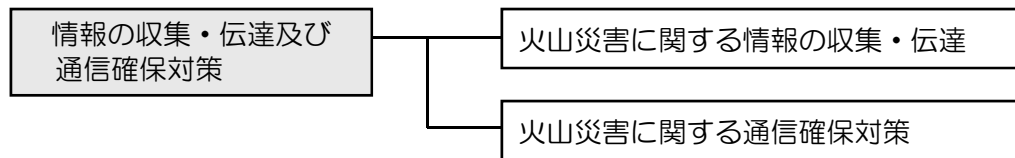
【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、噴火警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保に努める。

【施策の体系】

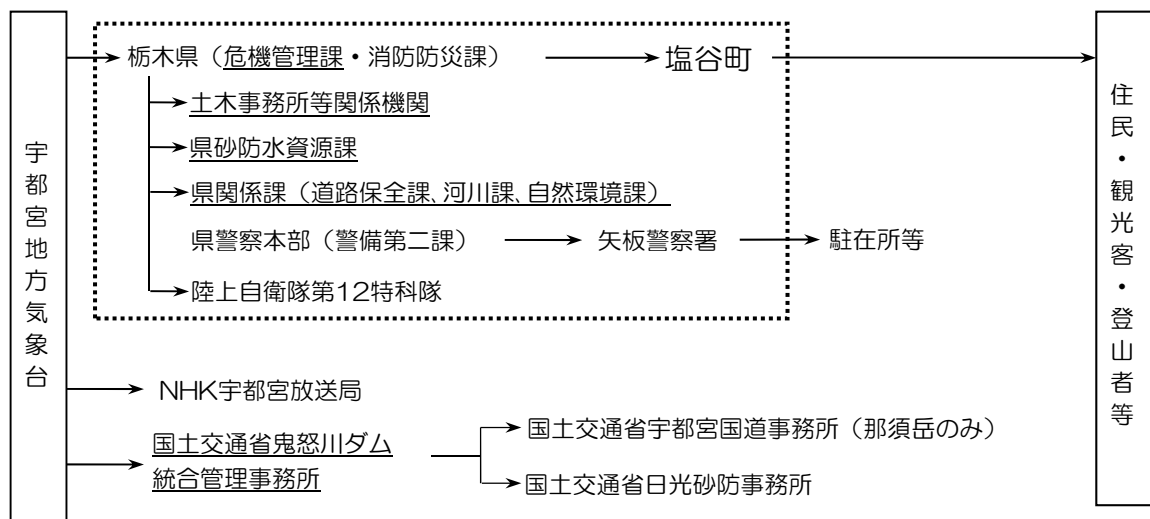


第1 火山災害に関する情報の収集・伝達

1 噴火警報等の伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、火山現象に関する予報及び警報等の通知があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して採るべき措置等を関係機関に連絡する。
- (3) 総務班は、県から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その伝達を受けた事項について防災行政無線、防災配信メール等を介した情報伝達等により関係機関に連絡するとともに、住民に周知する。

気象台からの噴火警報等の伝達経路図



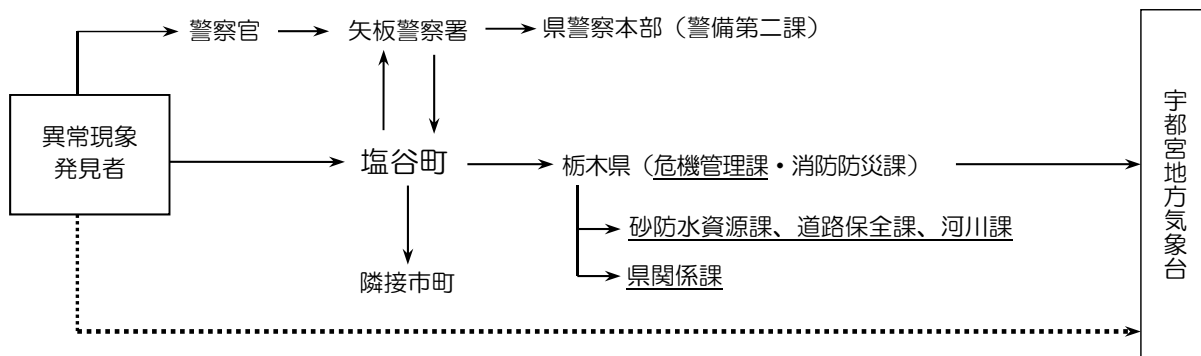
2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、町又は警察官に通報する。併せて、宇都宮地方気象台にも通報するよう努める。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
- エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関に連絡する。

異常現象発見者からの情報伝達経路図



3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県、町、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

ア) 総務班、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集
- c 災害時協定に基づく、無人航空機による情報収集

イ 総務班は、火山災害により町の区域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基

準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

(2) 災害情報の広報

総務班、広報班は、噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客等に対する周知に努める。

第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5 通信手段の種類、第6 通信施設の利用方法、第7 通信施設の応急復旧に準ずる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

第3節 二次災害防止活動

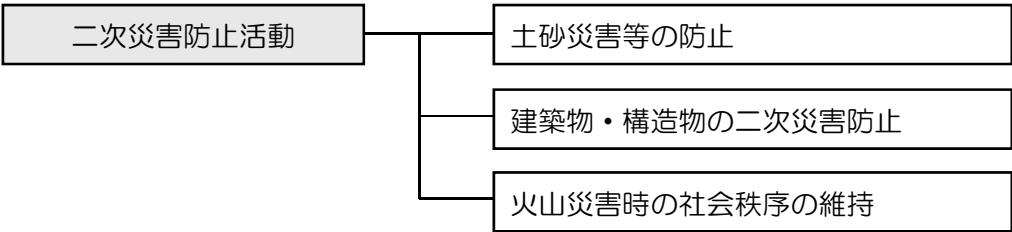
【実施機関】

町	総務班、調査班、建設班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

【施策の体系】



第1 土砂災害等の防止

1 土砂災害等の防止

(1) 点検・応急措置の実施

総務班、建設班は、県及び消防等関係機関と連携し、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や観測機器の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

(2) 避難対策

総務班は、県、消防等と協力し、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ、本章第5節 避難対策の要領により、警戒区域の設定又は避難の勧告若しくは指示を行う。

2 水害の防止

水害の防止については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」第3 河川管理施設等の対策に定めるところに準じる。

3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、あらかじめハザードマップを作成し、活用するものとする。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 施設、災害危険箇所の点検の実施

調査班、建設班は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定を実施する。

〈資料編〇 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱〉

2 二次災害の防止

建設班は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 火山災害時の社会秩序の維持

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難勧告又は避難指示（緊急）が行われている区域、警戒区域等において、住民が避難している等のために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第5節 避難対策

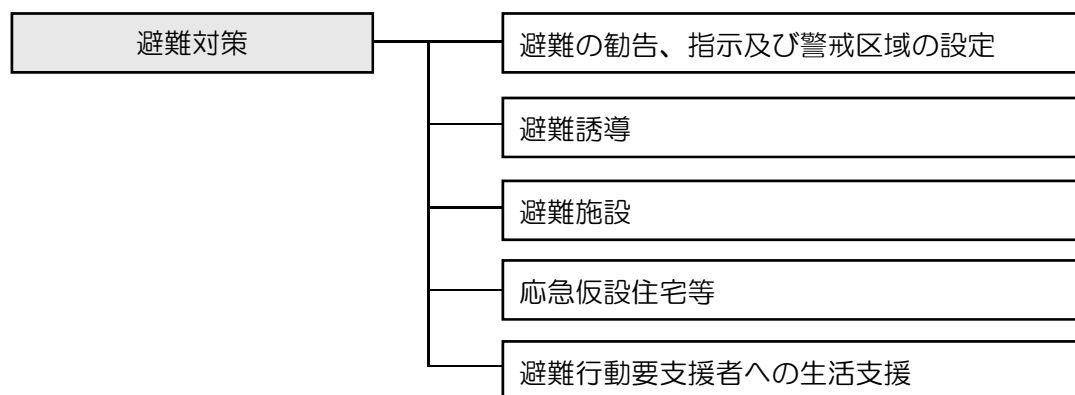
【実施機関】

町	総務班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

火山災害による人的被害を軽減するため、町は防災関係機関と連携して、避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

【施策の体系】



第1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

1 避難の準備

町長は、火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル4）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかける。（共通編第2章 第8節 火山災害に強いまちづくり 第3 1の表を参照）

2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

町長が行う避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節 避難対策を準用する。

3 避難の勧告等の基準

町長が発令する火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕を持って勧告又は指示を行う。

なお、県は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ町に対して助言を行うものとする。

- (1) 噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき。
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき。
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき。
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき。
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき。
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき。
- (7) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき。
- (8) その他特に必要があると認められるとき。

3 登山の規制等の実施

総務班は、避難の勧告、指示等に準じて、県、その他関係機関と連携して、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

第2 避難誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班、福祉班は、対象地域の住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病疾患患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話、緊急速報メール、防災配信メール等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) ヘリコプターによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達

2 滞在者への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班は、住民に周知を図ると同様に、観光客、滞在者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

3 避難の誘導

総則	共通編	災害 応急 対策 編	資料 編
予防			
復旧・復興			
水害等			
火山			
火災・事故			
震災			
原子力			

(1) 住民・滞在者の誘導

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班、福祉班、消防班は、住民が安全、迅速に避難できるよう矢板警察署、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。滞在者に対しても、避難が確実に行われるよう誘導について配慮するものとする。総務班は、遠く離れた避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難誘導にあたっては、特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

第3 避難施設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

総務班は、火山災害が発生した際に、住民が災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送るための指定避難所とをそれぞれ指定しておく。

2 避難所の開設

(1) 福祉班は、災害の状況に応じあらかじめ定めた施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。

(2) 避難所の開設にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、居住性の確保や生活関連物資の配布など避難者の良好な生活環境の整備に努めるとともに、避難行動要支援者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた社会福祉施設等に協力を要請して収容する。

(3) 福祉班は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 福祉班は、避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

〈資料編〇 指定避難所一覧〉

3 町域を越えた避難等

火山災害の規模又は避難所等の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

また、火山災害が中期化した場合等、必要に応じ、旅館等の宿泊施設の活用に努める。

建設班は県と連携し、避難生活が中長期化すると認められる場合は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節 住宅応急対策に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

福祉班は県と連携して、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第6 要配慮者等への生活支援に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

第6節 救急・救助、医療及び消火活動

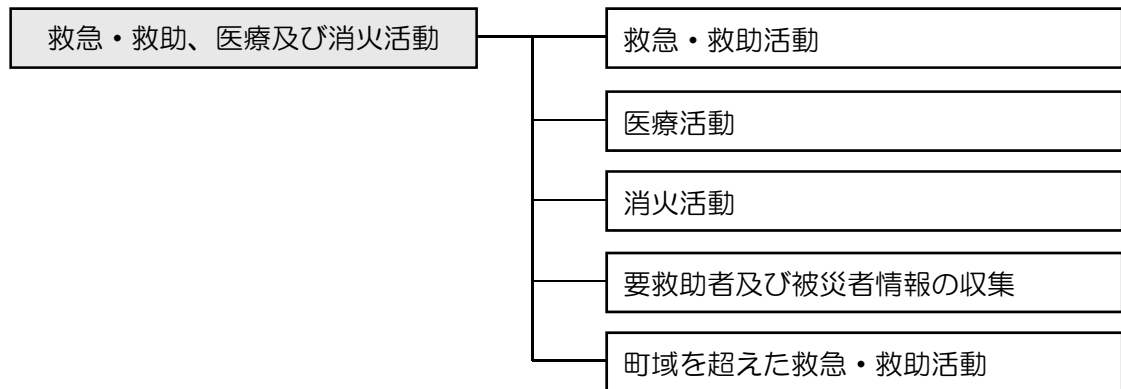
【実施機関】

町	総務班、調査班、福祉班、消防班
関係機関	県、塩谷消防署、矢板警察署、自衛隊、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

【基本方針】

住民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について、消火活動を実施する。

【施策の体系】



第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節 救急・救助活動に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防班、塩谷消防署、その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

第2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第8節 医療・救護活動に定めるところに準じて行う。

第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、本編第3章 火災・事故災害応急対策 I 火災対策 第4節 消火活動及び救助・救急活動に定めるところに準じて行う。

第4 要救助者及び被災者情報の収集

1 要救助者情報

消防班は、住民・滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

2 被災者情報

総務班、調査班は、住民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、宿泊者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行う。また、これらの被災者情報について県及び他市町、関係機関との情報共有に努める。

第5 町域を超えた救急・救助活動

消防班は、本節に掲げる活動にあたり、町域を超えた救助が必要と判断した場合は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」及び第8節「医療・救護活動」に定めるところに準じ、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	資料編

第7節 緊急輸送活動

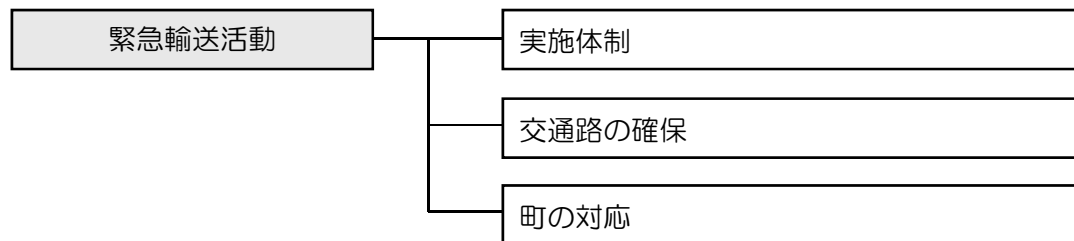
【実施機関】

町	総務班、広報班、消防班
関係機関	県警察、関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、町は関係機関と連携して、火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

【施策の体系】



第1 実施体制

被災者の輸送は、原則として町が行うものとする。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合は、県に必要な支援を要請する。

火山災害時の緊急輸送活動については、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第9節 緊急輸送活動に準じるほか、本節に定めるところにより行う。

第2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

2 交通規制の実施

(1) 火山災害の発生が予想されるとき

県警察は、ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 火山災害が発生したとき

県警察は、上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先

先とする。
 また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

- 総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 資料編
- 共通編
 災害
 応急
 対策
 編
- 第3 町の対応
 1 総務班、消防班は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、県警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。
 2 総務班、広報班は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

第8節 降灰等対策

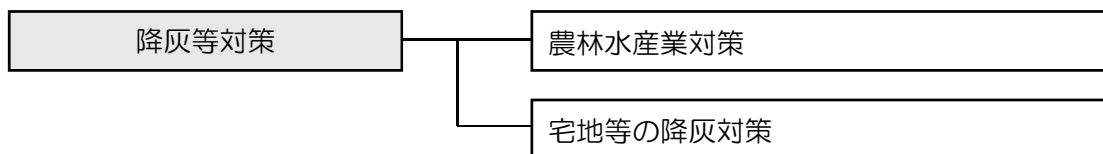
【実施機関】

町	住民班、福祉班、産業班
関係機関	県、農業協同組合等

【基本方針】

被災住民の生活の確保のため、町は関係機関と連携して、火山灰等の障害物対策を実施する。

【施策の体系】



第1 農林水産業対策

1 実施体制

産業班は、県、農業協同組合等関係機関と連携し、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

2 農林水産業対策

産業班は、県と連携して降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- (1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- (2) 火山灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。
- (3) 果樹は、散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- (4) 野菜・花きは、散水・水洗いを行い、火山灰の除去を図ること。
- (5) 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。
- (6) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから、高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫すること。
- (7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- (8) 倒木や損傷した木材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

第2 宅地等の降灰対策

1 火山灰の除去

住民班は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、住民班、福祉班は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

- 2 集積場所の確保
- 住民班は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第9節 施設・設備の応急対策

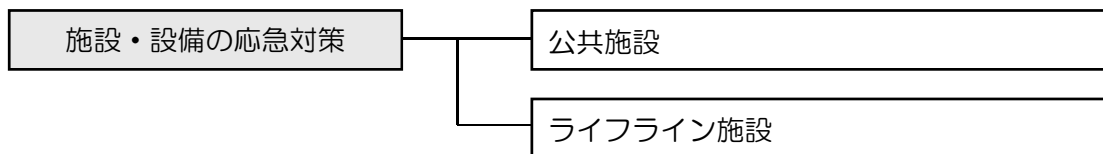
【実施機関】

町	各班
関係機関	公共施設、県、宇都宮気象台、ライフライン施設等

【基本方針】

火山災害発生時に、関係機関は公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

【施策の体系】



第1 公共施設

1 公共施設の応急対策

(1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を関係機関と連絡を密にし、安全を確認のうえ除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

(2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

2 観測施設の応急対策

県、宇都宮気象台、その他関係機関は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」第2 ライフライン関係施設の対策に準じる。

第10節 広報活動

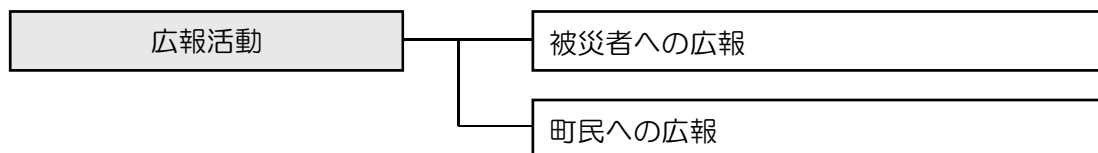
【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

【基本方針】

町は、火山災害時に、流言蜚語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

【施策の体系】



第1 被災者への広報

1 広報の内容

火山災害時に、広報班は、県等関係機関と連携し、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示（緊急）に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (11) 被災者生活再建支援に関する事項
- (12) 復旧・復興計画に関する事項
- (13) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (14) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (15) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (16) その他必要な事項

県計画に基づき追記

2 広報の方法

広報班は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡を取り合

うものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

第2 町民への広報

広報班は、県と連携して住民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。広報にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 復旧・復興計画
- (5) 義援物資、義援金の取扱い等
- (6) ボランティアの募集状況

県計画に基づき追記

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3章 火災・事故災害応急対策

I 火災対策

第1節 活動体制の確立

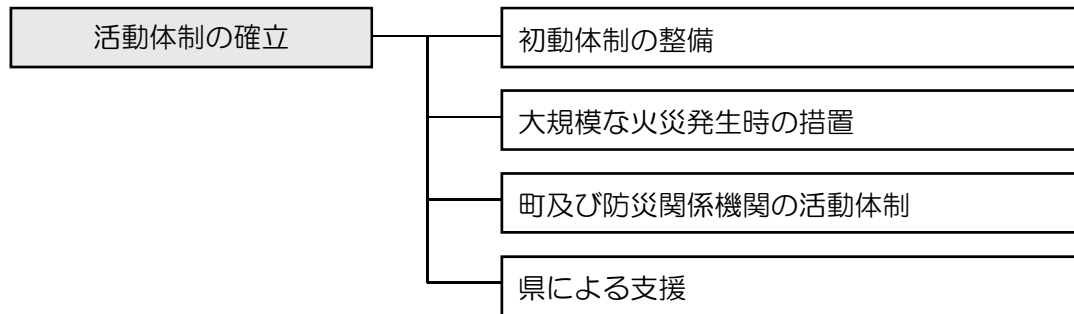
【実施機関】

町	各班
関係機関	防災関係機関

【基本方針】

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、町は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

【施策の体系】



第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	総務課職員及び第1非常配備に該当する関係課職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

（注）各班長は、あらかじめ配備体制区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 大規模な火災発生時の措置

1 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他塩谷町災害対策・災害警戒本部長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第3に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 非常体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第4に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

総務班及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県による支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

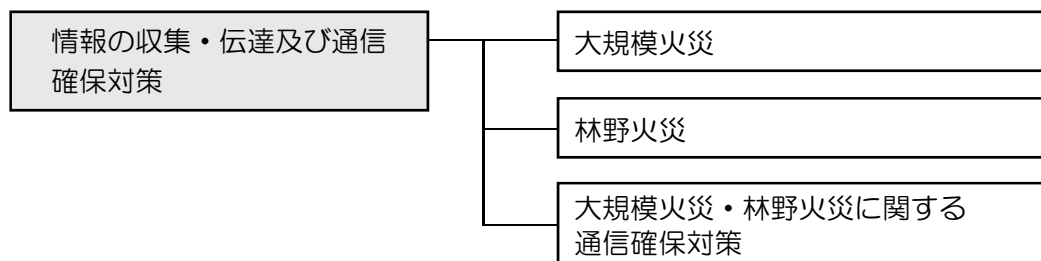
【実施機関】

町	総務班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、県警察、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

【施策の体系】



第1 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

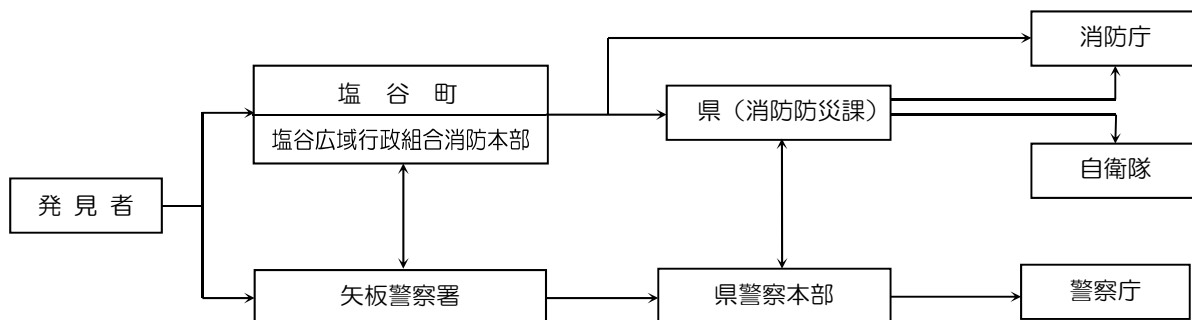
〈資料編〇 栃木県火災・災害等即報要領報告様式〉

(2) 町の情報収集・伝達

総務班、消防班は、県及び県警察本部、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

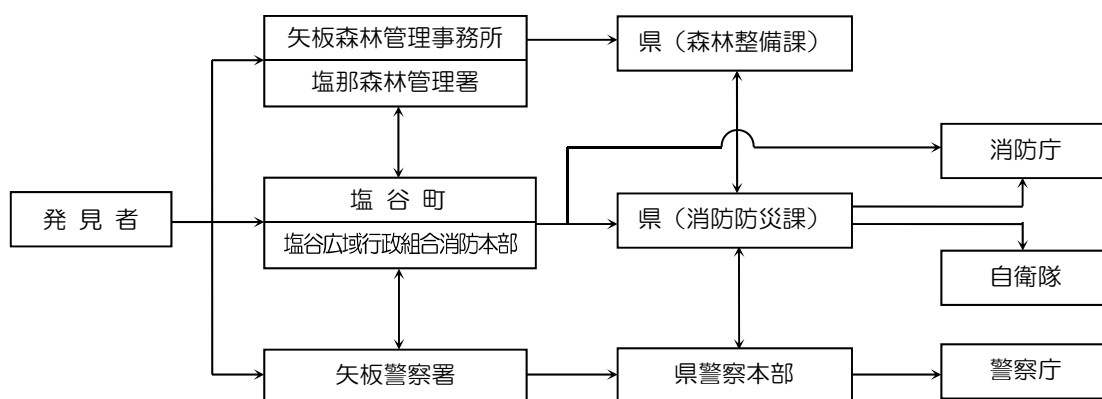
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 町の情報収集・伝達

総務班、消防班は、県及び県警察本部、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5 通信手段の種類、第6 通信施設の利用方法、第7 通信施設の応急復旧に準じる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

総則	予防	復旧・復興	共通編
水害等	火山	火災・事故	災害応急対策編
震災	原子力		
		資料編	

第4節 消火活動及び救助・救急活動

【実施機関】

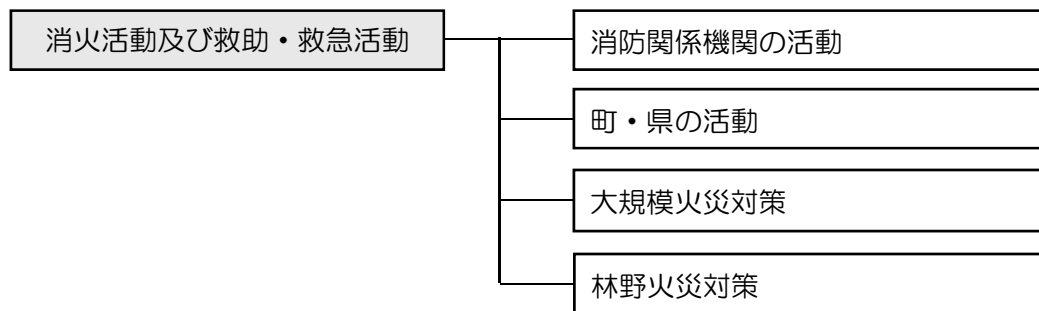
町	総務班、消防班
関係機関	塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、県、自衛隊

【基本方針】

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。

ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してより的確で効果的な対策を実施する。

【施策の体系】



第1 消防関係機関の活動

1 消防本部の活動

塩谷広域行政組合消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めたときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、矢板警察署、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

第2 町・県の活動

1 広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア) 第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続き：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ) 第二次応援体制

一の消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続き：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②要請を受けた県が、県内消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県（県民生活部）は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続き

ア) 総務班は、被災により、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県（県民生活部）に対し応援要請を行う。県（県民生活部）は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- ⑪ その他の情報（必要資機材、装備等）
- イ) 総務班は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。
- ウ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。
- イ 指揮体制等
- 緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。
- ウ 栃木県職員の派遣
- 県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、必要に応じて現地指揮本部に職員を派遣し、関係機関との連絡調整等に従事させる。
- エ 消防応援活動調整本部の設置
- 被災地が複数の場合、県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、次の事務を行う調整本部を設置する。
- ア) 被災状況、栃木県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- イ) 被災地消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- ウ) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- エ) 自衛隊、警察、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- オ) 栃木県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- カ) 栃木県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- キ) 栃木県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- ク) その他必要な事項に関すること。
- 2 自衛隊の災害派遣要請
- 県（県民生活部）は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第4節「相互応援協力・応援、派遣要請」第3 自衛隊派遣要請の要請要領に準じる。

第3 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

〈資料編〇 災害時における市町村相互応援に関する協定〉

2 古タイヤ火災の消火活動

町の大量（30万本）に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、栃木県建設協会塩谷支部に要請し、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長時間を要するおそれがあり、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努めるほか、県消防防災ヘリコプター等の運航要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

なお、消火活動の初動体制については、塩谷広域行政組合消防本部警防課及び塩谷消防署で作成した廃タイヤ消防計画書により、消防班と連携を密にして消火活動を行うとともに、塩谷広域行政組合消防本部より、2市2町の各署や栃木県建設協会塩谷支部にも応援要請を行い、共同して消火活動を行う。

第4 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の運航要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防班の活動

消防班は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

消防班、塩谷消防署、塩谷広域行政組合消防本部は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等、円滑な空中消火活動の実施に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、町民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

町及び公共関係機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備も緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

総則	予防	復旧・復興	共通編	
水害等	火山	火災・事故	災害応急対策編	
震災	原子力			資料編

第7節 広報対策

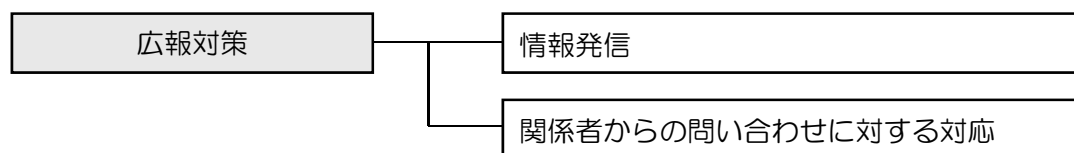
【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

【基本方針】

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

【施策の体系】



第1 情報発信

広報班は、県、県警察本部等と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

II 交通関係事故災害対策

第1節 活動体制の確立

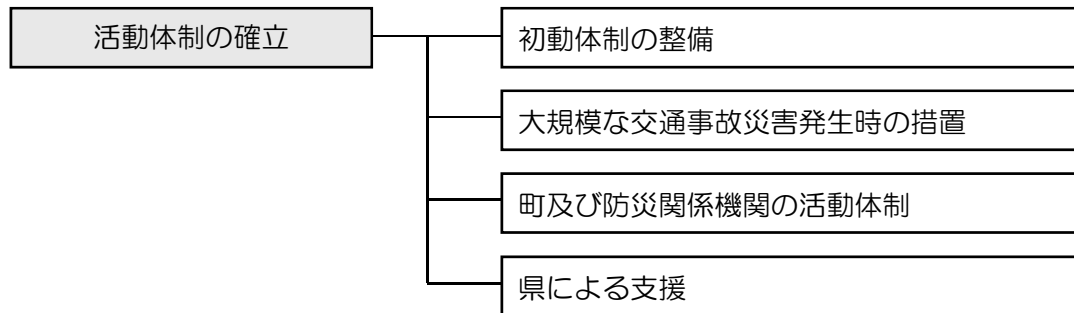
【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

大規模な交通事故災害の発生時、町は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた応急活動体制を確立する。

【施策の体系】



第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な交通事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務班職員及び警戒配備に該当する関係班職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な交通事故災害により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	総務班職員及び第1非常配備に該当する関係班職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 各班長は、あらかじめ配備体制区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

1 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他塩谷町災害対策・災害警戒本部長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「災害拡大防止活動」第3に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な交通事故災害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な交通事故災害応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「災害拡大防止活動」第4に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な交通事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

総務班及び防災関係機関は、交通関係事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県による支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行うこととなっている。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

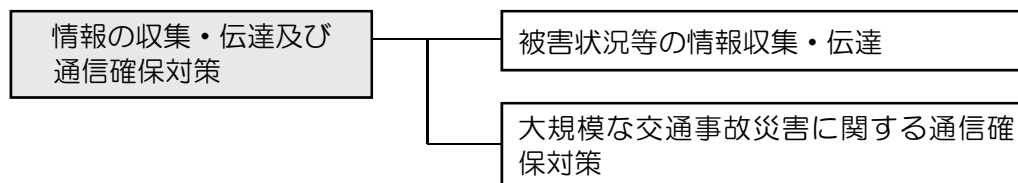
【実施機関】

町	総務班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、大規模な交通事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

【施策の体系】



第1 被害状況等の情報収集・伝達

1 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町、警官、消防又は道路管理者に通報する。

2 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

3 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

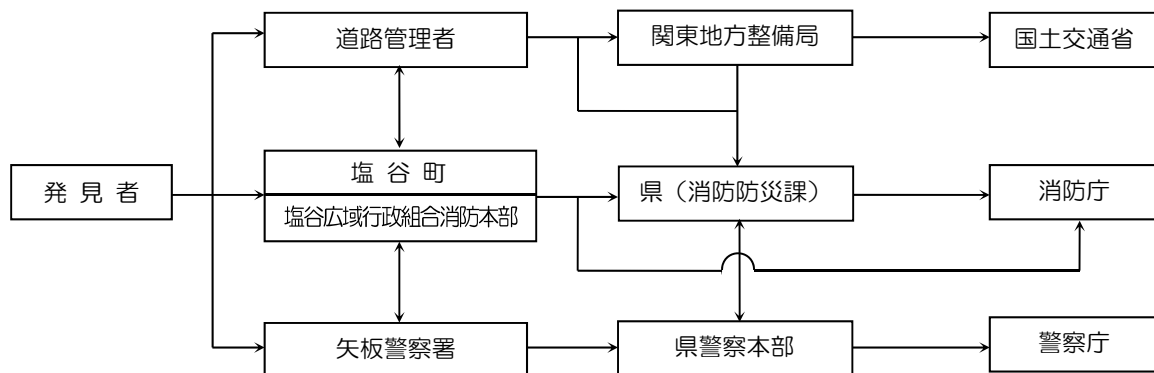
また、大規模な道路事故災害発生により、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

4 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5 通信手段の種類、第6 通信施設の利用方法、第7 通信施設の応急復旧に準じる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

共通編

第4節 災害拡大防止対策

【実施機関】

町	総務班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	危険物施設、塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

町は、事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

【施策の体系】



第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 町の活動

総務班、消防班は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ矢板警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、本編第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」に準じる。

第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

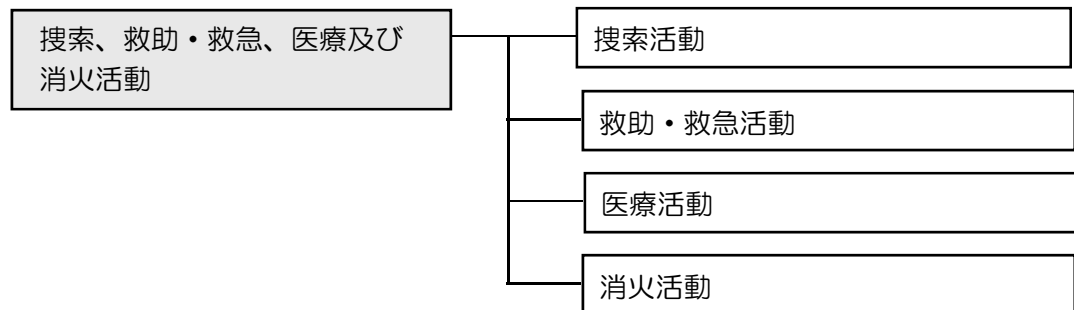
【実施機関】

町	住民班、福祉班、消防班
関係機関	県、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、自主防災組織、塩谷郡市医師会等

【基本方針】

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

【施策の体系】



第1 搜索活動

- 1 消防班、県、警察、消防機関は相互に連携し、ヘリコプターなどの多様な手段を活用して搜索を実施する。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- 1 消防班、県、警察、塩谷消防署は、相互に連携して救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 道路管理者は、県、警察及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- 3 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

町は、多数の負傷者が発生し町で対応ができないと判断した場合、町長又は消防庁を通じて県知事にDMAT、LDMATの派遣を要請する、県は、DMAT指定病院に、DMATの派遣を要請する。

また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応す

るため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- 1 塩谷広域行政組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- 3 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

第6節 緊急輸送活動

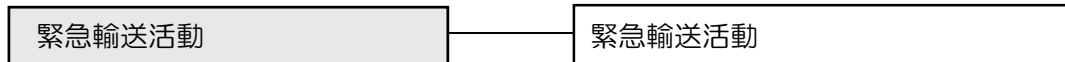
【実施機関】

町	総務班、建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

応急対策に必要な人員・緊急物資等を确实・迅速に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。
 また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

【施策の体系】



第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

道路管理者は、警察等と連携して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第8節 広報対策

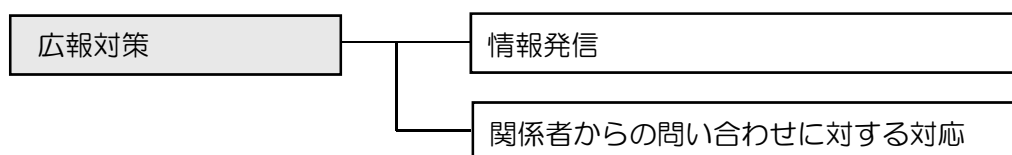
【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

【基本方針】

町や関係機関は、住民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、住民の不安解消を図る。

【 施策の体系 】



第1 情報発信

県、警察及び広報班等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

県及び広報班等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるように、人員の配置等に努める。

塩谷町地域防災計画

第2部 応急対策編

【第4章】 (修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第4章 震災応急対策	震-1
第1節 活動体制の確立	震-1
第1 町の活動体制.....	震-1
第2 注意体制	震-2
第3 警戒体制	震-3
第4 非常配備体制.....	震-4
第5 町及び防災関係機関の活動体制.....	震-5
第6 現地災害対策本部.....	震-5
第7 業務継続性の確保.....	震-5
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	震-6
第1 情報収集伝達体制.....	震-6
第2 地震情報の伝達.....	震-7
第3 被害状況等の情報収集	震-8
第4 被害状況の報告.....	震-8
第5 通信手段の種類.....	震-8
第6 通信施設の利用方法	震-8
第7 通信施設の応急復旧	震-8
第8 放送要請	震-8
第3節 相互応援協力・派遣要請	震-10
第4節 災害救助法の適用.....	震-10
第5節 避難対策	震-11
第1 実施体制	震-11
第2 避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の内容.....	震-12
第3 避難勧告等の周知・誘導	震-13
第4 指定避難所の開設、運営	震-13
第5 要配慮者等への生活支援	震-14
第6 こころのケア対策.....	震-14
第7 避難所外避難者への支援	震-14
第8 帰宅困難者対策.....	震-14
第9 広域避難	震-14
第10 避難計画の作成	震-14
第11 被災者台帳の作成.....	震-14
第12 災害救助法による実施基準	震-14
第5の2節 広域一時滞在対策	震-15

第6節	救急・救助活動・消火活動	震-16
第1	住民及び自主防災組織の活動	震-16
第2	事業所の活動	震-17
第3	町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動	震-18
第4	県消防防災ヘリコプターの活用	震-19
第5	消防相互応援等	震-19
第6	消防、県警察、自衛隊との連携強化	震-19
第7	災害救助法による実施基準	震-19
第7節	医療・救護活動	震-20
第8節	二次災害防止活動	震-21
第1	水害・土砂災害等の二次災害防止	震-21
第2	建築物・構造物の二次災害防止	震-22
第9節	緊急輸送活動	震-23
第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	震-23
第11節	農地・農林業用施設等対策	震-24
第1	被害状況の把握	震-24
第2	応急対策の実施	震-24
第12節	保健衛生活動	震-26
第13節	遺体の搜索・処置・埋葬	震-26
第14節	障害物等除去活動	震-27
第1	住居内障害物の除去	震-27
第2	道路の障害物の除去	震-28
第3	障害物集積所の確保	震-28
第15節	廃棄物処理活動	震-29
第16節	文教施設等応急対策	震-30
第1	地震発生時の対応	震-30
第2	状況別対応行動	震-31
第3	応急時の教育の実施	震-33
第4	防災拠点としての役割	震-33
第5	学用品の調達・給与	震-33
第6	文化財の保護	震-33
第7	社会教育施設における応急対策	震-33
第17節	住宅応急対策	震-34
第1	震災建築物応急危険度判定	震-34
第2	公営住宅等の一時供給	震-35
第3	応急仮設住宅の供給	震-35
第4	被災住宅の応急修理	震-35

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供	震-35
第18節 労務供給対策	震-36
第19節 公共施設等応急対策	震-36
第20節 危険物施設等応急対策	震-36
第21節 広報活動	震-36
第22節 自発的支援の受入	震-36
第23節 孤立集落支援対策	震-37

第4章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

【実施機関】

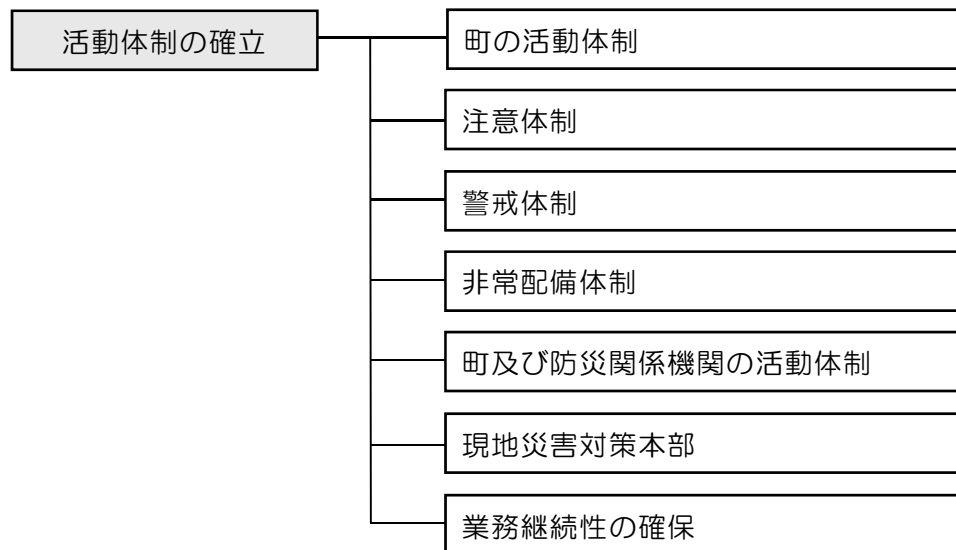
町	各課
関係機関	関係機関

【基本方針】

大規模な地震発生時に、町は震度に合わせて災害対策の中核となる組織を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、活動体制は、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節の定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定めるものとする。

【施策の体系】



第1 町の活動体制

地震の震度に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	任務
注意体制	① 町域内で震度4以下の揺れを観測し、人的・住家被害がある場合（自動配備） ② 小規模な災害が発生した場合	・総務班職員 ・各班の配備計画による職員	・情報収集、伝達 ・警戒活動
警戒体制	① 町域内で震度5弱の揺れを観測した場合（自動配備） ② 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ③ 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	・総務班職員 ・各班の配備計画による職員	・情報収集、伝達 ・警戒活動 ・応急対策の実施 ・災害対策本部設置準備
第1非常配備	① 町域内で震度5強の揺れを観測した場合（自動配備） ②	・第1非常配備に該当する職員（各班の配備計画による職員）	・災害対策本部設置 ・災害情報の収集、伝達 ・関係各班要員を配備 ・応急対策の実施
第2非常配備	① 町域内で震度6弱以上の揺れを観測した場合（自動配備） ② 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	・第2非常配備に該当する職員（本部各班、全組織における所要の人員又は全員）	・災害対策本部設置 ・災害情報収集・伝達 ・全職員配置 ・応急対策の実施

注1）各課長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

注2）震度5弱の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。

注3）震災対応においては、震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に第2非常配備（全庁による体制）をとることになるため、第1非常配備（応急業務を担当する所要の人員による体制）をとることはない。

第2 注意体制

町は、町内において震度4以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて町長、総務課長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 上位体制への移行の検討

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）＊が発表された場合、参集者に指定さ

れた職員は直ちに参集し情報収集に当たり、町、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民に対し、防災メールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

※ 南海トラフ地震に関する情報（臨時）
 南海トラフ付近でマグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。

第3 警戒体制

町は、町内に最大震度5弱の地震が発生した場合等により警戒体制をとった場合、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において総務課長が必要と認めるとき。

- ア 町内に最大震度5弱強の地震が発生した場合（自動的に設置する。）
- イ 町内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置する。町役場内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。（当面の間、日々輝学園高等学校（開桜館）とする。）

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、塩谷町災害警戒本部設置要綱の定めるところに

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

よる。

4 代決者

災害警戒本部長（副町長）不在時等の意思決定は、総務課長が行うが、更に総務課長不在時等の場合、建設水道課長が意思決定を行う。

第4 非常配備体制

町は、町内に最大震度5強の地震が発生した場合等により非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、災害対策業務を実施する。

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

ア 町内に最大震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）

イ 町内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

ウ 町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合。

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。激甚な災害のため、町役場内に災害対策本部を設置することができない場合には、町長が指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組むこととする。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通知

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の2を準用する。

3 災害対策本部の組織及び運営

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の3を準用する。

4 非常配備時

共通編			災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の4を準用する。

5 災害対策本部の運営

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の5を準用する。

6 本部長の代決者

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の6を準用する。

7 災害対策本部職員の標識

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の7を準用する。

8 関係機関等からの協力の求め

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4の8を準用する。

第5 町及び防災関係機関の活動体制

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5を準用する。

第6 現地災害対策本部

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第6を準用する。

第7 業務継続性の確保

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第7を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

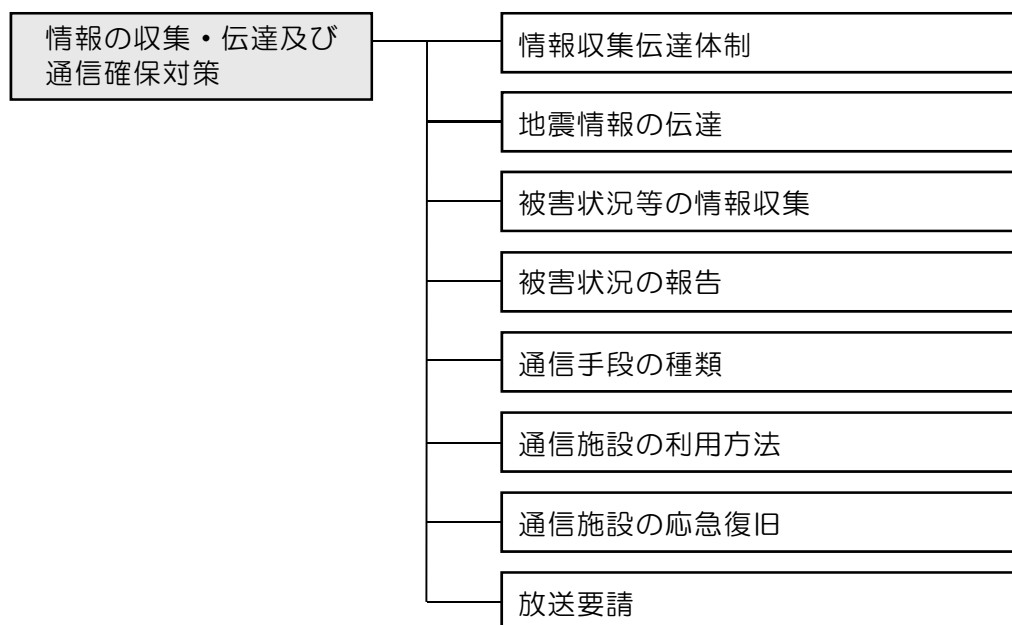
【実施機関】

町	関係各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、地震災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断のため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

【施策の体系】



第1 情報収集伝達体制

関係各班は、県の体制に準じ、24時間365日体制で地震に関する情報の収集、伝達等を迅速に行うものとする。

また、関係各班は、必要に応じて国の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

1 災害対策幹部職員の体制

地震災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（町長、副町長、教育長、総務課長等）は、地震発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

地震災害対策の主管課である総務班職員は、地震発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

関係各班は、県、塩谷広域行政組合消防本部、県警察、宇都宮地方気象台等からの地震の震源・震度に関する情報や被害状況等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、地震災害等の状況に応じ、県に対し「栃木県火災・災害等即報要領」等に基づき、被災状況を報告する。

3 各災害対策関係課の体制

(1) 緊急登庁体制

各災害対策関係職員は、地震発生後災害時応急活動マニュアル、その他部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

(2) 連絡体制

地震災害等の状況に応じ、県や関係機関等からの情報収集を行う。

4 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、防災メール・職員参集メール等により、震災時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討していく。

第2 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台及び県が管轄するもの）

ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

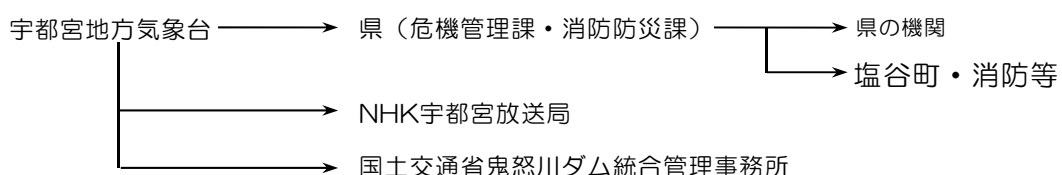
イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。

地震情報等の伝達系統



共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 一般住民からの通報

関係各班は、次により迅速な情報収集に努める。

(1) 発見者（一般住民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や地震による被害を発見した者は、遅滞なく町又は警察に通報する。

(2) 町、警察の処置

ア 異常現象や地震による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や地震による被害の通報を受けた関係各班は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県（県民生活部）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第3 被害状況等の情報収集

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第3を準用する。

第4 被害状況の報告

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第4を準用する。

第5 通信手段の種類

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5を準用する。

第6 通信施設の利用方法

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第6を準用する。

第7 通信施設の応急復旧

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第7を準用する。

第8 放送要請

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第8を準用する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

共通編	総則	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	予防						
災害応急対策編							

第3節 相互應援協力・應援、派遣要請

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第4節「相互応援協力・応援、派遣要請」を準用する。

第4節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は必要な場合に災害救助法を適用し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第5節「災害救助法の適用」を準用する。

第5節 避難対策

【 実施機関 】

町	総務班、避難所担当班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

【 基本方針 】

地震発生時における人的被害を軽減するため、町は、県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における生活等について、特に配慮する。

【 施策の体系 】



第1 実施体制

- 1 町長は、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行う。

町長は、避難勧告等の判断に際し、県に助言を求めることができる。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示（緊急）を行うことができないときは、知事等が避難指示（緊急）を行うことができる。こ

の場合、指示（緊急）を行った者は、速やかにその旨を町長に通知する。

- 2 町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の内容

1 避難勧告、避難指示（緊急）

(1) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令

地震災害に係る避難勧告及び避難指示（緊急）の発令は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

なお、町長は県に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を受けることができる。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

(2) 避難勧告等の発令に際しての留意事項

ア 町長は、災害対策基本法に基づく避難について、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。

イ 町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ウ 総務班は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(3) 避難勧告、避難指示（緊急）の内容

町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して、避難勧告及び避難指示（緊急）を行う。

避難勧告時等の明示事項

- | | |
|----------|------------|
| ① 避難の理由 | ④ 避難時の注意事項 |
| ② 避難対象地域 | ⑤ 危険箇所 |
| ③ 避難先 | ⑥ その他の必要事項 |

(4) 避難勧告等の発令の実施責任者等

避難勧告等の発令の実施者、実施の基準等は、次表のとおりである。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

避難勧告等の発令の実施責任者

区分	実施者	根拠法	措 置	実施の基準
避難勧告	町 長	災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知 事	災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難指示（緊急）等	町 長	災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知 事	災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官	災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官	警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官	自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第3を準用する。

第3 避難勧告等の周知・誘導

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第4を準用する。

第4 指定避難所の開設、運営

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第5を準用

する。

第5 要配慮者等への生活支援

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第6を準用する。

第6 こころのケア対策

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第7を準用する。

第7 避難所外避難者への支援

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第8を準用する。

第8 帰宅困難者対策

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第9を準用する。

第9 広域避難

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第10を準用する。

第10 避難計画の作成

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第11を準用する。

第11 被災者台帳の作成

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第12を準用する。

第12 災害救助法による実施基準

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第13を準用する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第5の2節 広域一時滞在対策

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を町域外に確保する必要があるときは、町は、県や防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6の2節「広域一時滞在対策」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第6節 救急・救助活動・消火活動

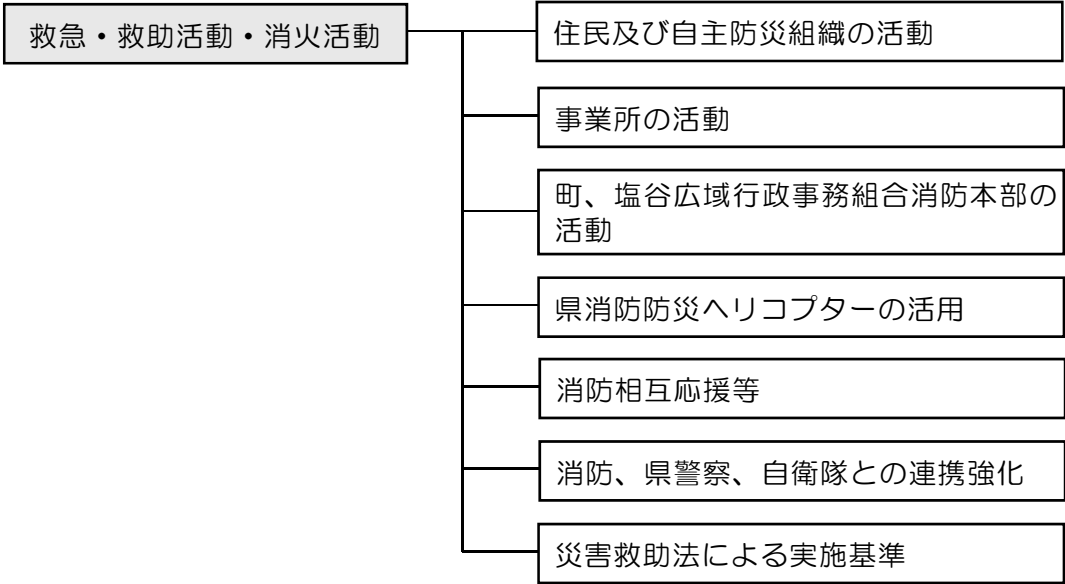
【実施機関】

町	総務班、福祉班、消防班
関係機関	県、塩谷広域行政事務組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、自衛隊

【基本方針】

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火災上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、町は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

【施策の体系】



第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに塩谷広域行政組合消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷

者の保護にあたる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断をする。

自主防災組織は、各家庭におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 火災が発生した家庭の措置

- ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- イ) 消防機関に通報する。
- ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関（消防署、消防団）が到達したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、消防計画に基づき自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動

1 救急・救助活動

消防班、塩谷広域行政事務組合消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、地震災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模地震発生時は、要救助対象者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(1) 福祉班は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重傷者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び矢板警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれがある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 惨事ストレス対策

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第4 県消防防災ヘリコプターの活用

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」第3を準用する。

第5 消防相互応援等

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」第4を準用する。

第6 消防、県警察、自衛隊との連携強化

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」第5を準用する。

第7 災害救助法による実施基準

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」第6を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第7節 医療・救護活動

震災時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、関係機関と緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第8節「医療・救護活動」を準用する。

共通編		災害応急対策編					資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力

第8節 二次災害防止活動

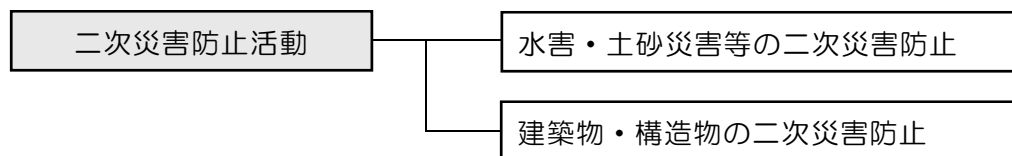
【実施機関】

町	建設班、総務班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

地震発生後の余震、降雨に伴う二次的災害を防ぐため、町は防災関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

【施策の体系】



第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」第3に定めるところによる。

2 土砂災害の防止

(1) 施設、土砂災害危険個所の点検・応急措置の実施

建設班は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、町の管理施設や土砂災害危険個所の点検を実施し、安全の確保に努める。また、許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護棚の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

建設班は、県と連携し、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、建設班は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

総務班、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節「避難対策」の要領により、警戒区域の設定若しくは避難勧告若しくは避難指示（緊急）を発令する。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

建設班は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行う震災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

建設班は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第9節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、町は、県、防災関係機関と連携して震災時の緊急輸送対策を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第9節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、町は、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第10節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

共通編	総則	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	予防						

第11節 農地・農林業用施設等対策

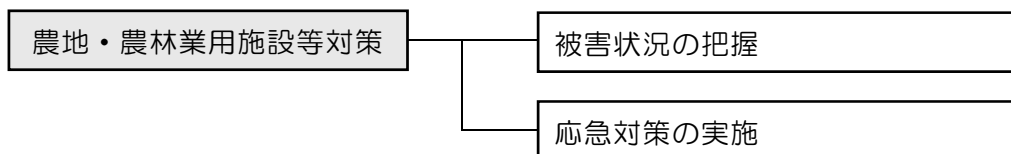
【実施機関】

町	産業班
関係機関	塩谷南那須農業振興事務所、矢板森林管理事務所、農地・農林業用施設管理者

【基本方針】

震災により被害を受けた農地・農林業用施設に応急対策を実施し、早期の営農林体制の再開を目指す。

【施策の体系】



第1 被害状況の把握

産業班は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については矢板森林管理事務所）に報告する。塩谷南那須農業振興事務所及び矢板森林管理事務所は、被害報告をとりまとめ、各事業主幹課に報告する。

第2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と相互に連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、町等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護棚の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、幹線道路、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物撤去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

- (4) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

2 町の対応

産業班は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関との連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

第12節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身保護のため、町は関係機関と連携して、保健衛生対策、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）等の的確な実施を図る。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第12節「保健衛生活動」を準用する。

第13節 遺体の搜索・処置・埋葬

震災時において、死者、行方不明者が発生した場合、町は防災関係機関と相互に連携し、死者、行方不明者の搜索、処置、埋葬を速やかに行う。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第13節「遺体の搜索・処置・埋葬」を準用する。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
	資料編	

第14節 障害物等除去活動

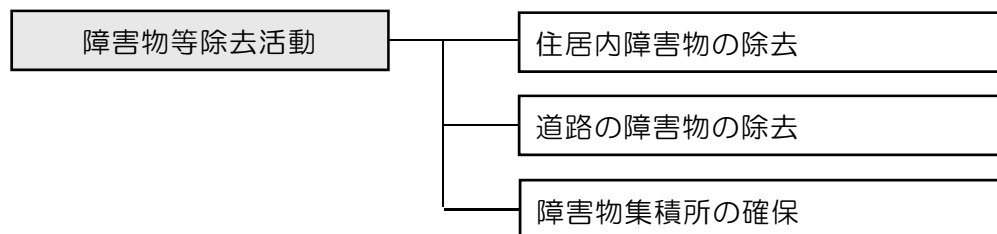
【実施機関】

町	建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【基本方針】

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、町及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

【施策の体系】



第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

建設班は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、建設班は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ、近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。なお、労力が不足する場合は、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大規模地震等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編〇 災害救助法施行細則〉

〈資料編〇 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第2 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は町内建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

(1) 車両移動等の実施

ア 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

ア) 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

イ) 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ 土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第3 障害物集積所の確保

建設班は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第15節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は、関係機関と協力して、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「廃棄物処理活動」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第16節 文教施設等応急対策

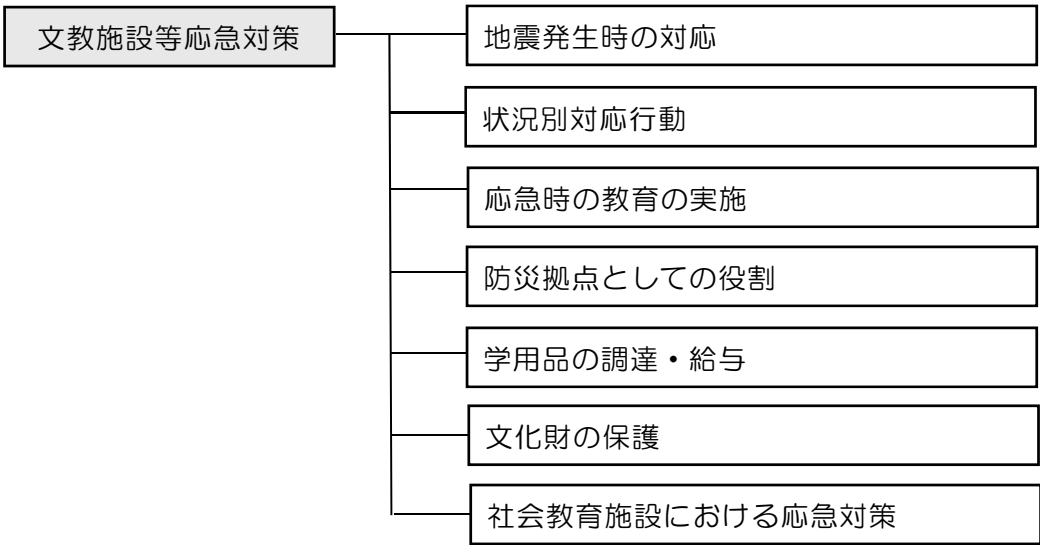
【実施機関】

町	教育班、建設班
関係機関	公立学校、社会教育施設

【基本方針】

震災時の児童生徒等の生命、身体
 の安全確保や応急時の教育の実施
 のため、町教育委員会は、必要
 な措置を講じる。

【施策の体系】



第1 地震発生時の対応

地震発生時に、校長等は児童生徒
 等の安全を第一に考え、次の措置
 をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長等は、授業中に地震が発生し
 た場合は、児童生徒等を机の下な
 どに一時身を隠すよう指示すると
 ともに、教室内外の状況を判断し
 、必要により屋外等へ緊急避難さ
 せる。緊急避難した場合は、速や
 かに児童生徒等及び教職員の人員
 確認、被災状況確認を行う。

(2) 応急救護

校長等は、児童生徒等及び教職員
 が被害を受けた場合は、応急手当
 てを行うとともに、必要により医
 療機関へ連絡、搬送するなど、応
 急救護の万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

校長等は、余震に関する情報、そ
 の他周辺の被害の状況を把握し、
 児童生徒等を帰宅させるかどうか
 町教育委員会との協議等により決
 定する。

(4) 下校時の危険防止

校長等は、児童生徒等を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

校長等は、災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内の安全な場所に待機させるとともに、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数、その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

校長等は、地震が発生した場合、速やかに児童生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

校長等は、教育班及び建設班と連携し、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認する。

建設班は、必要に応じて、県に応急危険度判定制度士の派遣を要請し、施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の設置

校長等は、被害状況によっては町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長等は、火気使用場所（家庭科教室・湯沸かし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。

児童生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

児童生徒等の行動	
登下校時	《地震発生時の対応》 ・登下校中の児童生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は、登校しない。ただし、災害発生のおそれがある場合は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 【地震発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保管管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また、道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところから、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	《教室》 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 《廊下・階段》 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 《グラウンド》 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。（保護者へ連絡）
校外活動時	基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。 《所属校から離れている場合》 ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ・避難については町又はその他の市町村の指示に従う。 ・川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 《所属校に近い場合》 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例・・・勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童生徒等の行動
部活動時	《校内の場合》 ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 一人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 《校外の場合》 ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第3 応急時の教育の実施

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「文教施設等応急対策」
 第2を準用する。

第4 防災拠点としての役割

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「文教施設等応急対策」
 第3を準用する。

第5 学用品の調達・給与

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「文教施設等応急対策」
 第4を準用する。

第6 文化財の保護

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「文教施設等応急対策」
 第5を準用する。

第7 社会教育施設における応急対策

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第15節「文教施設等応急対策」
 第6を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第17節 住宅応急対策

【実施機関】

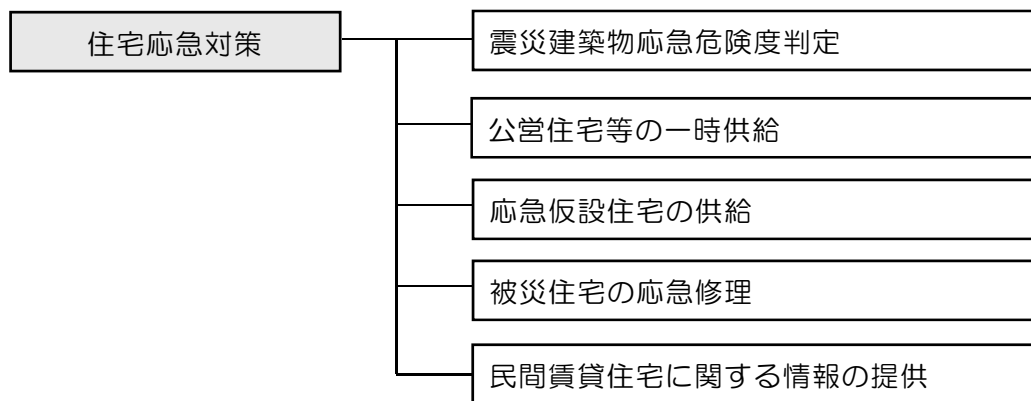
町	建設班
関係機関	県、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の供給、被害家屋の応急修理等を行う。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」を準用するが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定める。

【施策の体系】



第1 震災建築物応急危険度判定

1 実施体制

(1) 定義

応急危険度判定は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする判定である。

(2) 応急危険度判定体制の整備

建設班は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

2 応急措置

(1) 応急措置の実施

建設班は、応急危険度判定の結果に基づき、震災建築物に対して、使用禁止、立入禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急危険度判定の確保

建設班は、町内で必要な人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、近隣市町に応援を要請するとともに、必要により県に派遣要請を行う。

(3) 資材等の確保

建設班は、二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、資材等が不足する場合は、県に支援要請を行う。

3 広報及び指導・相談の実施

建設班は、余震等により倒壊のおそれがある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して町防災行政無線、広報車等により震災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。

また、震災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第2 公営住宅等の一時供給

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」第2を準用する。

第3 応急仮設住宅の供給

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」第3を準用する。

第4 被災住宅の応急修理

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」第4を準用する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」第5を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第18節 労務供給対策

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第18節「労務供給計画」を準用する。

第19節 公共施設等応急対策

震災による道路、上・下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」を準用する。

第20節 危険物施設等応急対策

災危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏えいすることによる二次災害の発生及び被害拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な対応対策を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第20節「危険物施設等応急対策」を準用する。

第21節 広報活動

震災時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、町は、県や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第21節「広報活動」を準用する。

第22節 自発的支援の受入

大規模な地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、町は社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第22節「自発的支援の受入」を準用する。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害応急対策編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第23節 孤立集落支援対策

町は、地震災害に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第23節「孤立集落支援対策」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

塩谷町地域防災計画

第2部 応急対策編

【第5章】

(修正案)

塩谷町防災会議

目 次

第1 総 則	原-1
第1節 計画策定の趣旨	原-1
第1 計画の目的	原-1
第2 計画の性格	原-1
第3 策定に際し尊重すべき指針	原-1
第2節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	原-2
第1 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲	原-2
原子力災害対策重点区域	原-3
第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置	原-3
第3節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定	原-4
第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況	原-4
第2 原子力災害の想定	原-5
第3 予測される影響	原-5
第2 予防（減災）	原-7
第1節 初動体制の整備	原-7
第1 情報の収集・連絡体制	原-7
第2 通信手段の確保	原-7
第2節 住民等への情報伝達体制の整備	原-9
第1 情報伝達体制の整備	原-9
第2 要配慮者等への情報伝達	原-9
第3 相談窓口の設置	原-9
第3節 避難活動体制等の整備	原-10
第1 避難体制等の整備	原-10
第2 避難指示の判断	原-11
第4節 モニタリング体制の整備	原-13
第1 モニタリングによる監視の実施等	原-13
第2 モニタリング体制	原-13
第5節 住民等の健康対策	原-15
第1 資機材の整備	原-15
第2 医療救護活動体制の整備	原-15
第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	原-17
第1 検査体制の整備	原-17

第7節	児童生徒等の安全対策	原-18
第1	原子力防災体制の整備	原-18
第8節	緊急輸送体制の整備	原-19
第1	緊急輸送の意義、必要性	原-19
第2	道路交通管理体制	原-19
第9節	住民等に対する普及・啓発活動	原-20
第1	住民等に対する普及・啓発	原-20
第2	原子力防災業務に携わる職員に対する研修等	原-20
第10節	防災訓練の実施	原-22
第1	訓練計画の策定及び実施	原-22
第2	国等が実施する防災訓練への参加	原-22
第3	応急対策	原-23
第1節	災害対策本部等の設置	原-23
第1	町の活動体制	原-23
第2	注意体制	原-24
第3	警戒体制	原-24
第4	非常配備体制	原-26
第5	町及び防災関係機関の活動体制	原-28
第6	防災業務関係者の安全確保	原-29
第2節	情報の収集・連絡活動	原-30
第1	警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）	原-30
第2	特定事象発生情報等の連絡（EAL2）	原-30
第3	応急対策活動情報の連絡	原-30
第4	原子力災害合同対策協議会への職員派遣	原-31
第3節	住民等への情報伝達	原-32
第1	住民等への情報伝達活動	原-32
第4節	屋内退避・避難誘導等	原-34
第1	避難等措置の実施主体	原-34
第2	屋内退避、避難等の実施	原-34
第3	安定ヨウ素剤の服用等	原-35
第4	指定避難所等の開設、運営	原-35
第5	県外からの避難者の受入れ	原-36
第6	要配慮者等への配慮	原-36
第5節	医療救護活動等	原-37
第1	住民等を対象とする健康相談等の実施	原-37
第2	被災者を対象とする医療救護活動の実施	原-38

第6節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	原-39
第1	食品等の安全性の確認	原-39
第2	食品等の出荷自粛要請及び解除	原-40
第3	飲料水の安全対策の実施	原-41
第4	食品等の供給	原-41
第7節	児童生徒等の安全対策	原-42
第1	児童生徒等の安全確保	原-42
第8節	緊急輸送活動	原-43
第1	緊急輸送活動	原-43
第2	緊急輸送のための交通確保	原-43
第4	復旧・復興	原-45
第1節	住民等の健康対策	原-45
第1	住民への対応	原-45
第2	健康影響調査	原-45
第3	学校等における対策	原-46
第2節	風評被害対策	原-47
第1	農林水産物、工業製品等に係る対策	原-47
第2	観光業に係る対策	原-48
第3	被害者の救済	原-48
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	原-49
第1	除染の実施	原-49
第2	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	原-50
第4節	損害賠償	原-51
第1	事業者等への支援	原-51
第5節	各種制限の解除	原-52
第1	状況の把握及び解除の指示	原-52

第1 総則

第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、町においても農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、町内経済や町民生活等に多大な影響を及ぼした。

本町には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本町の対応を明確にするため、第2編 応急対策編 第5章 原子力災害対策を新設する。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

なお、放射性物質の事業所外運搬中、またはその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、塩谷町防災会議が作成する「塩谷町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、第2編 応急対策編 第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成24年10月31日策定。令和元年（2019）年7月3日一部改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本町において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、後述するEALに準じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

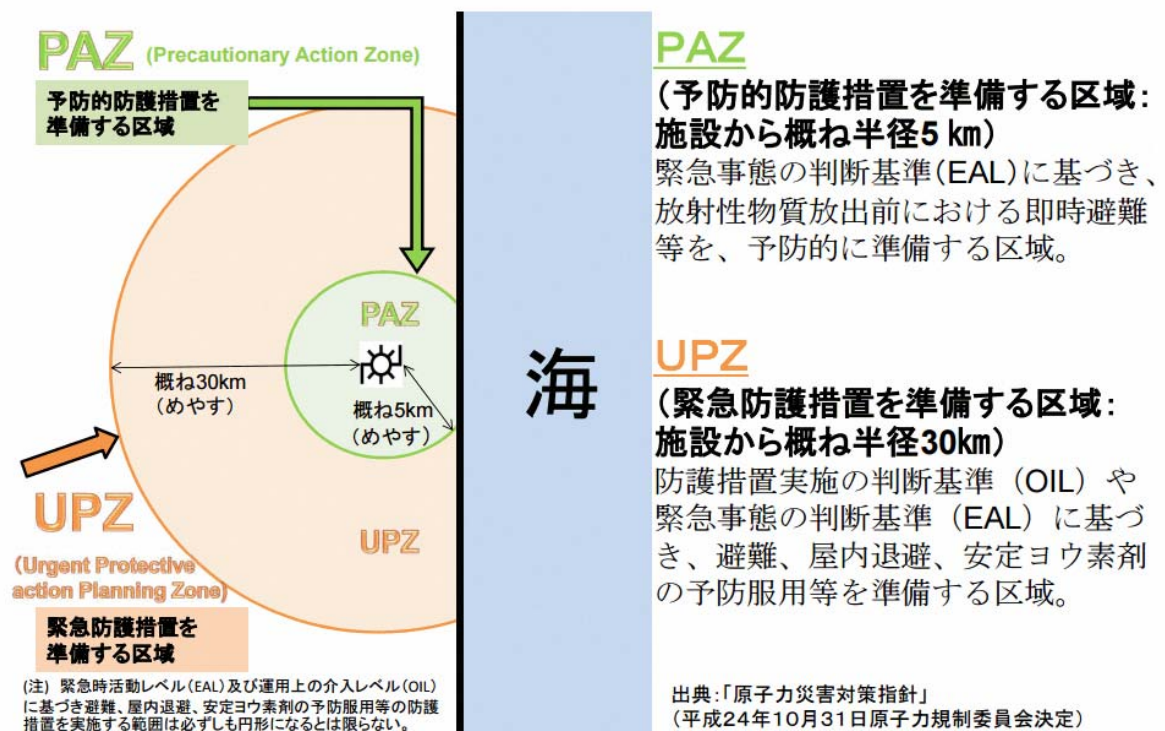
2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県に該当する区域は無い。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

原子力災害対策重点区域



第2 ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置

UPZ外においてもブルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
原子力	火山
	火災・事故
	震災
資料編	

第3節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状態に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本町から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、塩谷町役場から直線距離で最短で約85kmの位置関係にある。

対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約109km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約115km				85km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw				329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約120km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機

熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ: Emergency Planning Zone)にも本町の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など、県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断する。

県においては、環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

等の実施を想定・準備する必要がある。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

第2 予防（減災）

第1節 初動体制の整備

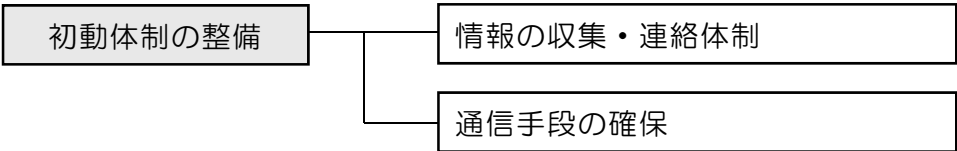
【 実施機関 】

町	各課
関係機関	関係機関

【 基本方針 】

町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、国、県、他市町、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

【 施策の体系 】



第1 情報の収集・連絡体制

各課は、原子力災害に対し万全を期すため、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

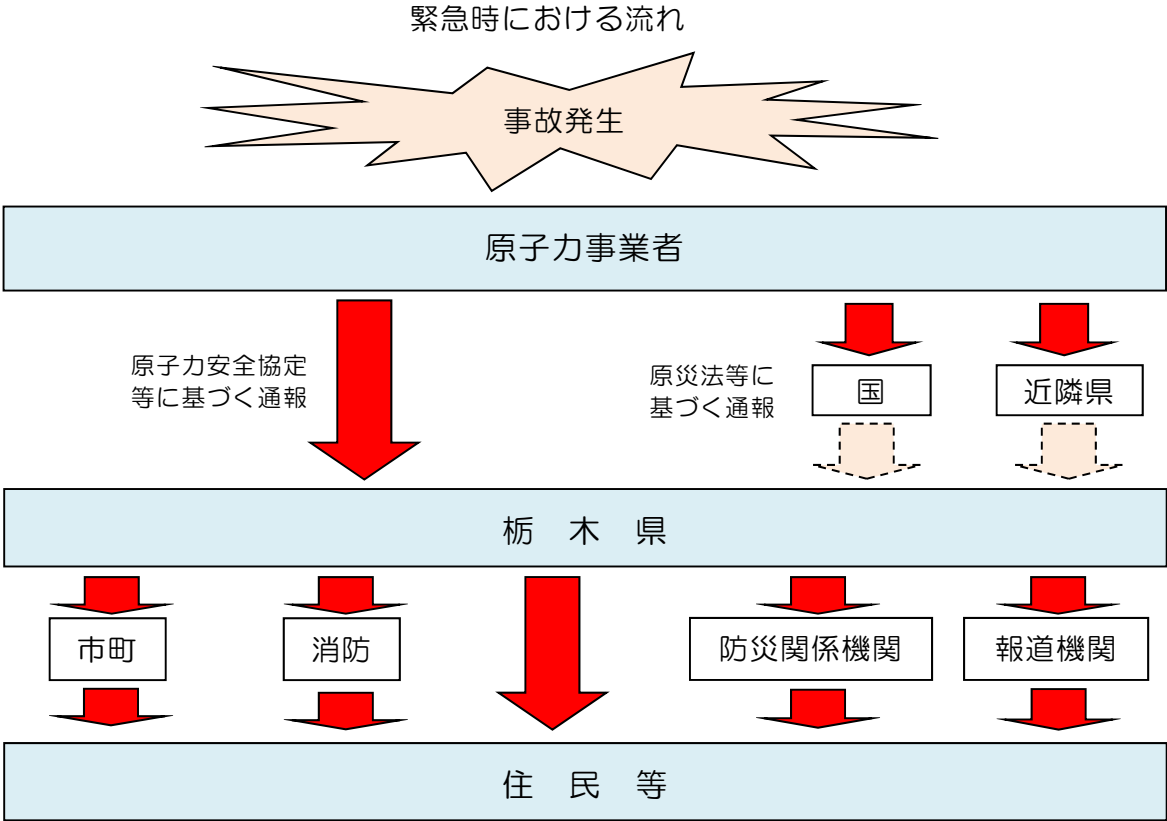
第2 通信手段の確保

1 通信連絡網等の整備

各課は、原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県及び防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県の緊急時における通信連絡網等の整備に協力する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

共通編			災害 応急 対策 編			原子力	資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故		
			震災				



第2節 住民等への情報伝達体制の整備

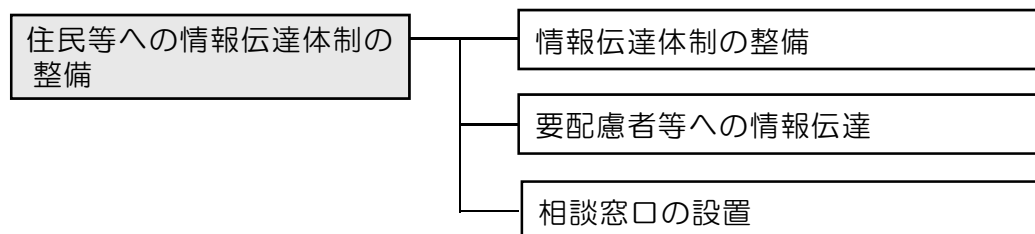
【 実施機関 】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【 基本方針 】

災害時における情報について、住民等に対し迅速かつ正確に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

【 施策の体系 】



第1 情報伝達体制の整備

関係各班は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、町ホームページ、防災配信メール、緊急速報メール等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

関係各班は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われるよう努める。

第3 相談窓口の設置

関係各班は、県が県警察、町・消防機関等と連携して設置する住民相談窓口における、設置方法、体制等の整備に協力する。

第3節 避難活動体制等の整備

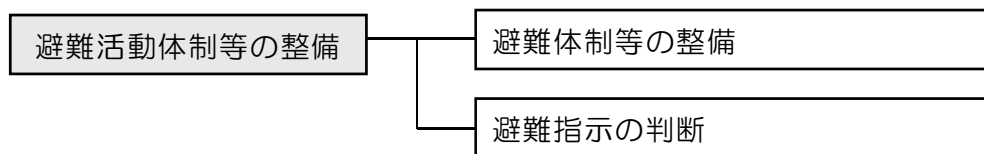
【 実施機関 】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、建設水道課、消防団
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

【 基本方針 】

モニタリング結果や分析データーを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

【 施策の体系 】



第1 避難体制等の整備

1 避難所の指定等

(1) 指定避難所の設置及び資機材の整備

総務課は、県の助言を受けて、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により指定避難所及び福祉避難所を確保する。

(2) 避難誘導用資機材

総務課及び消防機関は、県の助言を受けて、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

2 避難所、避難方法等の周知

総務課は、県の助言を受けて、指定避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

3 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

総務課及び県は、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

また、総務課は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング等により、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

避難等の基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

総務課及び県は、国から指示を受けた場合には、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

総務課及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、総務課は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

4 要配慮者等への対応

保健福祉課及び高齢者支援課は、県の助言を受けて、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

第4節 モニタリング体制の整備

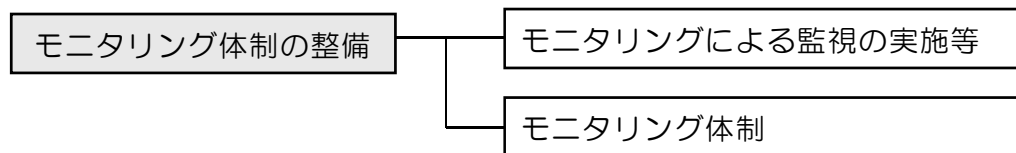
【実施機関】

町	総務課
関係機関	県

【基本方針】

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

【施策の体系】



第1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射線モニタリングを実施する。

また、県は、環境放射能水準調査実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射能モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが化同しない場合に備え、サーバイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、県は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、

専門家等に要請するための体制を整備する。

3 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者、市町、近隣県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

第5節 住民等の健康対策

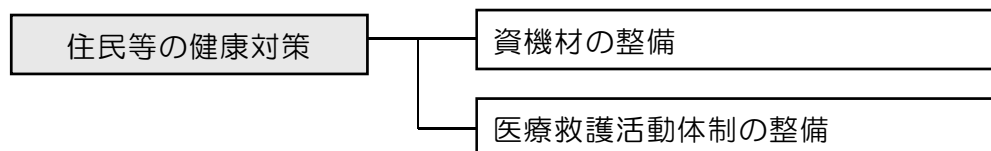
【実施機関】

町	保健福祉課、総務課
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

【基本方針】

町は、住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

【施策の体系】



第1 資機材の整備

1 活動用資機材の整備

保健福祉課は、県が行うスクリーニング、人体への除染等の実施のための必要な資機材の整備に協力する。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のために、県が実施する資機材の整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、関係機関との情報交換を行うものとする。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

保健福祉課は、関係機関の協力を得て、指定避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線

サーベイ検査)、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入に関して協力する。

3 情報の提供システムの充実・活用

- (1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。
- (2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報システムの充実・活用に努める。

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等	災害 応急 対策 編	
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

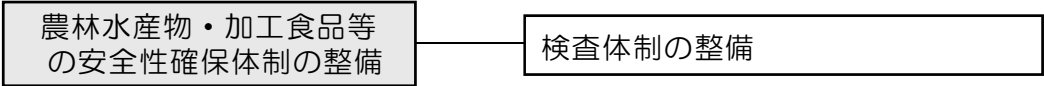
【 実施機関 】

町	産業課
関係機関	県、農業用施設

【 基本方針 】

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う県民の内部被ばくを防止するため、県は平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

【 施策の体系 】



第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範囲な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

県は、事故発生時における農林水産物・加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、県は、市町や関係団体等に対して、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等を円滑に実施するため、平常時から検査体制等を説明する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第7節 児童生徒等の安全対策

【 実施機関 】

町	学校教育課、生涯学習課
関係機関	公立学校、社会教育施設

【 基本方針 】

町は、児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、県及び関係機関と連携して、原子力災害時に迅速かつ適切に対応できるよう防災体制を整備する。

【 施策の体系 】



第1 原子力防災体制の整備

こども園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

町及び県は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

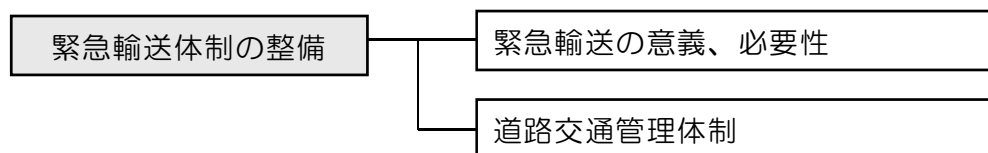
【 実施機関 】

町	建設水道課、総務課
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

【 施策の体系 】



第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急には実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

県は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、県は、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があり、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制を整備する。

第2 道路交通管理体制

県及び県警察は、県が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。また、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、国及び市町の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理者の充実を図る。

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、交通誘導を実施するための体制等、応急対策業務の整備に努める。

第9節 住民等に対する普及・啓発活動

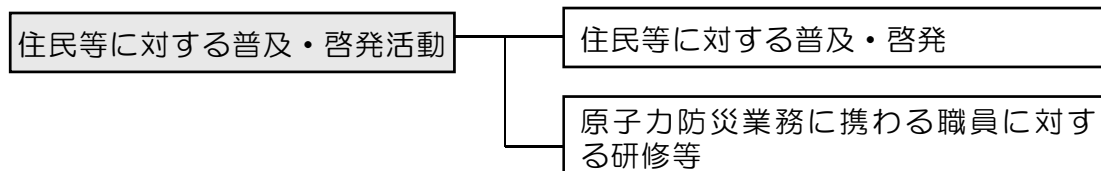
【実施機関】

町	総務課、学校教育課、消防団
関係機関	塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

【施策の体系】



第1 住民等に対する普及・啓発

県は、国、市町、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本県の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に国や県等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

県は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、必要に応じ国や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性

- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、国や県等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他の緊急時対応に関すること

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第10節 防災訓練の実施

【実施機関】

町	各課
関係機関	県、塩谷消防署

【基本方針】

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関との連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

【施策の体系】



第1 訓練計画の策定及び実施

県は、県警察、国、市町・消防機関、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時の県モニタリング訓練
- (4) 県民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第2 国等が実施する防災訓練への参加

県は、必要に応じて、国及び近隣県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。

第3 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

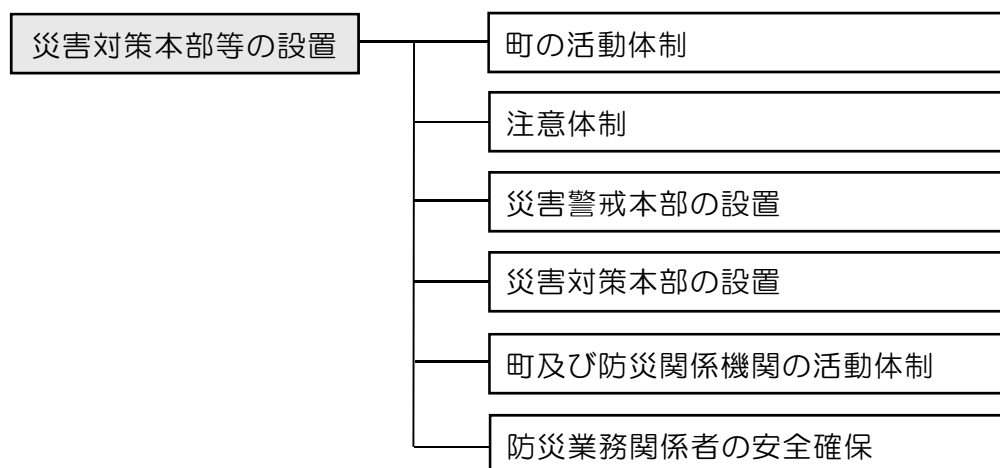
【 実施機関 】

町	各班
関係機関	関係機関

【 基本方針 】

本町において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県、防災関係機関等と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

【 施策の体系 】



第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備等)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	① 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ② 総務課長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員で参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	① 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） ② 町長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員（本部の応急業務を担当する部班における所要の人員）は、直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施
第2非常配備	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施し災害の拡大に備える体制	第2非常配備に該当する職員（本部各部、全組織における所要の人員又は全員）は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

注）各課長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない災害が発生した場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への報告
- (5) 必要に応じて町長、総務課長への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、特定事象発生 of 通報を受けた場合（EAL2）又は特

定事象発生のおそれがあると町長が認めた場合は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

- ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。町役場内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。（役場庁舎が使用不可の場合は、日々輝学園高等学校3階とする。）

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれが無くなったと災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、塩谷町災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

災害警戒本部長（副町長）不在時等の意思決定は、総務課長が行うが、更に総務課長不在時等の場合、建設水道課長が意思決定を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県計画に基づき修正

町は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合、又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

- ア 原子力防災管理者から県を経由して、原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から県を経由して、緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、500 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。事務局は総務課が運営する。ただし、役場庁舎が使用不能になった場合は、災害対策本部長の指定する場所に設置する。（役場庁舎が使用不可の場合は、日々輝学園高等学校とする。）

名 称	所 在 地	電話番号
日々輝学園高等学校 開桜館 (3階防災無線室)	塩谷町大字大宮2,579-1	45-1101

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組むこととする。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに必要

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

と認める機関に通報する。

- (1) 国の関係機関（原子力災害対策本部、総務省消防庁等）
- (2) 町、消防本部
- (3) 陸上自衛隊第12特科隊
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

通知・公表先	通知・公表の手段	担 当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総 務 班
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
矢板警察署	電話、連絡員	//
報道機関	文書、電話	広 報 班
一般住民	防災行政無線同報系、広報車、ホームページ、電話、口頭	//

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として活動体制は、本編第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節 活動体制の確立のとおりとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「災害時応急活動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は、副町長、教育長、総務班長又は建設班長が行う。

第5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制

について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

町、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

本町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

- (1) 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv/hを上限とする。
- (2) 救命救助等の場合は、実効線量100mSv/hを上限とする。なお、女性に関しては、胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (3) 総務班は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (4) 総務班は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2節 情報の収集・連絡活動

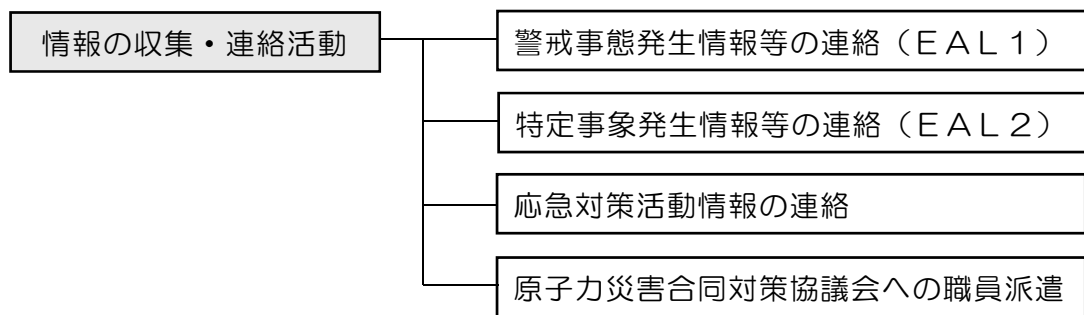
【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、町は、県や原子力事業者等から速やかに情報収集を行う。

【施策の体系】



第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

関係各班は、県からの通報を受け必要な情報を住民へ周知する。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に

次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、町・消防関係機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 要員の確保

関係各班は、県と連携し、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

関係各班は、県や関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

関係各班は県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3節 住民等への情報伝達

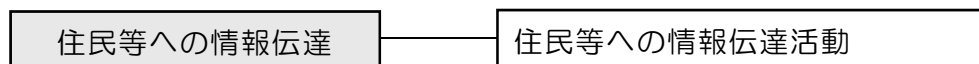
【実施機関】

町	関係各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

【基本方針】

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

【施策の体系】



第1 住民等への情報伝達活動

1 町民等に対する情報伝達

- (1) 関係各班は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 関係各班はインターネット、防災行政無線等を活用した情報提供に努める。
- (3) 関係各班は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達にあたっての留意事項

関係各班は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

関係各班は、住民等への情報伝達にあたっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

ア 事故・災害等の概況

- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- (4) 広報内容の確認
 - ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
 - イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。
- (5) 誤情報の拡散への対処
 - 関係各班は、県の公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4節 屋内退避・避難誘導等

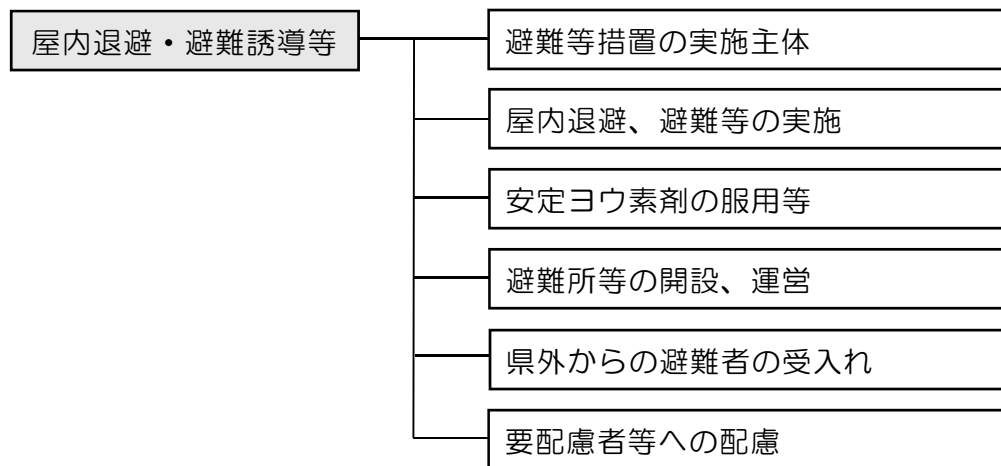
【実施機関】

町	総務班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

【基本方針】

町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

【施策の体系】



第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるにあたっては、町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

また、総務班は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、総務班、福祉班、建設班及び消防班は県と連携し、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

- (1) 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

- (2) 総務班は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。
- (3) 総務班及び県は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

総務班は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

総務班は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配付する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

総務班は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。

第4 指定避難所等の開設、運営

1 指定避難所の開設

町は、必要に応じ指定避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難の管理・運営

- (1) 関係各班は県と連携し、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (2) 関係各班は県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。
- (3) 関係各班は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

関係各班は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

要請する。

第5 県外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

関係各班は、町が保有する施設を避難所として設置・運営するにあたり、県に対して必要な支援、調整等を要請する。

また、県は、必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。

第6 要配慮者等への配慮

福祉班は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、福祉班は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第5節 医療救護活動等

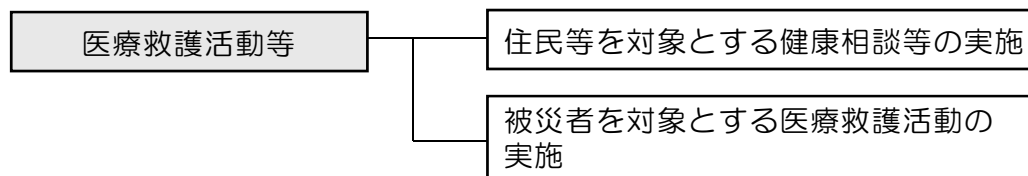
【実施機関】

町	福祉班
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

【基本方針】

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

【施策の体系】



第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県は、市町や国等と連携し、指定避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

2 相談窓口の設置

福祉班は県と連携し、保健センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

2 医療救護活動

福祉班は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。
なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料 編

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

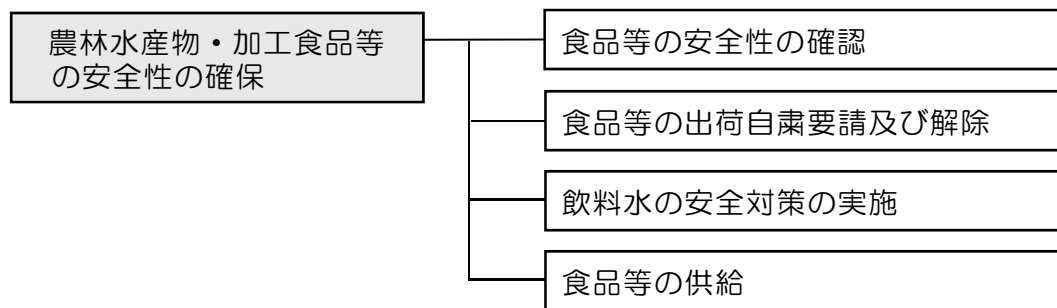
【 実施機関 】

町	産業班
関係機関	県、農業用施設管理者

【 基本方針 】

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、町は、県が実施する放射性物質モニタリング検査等の結果の提供を受け、住民に対して情報提供を行う。

【 施策の体系 】



第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することとされている。産業班は、当該情報の提供を受けた場合は、速やかに住民に周知する。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づき飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	〇 I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
〇 I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

食品中の放射性物質の基準値等

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

県は、モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

産業班は、県から出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等を解除されたとする情報が提供された場合は、生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

産業班は、県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、産業班は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第4 食品等の供給

産業班は、食品等の摂取制限等の措置を県より要請された際、県と連携し、関係住民への応急措置を講じる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第7節 児童生徒等の安全対策

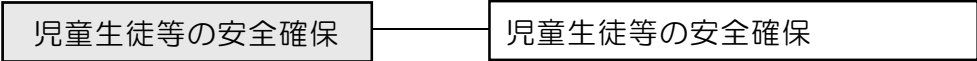
【 実施機関 】

町	教育班
関係機関	公立学校、社会教育施設

【 基本方針 】

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

【 施策の体系 】



第1 児童生徒等の安全確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、国や県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第8節 緊急輸送活動

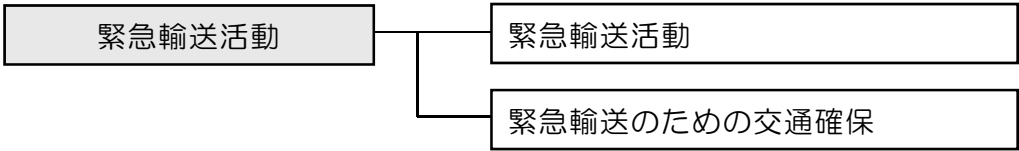
【 実施機関 】

町	建設班、総務班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

町は、警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

【 施策の体系 】



第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (4) 食料等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 県は、人員、車両、船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や近隣県に支援を要請する。
- (3) 県は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、国（原子力災害対策本部等）に対し、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等交通規制等を行う。

2 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

県警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 交通情報の提供

県及び県警察は、緊急交通路の確保やう回誘導等のための、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

(4) 緊急通行車両の確認

県は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急交通車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

(5) 交通管制施設の整備充実

県警察は、緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に努める。また、交通規制を確実に行うための移動式標識等の整備に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

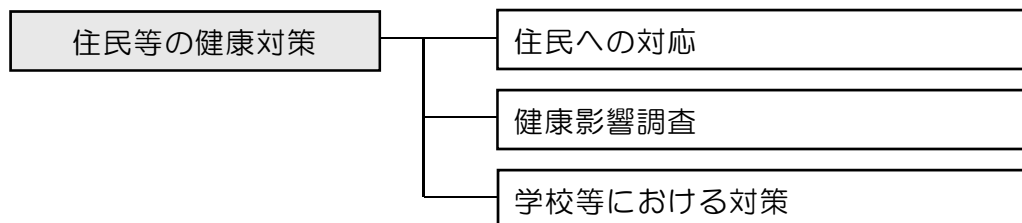
【実施機関】

町	各課
関係機関	県

【基本方針】

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

【施策の体系】



第1 住民への対応

各課は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

町は、県と連携し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

町は、県と連携し、検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

町は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対

策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水

町は、県と連携し、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、定期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

- (2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第2節 風評被害対策

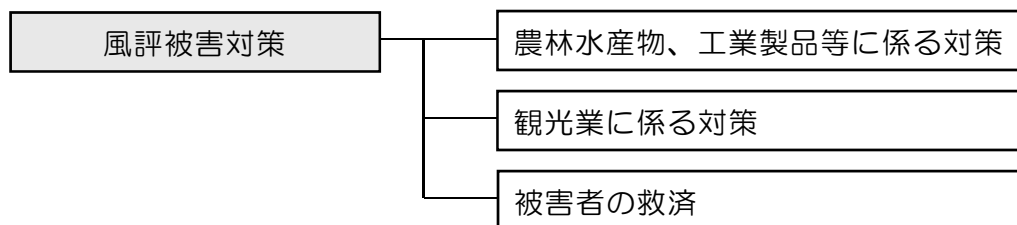
【 実施機関 】

町	産業振興課、農業委員会
関係機関	農業用施設

【 基本方針 】

町は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

【 施策の体系 】



第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

町は、県と連携し、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

町は、県と連携し、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

2 具体的方法

(1) 国内における対策

町は、県と連携し、農林水産物等の流通促進のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信する。

(2) 国外への対策

国外に及び風評被害については、県は、国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組む。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

町は、県と連携し、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や県のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

2 観光客等への説明

町は、県と連携し、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本県が安全であることを発信してもらうよう努める。

第3 被害者の救済

町は、県と連携し、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

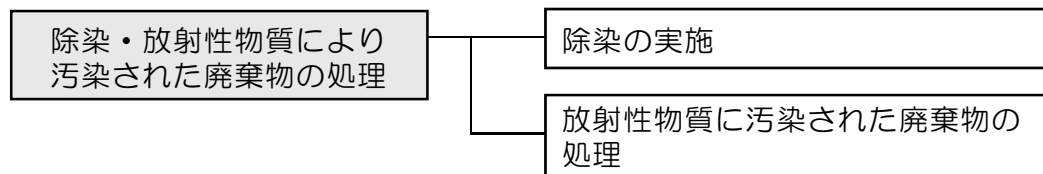
【実施機関】

町	住民班、総務班
関係機関	県、エコパークしおや、排出事業者

【基本方針】

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

【施策の体系】



第1 除染の実施

総務班、県その他防災関係機関及び町民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考として、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業員の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際

に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv／年を超えないようにする。
- ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
- ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μ Sv／年以下とする。

- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
(参考資料編)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

住民班、県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq／kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県は、早期の処理を図るため、県民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 町及び排出事業者が処理する廃棄物

住民班、県、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では）8,000Bq／kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、県は、町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

住民班及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

住民班及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4節 損害賠償

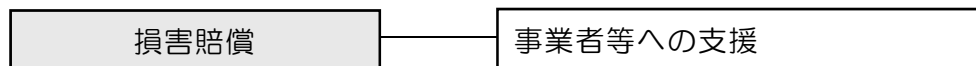
【実施機関】

町	各課
関係機関	県等

【基本方針】

町は、県と連携し、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

【施策の体系】



第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 町は、県と連携し、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 町は、県と連携し、町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、県は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ア テレビ、ラジオ等の県政広報番組や県のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
 - ウ 関係出先機関等における相談窓口の設置
- (2) 町は、県と連携し、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

県及び各課は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

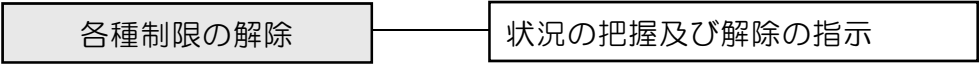
【 実施機関 】

町	各課
関係機関	県等

【 基本方針 】

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

【 施策の体系 】



第1 状況の把握及び解除の指示

県計画に基づき修正・追記

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜産物の採取喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を町、防災関係機関等に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

資料編

内容調整中

目 次

第1 条例、要綱等	資-1
1 塩谷町防災会議条例	資-1
2 塩谷町防災会議委員	資-3
3 塩谷町災害対策本部条例	資-4
(1) 災害対策本部事務分掌	資-5
4 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱	資-8
5 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱	資-10
6 塩谷町防災行政無線運用細則	資-13
7 塩谷町同報系防災行政無線管理規程	資-15
8 塩谷町防災推進会議の運営に関する要綱	資-17
9 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例	資-18
10 塩谷町同報系防災行政無線管理規程	資-20
11 災害弔慰金の支給等に関する条例	資-23
第2 協定等関連	資-27
1 官公庁等との協定（広域協定含む）	資-27
2 民間等との協定	資-27
第3 防災関係機関・協力団体	資-29
1 防災関係機関連絡先一覧	資-29
(1) 町	資-29
(2) 消防	資-29
(3) 県	資-29
(4) 指定行政機関・指定地方行政機関	資-30
(5) 指定公共機関	資-30
(6) 指定地方公共機関	資-30
(7) 警察	資-31
(8) 自衛隊	資-31
(9) 一部事務組合	資-31
(10) その他公共的団体	資-31
2 塩谷町指定給水工事店一覧	資-32
第4 避難・救援施設等	資-34
1 避難所・避難場所	資-34
(1) 指定避難所	資-34
(2) 緊急時指定避難場所	資-34
(3) 福祉避難所	資-35

2	防災倉庫備蓄状況	資-35
3	医療関係	資-36
	(1) 県指定災害拠点病院一覧	資-36
	(2) 町内医療機関一覧	資-36
	(3) トリアージ	資-37
4	飛行場外・緊急離着陸場一覧	資-38
	(1) 飛行場外離着陸場	資-38
	(2) 緊急離着陸場	資-38
第5	消 防 関 係	資-39
1	消防ポンプ自動車等の現況	資-39
2	消防水利の現況	資-39
3	危険物施設一覧	資-39
4	毒物劇物製造（販売）業等登録状況	資-40
第6	水 防 関 係	資-41
1	雨量・水位観測所一覧	資-41
	(1) 地域気象観測所（アメダス）（気象庁管理）	資-41
	(2) 雨量観測所（栃木県管理）	資-41
	(3) 水位観測所（栃木県管理）	資-41
2	水害時の避難場所一覧	資-42
3	重要水防箇所一覧	資-42
4	水防倉庫資材器具一覧	資-43
第7	土砂災害・山地危険箇所	資-44
1	砂防指定地一覧	資-44
	(1) 利根川水系	資-44
	(2) 那珂川水系	資-45
2	土石流・がけ崩れ土砂災害危険箇所一覧	資-46
3	土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧	資-48
4	山地災害危険地区一覧	資-53
	(1) 山腹崩壊危険地区	資-53
	(2) 崩壊土砂流出危険地区	資-54
第8	気象及び地震に係る資料	資-56
1	宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	資-56
2	塩谷町の警報・注意報発表基準一覧表	資-58
3	気象庁震度階級関連解説表	資-60
	(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	資-61
	(2) 木造建物（住宅）の状況	資-62
	(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況	資-62

(4) 地盤・斜面等の状況	資-63
(5) ライフライン・インフラ等への影響	資-63
(6) 大規模構造物への影響	資-64
第9 その他	資-65
1 災害救助法施行細則	資-65
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資-74
3 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	資-78
4 指定文化財一覧	資-79
(1) 国指定史跡名勝天然記念物	資-79
(2) 県指定有形文化財	資-79
(3) 町指定有形文化財	資-79
(4) 県・町指定無形民俗文化財	資-79
(5) 県・町指定史跡名勝天然記念物	資-80
第10 様式等	資-81
1 災害報告用紙	資-81
2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式	資-82
3 緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章	資-88

内容調整中

第1 条例、要綱等

1 塩谷町防災会議条例

(昭和39年 3 月19日 条例第 3 号)

改正 昭和41年 2 月22日 平成 7 年12月15日 条例第27号
平成12年 3 月23日 条例第 2 号 平成24年9月27日 条例第21号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、塩谷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩谷町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係行政機関の長が指名する者
 - (2) 栃木県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員は、27人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年2月22日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月11日から適用する。

附 則 (平成7年12月15日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	共通編	災害応急対策編	資料編
----	----	-------	-----	----	-------	----	-----	-----	---------	-----

2 塩谷町防災会議委員

役 職	機関の名称及び役職名	条例委員区分
会長	塩谷町長	第3条第5項第4号
委員	塩谷町副町長	第3条第5項第1号
〃	塩谷広域行政組合 消防本部 塩谷消防署長	第3条第5項第2号
〃	栃木県矢板土木事務所長	
〃	栃木県矢板森林管理事務所長	
〃	栃木県塩谷南那須農業振興事務所長	
〃	栃木県県北健康福祉センター所長	第3条第5項第3号
〃	矢板警察署長	第3条第5項第5号
〃	塩谷町教育長	第3条第5項第6号
〃	塩谷町消防団長	第3条第5項第7号
〃	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社・栃木北支社長	第3条第5項第8号
〃	公益財団法人全国防災協会災害復旧技術専門家	
〃	塩谷町区長会会長	
〃	塩谷町区長会副会長	
〃	塩谷町総務課長	第3条第5項第4号
〃	塩谷町企画調整課長	
〃	塩谷町庁舎建設準備室長	
〃	塩谷町税務課長	
〃	塩谷町住民課長	
〃	塩谷町保健福祉課長	
〃	塩谷町高齢者支援課長	
〃	塩谷町産業振興課長兼 農業委員会事務局長	
〃	塩谷町建設水道課長	
〃	塩谷町会計管理者	
〃	塩谷町議会事務局長	
〃	塩谷町生涯学習課長	
〃	塩谷町学校教育課長	
	塩谷広域行政組合 消防本部 警防課長	
	矢板警察署 警備課長	

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編
	資料編

3 塩谷町災害対策本部条例

(昭和39年3月19日条例第4号)

改正 昭和41年2月22日

平成8年6月26日条例第10号

平成24年9月27日条例第22号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、塩谷町対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年2月22日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月22日から適用する。

附 則（平成8年6月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(1) 災害対策本部事務分掌

対策班名	担当課等	事 務 分 掌
総 務 班 班長： 総務課長	総 務 課 (地域安全担当) 議 会 事 務 局 庁舎建設準備室	1 災害対策本部室の設置に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。 4 県、消防等関係機関との災害情報等の収集・伝達に関すること。 5 消防団の出動要請に関すること。 6 被害状況等の取りまとめに関すること。 7 水防活動に関すること。 8 避難所の設置の判断に関すること。 9 県、自衛隊、協定等に基づく他市町村への応援要請に関すること。 10 県等への被害報告に関すること。 11 県職員、他市町村応援職員、自衛隊等の受入及び調整に関すること
	総 務 課 (地域安全担当を 除 く)	1 職員の動員配備、調整に関すること。 2 庁用自動車の集中管理、配車に関すること。 3 救援物資の受け付け、配分に関すること。 4 災害時の緊急輸送に関すること。 5 緊急通行車両の確認申請に関すること。 6 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請に関すること 7 各班の連絡調整に関すること。
広 報 班 班長： 企画調整課長	企 画 調 整 課	1 住民への広報活動に関すること。 2 臨時広報紙の発行に関すること。 3 住民からの問い合わせ、要望、相談に関すること。 4 報道機関に対する発表、報道要請に関すること。 5 災害の記録、撮影に関すること。
調 査 班 班長： 税務課長	税 務 課	1 人的被害、倒壊家屋等の被害状況調査に関すること。 2 被災納税者の税の徴収猶予、減免措置に関すること。
住 民 班 班長： 住民課長	住 民 課	1 ごみ、し尿の処理に関すること。 2 被災地における環境衛生に関すること。 3 塩谷広域行政組合処理施設との連絡調整に関すること。 4 埋火葬の許可に関すること。 5 遺体の埋葬に関すること。
福 祉 班 班長： 保健福祉課長 高齢者支援課長	保 健 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課	1 保育園児の安全確保措置に関すること。 2 保育所等所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 日赤奉仕団、社会福祉協議会との連絡・協力要請に関すること。 4 認定こども園への協力依頼に関すること。 5 ボランティアの受け入れに関すること。 6 要配慮者の支援活動に関すること。 7 応急医療に関すること。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

対策班名	担当課等	事 務 分 掌
		8 医薬品その他衛生資材の確保に関する事。 9 医師会、薬剤師会、医療機関への協力依頼に関する事。 10 救護所の開設に関する事。 11 感染症の予防に関する事。 12 臨時健康相談、健康診断の実施に関する事。 13 被災住民への心のケア対策に関する事。 14 災害救助法の適用申請・運用に関する事。 15 災害弔慰金の支給等に関する事。
産 業 班 班長： 産業振興課長	産 業 振 興 課 農 業 委 員 会	1 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 2 食料、生活必需品等の調達に関する事。 3 農協等関係団体との連絡調整に関する事。 4 農作物、家畜の被害調査、応急対策に関する事。 5 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策に関する事。 6 商工関係の被害調査、報告に関する事。 7 観光施設の被害調査、応急対策に関する事。 8 林地、林産物の被害調査、応急対策に関する事。 9 陸砂利採石監視員との連絡に関する事。 10 被災農林業者への金融対策に関する事。
建 設 班 班長： 建設水道課長	建 設 水 道 課	1 公共土木施設の被害調査、応急対策に関する事。 2 急傾斜地、がけ地等の被害調査、応急対策に関する事。 3 緊急輸送路、避難路の確保に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 被災宅地の危険度判定に関する事。 7 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 8 応急復旧資材の調達に関する事。 9 水道施設の被害調査、応急対策に関する事。 10 応急給水に関する事。 11 応急仮設トイレの確保、設置に関する事。 12 被害住宅復興資金に関する事。
教 育 班 班長： 学校教育課長 生涯学習課長	学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課	1 児童・生徒の安全確保措置に関する事。 2 施設利用者の安全確保措置に関する事。 3 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 教職員の確保、調整に関する事。 6 学用品の供与に関する事。 7 炊き出しに伴う給食センターの使用に関する事。 8 文化財の被害調査、応急対策に関する事。
出 納 班 班長： 会計課長	会 計 課	1 災害経費の出納に関する事。 2 義援金、見舞金の受付、保管に関する事。 3 他班への協力に関する事。
消 防 班 班長： 消防団長	消 防 団	1 消防、水防に関する事。 2 地域の被害状況調査に関する事。 3 住民への情報伝達に関する事。

対策班名	担当課等	事 務 分 掌
		4 避難誘導に関すること。 5 救出、救護活動に関すること。 6 遺体、行方不明者の捜索に関すること。
避難所担当班※ 班長： 総務課長	全 部 署 （建設水道課を除く）	1 避難所の開設・管理運営に関すること。 2 避難所用物資、食料等の調達に関すること。 3 災害対策本部等との情報連絡に関すること。 4 避難所担当班員の配備、調整に関すること

※平常時、全部署（建設水道課を除く）は、避難所担当班員を2名選定し、毎年の人事異動等に伴い更新するとともに、避難所担当班員は、避難所の開設・運営に関わる業務の把握、習熟に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

4 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

(平成19年4月1日訓令第10号)

(目 的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 本町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設水道課を危険度判定所管課とし、建設水道課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設水道課長は、建設水道課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 建設水道課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 建設水道課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 本町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設水道課長
- (2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当
- 3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
 - (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
- （危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

- 2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。
- （県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本町職員に危険度判定活動を要請するものとする。
- 3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。
- （宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食糧の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
- （他市町村への応援等）

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

5 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

(平成18年 3 月30日訓令第11号)

改正 平成19年 3 月30日訓令第 5 号

目 次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 震前対策（第4条）
- 第3章 判定の実施（第5条―第11条）
- 第4章 その他（第12条）
- 附則

第1章 総則

（目 的）

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年 3 月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この要綱においては、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

（判定の実施主体）

第3条 本町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

第2章 震前対策

（震前対策）

第4条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本町地域防災計画に位置づけるものとする。

2 建設水道課を判定所管課とし、建設水道課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設水道課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。

4 建設水道課長は、判定士の確保に努めるものとする。

5 建設水道課長は、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

第3章 判定の実施

（判定実施の決定）

第5条 本町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 本町災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう本町災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項及び第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設水道課長
- (2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当
- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当

3 実施本部は、判定実施に当たって支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
- (判定の対象区域、対象建築物の決定の基準及び手順)

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、判定士の資格を有する本町職員に危険判定活動を要請するものとする。

3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(判定士等の移動方法、宿泊場所の確保)

第9条 本町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

内容調整中

士等補償制度運用要領に基づく保障制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

第4章 その他

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

6 塩谷町防災行政無線運用細則

(平成26年 3 月31日訓令第 7 号)
改正 平成29年 6 月30日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この細則は、塩谷町同報系防災行政無線管理規程（平成25年訓令第 1 号）第11条の規定に基づき、無線局の運用を円滑に行うために定めるものとする。

(放送の種類)

第 2 条 放送の種類は、緊急放送及び一般放送とする。

(放送の手段)

第 3 条 放送の手段は次に掲げるものとする。

- (1) 拡声子局及び再送信子局による放送
- (2) 電子メールの配信
- (3) 文字標示盤による放送
- (4) 戸別受信機による放送

(放送事項)

第 4 条 放送事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する予報、注意報及び警報
- (2) 一般行政事務の連絡に関する事項
- (3) その他、総括管理者が必要と認める事項

(放送時刻)

第 5 条 放送時刻は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般放送は定時放送及び随時放送とし、一般行政関係の定時放送は次の時刻とする。午前 7 時30分、午後零時30分、午後 6 時30分
- (2) 時報のチャイムは、次の定時時刻に放送することができる。午前 7 時、正午、午後 6 時
- (3) 随時放送は必要の都度、随時行うものとする。
- (4) 緊急放送は、地震、火災、台風等の緊急を要する事態が発生し、又は発生が予想されるときに行うものとする。

(放送の手続)

第 6 条 放送する場合の手続は次の各号に定めるところによる。

- (1) 各課長等は、所管する事務で町民に周知広報する必要のあるものについて、塩谷町同報系防災行政無線放送決議書(別記様式)(以下「放送決議書」という。)により、放送前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。ただし、この場合は事後、直ちに放送決議書に記載して決議するものとする。
- (3) 管理責任者は、提出された放送決議書の内容を審査し、通信の可否を決定するとともに、通信依頼者に通知するものとする。
- (4) 管理責任者は、提出された放送決議書を整理保管するものとする。

2 町民からの放送依頼については、前項に準ずるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(放送の制限)

第7条 管理責任者は、災害発生その他特に必要があるときは放送を制限することができる。

(放送の記録)

第8条 通信取扱者は、放送を行ったとき無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第9条 拡声子局及び再送信子局による放送の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一斉呼出 子局全部を一括呼出しするものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出しするものをいう。
- (3) 個別呼出 子局を個別に呼出しするものをいう。
- (4) 放送の方法
 - ア 一斉、地区又は個別呼出区分による呼出し 1回
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局呼出名称「ぼうさいしおや又は塩谷町役場〇〇課(局)」 1回
 - エ ……(通信事項)…… 1～2回
 - オ 以上で終わります 1回
 - カ 自局呼出名称「ぼうさいしおや又は塩谷町役場〇〇課(局)」 1回
- (5) 1回の放送時間は原則として3分以内とする。

(訓練通信等)

第10条 通信訓練又は防災訓練のための放送を行うときは、「クンレン」の語句を2回以上放送事項に冠して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則(平成29年6月30日訓令第3号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編

7 塩谷町同報系防災行政無線管理規程

(平成26年 3 月31日訓令第 6 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、塩谷町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する塩谷町同報系防災行政無線（以下「無線局」という。）の設置及び管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく命令、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 再送信子局及び再々送信局 不感地帯の拡張子局に対して電波を再送信することで良好な回線を確保するための中継局をいう。
- (4) 拡声子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線局及び附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 無線従事者 無線局設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の回線構成は、別表第 1 のとおりとする。

[別表第 1]

(無線局の管理運用体制)

第 4 条 無線局の管理運用体制は、別表第 2 のとおりとする。

(無線局総括管理者)

第 5 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理者責任者を指揮し、監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮し、監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿(様式第 1 号)を作成するものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(様式第2号)の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理、保管するものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、責任者管理者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理、保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

2 非常災害時における無線局の適切な運用を確保するため、塩谷地区広域行政事務組合消防本部に遠隔制御装置を設置し、運用協定を締結し、これを運用するものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行い、その責任者は、当該各号に定めるとおりとする。

2 (1) 週点検 無線従事者 (2) 四半期点検 通信取扱責任者 (3) 年点検 管理責任者

3 点検項目は、次のとおりとし、無線設備週点検簿(同報系)(様式第4号)、無線設備四半期点検簿(様式第5号)、無線設備年点検簿(同報系)(設備関係)(様式第6号)、無線設備年点検簿(同報系)(業務関係)(様式第7号)、のとおりにする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について総括管理者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 戸別受信機は、週点検及び年点検の実施時に使用者の協力を得て、その動作状況を確認する。

7 年点検は、保守業者に委託することができる。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な総合防災訓練に併せた総合通信訓練等を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への通報等伝達訓練を重点として行うものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表、様式略

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

8 塩谷町防災推進会議の運営に関する要綱

(平成18年 3 月30日訓令第11号)

(名称)

第 1 条 この会議は、塩谷町防災推進会議（以下「防災推進会議」という。）と称する。

(組織)

第 2 条 この会議は、消防防災を担う関係機関、学校、自主防災組織等の代表者により組織し、必要に応じて、議事に関連する庁内関係課長の出席を求めるものとする。

また、別途、庁内部会を設け、消防防災事業に関する懸念事項が生じた場合には、庁内関係各課の担当者により協議するものとする。

(目的)

第 3 条 この会議は、防災体制の強化を図るため、出水期前における防災情報の共有及び防災会議への付議事項の事前協議等を目的とする。

(議事進行)

第 4 条 この会議の議事進行は町長が務めるものとする。

また、部会の議事進行については事務局が務めるものとする。

(事務局)

第 5 条 この会議の事務局は塩谷町総務課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。附 則

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

9 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例

(令和元年 9 月 30 日 条例第 15 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び同名簿を避難支援等関係者へ避難行動要支援者の同意を得ずに提供するために必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 矢板警察署、塩谷消防署、塩谷町消防団、社会福祉法人塩谷町社会福祉協議会、民生委員法（昭和 23 年法律第 190 条第 8 号）に定める民生委員、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号第 5 条第 2 項）に規定する自主防災組織、町内自治会、その他避難支援等の実施に携わる機関として特に町長が認める者をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 3 条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第 4 条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。
- 3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第5条 町長は、前条第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

- 2 町長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第6条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

[第4条第1項] [第3項]

(利用及び提供の制限)

第7条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

[第4条第1項] [第3項]

(守秘義務)

第8条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[第4条第1項] [第3項]

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

10 塩谷町同報系防災行政無線管理規程

(平成29年 3 月30日告示第 7 号)

改正 令和元年 9 月30日告示第18号

(趣旨)

第 1 条 町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項第13号の規定により自主防災組織の活動を支援し地域防災力の向上に資するため、塩谷町補助金等交付規則（昭和47年 7 月 1 日規則第14号『以下「規則」という』）、塩谷町補助金等の交付に関する規程（平成 8 年 3 月29日訓令第1号『以下「訓令」という』）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において塩谷町自主防災組織資機材等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

[塩谷町補助金等交付規則(昭和昭和47年7月1日規則第14号『以下「規則」という』)][塩谷町補助金等の交付に関する規程(平成8年3月29日訓令第1号『以下「訓令」という』)]

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に該当する自主防災組織とする。

(1) 補助金の交付を受けたことがない自主防災組織

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する事業で次の各号に掲げるものとし、当該事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となるもの(次条において「補助対象経費」という。)は、当該各号に定める経費とする。

(1) 町内の自主防災組織がその設立に伴う初期投資として防災活動に必要な資機材等を購入する事業 地域防災力強化推進事業補助金交付要領（平成21年 3 月27日付け栃木県文書。第 8 条において「県要領」という。）別表自主防災組織強化推進事業の項中欄に規定する防災資機材等の整備に係る経費で、別表に規定する資機材等(以下「防災資機材等」という。)の購入に要するもの

(補助金額)

第 4 条 一の補助対象者に交付する補助金の額は、当該補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とし、50万円を限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第 5 条 この告示により、補助金を交付する事業の実施期間は、平成29年度から令和 3 年度までとする。

(申請書)

第 6 条 訓令第 3 条第 2 項第 7 号に規定する申請書は、自主防災組織資機材等購入費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項に規定する申請書は、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 防災資機材等の購入に係る見積書、収支予算書
- (3) 前 2 号に規定するほか、町長が必要と認める書類

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(交付の決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、自主防災組織資材購入補助金交付決定通知書（様式第2号）及び自主防災組織資材購入補助金交付決定指令書（様式第3号）により、交付の決定を受けた補助対象者（次条において「交付決定者」という。）に通知するものとする。

[第5条]

(変更の承認)

第8条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号に規定する承認を求める場合は、自主防災組織資材等購入補助金変更承認申請書（様式第4号）に町長が必要と認める書類を添え、遅滞なく町長に申請しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、県要領第7条に規定するものとする。

[第7条]

3 町長は、第1項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、自主防災組織資材等購入補助金変更承認通知書（様式第5号）及び自主防災組織資材等購入補助金変更決定指令書（様式第6号）により、変更の承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、自主防災組織活動支援補助金実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項に規定する実績報告書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に定める書類を添えるものとする。

(1) 第3条第1項に規定する事業 次に掲げる書類

[第3条第1項]

ア 防災資機材等の購入に係る請求書、領収書等の写し

イ 防災資機材等を撮影した写真等

ウ 防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類

エ アからウまでに規定するほか、町長が必要と認める書類

(2) その他、町長が必要と認める書類

(額の確定の通知)

第10条 規則第16条に規定する通知は、自主防災組織資材等購入補助金の額の確定通知書（様式第8号）及び自主防災組織資材等購入補助金の額の確定指令書（様式第9号）により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条に規定する請求書は、自主防災組織資材等購入補助金交付請求書（様式第10号）とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

内容調整中

附 則(令和元年 9 月 30 日告示第 18 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区 分	経費の種類
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオその他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用資機材	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とびろその他初期消火活動に必要な資機材
水防用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、鎌その他水防活動に必要な資機材
救出用資機材	バール、はしご、大工道具、鉋、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シートその他救護活動に必要な資機材
避難用資機材	高機能ライト、ハンドマイク、警笛その他避難活動に必要な資機材
避難所衛生資機材	災害用トイレ（付属品等含む）、避難所用間仕切り等その他避難所衛生用資機材
給食・給水用資機材	炊事用具、給水タンク、非常食その他給食・給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	訓練用消火器その他訓練に必要な資機材
照明用資機材	発電機、投光器その他照明に必要な資機材
その他	防災備蓄倉庫、カメラ、携帯電話機用充電器、ビニールシート等

様式 略

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

11 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年 6 月25日 条例第23号)

改正 昭和50年3月19日 条例第3号 昭和56年6月27日 条例第17号
昭和57年9月27日 条例第21号 平成3年12月25日 条例第22号
平成31年3月22日 条例第3号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 災害弔慰金(第3条―第8条)
第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)
第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第16条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- イ 配偶者
- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ホ 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡した当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者が主として生計を維持していた場合にあっては500万円以内でありその他にあっては250万円以内とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は、重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

[第7条] [第8条]

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

(規則の委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月19日条例第3号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成3年12月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成31年3月22日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	共通編	災害応急対策編	資料編
----	----	-------	-----	----	-------	----	-----	-----	---------	-----

第2 協定等関連

1 官公庁等との協定（広域協定含む）

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
災害時における市町村相互応援に関する協定	県内全市町、 栃木県	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん 等	H8. 7. 30
災害時における女川町と塩谷町との相互応援に関する協定	宮城県女川町	食料品、生活物資等の救援物資の提供、救援活動及び災害復興のための職員の派遣、被災住民の受入れ 等	H25. 8. 12
さくら市総合公園の広域防災拠点としての利用に関する協定	矢板市、さくら市、 高根沢町、塩谷広域 行政組合	広域防災拠点施設の共同利用	H25. 10. 21

2 民間等との協定

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定	栃木県建設業協会塩 谷支部	建設業協会の協力及び資機材等の提供	H24. 2. 2
災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定書	よつ葉生活協同組合	食糧及び生活必需品等の供給	H26. 3. 27
災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定書	とちぎコープ生活協 同組合	食糧及び生活必需品等の供給	H26. 3. 27
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	株式会社とちぎテレビ 株式会社栃木放送	災害時等の放送要請	H27. 3. 10
災害時等における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工 業組合	公共施設の電気設備等の復旧活動、電気に係る事故防止に関する こと等	H27. 8. 6
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ 災害対策センター	作業資機材、日用品、水関係等の供給 等	H27. 12. 24
塩谷町と塩谷町内郵便局との地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社 玉生郵便局長	地域見守り活動、道路の損傷等に関する こと、災害発生時の協力等	H29. 4. 11
ささつな自治体協議会防災研究・災害支援協定	ささつな自治体協議 会	食料、飲料水、生活必需品、資機材及び物資の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設等の 応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 等	H30. 5. 7
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 関東エリアグループ	広域図、ZNET TOWN、住宅地図（災害時のみ使用可）の貸与	H30. 9. 18

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

内容調整中

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害応急対策編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	有限会社阿久津油店 有限会社石下油店 磯清商店 有限会社菊池油店 有限会社村上自動車 渡辺油店	災害応急対策、ライフラインの維持に必要な施設・車両等への燃料の供給 等	H30. 12. 3
災害時における飲料の供給協力に関する協定	株式会社 ティー・シー・シー	飲料の供給	H31. 1. 7
災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束」プロジェクト 実行委員会	避難所等で使用する量の提供	H31. 1. 25
災害時における土のう用砂の供給協力に関する協定	高原建設 有限会社	災害時における土のう用砂の提供	H31. 1. 29
災害時における飲料水等の提供に関する協定	株式会社ダイドード リンコサービス関東	飲料水等の供給	H31. 2. 6
非常時における飲料供給に関する覚書	株式会社ダイドード リンコサービス関東 那須営業所	非常時飲料供給機能付き自動販売機内飲料等について無償提供	H31. 1. 24
災害時における飲料水等の提供に関する協定	コカ・コーラ ボト ラーズジャパン株式 会社	飲料水等の供給	H31. 3. 15
災害等における物資等の緊急輸送業務及び 応急対策業務に関する協定	栃木県トラック協会 塩那支部 矢板地区協議会	輸送用車両及び資機材（重機等） の提供等	H31. 4. 12
災害時における飲料水等の提供に関する協定	株式会社伊藤園	飲料水等の供給、災害対応型自動 販売機内の在庫商品の無償提供	R1. 5. 31
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町のホームページのキャッシュサ イトの掲載、避難勧告等の緊急情 報、避難所等の防災情報の掲載等	R1. 6. 17

第3 防災関係機関・協力団体

1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷町役場	塩谷町大字玉生741	0287-45-1111
〃 生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	0287-48-7503
〃 玉生コミュニティセンター	塩谷町大字玉生681	0287-45-0050
〃 大宮コミュニティセンター	塩谷町大字大宮1028-2	0287-46-0116
〃 船生コミュニティセンター	塩谷町大字船生3733-1	0287-41-6102

(2) 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田94-1	0287-44-2511
〃 塩谷消防署	塩谷町大字道下1015-1	0287-45-0090

(3) 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2132
矢板土木事務所	矢板市鹿島町20-11	0287-44-2185
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2257
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-44-1296
農業環境指導センター	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3086
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-43-1251
県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6-8	028-689-1200
矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-43-0427
矢板土木ダム管理部	矢板市末広町3-4	0287-43-5224
〃 西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	0287-45-0141
〃 東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	0287-45-1426
佐貫ダム管理所	塩谷町大字佐貫798	0287-47-0816
東荒川発電所	塩谷町大字上寺島1617	0287-45-1289

(4) 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433
栃木農政事務所	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
栃木労働局	宇都宮市明保野町1-4	028-634-9111
関東森林管理局塩那森林管理署	大田原市宇田川1787-15	0287-28-3125
〃 矢板森林事務所	矢板市扇町1-5-9	0287-43-0327
宇都宮地方气象台	宇都宮市明保野町1-4	028-635-7260
下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2171
〃 氏家出張所	さくら市大中323-2	028-682-2700

(5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株) 栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	028-662-4256
(株)NTTドコモ 栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000
KDDI(株) 小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷1828	0285-28-5156
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	03-6889-2000
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305-8025
〃 栃木北支社	大田原市山の手1-9-14	0287-50-3211
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
日本赤十字社栃木県支部事務局	宇都宮市若草1-10-6	028-622-4801
玉生郵便局	塩谷町大字玉生582	0287-45-0001
大宮郵便局	塩谷町大字大宮1015	0287-46-0001
船生郵便局	塩谷町大字船生3634	0287-47-0001

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社) 栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
(一社) 栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社) 栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
(一社) 栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2411
(株) 栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
(株) エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
(株) とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社) 栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-2655
(公社) 栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-6141
(一社) 栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢4-7	028-648-0502
(一社) 栃木県薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5	028-658-9877
(公社) 栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町4-7	028-648-0502
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6	028-622-0524
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和1-3-10	028-622-0435
(一社) 栃木県建設業協会	宇都宮市梁瀬町1958-1	028-639-2611
塩谷郡市医師会	さくら市桜野1319-3	028-682-3518

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り 3—2—5	028—634—8179
藤田合同タクシー有限公司	矢板市鹿島町 9—1	0287—44—1234
しおや交通	塩谷町大宮2549	0287—46—0011
船生土地改良区	塩谷町大字船生3639	0287—47—0044
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大字大宮2011	0287—46—0161
しおや土地改良区	塩谷町大字玉生487—7	0287—45—1499
赤沼用水土地改良区	塩谷町大字風見351—3	0287—46—0281
塩谷南部土地改良区	塩谷町大字大宮1029—1	0287—46—0250
風見上平土地改良区	塩谷町大字大宮1029—1	0287—46—0236

(7) 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
矢板警察署	矢板市中2001—1	0287—43—0110
〃 玉生駐在所	塩谷町大字玉生582—1	0287—45—0020
〃 船生第一駐在所	塩谷町大字船生3634—2	0287—47—0034
〃 船生第二駐在所	塩谷町大字船生6082—81	0287—47—0149
〃 大宮駐在所	塩谷町大字大宮1364	0287—46—0034

(8) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12特科隊第3科	宇都宮市茂原 1—5—45	028—653—1551 (内線535～538)

(9) 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合	矢板市安沢3622—1	0287—48—2066
塩谷広域環境衛生センター	さくら市松島829	028—682—5619
エコパークしおや	矢板市安沢3640	0287—46—5711
しおやクリーンセンター	矢板市安沢3622—1	0287—48—2857
しおや聖苑	矢板市乙畑1806—3	0287—48—0411

(10) その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
J Aしおのや塩谷地区営農生活センター	塩谷町大字原荻野目148	0287—45—1311
塩谷地方農業共済組合	さくら市桜野1622—1	028—682—8491
塩谷町商工会	塩谷町大字田所1601—1	0287—45—0511
たかはら森林組合	矢板市館ノ川777—1	0287—43—0451
塩谷町社会福祉協議会	塩谷町大字玉生1943—1	0287—45—0133

2 塩谷町指定給水工事店一覧

令和元年6月6日現在

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編	工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
									工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
共通編									(有)阿久津金物店	玉生宿	45—0029	アイファースト(株)	宇都宮市	028—678—3700
									(株)和気商事	玉生宿	45—0505	(株)広野冷熱工業	宇都宮市	028—665—3356
									(有)マルイチ工業	梶橋	45—2133	渡辺建設(株)	宇都宮市	028—661—5556
									(有)増渕工務店	喜佐見	45—1372	岩原産業(株)	宇都宮市	028—662—8441
									環境設備工業(有)	沼倉	47—0617	(有)鈴康設備工業	宇都宮市	028—656—5485
									(株)東建設	沼倉	47—1230	(有)湯沢設備工業	宇都宮市	028—665—0256
									(株)塩谷商事	板橋	47—0058	(有)高工設備工業	宇都宮市	028—665—0843
									中村設備	宿上	47—0065	(有)栄進設備	宇都宮市	028—648—5608
									船生建設(株)	宿下	47—0051	(有)かまひこ工業	宇都宮市	028—307—7981
									(有)丸生実業	道谷原	47—0976	久保井水道(有)	宇都宮市	028—674—2053
									(有)山下燃料設備	大宮上	46—0348	藤井産業(株)	宇都宮市	028—662—7100
									大森ミシン電機商会	大宮中	46—0027	(株)野沢實業	宇都宮市	028—656—2851
									青木金物店	諸杉	46—1111	宇都宮土建工業(株)	宇都宮市	028—656—1222
									吉成水道	諸杉	47—6113	平成理研	宇都宮市	028—660—1700
									タマヤマ住設	田所上	45—0045	若目田設備(有)	宇都宮市	028—670—6400
災害 応急 対策 編									小島土建(株)	風見	46—0114	(有)キムラ設備工業	宇都宮市	028—624—3022
									(株)浜屋組	矢板市	0287—43—1181	くらもち水道	宇都宮市	028—674—1894
									三共ジャビレット	矢板市	0287—48—0083	横山工業(株)	宇都宮市	028—661—0015
									カンノ設備	矢板市	0287—43—7086	(有)東栄理工	宇都宮市	028—667—6512
									斎藤設備(有)	矢板市	0287—43—8970	(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市	028—645—9671
									泉水道(有)	矢板市	0287—43—5415	和田工業(株)	宇都宮市	028—621—0511
									(有)長峰設備工業	矢板市	0287—48—1409	リメイク	宇都宮市	028—680—6377
									西有工業(有)	矢板市	0287—43—3134	(株)西浦工業	宇都宮市	028—648—4128
									荒牧空調工業(株)	さくら市	028—682—2810	(有)三陽設備工業	大田原市	0287—23—1400
									(株)斎藤工業	さくら市	028—682—9582	大田原設備メンテナンス	大田原市	0287—23—1674
									(有)野沢設備工業	さくら市	028—682—3415	郡司設備工業	大田原市	0287—24—2655
									(株)サンテック	さくら市	028—686—8005	国井設備工業	大田原市	0287—28—1877
									タイガー設備工業	さくら市	028—686—4431	那須設備(株)	那須塩原市	0287—36—0341
									コボリ工業(株)	さくら市	028—681—2163	福田設備	那須塩原市	0287—38—2784
									(有)古口設備工業	高根沢町	028—675—0487	(有)クリプトン	那須塩原市	0287—60—5050
資料編									(株)荻原組	高根沢町	028—675—3917	(有)ヒカリ企画	那須塩原市	0287—37—5772
									(有)総和住設	高根沢町	0120—806610	(株)大地設備	那須塩原市	0287—37—8850
									(有)日泉技工	日光市	0288—53—5081	(有)伸和設備工業	那須塩原市	0287—36—0944
									竹内設備	日光市	0288—26—5881	(株)川田組	鹿沼市	0289—76—1310
									(株)竹原工業	日光市	0288—22—1122	(株)横山設備	鹿沼市	0289—72—0262
									(株)鮫島工業	日光市	0288—22—0448	(有)益子ポンプ店	那珂川町	028—92—2977
									(株)タイホー	日光市	0288—26—5556	(株)田島工業	那珂川町	0287—96—3211
									(株)早川住宅設備	日光市	0288—22—0217	(有)桧山工業	芳賀町	0286—77—4648
									(有)高田商店	日光市	028—821—0563	(株)平石工業	芳賀町	0286—77—1037
									(有)渡辺設備工業	日光市	0288—30—7676	(有)藤沢設備工業	真岡市	0285—84—1689
									(株)稲葉設備	日光市	028—821—1469	(有)石川	市貝町	028—68—1151

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
加藤工業所	日光市	0288—21—7134	(有) ビクトリー	茨城県	0280—79—1066
(有) メンテナンス下野	日光市	0288—31—0090	(株) クラシアン	神奈川県	028—639—5611
(株) イマデン	日光市	0288—22—1770	(株) イースマイル	大阪府	06—6631—7449
鈴木建設(株)	小山市	0285—23—1375	(株) アクアライン	広島県	082—502—6639

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4 避難・救援施設等

1 避難所・避難場所

(1) 指定避難所

指定避難場所	電話番号	所在地	収容地区名

(2) 緊急時指定避難場所

名 称	収容地区名

共通編			災害 応急対策編					資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	

(3) 福祉避難所

名 称	電話番号	所在地

2 防災倉庫備蓄状況

令和元年6月現在

倉庫名	食 料			水
	アルファ米	パンの 缶詰	その他	
道の駅備蓄倉庫	1,500食	720個	—	500ml : 816本、2ℓ : 480本
塩谷中学校備蓄倉庫	200食	72個	—	2ℓ : 150本
大宮コミュニティセンター	—	—	—	500ml : 216本
玉生コミュニティセンター	—	—	—	500ml : 912本
消防倉庫（北）	—	—	—	500ml : 600本
玉生小学校 男子更衣室横和室	—	—	ビスコ60個入り 3ケース	—
船生小学校 職員室北側休憩室	—	—	ビスコ60個入り 2ケース	—
大宮小学校 図工室の中の教材室	—	—	ビスコ60個入り 2ケース	—

3 医療関係

(1) 県指定災害拠点病院一覧

病 院 名	所 在 地	電話番号
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911—1	028—626—5500
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1—10—37	028—622—5241
独立行政法人 地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11—17	028—653—1001
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1—1033	0289—64—2161
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282—86—1111
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311—1	0285—44—2111
日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	足利市五十部町284—1	0284—21—0121
日本赤十字社 那須赤十字病院	大田原市中田原108—14	0287—23—1122
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285—82—2195
獨協医科大学 日光医療センター	日光市高德632	0288—76—1515
国際医療福祉大学 塩谷病院	矢板市富田77	0287—44—1155

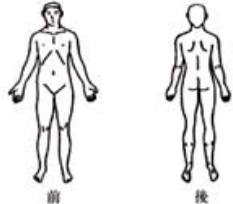
(2) 町内医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診 療 科 目
阿久津医院	船生3632	47—1118	内科 眼科
植木医院	金枝950	45—0558	内科 小児科
大和田内科	道下807—1	45—2411	内科 糖尿病内科 代謝 内分泌内科 循環器内科 心療内科
尾形医院	玉生570—1	45—2222	外科 内科 胃腸科 肛門科 整形外科
風見診療所	上平27—2	46—0656	内科 小児科 外科
戸村医院	大宮2230	46—0022	内科 小児科
斎藤歯科医院	船生5364—2	47—0480	
鈴木歯科医院	上平27—12	46—0631	
園田歯科医院	船生3608—4	47—0108	
高瀬歯科医院	玉生549—7	45—1951	
とみた歯科医院	玉生850—1	45—2711	
和田歯科医院	田所2454—27	45—1927	

(3) トリアージ

トリアージとは緊急性と重症度から治療優先度の高い負傷者を選び出す作業である。トリアージの結果や患者情報を、他の救助者や関係機関に伝える手段としてトリアージタグが使用される。

トリアージタグのサンプル例

表 面		裏 面																																	
トリアージ・タグ (災害現場用) 東京都 <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>氏 名 (Name)</td> <td>年齢 (Age)</td> <td>性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住 所 (Address)</td> <td colspan="2">電 話 (Phone)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分</td> <td colspan="2">トリアージ実施者氏名</td> </tr> <tr> <td>搬送機関名</td> <td colspan="3">収容医療機関名</td> </tr> <tr> <td colspan="4">トリアージ実施場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トリアージ実施機関</td> <td colspan="2">医 師 救急救命士 そ の 他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">傷 病 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">トリアージ区分 0 I II III</td> </tr> </table>		No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	住 所 (Address)		電 話 (Phone)		トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名		搬送機関名	収容医療機関名			トリアージ実施場所				トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他		傷 病 名				トリアージ区分 0 I II III				トリアージ・タグ 東京都 特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項) その他の応急措置の状況等  前 後	
No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)																																
住 所 (Address)		電 話 (Phone)																																	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名																																	
搬送機関名	収容医療機関名																																		
トリアージ実施場所																																			
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他																																	
傷 病 名																																			
トリアージ区分 0 I II III																																			

トリアージの実施基準

分類	順位	トリアージ タグ	症状の状態等
最優先治療群 (重症群)	第 1	赤 (I)	・ 生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。 ・ 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
待機的治疗群 (中等症群)	第 2	黄 (II)	・ 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの。 ・ 基本的には、バイタルサインが安定しているもの。
保留群 (軽症群)	第 3	緑 (III)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの
	第 4	黒 (0)	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの。

4 飛行場外・緊急離着陸場一覧

(1) 飛行場外離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町総合運動公園	塩谷町大字飯岡1160	塩谷町長	0287(45)1111
西古屋ダム東側	塩谷町大字船生西古屋東沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191
西古屋ダム西側	塩谷町大字船生西古屋西沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191

(2) 緊急離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町自然休養村センター	塩谷町大字熊ノ木987-2	塩谷町長	0287(45)1111
土上平牧場	塩谷町大字上寺島字土上平1637-1	栃木県知事	028(623)2323
旧大久保小学校	塩谷町大字大久保1401	塩谷町長	0287(45)1111
塩谷町生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	生涯学習課	0287(48)7503
日々輝学園高等学校	塩谷町大字大宮2475-1	教頭先生	0287(41)3851
玉生中学校 跡地	塩谷町大字玉生956-2	-	-
ロペ倶楽部	塩谷町大字大久保1859-1	ロペ倶楽部	0287(46)1122
道の駅 湧水の郷 しおや	塩谷町大字船生3733-1	塩谷町長	0287(41)6101
道谷原運動広場	塩谷町大字船生10836	-	-
ショーワ テストコース	塩谷町大字上沢字黒岩下698-1	-	-

第5 消防関係

1 消防ポンプ自動車等の現況

平成31年4月1日現在

	普通消防ポンプ自動車	小型消防ポンプ付積載車	その他車両	計
団本部			1	1
第1分団	2			2
第2分団	2	1		3
第3分団	1	2		3
第4分団	1			1
第5分団	1	1		2
第6分団	1	1		2
第7分団	1	2		3
第8分団	1			1
第9分団	1	2		3
計	11	9	1	21

2 消防水利の現況

平成31年4月1日現在

	消火栓	防火水槽					井戸	その他		
		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 60m ³ 未満	計		河川	池湖	プール
公設	423	-	-	14(5)	12	29		-	-	-
私設	38	1	-	8	3	22	2			
計	461	1	-	22(5)	15	51	2			

注) 防火水槽の()は、耐震性貯水槽の内数

3 危険物施設一覧

平成24年12月1日現在

総計	製造所	貯蔵所								取扱所				
		小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	第一種販売	給油	自家給	一般
74	1	43	12	9		14		7	1	30	0	17	7	13
危険物製造所等施設保有事業所数								50 事業所						

4 毒物劇物製造（販売）業等登録状況

平成25年7月1日現在

毒物劇物販売業			業務上取扱者	製造業	輸入業
一 般	農業用	特 定			
3	3	0	—	—	—

共通編		災害応急対策編				資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	
					震災	
					原子力	

第6 水防関係

1 雨量・水位観測所一覧

(1) 地域気象観測所（アメダス）（気象庁管理）

種 類	観測所名	所 在 地	緯 度	経 度	海面上の高さ
地 気	塩 谷	塩谷町大字田所	36° 45' 4"	139° 53' 0"	225m

(注) 観測所の種類および観測種目

地 気……地域気象観測所＝気温・風向・風速・日照・降水量

(2) 雨量観測所（栃木県管理）

観測所名	所 在 地	関係 河川名	主管 事務所	緯 度	経 度	区分
飯 岡	塩谷町大字飯岡字平林1359	松 川	矢板土木 事 務 所	36° 45' 16"	139° 50' 32"	河川
鳥羽新田	塩谷町大字喜佐見字上沢1368	荒 川		36° 50' 15"	139° 50' 50"	河川
西荒川ダム	塩谷町大字上寺島字柄沢	西荒川		36° 49' 01"	139° 48' 32"	ダム
上の原	塩谷町大字上寺島1551	荒 川		36° 51' 20"	139° 47' 56"	ダム
東荒川ダム	塩谷町大字上寺島1616-5	荒 川		36° 50' 55"	139° 49' 42"	ダム

(3) 水位観測所（栃木県管理）

観 測 所			所在地	主管 事務所	水 位		緯 度	経 度	区分
河川名	地区名	観測所名			通報	警戒			
荒 川	塩 谷	落合橋	塩谷町大字 下寺島字熊 の木阿の原	矢板土木 事 務 所	2.00	2.30	36° 47' 54"	139° 50' 43"	ダム
西荒川	塩 谷	東古屋	塩谷町大字 東古屋		—	—	36° 49' 22"	139° 47' 04"	ダム
荒 川	塩 谷	東荒川	塩谷町大字 上寺島		—	—	36° 48' 32"	139° 50' 30"	ダム
尚仁沢川	塩 谷	尚 仁 沢	塩谷町大字 上寺島		—	—	36° 51' 22"	139° 49' 32"	ダム

2 水害時の避難場所一覧

河川名	避難対象地区	指定避難場所
鬼怒川	肘内、大久保	旧大久保小学校
	大宮地区	大宮コミュニティセンター、おおみや保育園
	上原、風見、風見山田、泉	日々輝学園高等学校
	大宮上の一部、大宮中、大宮下、諸杉	大宮小学校
	金枝、大宮上の一部、田所上の一部、田所中、田所下	日々輝学園高等学校 開桜館
	新田、船場、西古屋、道谷原、山口	旧船生西小学校跡地
	清水、新谷	ふにゅう保育園、道の駅 湧水の郷しおや
	羽谷久保、宿下、宿上、川村、佐貫	船生小学校、道の駅 湧水の郷しおや
	天頂、合柄橋、板橋、井戸神、百日鬼、長峰、上沢、沼倉	塩谷町生涯学習センター
荒 川	玉生宿、西山の一部、河原、喜多	玉生小学校
	梶橋の一部、河原の一部	認定しおやこども園、旧玉生中学校跡地（グラウンド）
	西山の一部、東房、熊ノ木の一部	玉生コミュニティセンター
	熊ノ木の一部、梶橋の一部、田所上の一部、田所中の一部	自然休養村センター、大平崎野球場
	熊ノ木の一部、下寺島、上寺島、熊ノ草、東古屋、鳥羽新田、喜佐見、玉東	星ふる学校熊の木
	飯岡、芦場新田、道下、原荻野目 ※土砂災害予想時を除く	塩谷中学校、町総合公園

3 重要水防箇所一覧

管理 別	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所地先名			延長 (m)	対策水防工法
		種別	階級		市町村	町、大字	字		
県	富沢川	工作物	B	左・右	塩谷町	船生		60	積土のう
国	鬼怒川	(重点) 危険水位	一	左	〃	上平	100.25	一	
	〃	法崩れ・ すべり	B	左	〃	上平	100.00 ～ 99.00 上 30	970	表むしろ張り
	〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	B B	左	〃	上平～大久保	99.00 上 30 ～ 98.75 下 40m	320	築きまわし 表むしろ張り
	〃	法崩れ・ すべり	B	左	〃	大久保	98.75 下 40 ～ 96.75	2,710	表むしろ張り

4 水防倉庫資材器具一覧

河川名	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材				水防器具			
				かます 空俵 麻袋土のう 等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・木) パイプ (本)	鉄線 (kg)	シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギリ (丁)	ナタ (丁)
鬼怒川 荒川	大宮 水防倉庫	塩谷町 長	塩谷町大宮1365 (S27. 9)	8,800	12	350	250	140	14	5	10
鬼怒川 荒川	玉生宿 水防倉庫	塩谷町 長	塩谷町玉生681 (H11. 3)	10,000	30	250	0	55	0	5	5
鬼怒川 泉川	船生宿上 水防倉庫	塩谷町 長	塩谷町船生 3639-2 (H11. 3)	10,000	30	250	0	55	0	5	5

水 防 器 具														
スコップ	ツルハシ	クワ	オノ	掛矢	ペンチ	ハンマー	カッター	チェンソー	一輪車	発電機	照明	救命ボート	救命胴衣	そ の 他
(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(着)	
20	5	5	6	5	5	8	2	0	0	0	2	0	0	
10	0	0	2	3	0	3	0	1	1	0	5	0	0	土嚢作製器 1 台 メガホン 2 個
10	0	0	2	3	0	3	0	1	1	0	5	0	0	土嚢作製器 1 台 メガホン 2 個

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

第7 土砂災害・山地危険箇所

1 砂防指定地一覧

(1) 利根川水系

総則	共通編	番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積（ha）	
						告示番号	年月日		
予防		1	鬼怒川	松川	塩谷町	建設省 1189	S 56. 6. 22	2.130	
		2	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 946	S 27. 7. 12	3.232	
		3	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2812	S 37. 11. 9	5.476	
		4	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2538	S 41. 8. 5	2.200	
		5	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 3661	S 43. 12. 19	2.300	
		6	鬼怒川	泉川・寺小路川	塩谷町	建設省 2697	S 38. 10. 25	5.342	
		7	鬼怒川	土佐川	塩谷町	内務省 495	S 13. 12. 6	5.625	
		8	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 796	S 31. 5. 4	1.159	
		9	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 2812	S 37. 11. 9	5.225	
復旧・復興		10	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 4618	S 42. 12. 28	5.000	
		11	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1566	S 55. 9. 27	1.200	
		12	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1683	H 8. 8. 14	0.320	
		13	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 1557	S 29. 11. 20	1.121	
		14	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 2812	S 37. 11. 9	2.815	
		15	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 658	H 11. 3. 17	5.140	
		16	松川	芦場一号沢	塩谷町	国土交通省 1480	H 16. 12. 2	3.414	
		17	松川	釜ヶ戸屋沢・入ノ沢	塩谷町	建設省 1278	H 12. 5. 10	25.820	
		18	松川	中の入沢・同左支溪	塩谷町	国土交通省 1446	H 15. 11. 13	24.600	
水害等		19	泉川	松原川	塩谷町	建設省 244	S 45. 3. 5	4.000	
		20	泉川	船生沢・カラトヤ沢	塩谷町	建設省 2812	S 37. 11. 9	0.548	
		21	土佐川	戸ノ下川	塩谷町	建設省 62	H 8. 1. 12	1.260	
		22	白石川	ホヤノ木沢	塩谷町	建設省 1189	S 56. 6. 22	0.810	
		23	白石川	江戸川	塩谷町	建設省 1434	S 60. 10. 28	1.020	
		24	白石川	江戸川・同左支川	塩谷町	建設省 157	S 59. 2. 17	1.290	
		25	松川	学校裏沢	塩谷町	国土交通省 430	H 21. 4. 10	0.741	
		26	松川	飯岡下沢	塩谷町	国土交通省 796	H 22. 7. 30	5.318	
		27	松川	総合学園一号沢	塩谷町	国土交通省 14	H 25. 1. 8	2.130	
火山		28	松川	芦場三号沢	塩谷町	国土交通省 630	H 28. 4. 6	1.740	
		計	28箇所	18溪流				120.976	
		火災・事故							
震災									
原子力									
資料編									

(2) 那珂川水系

番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積 (ha)
				告示番号	年月日	
1	荒 川	西荒川	塩谷町	内務省 300	S 8. 9. 22	57.389
2	荒 川	大名沢	塩谷町	建設省 1106	H 2. 5. 19	0.870
3	荒 川	天上沢川	塩谷町	建設省 1748	S 54. 11. 22	0.460
4	荒 川	東荒川	塩谷町	内務省 73	S 8. 3. 18	14.261
5	西荒川	トガ沢	塩谷町	建設省 1434	S 60. 10. 28	1.250
6	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1773	S 38. 7. 23	6.060
7	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 4618	S 42. 12. 28	14.000
8	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 3661	S 43. 12. 19	5.400
9	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 357	S 48. 2. 26	16.400
10	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1106	H 2. 5. 19	36.000
11	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 158	H 8. 2. 5	0.840
12	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 658	H 11. 3. 17	37.870
計	12箇所	6 溪流				190.80

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

2 土石流・がけ崩れ土砂災害危険箇所一覧

平成29年12月現在

		資料編																
		災害 応急対策編										共通編						
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	指定										
								ランク	市町村	字	溪流名	面積	警戒区域	特別警戒区域	指定			
								I	塩谷町	西古屋	ホヤノキ沢	0.58	○	○	H18			
								I	塩谷町	上沢	入沢一号沢	0.04	○	○	H18			
								I	塩谷町	風見山田	山田三号沢	0.05	○	○	H18			
								I	塩谷町	天頂	天頂沢	0.10	○		H18			
								I	塩谷町	天頂	天頂下沢	0.07	○		H18			
								I	塩谷町	芦場新田	芦場一号沢	0.23	○	○	H18			
									塩谷町	芦場新田	芦場三号沢	0.11	○	○	H18			
								I	塩谷町	芦場新田	芦場五号沢	0.08	○	○	H18			
								I	塩谷町	西山	釜ヶ戸屋沢	0.28	○	○	H18			
								I	塩谷町	西山	西山一号沢	0.01	○	○	H18			
								I	塩谷町	西山	西山二号沢	0.04	○	○	H18			
								I	塩谷町	西山	西山沢	0.24	○		H18			
								I	塩谷町	熊ノ草	熊ノ草沢	0.17	○		H18			
								I	塩谷町	熊ノ草	トガ沢	0.09	○		H18			
								I	塩谷町	芦場新田	天頂上沢	0.06	○	○	H18			
								I	塩谷町	下寺島	延性寺沢	0.42	○	○	H18			
								I	塩谷町		学校裏沢		○	○	H20			
								I	塩谷町		総合公園沢二号沢		○	○	H20			
								II	塩谷町	沼倉	沼倉一号沢	0.05	○	○	H22			
								II	塩谷町	沼倉	沼倉二号沢	0.13	○	○	H22			
								II	塩谷町	上沢	入沢三号沢	0.20	○	○	H22			
								II	塩谷町	上沢	入沢二号沢	0.10	○	○	H18			
								II	塩谷町	上沢	入沢一号沢	0.21	○	○	H22			
								II	塩谷町	上沢	入沢	0.17	○		H22			
								II	塩谷町	上沢	学校沢	0.15	○	○	H22			
								II	塩谷町	上沢	入沢二号沢	0.10	○	○	H22			
								II	塩谷町	風見山田	山田一号沢	0.22	○	○	H22			
								II	塩谷町	風見山田	山田二号沢	0.07	○	○	H22			
								II	塩谷町	泉	泉一号沢	0.08	○	○	H22			
								II	塩谷町	泉	泉二号沢	0.09	○	○	H22			
								II	塩谷町	泉	泉三号沢	0.08	○	○	H22			
								II	塩谷町	飯岡	飯岡沢	0.03	○		H20			
								II	塩谷町	芦場新田	芦場四号沢	0.16	○	○	H22			
								II	塩谷町	芦場新田	芦場二号沢	0.09	○	○	H22			
								II	塩谷町	上寺島	上寺島一号沢	0.27	○	○	H22			
								II	塩谷町	上寺島	上寺島二号沢	0.08	○	○	H22			
								II	塩谷町	鳥羽新田	幸名下沢	0.17	○	○	H22			
								II	塩谷町	船生	山口一号沢	0.03	○	○	H22			
								II	塩谷町	船生	山口二号沢	0.05	○	○	H22			
								II	塩谷町	船生	羽谷久保一号沢	0.06	○	○	H22			
								II	塩谷町	船生	羽谷久保二号沢	0.11	○	○	H22			

ランク	市町村	字	溪流名	面積	警戒区域	特別警戒区域	指定
Ⅱ	塩谷町	風見山田	山田四号沢	0.08	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉四号沢	0.10	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉五号沢	0.05	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉六号沢	0.27	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	飯岡	飯岡下沢	0.06	○	○	H20
Ⅱ	塩谷町	飯岡	総合公園沢一号沢	0.15	○	○	H20
Ⅱ	塩谷町	芦場新田	芦場六号沢	0.15	○	○	H18
Ⅱ	塩谷町	西山	釜ヶ戸屋下沢	0.09	○	○	H18
Ⅱ	塩谷町	下寺島	下寺島一号沢	0.13	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	熊ノ草	熊ノ草一号沢	0.20	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	下寺島	下寺島二号沢	0.11	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	泉	向ノ内沢	0.04	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	西山	新林一号沢	0.34	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	東房	新林二号沢	0.09	○		H22
Ⅲ	塩谷町	下寺島	上久保沢	0.36	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	鳥羽新田	丸山沢	0.13	○	○	H22

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

3 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧

	区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の 種 類	指定		適用
				告示番号	年月日	
総則 予防 復旧・復興 水害等 火山 火災・事故 震災 原子力	塩谷町大字船生384 － I － 004	清水 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字船生384 － I － 005	羽谷久保 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字佐貫384 － I － 006	佐貫観音 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字船生384 － I － 007	沼倉 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字上沢384 － I － 008	上沢 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字玉生384 － I － 011	鴨屋敷（地蔵坂） A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字芦場新田 384－ I － 012	天頂 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字船生384 － I － 013	西古屋 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
災害 応急 対策 編	塩谷町大字上寺島 384－ I － 016	西荒川ダムⅡ A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字上寺島 384－ I － 017	上寺島Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字船生384 － I － 019	西古屋Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字船生384 － I － 020	山口Ⅱ B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字風見山 田384－ I － 021	風見山田Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字風見山 田384－ I － 022	風見山田Ⅱ B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字風見384 － I － 001	発電所 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216	H19. 3. 26	
	塩谷町大字大宮384 － I － 002	大宮中学校 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字上寺島 384－ I － 015	東荒川ダムⅡ A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
	塩谷町大字上寺島 384－Ⅱ－003	東古屋Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
	塩谷町大字鳥羽新 田384－Ⅱ－007	鳥羽新田Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
	塩谷町大字鳥羽新 田384－Ⅱ－008	鳥羽新田Ⅱ B	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
資料 編	塩谷町大字喜佐美 384－Ⅱ－009	喜佐見Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の 種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字喜佐美 384－Ⅱ－010	喜佐見ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木 384－Ⅱ－011	房返ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木 384－Ⅱ－012	大平崎ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県181・194	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－014	舟場ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－017	寺小路ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－018	寺小路ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－019	羽谷久保ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－020	羽谷久保ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－021	川村ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－022	川村ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－023	川村ⅡC	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－024	川村ⅡD	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－025	川村ⅡE	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－026	川村ⅡF	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅱ－028	沼倉ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－030	上沢ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－031	上沢ⅡC	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－032	上沢ⅡD	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－033	上沢ⅡE	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－034	上沢ⅡF	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－035	玉生宿ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見384 －Ⅱ－041	風見ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害応急対策編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の 種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－042	船生A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－043	東古屋A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生寺 小路384－Ⅱ－044	円満寺（寺小路）A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅱ－036	地藏坂ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島3 84－Ⅲ－001	東古屋ⅢA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生羽谷 久保384－Ⅲ－002	羽谷久保ⅢA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木3 84－Ⅲ－003	房返ⅢA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 －Ⅲ－004	川村ⅢA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 －Ⅲ－005	上沢ⅢA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生620 1	ホヤノキ沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上沢J62 04	入沢一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田J6211	山田三号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生 J6218	天頂沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字船生620 3	天頂下沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字芦場新田 6204	芦場一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字芦場新田 6205	芦場三号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字芦場新田 6206	芦場五号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生620 7	釜ヶ戸屋沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生 J6219	西山一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生620 8	西山二号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生620 9	西山沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字上寺島 6210	熊ノ草沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の 種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字上寺島 6211	トガ沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字芦場新田 I 6—2—001	天頂上沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字下寺島 I 6—2—002	延性寺沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字飯岡 I 6 —2—003	学校裏沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)
塩谷町大字飯岡 I 6 —2—004	総合公園二号沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)
塩谷町大字沼倉 J 6201	沼倉一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字沼倉 J 6202	沼倉二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6203	入沢三号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6208	入沢二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6204	入沢一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上沢J62 06	入沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	
塩谷町大字上沢J62 07	学校沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢620 2	入沢二号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田J6209	山田一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見山 田J6210	山田二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6212	泉一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6213	泉二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6214	泉三号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字飯岡J62 15	飯岡沢	土石流	栃木県221	H21. 3. 31	
塩谷町大字芦場新 田 J6216	芦場四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字芦場新 田 J6217	芦場二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島 J6220	上寺島一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島 J6221	上寺島二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新 田 J6222	幸名下沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

内容調整中

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害応急対策編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の 種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字船生Ⅱ6-2-001	山口一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6-2-002	山口二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6-2-003	羽谷久保一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6-2-004	羽谷久保二号沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見山田Ⅱ6-2-005	山田四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-006	泉四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-007	泉五号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-008	泉六号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字飯岡Ⅱ6-2-009	飯岡下沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)
塩谷町大字飯岡Ⅱ6-2-010	総合公園一号沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)
塩谷町大字芦場新田Ⅱ6-2-011	芦場六号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生Ⅱ6-2-012	釜ヶ戸屋下沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字下寺島Ⅱ6-2-013	下寺島一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ草Ⅱ6-2-014	熊ノ草一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字下寺島Ⅱ6-2-015	下寺島二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉 J6214-01	向ノ内沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字西山 J6219-01	新林一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字西山 J6219-02	新林二号沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	
塩谷町大字下寺島 J6219-04	上久保沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新田 J6222-01 丸	丸山沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
合計	区域	うち特別警戒区域			区域

(注) 適用欄の(特別)は、土砂災害特別警戒区域を示す。

(注) 連絡先は、消防団の他、各行政区長とする。

4 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
1	東古屋	塩谷町	上寺島	裏山	33	町道	A	未着手
2	熊の草	塩谷町	上寺島	川畑向	30	町道	A	未着手
3	鳥羽新田	塩谷町	鳥羽新田	丸山	8	町道	A	未着手
4	水溜山	塩谷町	鳥羽新田	吉沢	5	町道	A	概成
5	岳下(1)	塩谷町	船生	岳下	0	無	C	概成
6	岳下(2)	塩谷町	船生	岳下	0	無	C	未着手
7	出入(1)	塩谷町	船生	出入	0	町道	C	概成
8	出入(2)	塩谷町	船生	出入	0	町道	B	未着手
9	西古屋(1)	塩谷町	船生	西古屋	88	町道	B	未着手
10	西古屋(2)	塩谷町	船生	西古屋	44	町道	A	未着手
11	船場	塩谷町	船生	愛吉沢	57	町道	A	一部概成
12	百目鬼	塩谷町	船生	百目鬼	11	町道	B	一部概成
13	羽谷久保	塩谷町	船生	羽谷久保	28	町道	A	未着手
14	船生	塩谷町	船生	清水	67	小学校／町道	A	未着手
15	富士山(1)	塩谷町	船生	富士山	28	町道	A	未着手
16	沼倉	塩谷町	船生	滝ノ沢	29	町道	A	一部概成
17	玉生(1)	塩谷町	玉生	玉生	57	郵便局／町道	A	未着手
18	玉生(2)	塩谷町	玉生	玉生	65	変電所／県道	B	未着手
19	上沢	塩谷町	大宮	上沢	32	町道	A	未着手
20	風見(1)	塩谷町	大宮	風見山田	49	町道	A	未着手
21	風見(2)	塩谷町	大宮	風見山田	32	町道	B	未着手
22	窪付山	塩谷町	上寺島	窪付山		町道	C	概成
23	天頂山	塩谷町	船生	天頂	93	県道	A	一部概成
24	岳下(3)	塩谷町	下寺島	妙義前	11	無	C	未着手
25	船場(2)	塩谷町	船生	マタオロ	14	町道	C	概成
26	合柄橋	塩谷町	船生	合柄橋	16	無	A	未着手
27	富士山(3)	塩谷町	船生	富士山	26	無	C	未着手
28	ドウヤマ	塩谷町	玉生	ドウヤマ	5	無	B	未着手
29	川村	塩谷町	船生	馬洗山	23	無	C	未着手
30	佐貫	塩谷町	佐貫	ザイシ	0	町道	B	未着手
31	川前	塩谷町	上寺島	入鹿の又	3	県道	B	一部概成
32	後山	塩谷町	熊ノ木	ニカイ	0	町道	A	未成
33	松井沢	塩谷町	熊ノ木		0	町道	C	概成
34	道下	塩谷町	玉生	シンゾウ坂	4	県道	A	一部概成
35	古寺	塩谷町	上寺島	古寺	0	林道	C	概成
36	玉生(3)	塩谷町	玉生		9	病院／県道	B	未着手
37	熊ノ木(2)	塩谷町	熊ノ木		15			未着手
38	干寺島	塩谷町	干寺島		7			
39	船生(2)	塩谷町	船生		0	病院／小学校／		未着手

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
						町道		
40	芦場新田	塩谷町	芦場新田		49	町道		未着手
41	熊ノ木(3)	塩谷町	熊ノ木		10	体育館／町道		未着手
42	玉生(4)	塩谷町	玉生		1	公民館／町道		未着手
43	飯岡	塩谷町	飯岡		16	公園／町道		未着手
44	高鳥	塩谷町	上寺島	キュウベイカ	9	町道		未着手
	坂下	塩谷町	下寺島	カノ	0			
	坊ヶ入山	塩谷町	船生	坊ヶ入山	23			

(2) 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
1	西立室沢	塩谷	上寺島	萩の目境	1	町道	C	一部概成
2	東立室沢	塩谷	上寺島	萩の目境	1	町道	C	一部概成
3	黒沢	塩谷	上寺島	萩の目境	3	町道	C	一部概成
4	尚仁沢	塩谷	上寺島	萩の目境	0	ダム管理事務所 ／県道	B	一部概成
5	寺沢	塩谷	上寺島	寺沢	0	無	C	一部概成
6	三ノ上沢	塩谷	上寺島	大持沢		発電所／町道	C	概成
7	ベッコ沢	塩谷	上寺島	十ゲイマ		発電所	C	概成
8	鳥羽	塩谷	鳥羽新田	丸山	17	発電所／町道	C	未着手
9	鳥羽新田	塩谷	鳥羽新田	丸山	15	幼稚園／町道	A	未着手
10	西古屋(2)	塩谷	船生	西裏山	6	林道	A	未着手
11	西古屋(1)	塩谷	船生	西裏山	0	林道	B	未着手
12	岳下(1)	塩谷	船生	岳下	2	町道	C	未着手
13	岳下(2)	塩谷	船生	岳下	6	町道	C	未着手
14	山口	塩谷	船生	西ノ入	11	町道	A	一部概成
15	皆沢	塩谷	船生	皆沢	0	町道	C	一部概成
16	出入沢	塩谷	船生	出入	10	町道	C	一部概成
17	トビノ巣沢	塩谷	玉生	上寺島	0	町道	C	未着手
18	後久保沢	塩谷	玉生	下寺島	0	町道	C	一部概成
19	松茸	塩谷	船生	下寺島	20	町道	B	未着手
20	ホヤノギ沢	塩谷	船生	ホヤノギ沢	9	町道	B	概成
21	道谷原	塩谷	船生	上の沢	3	町道	A	一部概成
22	百目鬼	塩谷	船生	百目鬼裏	12	町道	B	一部概成
23	沼倉	塩谷	船生	滝の沢	22	町道	B	未着手
24	長沢	塩谷	玉生	長沢	22	町道	A	未着手
25	入の沢	塩谷	玉生	入の沢	12	町道	A	一部概成
26	西山(1)	塩谷	玉生	入の沢	45	町道	A	未着手
27	西山(2)	塩谷	玉生	入の沢	17	町道	A	未着手
28	西山(3)	塩谷	玉生	入の沢	7	町道	B	未着手
29	町裏	塩谷	玉生	町裏	13	郵便局／県道	B	未着手

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
30	上沢(1)	塩谷	大宮	上沢	18	町道	A	未着手
31	上沢(2)	塩谷	大宮	上沢	16	学校／町道	A	未着手
32	上沢(3)	塩谷	大宮	上沢	10	町道	B	未着手
33	飯岡(1)	塩谷	大宮	上沢	22	町道	A	未着手
34	飯岡(2)	塩谷	大宮	上沢	15	町道	A	未着手
35	山田(2)	塩谷	大宮	風見山田	0	町道	C	未着手
36	山田(1)	塩谷	大宮	風見山田	2	町道	B	未着手
37	桜沢(2)	塩谷	風見山田	チエウガ	0	町道	C	未着手
38	桜沢(1)	塩谷	大宮	風見山田	5	町道	C	未着手
39	風見	塩谷	風見山田	カスミガ入	11	町道	A	未着手
40	星の宮	塩谷	船生	佐貫	0	町道	A	一部概成
41	石小屋沢上流	塩谷	上寺島	萩の目境	0	町道	C	一部概成
42	石小屋沢下流	塩谷	上寺島	萩の目境	0	公民館／県道	C	一部概成
43	高柴	塩谷	船生	高柴	2	駐在所／町道	B	一部概成
44	尚仁沢(2)	塩谷	上寺島	萩の目境	0	県道	C	一部概成
45	大持沢	塩谷	上寺島	大持沢	0	県道	C	未着手
46	清水沢	塩谷	上寺島	清水和	0	県道	C	未着手
47	コシノ沢	塩谷	上寺島	コシノ沢		無	C	未着手
48	ホヤノギ沢(2)	塩谷	船生	ホヤノギ沢	28	無	C	未着手
49	ウエノ沢	塩谷	泉	小沢	0	町道	C	未着手
50	熊ノ木	塩谷	熊ノ木	小丸山	5	町道	C	一部概成
51	喜佐見	塩谷	喜佐見	次郎衛門	0	公民館／町道	B	未着手
52	火打石	塩谷	上寺島		19	県道	B	概成
53	明雲寺裏	塩谷	船生		24	町道	B	概成
54	芦場沢	塩谷	玉生	芦場新田	23	公民館／県道	A	概成
55	釜の沢	塩谷	上寺島	八ツ穴	0	林道	C	未着手
56	西沢	塩谷	船生	西沢	0	林道	C	一部概成
57	栃窪沢	塩谷	船生	大柄鳥谷	0	林道	C	未着手
58	船木沢	塩谷	船生	船木ヶ沢	0	林道	A	一部概成
59	沼倉(2)	塩谷	船生	沼倉山	3	町道	C	一部概成
60	宮内	塩谷	船生	宮内	5		C	一部概成
61	大名沢	塩谷	上寺島	モモノキサワ	0	林道	C	一部概成
62	オソ沢	塩谷	船生	トヤバ	0	林道	C	一部概成
63	西沢本流	塩谷	船生	西沢	0	林道	C	未着手
64	足尾谷沢	塩谷	船生	足尾谷沢	0	林道	C	一部概成
65	金沢	塩谷	船生	金沢	0	県道	C	未着手
66	松出沢	塩谷	上寺島	ナツカリミネ	7	県道	C	未着手
67	大阪地	塩谷	飯岡	大阪地	1	県道	C	未着手
	坊ヶ入山	塩谷	船生	坊ヶ入山	3			
	上沢(4)	塩谷	上沢		7			

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第8 気象及び地震に係る資料

1 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
総則	共通編	予防	風 雪 注 意 報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			強 風 注 意 報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			大 雨 注 意 報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			大 雪 注 意 報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			濃 霧 注 意 報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			雷 注 意 報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
			乾 燥 注 意 報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
			な だ れ 注 意 報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			着雪（氷）注 意 報 著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
			霜 注 意 報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
水害等	災害	復旧・復興	低 温 注 意 報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
			地面現象注意報 ※1 地面現象注意報 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される
			浸水注意報 ※1 浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
			洪水注意報 洪水注意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			水防活動の用に 水防活動用気象注意報 大雨注意報 一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
			適合するもの 水防活動用洪水注意報 洪水注意報 一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
火災・事故	地震	原子力	
震 災	資料編		

種 類				発 表 基 準
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
			大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
			大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		地 面 現 象 警 報※ 1	地面現象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
		浸水警報 ※ 1	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
		洪水警報	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	水防活動の 利用に 適合する もの	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪 水 警 報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
			大 雨 特 別 警 報	風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項を標題に明示して発表される。
			大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
		地 面 現 象 特 別 警 報 ※ 1	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こる危険性が著しく高まっている場合に発表される。

共 通 編	総 則
	予 防
	復 旧 ・ 復 興
災 害 応 急 対 策 編	水 害 等
	火 山
	火 災 ・ 事 故
	震 災
	原 子 力
資 料 編	

2 塩谷町の警報・注意報発表基準一覧表

(令和元年 10 月 17 日現在、宇都宮地方気象台)

塩谷町	府県予報区	栃木県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	那須地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159	
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=10.3、西荒川流域=9.2（暫定基準）※		
		複合基準	－		
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫（下）]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s、雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 30 cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	96		
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=8.2、西荒川流域=7.3（暫定基準）※		
		複合基準	－		
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫（下）]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s、雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 15 cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 30 cm 以上 ②40 cm 以上の積雪ががあって日最高気温が 6℃ 以上			
	低温	夏期：最低気温 16℃ 以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温－ 9℃ 以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃ 以下			
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm		

総則	共通編	災害応急対策編	資料編
予防			
復旧・復興			
水害等			
火山			
火災・事故			
震災			
原子力			

※「令和元年台風第19号」に伴い、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について、通常より引き下げた暫定基準を適用している。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- 大雨、洪水、大雪、の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

3 気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始している。

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどの人が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビ台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難になり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れることもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具がほとんど移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具がほとんど移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性の高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性の高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物では、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水マンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから漏れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

共通編			災害 応急対策編					資料編
総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	

第9 その他

1 災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日)
(栃木県規則第35号)

災害救助法施行細則を次のように定める。

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）
- (2) 公用変更令書（別記様式第2号）
- (3) 公用取消令書（別記様式第3号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公用令書（別記様式第7号）
- (2) 公用取消令書（別記様式第8号）

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

第10条 法第10条第3項の規定において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うにあたって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

- 2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

別表第1（第4条関係）

救助の程度方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 賃金職員等雇上費

ロ 消耗器材費

ハ 建物の使用謝金

ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ 光熱水費

ヘ 仮設便所等の設置費

3 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 320円

4 避難所を設置する際において、冬季（10月から3月）であるときは、別に定める額を加算する。

5 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(2) 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅を供与される者は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることができない者とする。

2 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,621,000円以内とする。

3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、別に定める。

4 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置することがある。

5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらを供与することができる。

6 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

て必要最小限度の期間を延長することができる。

- 7 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限（最高2年以内）とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

- 1 炊出しその他による食品の給与は、1の(1)の1により避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。
- 2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 主食費
 - ロ 副食費
 - ハ 燃料費等
 - ニ 雑費
- 3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり、1,080円以内とする。
- 4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、2の(1)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とす

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

る。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	7,700円
冬季	10月～3月	30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	11,000円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	2,600円
冬季	10月～3月	9,700円	12,600円	17,900円	21,200円	26,800円	3,500円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 診療

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療及び施術

ニ 施設病院又は診療所への収容

ホ 看護

3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

1 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 分べんの介助

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ロ 分べん前及び分べん後の処置

ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり、567,000円以内とする。

(4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7 生業資金の貸与

(1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ 生業費 1件当たり 30,000円以内

ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

(4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付すものとする。

1 貸与期間 2年以内

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

2 利 子 無利子

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。
 - 1 教科書代
 - イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
 - ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費。
 - 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,200円
 - ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,500円
 - ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,900円
- (4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することができる。

9 死体の搜索及び処理

- (1) 死体の搜索
 - 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
 - 2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。
- (2) 死体の処理
 - 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

- イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ロ 死体の一時保存
- ハ 検案

3 検案は、原則として救護班が行うものとする。

4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

- イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料、1体当たり3,400円
- ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,300円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
- ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

10 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

- 1 棺
- 2 埋葬又は火葬
- 3 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人208,700円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）167,000円以内とする。

(4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の搜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
- (3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり134,300円以内とする。
- (4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第2（第12条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

種 別	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費 用 弁 償 額
医師 歯科医師	23,600円	4,720円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,800円	3,160円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,000円	3,000円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	16,100円	3,220円	
大工	23,600円	4,720円	
左官	24,300円	4,860円	
とび職	21,900円	4,380円	

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

様式 略

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
		区分		6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏		7,800
		全壊冬		11,200
		半壊夏		2,600
		半壊冬		3,500
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

内容調整中

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	一世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,600円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,000円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 23,600円以内 左官 24,300円以内 とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

3 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当 事務 所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路	指定 年度
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)					
主要地方道 藤原宇都宮線	日光 矢板	日光市大字藤原 ＝(121号分岐手前0.5km)＝ 塩谷町烏羽新田 ＝(町道174号分岐点)＝	16.2	9,211	パトロール状 況により判定	土石 崩落	(国)461号	56
一般県道 東古屋土寺島線	矢板	塩谷町東古屋（東古屋橋） 塩谷町熊の草	4.0	1,275	パトロール状 況により判定	土石 崩落	なし	51

総則
予防
復旧・復興
水害等
火山
火災・事故
震災
原子力

共通編
災害
応急
対策
編
資料
編

4 指定文化財一覧

(1) 国指定史跡名勝天然記念物

種 類	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	佐 貫 石 仏 (磨 崖 仏)	塩谷町佐貫797	大正15年 2 月24日
天 然 記 念 物	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	〃 上寺島釈迦ヶ岳国有林	平成18年 7 月28日

(2) 県指定有形文化財

種 類	名 称	所 在 地	指定年月日
考 古 資 料	銅 板 阿 弥 陀 曼 荼 羅	塩谷町佐貫798	昭和62年12月22日
工 芸 品	刀銘 将 応	〃 熊ノ木450	昭和53年12月 5 日
	脇 差 (銘 宗 勝)	〃 上寺島86	平成 8 年 8 月20日

(3) 町指定有形文化財

種 類	名 称	所 在 地	指定年月日
絵 画	涅槃 図	塩谷町船生3621	昭和56年 5 月26日
	〃	〃 田所716	昭和56年 5 月26日
彫 刻	西山 不動 尊	〃 玉生1507—1	昭和47年 4 月 1 日
	釈 迦 牟 尼 仏	〃 上寺島86	昭和58年11月 9 日
	釈 迦 誕 生 仏	〃 上平249	昭和58年11月 9 日
	長 峰 の 子 持 ち 地 蔵 尊	〃 船生2488—2	平成17年12月19日
	原 荻 野 目 の 地 蔵 尊	〃 原荻野目240	平成19年 1 月25日
工 芸 品	太 刀	〃 玉生38	昭和47年 4 月 1 日
古 文 書	嘆 願 書	〃 肘内663	昭和47年 4 月 1 日
	田 所 検 地 帳	〃 田所954	昭和62年 4 月15日
	川 上 家 文 書	〃 原荻野目224	昭和63年 8 月26日
	和 気 家 文 書	〃 上寺島86	昭和63年 8 月26日
考古・歴史資料	佐 貫 石 窟 開 帳 用 具	〃 佐貫754	昭和49年 6 月 6 日
	御 慈 悲 の 碑	〃 大宮410—1	昭和50年 7 月19日

(4) 県・町指定無形民俗文化財

種 類	名 称	指定	所 在 地	指定年月日
舞	風 見 の 神 楽	県	塩谷町風見区	昭和32年2月15日
	寺 小 路 の 獅 子 舞	町	〃 井戸神区	昭和48年12月17日
	道 下 の 獅 子 舞	町	〃 道下区	昭和49年 6 月 6 日
	山 口 の 獅 子 舞	町	〃 山口区	平成17年12月19日
囃	上 平 の 大 杉 ば や し	町	〃 上平区	昭和54年 5 月22日

(5) 県・町指定史跡名勝天然記念物

種 類	名 称	指 定	所 在 地	指定年月日
天 然 記 念 物	船 生 の ヒ イ ラ ギ	県	塩谷町船生2041	昭和32年12月8日
史 跡	高 札 場 跡	町	〃 大久保348—1	昭和55年10月1日
	皇 后 塚	町	〃 船生4403	昭和63年8月26日
	官 修 墳 墓	町	〃 船生6578—1	昭和63年8月26日
	皇 太 子 殿 下 行 啓 記 念 碑	町	〃 船生4022—3	昭和63年8月26日
	鳥 羽 新 田 箒 根 神 社	町	〃 鳥羽新田193	平成8年3月8日
	佐 貫 ス ト ー ン サ ー ク ル	町	〃 佐貫字琴平脇789	平成8年3月8日
	西 の 山 古 墳 群	町	〃 大宮字西の山2479他	平成8年3月8日
天 然 記 念 物	し だ れ 桜	町	〃 大宮1987	昭和47年4月1日
	榎 (カ ヤ) の 木	町	〃 鳥羽新田136	昭和47年4月1日
	榊 (ナ ツ メ) の 木	町	〃 熊ノ木390	昭和49年6月6日
	さ い か ち の 木	町	〃 田所954	昭和49年6月6日
	さ い か ち の 木	町	〃 原荻野目224	昭和49年6月6日
	コ ノ テ カ シ ワ (白 檀)	町	〃 上寺島薬師堂地内	昭和55年10月1日
	岩 戸 別 神 社 社 叢	町	〃 船生8171	昭和56年5月26日
	伯 耆 根 神 社 社 叢	町	〃 玉生1745	昭和56年5月26日
	薬 師 堂 参 道 の 杉 並 木	町	〃 道下1178—1	昭和57年9月6日
	道 下 の し だ れ 桜	町	〃 道下1029	平成19年1月25日
	金 枝 の 桜	町	〃 金枝945—1	平成19年1月25日

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	共通編	災害応急対策編	資料編
----	----	-------	-----	----	-------	----	-----	-----	---------	-----

第10 様式等

1 災害報告用紙

災害報告用紙

覚知日 令和 年 月 日				報告者 課・担当名 総・企・税・住・保・高・建・産・学・ 生・議・会・庁 担当 氏 名			
覚知時間 時 分							
被害場所							
被害内容							
通報者							
電話番号 — —							
決 裁						合 議	
町 長	副町長	総務課長	企画課長				
課 長	主 幹	課長補佐	係長 (副主 幹)	係			
詳細記入欄（地図がある場合は添付すること）							
対応課・担当			復旧に向けた情報（工事先 等）			罹災証明の必要	
総・企・税・住・保・高・ 建・産・学・生・議・会・ 庁 担当						有 ・ 無	

栃木県塩谷郡塩谷町役場

2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW—TEL 500—2136 NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出 火 場 所			栃木県防災 情報マップ	6 — , — (英字) (数字)
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)	
出 火 箇 所			出 火 原 因	
死 傷 者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽 症	人 人 人 人	死者の生じた 理 由	
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	計 棟	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況	
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW—TEL 500—2136 NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	(TEL)
事故名 { 1 危険物等に係る事故 { 2 原子力施設等に係る事故 { 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要		危険物施設の 区 分		
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	消防本部(署)	人		
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		警戒区域の設定 月 日 時 分	自 衛 隊	人
		使用停止命令 月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW—TEL 500—2136／NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害						
発生場所							
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) 覚知方法						
事故等の概要							
死傷者等	<table border="0"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td rowspan="3"> { 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人) </td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	不明 人
死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)					
計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)						
不明 人							
救助活動の要否							
要救護者数(見込)	救助人員						
消防・救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW—TEL 500—2136／NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部損壊	棟	未分類	棟
	119 番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他市町が講じた応急対策									

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示(緊急)・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

共通編	災害応急対策編	資料編
総則	水害等	
予防	火山	
復旧・復興	火災・事故	
	震災	
	原子力	

第4号様式(その1)別紙

市町名 () ()

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

内容調整中

第 4 号様式（その 2）「被害状況即報」

終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146				送付先：栃木県民生活部危機管理課・消防防災課（NW—TEL 500—2136／NTT—TEL 028—623—2136） ※第 1 報については F A X 送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合を除く】										
市 町 村 名 (消防本部名)	市 町 名		区 分		被害		被害		区分		被害		災害対策本部の設置状況		県
報告者名	災害名		流出・埋没		冠水		ha		ha		千円		千円		市 町
災害名	災害名		流出・埋没		冠水		ha		ha		千円		千円		
報告番号	第 報		文教施設		箇所		箇所		公共施設被害市町村数		千円		千円		計
報告番号	第 報		文教施設		箇所		箇所		公共施設被害市町村数		千円		千円		
被害	死者		橋りよう		箇所		箇所		農業被害		千円		千円		団体
被害	行方不明者		河川		箇所		箇所		林業被害		千円		千円		
被害	重傷者		砂防		箇所		箇所		畜産被害		千円		千円		計
被害	軽傷者		清掃施設		箇所		箇所		水産被害		千円		千円		
被害	全壊		崖くずれ		箇所		箇所		商工被害		千円		千円		件
被害	全壊		鉄道不通		箇所		箇所		その他		千円		千円		
被害	半壊		被害船舶		隻		戸		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	一部破損		水道		回線		戸		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	床上浸水		電話		回線		戸		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	床上浸水		雷気		戸		戸		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	床上浸水		ガス		箇所		箇所		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	床上浸水		プロック塀等		箇所		箇所		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	床上浸水		り災害世帯数※2		世帯		世帯		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	床上浸水		り災害世帯数※2		世帯		世帯		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	床上浸水		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	床上浸水		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	公共建物		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	公共建物		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		
被害	その他		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		件
被害	その他		火災発生		件		件		災害の概況		被害総額		119 番通報件数		

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。 ◎被害額は省略することができるものとす
る。
※ 1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※ 2 り災害世帯及びり災害世帯は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及びり災害世帯を計上すること。 ◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約
10件、30件、50件（50件を超える場合は多
数）と記入すること。

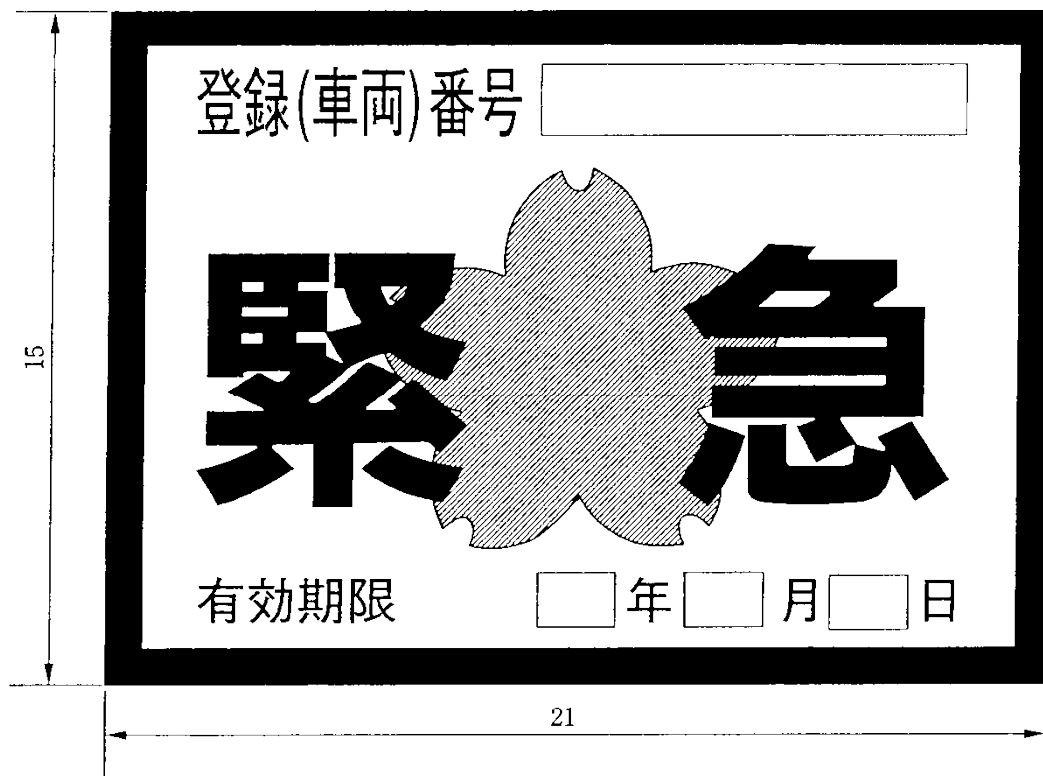
3 緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章

総則		共通編	年 月 日									
			緊急通行車両等確認申出書									
予防	復旧・復興	水害等	火災・事故	震災	原子力	災害 応急 対策 編	栃木県知事	様	住所	申出者	氏名	印
							電話 ()	局	番			
番号標に表示されている番号												
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）												
使用者	住所	電話 () 局 番										
	氏名											
通行目的												
通行日時												
通行経路	出発地	目的地										
備考												

年 月 日		
緊急通行車両等確認証明書		
栃木県知事		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） 局 番
	氏名	
通行目的		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。